

令和 3（2021）年度

包括外部監査報告書

警察本部の事務の執行及び事業の管理について

栃木県包括外部監査人

町田 昌久

目次

| | |
|-------------------------|-----|
| I 監査の概要 | 1 |
| 第1章 外部監査の種類 | 1 |
| 第2章 選定した特定の事件（テーマ） | 1 |
| 第3章 外部監査対象期間 | 1 |
| 第4章 特定の事件（テーマ）を選定した理由 | 1 |
| 第5章 外部監査の対象 | 2 |
| 第6章 実施した監査の方法 | 2 |
| 第7章 外部監査人及び補助者 | 3 |
| 第8章 外部監査の実施時期 | 3 |
| 第9章 外部監査の結果 | 3 |
| II 外部監査対象の概要 | 5 |
| 第1章 栃木県警察の組織 | 5 |
| 第2章 令和2年栃木県警察基本姿勢及び重点目標 | 6 |
| 第3章 令和2年度一般会計予算 | 6 |
| III 監査の結果 | 8 |
| 第1節 歳入 | 8 |
| 第1章 使用料及び手数料 | 9 |
| 第2章 財産収入 | 20 |
| 第3章 諸収入 | 26 |
| 第2節 歳出 | 35 |
| 第1章 公安委員会運営費 | 35 |
| 第2章 警察職員費 | 37 |
| 第3章 警察職員退職手当 | 46 |
| 第4章 警察運営費 | 48 |
| 第5章 装備費 | 92 |
| 第6章 航空機維持費 | 105 |
| 第7章 警察施設整備費 | 109 |
| 第8章 警察施設維持費 | 115 |
| 第9章 職員宿舍整備費 | 125 |
| 第10章 交通安全施設整備費 | 129 |
| 第11章 交通安全施設維持費 | 133 |
| 第12章 運転免許費 | 136 |
| 第13章 交通安全教育センター運営費 | 142 |
| 第14章 恩給及び退職年金費 | 145 |

| | |
|---------------------|-----|
| 第 15 章 一般警察活動費..... | 146 |
| 第 16 章 刑事警察費..... | 175 |
| 第 17 章 交通指導取締費..... | 218 |
| IV その他所見 | 241 |

I 監査の概要

第1章 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

第2章 選定した特定の事件（テーマ）

警察本部の事務の執行及び事業の管理について

第3章 外部監査対象期間

令和 2 年度（自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 3 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

第4章 特定の事件（テーマ）を選定した理由

人々が日々の生活を安全・安心に暮らせることは、豊かな社会の大切な要素であるが、その安全・安心な生活を脅かす要因には、自然的要因と人為的要因があると考えられる。前者には自然災害や、現在、世界的大流行となっている新型コロナウイルス感染症のような疫病が挙げられる。後者には、複合的要因ではあるが 10 年前の原発事故による放射能汚染や、過失が招く交通事故、さらには故意による他人の財産や生命に危害を及ぼす犯罪がある。

令和 2 年度は、前者に関係する自然災害対策を監査テーマとしたことから、今年度は人為的要因による問題として交通事故の防止や犯罪の取締りを監査対象として考えてみたい。

新聞記事によると、栃木県内の 2020 年の交通事故による死者数は、1952 年以降最少の 60 人となっている。その一方、不名誉な記録として取り上げられているのが、信号機のない横断歩道での車両の一時停止割合が全国最下位という調査結果である（2018 年の日本自動車連盟（JAF）調査）。また、2019 年に県内で起きた自転車通学中の事故のうち、中学生が最も過失の重い「第 1 当事者」となった割合が全国ワースト 1 位であるという調査結果も掲載されている。交通事故が道路交通環境等の構造的要因による場合があり、当事者の過失のみを問えない事例がある。道路整備のような中長期間を要する問題解決とは別に、事故多発地帯におけるなお一層の交通規則の遵守が求められ、交通規制を含めたソフト面の対応や違反者の取締りが必要となる。

近年、児童虐待は重大事件に至る事例が多発しており、新聞やテレビのニュースで取り上げられる件数が増加している。特に 2019 年千葉県野田市で起きた小学 4 年生の女兒に対する虐待事件は、最悪の結果を招き、加害者である父親のしつけ発言の異常性や虐待の凄惨さから児童虐待に対する社会の関心が一気に高まった。児童虐待は、家庭内における問題のため事件になるまで表面化し難い面がある。早期発見・未然防止のためには、地域住民の協力や、児童相談所、福祉事務所、学校等と警察との情報共有や連携が必要となる。

また、家庭内における潜在的な事件として夫婦間の暴力、特に夫から妻への暴力が事件化する報道も目にするようになった。あるいは、異性間のトラブルが発展し、ストーカー被害に悩まされる犯罪も社会的に認知される犯罪となっている。全国的には重大犯罪に至る事件も生じているが、事前に警察や行政に相談をしていたにも係わらず被害にあってしまう事件が起きており、その対応が問題視されることがある。

経済犯罪に目を向けると、高齢者を狙った特殊詐欺が全国的な問題となっており、その手口は年々巧妙化している。高齢者以外にも特殊詐欺に巻き込まれる被害者の範囲が拡大し、キャッシュカードのすり替えによる詐欺盗難等の犯罪が登場している。インターネット利用を狙った詐欺事件では、偽のメールや Web サイトを使ってクレジットカードの番号を盗み出す「フィッシング詐欺」も現れている。

ネット社会を利用したサイバー犯罪は、これからも増加するものと思われるが、詐欺・悪質商法等の経済犯罪だけでなく、迷惑メールや名誉棄損・誹謗中傷、嫌がらせ等の事件も話題になっている。

警察行政においては、犯罪の早期解決が期待されているが、冤罪事件の防止手段として取り調べの可視化も議論されており、基本的人権を損なうことの無いように犯罪の摘発、抑止をいかに図るかという難しい役割を担っている。

平成 28 年に策定した「とちぎ元気発信プラン」(2016 年度-2020 年度)では、重点戦略の 1 つとして「暮らし安心健康戦略」を掲げ、「暮らしの安心実現プロジェクト」において「交通事故抑止対策の推進」及び「犯罪を発生させない安全な地域づくり」を重点的取組として推進している。これは、現在の栃木県重点戦略である「とちぎ未来創造プラン」(2021 年度-2025 年度)に引き継がれている。

来年度に開催される「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」では、県内外から多くの人々が会場へ足を運ぶことが見込まれることから、本県の安全・安心な地域づくりを確固たるものとするのが求められており、警察行政に対しても大きな期待が寄せられている。

そこで、県民の生活の基盤となる安全・安心について重要な役割を担う警察本部の事務の執行及び事業の管理を監査テーマとして選定した。

第5章 外部監査の対象

栃木県警察本部

第6章 実施した監査の方法

1. 監査の要点

包括外部監査の根拠規定である地方自治法第 252 条の 37 第 2 項によると、包括外部監査人は、監査に当たって監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事

業の管理」が、第2条第14項（住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）にのっとってなされているかどうかを意を用いなければならないとされる。この規定を受けて包括外部監査における監査要点は、次の2つにまとめることができる。

- ① 財務事務執行の合规性
- ② 行政の管理の視点（住民福祉の増進等の観点から上記地方自治法第2条第14項及び第15項、具体的には施策の有効性、効率性、経済性、公平性、公正性、優先性、説明責任等）に基づいて、予算統制制度が整備運用されているか否か

2. 実施した監査手続

- (1) 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認し、関係書類・帳票類の閲覧、突合、関係者への質問等を実施した。
- (2) その他包括外部監査人が準拠性監査を実施するために及び監査の要点を検証する上で必要と認めた監査手続を実施した。

第7章 外部監査人及び補助者

包括外部監査人

公認会計士 町 田 昌 久

補助者

公認会計士 鈴 木 公 泉

公認会計士 牧 野 安 浩

弁 護 士 松 本 直 樹

公認会計士 針 谷 和 弘

第8章 外部監査の実施時期

令和3年7月7日から令和4年1月7日まで監査を実施し、令和4年3月17日に最終的な意見をまとめたものである。

第9章 外部監査の結果

この監査報告書では、地方自治法第252条の37第2項に基づき、監査の結果を以下のとおり2つに区分した。記載にあたっては、監査の結果を「ア.結論」とその説明としての「イ.内容」に分け、見出しに「指摘事項」か「意見」の区別を付けている。監査の結果、特に問題となる事項がなかった場合は、その旨を記載している。

| 区分 | 説明 |
|------|--|
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 予算執行に関する法規性違反の事実 ● 事業の「有効性」、「効率性」等の観点から予算統制が著しく不適切であること |
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指摘事項に対する改善提案 ● 事業の管理に対する改善提案 |

包括外部監査の範囲として、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に規定する「包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行」に予算統制制度（いわゆる PDCA サイクル）の整備運用状況の監査を含めることが適切か否かは、特に地方自治法第 199 条第 2 項の行政監査との関係で疑問のあるところである。この報告書では、予算統制制度の整備運用状況は、財務に関する事務の執行の範囲に含まれるものとして監査を実施している。その理由は、財務監査であっても、先に挙げた地方自治法第 2 条第 14 項（住民福祉の増進等）や第 15 項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、財務事務の執行の有効性（予算統制が機能しているか）について監査を行うことは可能であると考えからである。

では、行政監査の範囲とこの報告書における監査の範囲の違いが何かといえば、当報告書においては、予算統制に不備がある事実は記載するが、事業の評価、政策的当否についての論評や政策判断あるいは行政評価を指摘事項や意見として記載することはないということである。行政監査は、一般行政事務それ自体について、有効性や効率性、経済性等から事業の評価を行うことが可能であり、事業が適正かつ効率的な運営か否か、事務の合理性及び能率性の観点から踏み込んだ意見が出せるという点において、監査機能が広範囲である。

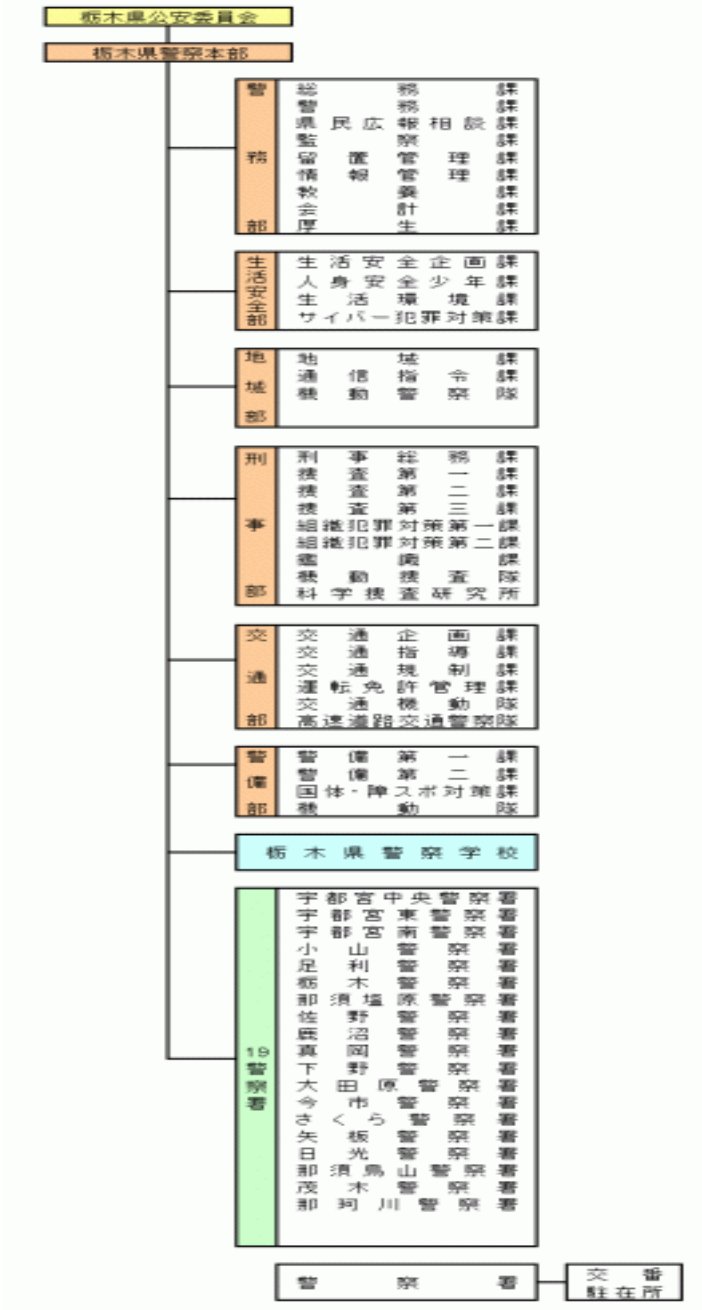
例えば、この報告書の監査の結論には、次のような記載は行っていない。事業の評価について、この事業は成果が上がっているため有効であるとか、政策目的が類似しているにもかかわらず事業が統合されていないため事業を統合して効率化を図るべきである等の意見である。また、政策判断として、この事業を実施するには組織の人員を増加すべきであるとか、外部への委託事業として実施すべきであるという意見や、事業の効果を上げるために事業規模をより拡大すべきであるとか、反対に効果が出ていないために事業規模を縮小、さらには廃止すべきであるとかの意見である。あるいは、事業を管理する上で、組織の権限が分散しているため職員の配置を見直す必要があるとか組織を再編すべきである等の見解である。報告書において、これらの事項に触れることがあっても、結論としてその旨を記載することはないように注意している。

II 外部監査対象の概要

第1章 栃木県警察の組織

栃木県警察は、栃木県公安委員会の管理の下に置かれる行政組織であり、その管轄区域は栃木県の区域と一致する。警察組織は、警察本部と警察署から成り、栃木県警察本部長が栃木県警察の長である。

☆ 栃木県警察本部組織図紹介



(出典：組織図 栃木県警察本部 Web サイト)

第2章 令和2年栃木県警察基本姿勢及び重点目標

栃木県警察では、警察のあるべき姿を明確にし、職員が共通の認識のもとに業務を推進するため、業務運営の指針を掲げている。

① 基本姿勢 「安全で安心な“とちぎ”」を実現するための3つの基本姿勢

誠実・・・正しく、思いやりを持って活動する

仁愛・・・県民・郷土への慈しみを持って職務に当たる

強靱・・・強さとしなやかさを兼ね備えた警察組織を確立する

② 重点目標 基本姿勢に基づいた7つの重点目標

(ア) 犯罪抑止総合対策の推進

(イ) 交通死亡事故抑止対策の推進

(イ) 街頭活動等の一層の推進

(ロ) 災害、テロ等緊急事態対策の推進

(ウ) 重要犯罪等の徹底検挙

(エ) 県民の期待と信頼に応える活動の推進

(エ) 組織犯罪総合対策の推進

第3章 令和2年度一般会計予算

令和2年度の一般会計当初予算における警察費の金額は480.6億円であり、県全体の歳出予算(8,374億円)の5.7%を占めている。その内訳は、次のとおりであるが、義務的経費と呼ばれる職員費、退職手当等が警察費の約7割を占めている。

また、歳入の内訳は使用料及び手数料収入、財産収入、諸収入などの自主財源である。その規模は、「Ⅲ 監査の結果」第1節歳入の冒頭に示してあるとおり予算額で42.5億円である。

(単位：百万円)

| 項 目 | 報酬 | 給料 | 職員手 当等 | 共済費 | 恩給及 び退職 年金 | 災害補 償費 | 報償費 | 旅費 | 交際費 | 需用費 | 役務費 | 委託料 | 使用料 及び賃 借料 | 工事請 負費 | 備品購 入費 | 負担 金、補 助及び 交付金 | 補償、 補填及 賠償金 | 償還 金、利 子及び 割引料 | 公課費 | 合計 | |
|-----------|-----|--------|-----------|-------|------------------|-----------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|------------------|-----------|-----------|-------------------------|-------------------|-------------------------|-----|--------|-------|
| 警察管理費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公安委員会費 | 7 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | 7 | |
| 警察本部費 | 257 | 15,351 | 14,237 | 5,488 | | 7 | 163 | 71 | 1 | 271 | 102 | 81 | 404 | | 1 | 43 | 0 | | | 36,483 | |
| 装備費 | | | | | | | | | | 291 | 21 | 1 | 4 | 90 | 513 | 32 | | | | 18 | 973 |
| 警察施設費 | | | | | | | | | | 506 | 175 | 289 | 1,002 | 5,639 | | 11 | | | | | 7,624 |
| 運転免許費 | | | | | | | | | | 425 | 11 | 840 | 220 | 59 | 3 | 0 | | | | 0 | 1,562 |
| 恩給及び退職年金費 | | | | | 34 | | | | | | | | | | | | | | | | 34 |
| 小計 | 265 | 15,351 | 14,237 | 5,488 | 34 | 7 | 163 | 71 | 1 | 1,494 | 310 | 1,213 | 1,631 | 5,789 | 519 | 87 | 0 | | 18 | 46,685 | |
| 警察活動費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般警察活動費 | 0 | | | | | | | 46 | | 10 | 266 | 6 | 10 | | | 1 | | | | 0 | 342 |
| 刑事警察費 | 41 | | | | | | | 0 | | 32 | 12 | 88 | 136 | 1 | 4 | 2 | | | | | 320 |
| 交通指導取締費 | 4 | | | | | | | | | 43 | 66 | 377 | 183 | | 5 | 34 | | | 0 | | 715 |
| 小計 | 45 | | | | | | | 47 | | 87 | 346 | 472 | 329 | 1 | 9 | 38 | | | 0 | 0 | 1,377 |
| 合計 | 310 | 15,351 | 14,237 | 5,488 | 34 | 7 | 163 | 118 | 1 | 1,581 | 656 | 1,685 | 1,961 | 5,791 | 528 | 125 | 0 | 0 | 18 | 48,063 | |

上記一般会計予算の項目に対する監査の結果は、当報告書の「Ⅲ 監査の結果」の各章に次のとおり対応している。

| 項 | 目 | Ⅲ 監査の結果 |
|-----------|--------------------|--------------|
| 歳入 | | 第1節 歳入 |
| 歳出 | | 第2節 歳出 |
| 警察管理費 | 公安委員会費 | 第1章 公安委員会運営費 |
| | 警察本部費 | 第2章 警察職員費 |
| | | 第3章 警察職員退職手当 |
| | | 第4章 警察運営費 |
| | 装備費 | 第5章 装備費 |
| | | 第6章 航空機維持費 |
| 警察施設費 | 第7章 警察施設整備費 | |
| | 第8章 警察施設維持費 | |
| | 第9章 職員宿舍整備費 | |
| | 第10章 交通安全施設整備費 | |
| | 第11章 交通安全施設維持費 | |
| 運転免許費 | 第12章 運転免許費 | |
| | 第13章 交通安全教育センター運営費 | |
| 恩給及び退職年金費 | 第14章 恩給及び退職年金費 | |
| 警察活動費 | 一般警察活動費 | 第15章 一般警察活動費 |
| | 刑事警察費 | 第16章 刑事警察費 |
| | 交通指導取締費 | 第17章 交通指導取締費 |

なお、「Ⅲ 監査の結果 第2節 歳出」の各章冒頭に、栃木県警察がまとめた各章ごとの事業の概要を原則として記載している。その内容は、事業の概要のほか、予算の執行状況、重点目標と主な取組内容と事業名、事業の実績等である。

III 監査の結果

第1節 歳入

警察本部の令和2年度の歳入内訳は、次のとおりである。歳入の項目のうち、外部監査の対象としたものは、表の右欄に丸印を付けてある。対象選定の基準は、金額の大きな取引かつ歳入の事務手続きに対して特に内部牽制が必要と考えられる取引とした。

| 款No | 款名称 | 略科目コード | 節名 | 予算額(円) | 収入済額(円) | 監査対象 |
|-----|----------|--------|-------------------|---------------|---------------|------|
| 07 | 分担金及び負担金 | 0951 | 社会保険料負担金 | 1,428,000 | 1,906,708 | |
| 08 | 使用料及び手数料 | 1191 | 家屋使用料 | 7,170,000 | 3,426,968 | ○ |
| | | 1192 | 土地使用料 | 20,710,000 | 952,117 | ○ |
| | | 1194 | 工作物使用料 | 593,000 | 1,500 | ○ |
| | | 4510 | 自動車保管場所証明申請手数料 | 82,467,000 | 46,101,300 | ○ |
| | | 4511 | 自動車保管場所標章交付手数料 | 20,420,000 | 11,310,000 | ○ |
| | | 1360 | 収入証紙手数料 | 2,352,899,000 | 2,211,456,670 | ○ |
| | | 1370 | 行政不服審査会等主張書面交付手数料 | 0 | 7,280 | |
| 09 | 国庫支出金 | 2651 | 一般行政費補助金 | 430,583,000 | 405,781,000 | |
| | | 2652 | 警察施設整備費補助金 | 489,282,000 | 489,283,000 | |
| | | 2653 | 交通安全施設整備費補助金 | 299,651,000 | 299,651,000 | |
| 10 | 財産収入 | 4201 | 公舎等利用料 | 281,829,000 | 183,755,200 | ○ |
| | | 4202 | 土地貸付料 | 61,000 | 12,977,798 | ○ |
| | | 4203 | 家屋貸付料 | 7,478,000 | 8,894,872 | ○ |
| | | 4206 | 職員駐車場等利用料 | 672,000 | 668,500 | ○ |
| | | 4301 | 土地売払収入 | 0 | 26,310,000 | |
| | | 4327 | 不用品売払収入 | 3,525,000 | 1,877,590 | ○ |
| 14 | 諸収入 | 4472 | 延滞金（放置違反） | 0 | 278,000 | |
| | | 4480 | 放置違反金 | 65,059,000 | 42,686,000 | ○ |
| | | 5215 | 食費光熱水費等弁償金 | 15,308,000 | 9,547,446 | |
| | | 5217 | 警察弁償金 | 3,009,000 | 1,281,176 | |
| | | 5318 | 留置人費償還金 | 96,191,000 | 89,193,280 | ○ |
| | | 5319 | 交通切符印刷費負担収入 | 445,000 | 167,552 | |
| | | 5320 | 通告書送付費支出金 | 2,751,000 | 1,416,165 | |
| | | 5395 | 電話料 | 5,966,000 | 0 | |
| | | 5400 | 雑入 | 71,607,000 | 73,265,055 | ○ |
| | 合計 | | | 4,259,104,000 | 3,922,196,177 | |

注

- (ア) 「略科目コード 1192 土地使用料」及び「略科目コード 4202 土地貸付料」は、予算額の算定において使用科目の取違えがあったため、実績値と乖離が生じている。従前の西那須野免許試験場は、行政財産だったため土地使用料で歳入予算計上していたが、現状普通財産となっているため歳入実績は正しい科目である土地貸付料での計上とした。
- (イ) 「略科目コード 4301 土地売払収入」の実績は、交番への統合により未利用財産（土地）となった駐在所敷地4件について、一般競争入札によ

り売払いを行ったものである。従来は、未利用財産の処分は、経営管理部管財課が実施していたが令和元年度の途中から 20,000 千円未満の財産は、各部局で処分することになった。警察本部として令和 2 年度の予算策定の段階では初めてのことであり、歳入未確定物件のため歳入予算の予算要求ができない状況であったことから予算額を計上していない。

- (ウ) 「略科目コード 5395 電話料」の実績値が 0 となっているが、駐在所の公用加入電話の私用電話料及び電報料に対する個人負担分を歳入予算として計上している。最近は、携帯電話等の普及により実績がない。

第1章 使用料及び手数料

第1. 家屋使用料、土地使用料、工作物使用料

担当部課名 警務部会計課（管財）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察施設の財産管理において、県有財産の使用許可を行っており、栃木県行政財産使用料条例に基づき家屋使用料、土地使用料及び工作物使用料を徴収している。

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

歳入（使用料）

（単位：千円）

| 区分 | 家屋使用料 | 土地使用料 | 工作物使用料 | 合計 |
|-------|-------|-------|--------|-------|
| 予算額 | 3,734 | 941 | 593 | 5,268 |
| 事業費実績 | 3,426 | 952 | 1 | 4,379 |
| 予算差額 | △308 | 11 | △592 | △889 |

(3) 令和 2 年度 of 取組と実施状況

① 家屋使用料

運転免許センター

- ・ 食堂売店及びプロパン庫使用料（（一財）栃木県警友会）
- ・ 事務室及び写真機等使用料（（一財）栃木県交通安全協会）
- ・ 事務室使用料（（一社）栃木県指定自動車教習所協会）外

② 土地使用料

しもつけ会館

- ・ 駐車場、倉庫敷使用料 ((一財) 栃木県交通安全協会)
- 運転免許センター
- ・ 電柱敷使用料 (東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社)
- (東日本電信電話(株)埼玉事業部栃木支店)
- ・ 倉庫敷使用料 ((一財) 栃木県交通安全協会) 外

③ 工作物使用料

那須烏山警察署

- ・ 架空ケーブル使用料 (東日本電信電話(株)埼玉事業部栃木支店)
- 運転免許センター
- ・ 講習会等使用料 (栃木県二輪車安全普及協会)
- ((社) 栃木県指定自動車教習所協会) 外

※令和2年度はコロナ禍のため、講習会等が中止になり、使用許可申請がなかった。

2. 監査の結果

(1) 使用料の事務手続きについて

ア. 結論

県有財産の使用許可及び使用料の算定について、担当課に質問及び資料の閲覧を行った結果、問題はなかった。

イ. 内容

警務部会計課は、警察施設に対する使用許可を行うに当たり、団体等からの申請を受け栃木県行政財産使用料条例に基づき、行政財産使用許可取扱基準に照らして団体等の性格、使用の目的が行政財産の用途目的に適合するか否かを確認し許可の判断を行っている。また、使用料について、使用料減免基準に該当する場合はその基準に基づき使用料の減免を行う。使用許可を与える場合は、申請者に指令書を発行する。

具体的に2団体の土地及び建物の使用について、許可の判断及び使用料の算定を検証した。

(ア) 一般財団法人栃木県警友会

当該団体は、運転免許センターにおいて食堂、売店を営んでおり、その施設及び敷地を栃木県より賃借している。食堂、売店は、会員である警察職員以外に一般の人々も利用できる。団体の目的は、栃木県警察の組織の活性化及び安全な地域社会づくりを目指し、会員の福利の増進を図ることを目的としている。行政財産使用許可取扱基準の第3(1)ウの「県の職員その他県有施設を利用する者のため、食堂、売店(自動販売機を含む。)、理髪店その他の福利厚生施設等を設置するために使用するとき」に該当することから使用許可を与えている。使用料は、使用料減免基準第7(1)の「県有施設を利用する県民の利便を図り、もって県有施設の効率的活用に資するため、県

有施設内において食堂、売店を運営させるため団体または個人に使用許可するとき」に該当し、客席部分は 80%、客席以外は 50%の減免を受けている。使用料は、基準に従って定められており、年間土地、建物合わせて 1,243 千円となっている。

(イ) 一般財団法人栃木県交通安全協会

当該団体は、しもつけ会館内の駐車場及び倉庫の敷地を賃借している。行政財産使用許可取扱基準に照らし、使用料減免基準に基づき使用料が決定されている。土地の基準となる金額は、財産台帳の評価単価（固定資産税評価額）であり、その㎡単価に使用面積を掛け更に料率（非営利目的の場合 4%）を掛けて算定する。当該団体は、減免率が 50%に該当し、使用料は年間 61,660 円となっている。財産台帳の書き換えが 3 年ごとに行われるため、一般に使用許可の期間は 3 年となっている。

第2. 収入証紙手数料 風俗営業・古物営業・質屋営業・警備業・探偵業関係

担当部課名 生活安全部生活環境課

1. 事業概要

収入証紙手数料納入額の内訳

| 許可申請等の種類 | 金額（単位：円） |
|----------|------------|
| 風俗営業関係 | 22,257,980 |
| 古物営業関係 | 18,376,400 |
| 質屋営業関係 | 16,500 |
| 警備業関係 | 6,711,000 |
| 探偵業関係 | 57,100 |
| 合計 | 47,418,980 |

2. 監査の結果

(1) 収入証紙手数料の事務手続きについて

ア. 結論

風俗営業関係、古物営業関係、警備業関係について、収入証紙手数料の事務手続きを監査したが、担当者への質問及び書類の閲覧の結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

(ア) 風俗営業関係

風俗営業に関する規制は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき実施されているが、その対象となる営業は同法第 2 条各号に定められているキャバクラ、パチンコ店、ゲームセンター、マージャン店等である。申請書を受付けると、事業者の人的欠格事由の有無、店舗の図面確認、現地調査、営業時間等の営業形態を確認する。

風俗営業関係の収入証紙手数料の内訳は、次のとおりである。

(単位：円、台)

| 許可申請等の種類 | 手数料 | 件数(台数) | 金額 |
|----------------|--------|--------|------------|
| 風俗営業許可（その他の営業） | 24,000 | 67 | 1,608,000 |
| 変更承認（認定機のみの場合） | 2,400 | 152 | 364,800 |
| 変更承認（検定機がある場合） | 5,200 | 3,288 | 17,097,600 |
| 遊技機の認定（型式数） | 3,900 | 222 | 865,800 |
| その他 | | | 2,321,780 |
| 合計 | | | 22,257,980 |

収入証紙手数料は、事業者に各事項の申請の際、受付において申請書類とともに収入証紙を提出してもらうことで納付となる。監査では、警察本部生活安全部長の専決（行政庁の権限を代行すること）となっている遊技機の認定について、書類の閲覧とサンプルの監査を実施した。受付時に手書きで作成している「収入証紙手数料徴収簿」の令和2年度の記載と決算資料である令和2年度の収入証紙手数料納入額一覧表を照合した。また、「収入証紙手数料徴収簿」から3件を抽出し、個別に申請書類を閲覧したが問題はなかった。

(イ) 古物営業関係

古物商の許可は、一度取得すれば永久許可であるため許可を受けている事業者の数は多い。以前は延べ18,000件程の許可数があったが、法律改正により主な事業所の登録が義務化され、その登録が行われない場合は許可が失効となったため、現在では約8,000件となっている。許可対象は、中古車販売や古着販売等の事業者が多い。

古物営業関係の収入証紙手数料の内訳は、次のとおりである。

(単位：円、件)

| 許可申請等の種類 | 手数料 | 件数 | 金額 |
|-------------|--------|-----|------------|
| 古物商・市場主営業許可 | 19,000 | 949 | 18,031,000 |
| 許可証書換 | 1,500 | 206 | 309,000 |
| 許可証再交付 | 1,300 | 28 | 36,400 |
| 合計 | | | 18,376,400 |

古物商の営業許可申請の受付は、各警察署で行い、その時点で収入証紙の貼付及び消印を行う。裁決は、生活安全部生活環境課長の専決（行政庁の権限を代行すること）であるため、警察署は申請書類のコピーを生活環境課へ送り裁決後に許可証の発行を待って、警察署で申請者に交付する。

(ウ) 警備業関係

警備業の認定は、警察本部生活安全部長の専決となるが、申請の受付は各警察署において行っている。警備業では、警備員指導教育責任者を採用する必要があり、警備員指導教育責任者は、警備業務の内容別に講習を受けて試験に合格することが求められる。受講者は、各警察署において申込みを行う。各警察署では、受付けた受講申込書一式を警察本部生活安全部へ郵送する。申込者は、講習の委託先である栃木県警備業務協会の講習を受講する。申込者は、受講初日に収入証紙を納付する。受講が終了した時点で、生活安全部生活環境課が試験を実施し合否判定を行う。

警備業関係の収入証紙手数料の内訳は、次のとおりである。

(単位：円、件)

| 許可申請等の種類 | 手数料 | 件数 | 金額 |
|---------------------|--------|-----|-----------|
| 警備員指導教育責任者資格者証交付 | 9,800 | 163 | 1,597,400 |
| 警備員指導教育責任者講習(1号～4号) | | 70 | 2,319,000 |
| 検定合格証明書の交付申請 | 10,000 | 125 | 1,250,000 |
| その他 | | | 1,544,600 |
| 合計 | | | 6,711,000 |

収入証紙手数料の收受手続について、「収入証紙手数料徴収簿」から4件の事例を抽出し収入証紙貼付消印の確認と必要書類の保管状況を閲覧したが問題となる事項はなかった。

(2) 期間の定めのある許可について(意見)

ア. 結論

パチンコ台の許可期間について、期間が適切に遵守されているか否か店舗別の管理ができない状況にあるため、変更承認の収入証紙手数料の漏れが生じていないか検証できる管理が必要である。

イ. 内容

生活環境課の許可業務の中で期間の定めがある主な許可に、風俗営業のパチンコ店に対するパチンコ台型式検定3年、認定3年の期間がある。また、警備業認定の期間は5年となっている。警備業の期間は、システム管理により期間が経過していないかを即座に確認することができる。

一方、パチンコ台型式は、パチンコ台の入れ替え時に業者からの申請があつて確認するのみであり、変更承認の申請期間が適切に守られているかは正確に把握できていない。特にパチンコ台は、近年ギャンブル性の高い射幸心をそそる台が次々と導入されギャンブル依存症が社会問題となったことから台の入れ替えを早める規制が行われた経緯があり、6年経過により入れ替えなければならないことになっている。認

定、検定の有効期間を超えて使用した場合、遊技機規制違反として営業店に対して40日以上6月以下の営業停止命令の処分がされる。また、許可を得ずに新台の設置や旧台の廃棄を行った場合、営業許可の取消しとなり厳しい処分となっている。

しかし、その規制が厳格に順守されているか否かは、対象となる機種についてその都度申請が行われるため、生活環境課において店舗ごとかつ島（列）ごとのパチンコ台の登録が行われていないことから把握することが難しい状態である。担当課では、個別パチンコ店のパチンコ台全体を掌握できる管理資料がないため、有効期間の確証ができない状況である。システム管理が難しいのであれば、パチンコ台の認定機及び検定機の変更承認の際、申請書類に店舗のパチンコ台配置図を添付するように求め、許可を与える都度配置図の更新を依頼する等の工夫が必要である。ここまで要求することができないのであれば、せめて店舗に配置されているパチンコ機種の全リストの作成提出を求め、期間の管理が一覧できる状態にしておく必要がある。

第3. 収入証紙手数料 銃砲、火薬類関係手数料納入額

担当部課名 生活安全部生活環境課

1. 事業概要

銃砲、火薬類関係の収入証紙手数料の令和2年度の内訳は、次のとおりである。

(単位：円、件)

| 種別 | 手数料 | 件数 | 金額 |
|--------------------|--------|-------|------------|
| 初心者講習申込 | 6,900 | 166 | 1,145,400 |
| 経験者講習申込 | 3,000 | 532 | 1,596,000 |
| 猟銃空気銃所持許可申請 | 10,500 | 91 | 955,500 |
| 猟銃空気銃追加許可記載申請 | 6,800 | 247 | 1,679,600 |
| 猟銃空気銃所持許可更新申請 | 7,200 | 529 | 3,808,800 |
| 同上の同時申請 | 4,400 | 443 | 1,949,200 |
| 猟銃空気銃所持許可更新記載申請 | 6,800 | 155 | 1,054,000 |
| 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習 | 12,700 | 261 | 3,314,700 |
| 猟銃用火薬類譲受許可 火工品のみ | 2,400 | 1,153 | 2,767,200 |
| 火薬類運搬証明書 | 2,100 | 1,047 | 2,198,700 |
| その他 | | | 2,600,050 |
| 合計 | | | 23,069,150 |

2. 監査の結果

(1) 猟銃の処分について

ア. 結論

猟銃の許可更新と合わせて、失効の際の処分について、その手続きを確認したが、嚴重に失効銃は取り扱われており問題はなかった。

イ. 内容

猟銃（ライフル銃、散弾銃）、空気銃を所持するためには、講習を受講し試験に合格した後、教習資格認定の実技を受けて所持許可申請を行う必要がある。所持許可申請があると、各警察署では「銃砲登録照会システム」に個人登録を行い、銃の所持台数、銃番号、許可期間の登録を行う。所持期間は3年であり、期間を更新するには警察署に銃を持参して更新手続をする必要がある。その際、経験者講習を受講し証明書を発行してもらい、続けて技能講習を受講し証明書を交付してもらおう。令和3年8月31日現在、県内の猟銃・空気銃の所持者は、1,975名であり4,703丁が所持されている。

許可を失効する場合、許可証を返納してもらい、銃を処分する。銃の処分には、個人又は銃砲店に譲渡する場合と、廃棄する場合がある。譲渡の場合、譲渡人に許可証返納とともに「銃砲譲渡譲受証明書」を提出してもらおう。廃棄の場合、所持者が各警察署に銃を提出し失効手続を行う。警察署では、廃棄銃砲保管簿に記載し、警察本部の拳銃庫に保管する。拳銃庫の鍵は、警務課が管理している。廃棄銃砲は、最終的に製鉄所において溶解処分することになる。処分はまとめて行われるが、1回の処分で250丁から300丁、約600Kgの重量となる。溶解処分は、生活環境課が担当しており、4～5名の班を編成し運搬から製鉄所における溶解炉の立ち合いまで行い、全ての銃砲が処分されたことを見届ける。

失効の状態になっている銃砲は、照会システムによって検索することができるが、失効してから50日間の猶予期間がある。各警察署では、年1回刀剣類と合わせて銃砲の一斉検査を行っている。所持者に実物を警察署に持参してもらい、「銃砲登録照会システム」の登録内容と照合する。欠席の場合は、後日、個別に警察署に来てもらい漏れの無いように検査を実施している。

第4. 収入証紙手数料 運転免許関係手数料

担当部課名 交通部運転免許管理課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

収入証紙による運転免許関係手数料の徴収

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

運転免許関係手数料

(単位：千円)

| 区分 | 手数料収入 | 合計 |
|-----|-----------|-----------|
| 予算額 | 1,695,404 | 1,695,404 |
| 徴収額 | 1,652,872 | 1,652,908 |
| 増減 | 42,532 | 42,496 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

運転免許更新手数料及び更新時講習手数料
高齢運転者講習手数料、認知機能検査等手数料
自動車運転免許試験等手数料 など

2. 監査の結果

(1) 運転免許関係の収入証紙手数料について

ア. 結論

運転免許関係の収入証紙手数料について、事務手続きの流れを質問し会計課作成の資料と照合したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

運転免許管理課において扱っている収入証紙手数料の内訳は、会計課の集計した資料を要約すると次のとおりである。

(単位：千円、件)

| 手数料の名称 | 予算額 | 収入済額 | 増減 | 件数 |
|------------|-----------|-----------|-------------|---------|
| 運転免許証更新手数料 | 776,410 | 760,962 | (注1)-15,448 | 304,385 |
| 更新時講習手数料 | 187,210 | 164,178 | (注2)-23,032 | 241,284 |
| 仮免許試験手数料 | 63,893 | 63,885 | -8 | 36,627 |
| 普通免許試験手数料 | 52,707 | 52,760 | 53 | 28,505 |
| 運転免許証交付手数料 | 96,949 | 98,156 | 1,207 | 61,609 |
| 高齢者講習手数料 | 353,588 | 373,747 | (注3)20,159 | 68,274 |
| 認知機能検査 | 28,596 | 30,188 | 1,592 | 40,250 |
| その他 | 136,051 | 109,032 | (注4)-27,019 | 37,634 |
| 合計 | 1,695,404 | 1,652,908 | -42,496 | 818,568 |

(注1) 差異率では、2.0%である。

(注2) 更新手数料の高い違反運転者の人数が予測(52,161人)より減少(△13,763人)したことが差異の要因となっている。

(注3) 免許証の保有データから有効期限が令和2年度中に到来する高齢者の人数を算定し、過去3年間の高齢運転者講習の受講率を掛けて予測している。高齢運転者が増加傾向にあるため、予算不足が生じている。

(注4) コロナウイルス感染症の影響で、国外運転免許証交付手数料が予算より 11,332 千円減少となっている。また、運転免許証再交付手数料が△5,640 千円の予算差異となっている。

運転免許試験において、受験者が免許センターにて申込書に収入証紙を貼付して申込みの手続を行うと、免許センターでは電算システムに登録する。日々電算システムから日計表を出力し、申込書の収入証紙枚数と照合した上、間違いがなければエクセルで作成している収入証紙手数料徴収簿に入力作業を行う。電算システムから年間の受験者数及び収入証紙手数料の一覧表を出力し、エクセルの収入証紙手数料徴収簿との照合ができないか質問したが、様々な理由により差異が生じるため突合はできないとのことであった。会計課で作成している令和2年度収入証紙納額状況調と免許センターで作成している収入証紙手数料徴収簿のうち、普通免許試験手数料(教卒)分及び特定第1・2種免許試験手数料(一般)を突き合わせしたところ金額、件数とも一致しており問題はなかった。

運転免許証の更新時に満70歳以上の高齢者は、高齢運転者講習を受講する義務がある。また、75歳以上の高齢運転者は、認知機能検査を受けてから高齢運転者講習へと進む。認知機能検査では、100点満点において48点以下となると医師の診断が必要となり、診断書の提出が義務付けられる。認知症と診断されれば、免許の継続はできない制度になっている。

認知機能検査で48点以下の場合、I分類となり診断書の提出命令が出る。その後、3か月以内に診断書の提出がない場合には、免許停止(180日)の行政処分が行われるとともに、2度目の診断書提出命令が出される。2度目の診断書提出命令が出された後、3か月以内に提出がない場合には免許停止期間中において免許取消しとなる。

令和2年度においてI分類とされた高齢運転者について、その後の対応に関して問題となった事例はなく、免許返納が全体の53.5%、取消し・更新不可能が14.1%と免許の継続ができなかったI分類高齢運転者の割合は7割弱に達している。

<令和2年度の状況>

| 区分 | 人数 |
|---------------|-----|
| 診断書提出命令 (I分類) | 737 |
| 免許返納 | 394 |
| 免許取消し | 99 |
| 診断書提出後更新不納判定 | 5 |
| 県外転出、その他 | 6 |
| 差引：免許更新 | 233 |

なお、高齢者講習手数料及び認知機能検査の集計表と収入証紙手数料徴収簿とを突き合わせしたところ、違いはなく適正に集計されており、会計課作成の上記資料につながっていた。

第5. 収入証紙手数料 自動車保管場所申請、道路使用許可事業

担当部課名 交通部交通規制課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

自動車保管場所申請や道路使用許可事業に係る収入証紙による歳入である。また、ワンストップサービス（自動車 OSS）を利用した電子入金による手数料歳入も収入証紙ではないが内容が同じであるため合わせて記載している。

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

ア 歳入 収入証紙手数料

（単位：円）

| 区分 | 道路使用許可申請手数料 | 道路使用許可再交付手数料 | 自動車保管場所証明書交付手数料 | 自動車保管場所標章交付手数料 | 自動車保管場所標章再交付手数料 |
|---------|-----------------|--------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 予算額(A) | 90,403,000 | 0 | 336,413,700 | 92,432,600 | 76,960 |
| 徴収額(B) | 74,809,800 | 1,500 | 293,076,000 | 81,424,720 | 89,440 |
| 差額(B-A) | △ 15,593,200 | 1,500 | △43,337,700 | △11,007,880 | 12,480 |

| 区分 | 合計 |
|---------|-----------------|
| 予算額(A) | 519,326,260 |
| 徴収額(B) | 449,401,460 |
| 差額(B-A) | △ 69,924,800 |

イ 歳入 手数料（電子入金による手数料収入）

| 区分 | 自動車保管場所証明書交付手数料 | 自動車保管場所標章交付手数料 |
|---------|-----------------|----------------|
| 予算額(A) | 37,380,000 | 20,420,000 |
| 徴収額(B) | 46,101,300 | 11,310,000 |
| 差額(B-A) | 8,721,300 | 9,110,000 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

ア 自動車保管場所申請や標章交付、道路使用許可による手数料歳入。

イ 自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車OSS）における自動車保管場所証明及び自動車保管場所標章交付に係る電子入金による手数料収入。

2. 監査の結果

(1) 道路使用許可申請について

ア. 結論

道路使用許可の手続について質問したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

道路の使用許可が必要となる事由は、次の内容に区分される。

1号 道路工事

2号 占用物件（バス停、郵便ポスト等の固定物の設置）

3号 出店、露店

4号 イベント（マラソン大会・自転車競走・駅伝・祭り）

道路使用許可のうち、道路工事が全体の85%、イベントが11%、その他4%の割合である。

道路使用許可を受ける者は、申請書とともに添付資料（責任者、疎明資料、警備計画、使用期間、イベント概要等）を提出して許可を受ける必要がある。書類の不備や事業の見直し等が必要とされる場合は、是正指導を行う。

許可をした後、許可条件の履行状況について全件調査を実施している。調査は、1号及び2号の事案では、一般財団法人栃木県交通安全協会に委託している。委託先から調査報告書の提出を受け、工事案件について悪質な違反事象があれば発注者である自治体に連絡することとし、公共入札に間接的な影響が及ぶ仕組みになっている。また、3号、4号の事案は、警察官が調査を実施している。

(2) 自動車保管場所申請について

ア. 結論

自動車保管場所申請の手続について、質問をした結果、特に問題はなかった。

イ. 内容

自動車を保有するためには、管轄警察署に自動車保管場所証明の申請を行い、証明書を取得する必要がある。但し、軽自動車は届出制となっているため除かれる。栃木県内の年間申請件数は、約16万件であるが申請の多い署では1日100件程になる場合がある。申請書には、図面を書き込んでもらうが、現地調査は必ず実施する。申請件数が多いため現地調査は一般財団法人栃木県交通安全協会に委託している。図面の保管場所が分かりづらい場合は、申請者に連絡を取って立ち合いを依頼する。申請書

のチェックポイントとして、保管場所と使用本拠地の距離が2Km以内であること、保管場所の広さ、賃借駐車場の場合、契約期間が極端に短い事案はその理由を確認すること等となっている。各警察署は、委託先から現地調査報告書の提出を受け、問題がなければ許可を出す。問題がある場合は、警察官が再度現地調査に入り申請者に改善の要請を行うが、改善されなければ不許可の判断を行う事例もある。賃借人が虚偽の申請を行って賃貸人と問題化した際、場合によっては有印私文書偽造として事件化扱いをし、許可の取り直しをさせる。

保管場所証明を交付した後、警察署において事後的な検証はどのように実施しているかを質問した。申請した保管場所の利用がなく、道路に長期間駐車している場合には近隣住民の苦情を受け、自動車の保管場所違反として保有者に指導を行い、それでも従わない場合は事件化する。そのため、自動車保管場所証明の申請が不正である場合、事後的な検証を特に必要としていないということである。

第2章 財産収入

第1. 公舎等利用料、土地貸付料、家屋貸付料

担当部課名 警務部会計課（管財）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察で管理している県有財産で、職員宿舎、職員用駐車場、普通財産、借受財産等の土地、建物を貸付け、利用料等を徴収する。

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

歳入（財産収入）

（単位：千円）

| 区分 | 公舎利用料 | 土地貸付料 | 家屋貸付料 | 職員駐車場等利用料 | 合計 |
|-------|---------|--------|-------|-----------|---------|
| 予算額 | 187,034 | 12,992 | 7,478 | 672 | 208,176 |
| 事業費実績 | 183,755 | 12,977 | 8,894 | 668 | 206,294 |
| 予算差額 | △3,279 | △15 | 1,416 | △4 | △1,882 |

(3) 令和2年度の実績と実施状況

① 公舎利用料

警察官は、非常時の体制確保のため、原則として勤務官署の管轄区域に居住することが義務付けられていることから、職員宿舎を整備し、公舎入居者から公舎利用料等を徴収している。

警察本部会計課管理公舎

- ・中戸祭待機宿舎
- ・今泉職員住宅
- ・陽南待機宿舎 外

② 土地貸付料、家屋貸付料

警察施設の財産管理において、県有財産の公共用財産及び借受財産等を貸付けている場合の貸付料を栃木県公有財産事務取扱規則に基づき徴収している。

- ・西那須野自動車運転免許試験場敷土地貸付料（（一財）栃木県交通安全協会）
- ・運転免許センター自動販売機設置敷家屋貸付料（㈱ダイードリンクサービス関東外）
- ・しもつけ会館事務所家屋貸付料（（一財）栃木県交通安全協会 外）
- ・広告付案内板家屋貸付料（表示灯㈱）外

③ 職員駐車場等利用料

県有地の未利用財産の利活用を図ることを目的に、今後の利用方針が確定するまでの間、職員駐車場として管理し、利用者から駐車場利用料を徴収している。

- ・下戸祭警察職員駐車場利用料

2. 監査の結果

(1) 家屋貸付料について

ア. 結論

貸出料の算定について、資料を閲覧した結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

土地及び家屋の貸付料は、県有財産のうち、普通財産、借受財産及び行政財産の中で空き空間を有効活用するために貸し出す場合に徴収するものである。

家屋貸付料のしもつけ会館の貸付であるが、しもつけ会館は県有財産の中で行政財産の区分である。行政財産の使用許可の原則は、行政財産使用許可取扱基準に定められているが、「行政財産の使用許可に当たっては、必要最小限度にとどめ、かつ、原状のまま使用させることとし、将来県の必要に応じてその使用を終了させる場合に、容易に原状回復ができる状態を維持することを原則とする。」とされる。使用料は、算定基準に基づき決定する。

しもつけ会館は、従来警察共済組合の所有であり警察共済組合が使用していたが、旧機動センターや栃木会館の取壊しに伴い、それらの施設に入居していた栃木県警察の関係団体が移転先とした施設である。関係団体がしもつけ会館に入居するに当たり、宿泊施設や宴会施設を事務室へ用途変更する必要がある、建物の大規模な改修が必要となったが、改修のための費用は県と団体が共同で負担する取り決めとした。しもつけ会館は行政財産の区分であり、その使用料は一定の算定基準に基づくが、改修工事代を使用料に上乗せして徴収することを可能とする規定は存在していない。行政財産

の使用料にかかる許可が出せないため、代替手法として普通財産の貸出において行われる貸出料の算定において施設改修費の上乗せをすることで手続を行った。

貸出料の算定方法について、具体的に一般財団法人栃木県交通安全協会を事例として抽出し、詳細に内容を確認した。栃木県県有財産貸付事務処理要領別紙1「貸付料算定基準」によると、建物の貸付料算定方法（年額）は、建物評価額に料率を掛け建物敷地に係る土地貸付料相当額を加えた額の全体に消費税を上乗せした金額である。また、「第1 新規貸付料」の規定において、「貸付料は、原則として、不動産鑑定士の不動産鑑定評価を基礎として算定するものとする。」と定められている。算定資料を閲覧したところ、評価額は台帳価格となっているが、不動産時点修正価格調査報告書の調査価格が使用されており問題はなかった。

貸付料算定基準の「第5 特例」には、この基準により難い特別な事由があるときには、例外として経営管理部長と協議して特別の扱いをすることができる旨とあるが、その手続きが適切に踏まれたのか否を検証した。資料を閲覧したところ、「旧警察共済施設の貸付料に係る特例措置について」と題する決裁文書が平成28年3月31日付けで残されており、建物貸付料に施設改修経費に係る応分の負担を求めることについて「特別な事由」の説明が記載されていた。

(2) 土地貸付料について

ア. 結論

普通財産としての土地の貸付料について、算定基準に照らして検証したが問題はなかった。

イ. 内容

土地貸付料の主なものは、西那須野自動車運転免許試験場跡地の普通財産の貸付である。貸付先は、一般財団法人栃木県交通安全協会であり自動車教習所として使用している。栃木県県有財産貸付事務処理要領第2「貸付けの定義及び基準」(2)において、「普通財産は、直接特定の行政目的に供されるものではなく、その経済的価値を発揮させることに意義を有する財産であることに鑑み、財産管理上支障のない範囲において可能な限り貸付けを行い、歳入の確保を図るものとする。」と規定しており、特に相手先の事業に公共性を求めるものではない。

貸付料の算定は、要約すると土地の評価額に料率を掛け減免基準に該当する場合は更に減免率を掛けて計算される。上記団体に対する貸付料は、減免基準に該当しないため減免の対象とはなっていない。土地の評価は、台帳価格（固定資産税評価額）を使用しているが、これは栃木県県有財産貸付事務処理要領別紙1「貸付料算定基準」の第2 継続貸付料(2)の規定により例外的な評価額を採用している。規定によると「平成25年3月31日以前において、台帳価格を評価額として貸付料を算定して貸付けを行っているものであって、…契約を更新する場合には、次により調整を行うも

のとする。(以下省略)」とあり、評価額を不動産鑑定士の不動産鑑定評価に依らずに台帳価格を充てることが認められている。上記団体に対する貸付料の算定は、「貸付料算定基準」に基づき計算されており問題はなかった。

(3) 公舎利用料について

ア. 結論

公舎の空き室の状況について、管理資料の提出を求め入居率改善の対策について確認したが、問題となる事項は無かった。

イ. 内容

事業概要に記載されているとおり、警察官は非常時の体制確保のため、原則として勤務官署の管轄区域に居住することが義務付けられている。しかし、平成 27 年頃にこの制限が緩和されており通勤 1 時間以内であれば自宅からの通勤が認められた。そのため、職員宿舎の入居状況は低下し、稼働率は 6 割弱の水準に減少している（令和 3 年 8 月 1 日現在）。会計課では、公舎の未利用財産の調査を毎年行い、管財課へ報告して「未利用財産の利活用検討会」に諮っている。但し、この対象となる公舎は用途廃止として普通財産となるものであるため、共同宿舎の空き部屋の対応を検討するものではない。居住制限の緩和により職員宿舎の利用が減少することは明らかであることから、稼働状況の把握及び空き室の対応が問題となる。公舎の利用状況の管理資料を作成し、空き室の対策を検討する必要があるが、この点について公舎入居率の推移、老朽化による低利用公舎の対策等について資料提供を依頼し、対策を確認した。

(令和 3 年 8 月 1 日現在)

| 世帯用 | | | 単身赴任用 | | | 独身寮 | | | 合計 | | | |
|-----|-----|-----|-------|-----|----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|------|
| 定員 | 入居 | 空き | 定員 | 入居 | 空き | 定員 | 入居 | 空き | 定員 | 入居 | 空き | 入居率 |
| 748 | 402 | 346 | 169 | 126 | 43 | 415 | 253 | 162 | 1,332 | 781 | 551 | 58.6 |

令和 3 年 8 月 1 日現在において入居率が 3 割を下回る公舎は、次のとおりである（但し、独身寮を除く）。この中には、老朽化により改修や取壊しを予定していることから入居制限を行っている公舎もあるが、既存の入居者にいつまでに退去してもらうかという明確な計画はなく、強制的な退去の措置が取れるものではない。移転費用に関して、人事異動による転任の場合は一定割合の赴任旅費が支給されるが、それ以外の退去移転の場合は対象とはならないことも退去の障害となる。但し、定期人事異動は 2 年から 3 年の期間で実施されるため、長期間にわたって退去しない状況にはならないということであった。

| 所属 | 公舎名 | 区分 | 定員 | 入居 | 空き | 入居率 |
|------|------------|-----|----|----|----|------|
| 本部 | 宇都宮待機 | 世帯用 | 8 | 2 | 6 | 25.0 |
| 本部 | 下川俣住宅B | 世帯用 | 12 | 1 | 11 | 8.3 |
| 本部 | 今宮住宅A | 世帯用 | 24 | 6 | 18 | 25.0 |
| 本部 | 今宮住宅B, C-L | 世帯用 | 24 | 4 | 20 | 16.7 |
| 足利 | 今福南住宅 | 世帯用 | 24 | 6 | 18 | 25.0 |
| 今市 | 日光・今市住宅L | 世帯用 | 12 | 1 | 11 | 8.3 |
| 那須烏山 | 大金職員住宅 | 世帯用 | 12 | 3 | 9 | 25.0 |

独身寮は、初任科生が警察学校を卒業し最初に配属となった先において新人警察官としての基本を学ぶために必要な施設となっている。しかし、独身寮の入居率をみると必ずしも高い状態ではない。

| 所属 | 公舎名 | 区分 | 定員 | 入居 | 空き | 入居率 |
|------|----------|-------|----|----|----|------|
| 本部 | ホープヴィラ若草 | 独身寮 | 24 | 5 | 19 | 20.8 |
| 宇中央 | たからぎ寮 | 独身寮 | 84 | 66 | 18 | 78.6 |
| 宇東 | 金井台寮 | 独身寮 | 41 | 25 | 16 | 61.0 |
| 宇南 | 陽南寮 | 独身寮 | 40 | 29 | 11 | 72.5 |
| 小山 | よこくら寮 | 独身寮 | 40 | 22 | 18 | 55.0 |
| 足利 | 新千歳寮 | 独身寮 | 31 | 21 | 10 | 67.7 |
| 栃木 | 修睦寮 | 独身寮 | 40 | 17 | 23 | 42.5 |
| 那須塩原 | 東那須野職員住宅 | 全利用 | 45 | 37 | 8 | 82.2 |
| 佐野 | 修睦寮 | 独身寮 | 21 | 12 | 9 | 57.1 |
| 鹿沼 | さつき寮 | 独身寮 | 20 | 11 | 9 | 55.0 |
| 真岡 | 協心寮 | 独身寮 | 11 | 9 | 2 | 81.8 |
| 大田原 | 睦寮 | 独身寮 | 21 | 12 | 9 | 57.1 |
| 今市 | 藤原職員住宅 | 単身・独身 | 12 | 8 | 4 | 66.7 |

総じて居住制限の緩和が公舎利用に与えている状況が見通せない過渡期であるため、将来的な公舎の利用について全体的な方向性を定めるのは難しいところであるが、組織内部の管理資料として「職員住宅等の整備方針について」を策定し、その中で整備方針を定め職員住宅等統廃合計画（10か年計画）を組んでいる。10か年計画は、毎年度更新しており、施設を建替え、大規模修繕及び整備を伴わない用途廃止に区分し、入居率の向上及び施設維持管理経費の削減のために施設の統廃合を検討していることが確認できた。

第2. 不用品売払収入

担当部課名 警務部会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

不用品売払い収入

不用県有警察車両等の売払収入

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名

不用品売払収入 (単位：千円)

| 区 分 | 不用品売払収入 | 合 計 |
|-------|---------|-------|
| 予算額 | 3,525 | 3,525 |
| 事業費実績 | 1,851 | 1,851 |
| 予算差額 | 1,674 | 1,674 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

- ・不用県有警察車両 54 台
- ・不用交番バイク 14 台

2. 監査の結果

(1) 追跡手続について

ア. 結論

売却後の警察車両の悪用防止について、担当者への質問及び資料の閲覧を行った結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

警察車両は特別な仕様となっているため、廃棄する際は全て鉄屑として処分することを前提に中古車解体業者に売却している。業者選定は、入札により実施しているが、令和2年度は2回行われている。第1回は、26台分契約金額1,177千円（税込み）であり、第2回は28台、契約金額215.6千円（税込み）である。

処分する警察車両は、機動センターにおいて栃木県情報通信部が無線機の取外しを行う。また、警察標章や赤色警光灯は取外して破碎し産業廃棄物として処理をしている。

警察車両の売却後、解体処理が確実に実施されていることの検証について質問したところ、中古車解体業者に自動車リサイクルシステムから出力する「後工程の移動報告状況確認」と呼ばれる公の書類の提出を求めている。右記書類は、引取工程、フロン類回収工程、解体工程、破碎工程、メーカー引取工程（フロン類、エアバック類、ASR）の過程が表示されており、破碎処理が終了していることが確認できている。また、「永久抹消登録等の申請可能な旨の連絡」の書類並びに解体処理過程の写真の提出を指示しているとのことである。第1回26台の警察車両について、書

類が提出されているか否かを確認したところ書類は全てそろっており問題はなかった。不用交番バイクは、警察用のバイクとして特定される仕様にはなっていないため、中古バイクとして売却が可能であり、後部に取付けてある収納箱を取外して売却を行っているとのことである。令和2年度は、1回の入札を行い、14台457千円で処分した。

第3章 諸収入

第1. 放置違反金

担当部課名 交通部交通指導課（駐車対策）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

「放置違反金」とは、道路交通法第51条の4の規定に基づき、放置駐車違反に係る車両の運転者の責任を追及できない場合（未出頭や反則金未納付など）に、違反場所を管轄する都道府県公安委員会が、車両の使用者（車検証の使用者欄に記載された者）に対し、反則金と同額の金銭（いわゆる行政制裁金）の納付を命じることができる制度で、平成18年6月から導入された。

「放置違反金仮納付金」は、弁明通知書が送付された際に仮納付されるもので、保管金（歳入歳出外現金）として取り扱われる。（その後、公示による納付命令を経て歳入金として取り扱われる。）

「放置違反金」は、仮納付がされない場合に、放置違反金納付命令がなされたときに納付されるもので、歳入金（一般会計）として取り扱われる。納期限（20日間）迄に納付されない場合には、督促状が発出され、指定期限（10日間）迄に納付されないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金及び延滞金を徴収することができる。

「延滞金」は、督促状が発出された場合に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、違反金額に年14.5%の割合を乗じて計算（千円未満の端数は切り捨て）される。

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

歳入科目 14 諸収入 01 延滞金、加算金及び過料等

（単位：円）

| 区分（目） | 区分（節） | 予算額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-------|-------|------------|------------|------------|---------|-----------|
| 延滞金 | 放置違反金 | | 1,222,000 | 278,000 | 178,000 | 766,000 |
| 過料等 | 放置違反金 | 65,059,000 | 49,032,000 | 42,686,000 | 456,000 | 5,890,000 |
| 計 | | 65,059,000 | 50,254,000 | 42,964,000 | 634,000 | 6,656,000 |

| 内 訳 | 不納欠損の件数 | 不納欠損額 | 収入未済の件数 | 収入未済額 |
|-------|---------|---------|---------|-----------|
| 延滞金 | 39 | 178,000 | 172 | 766,000 |
| 放置違反金 | 30 | 456,000 | 376 | 5,890,000 |
| 計 | 69 | 634,000 | 548 | 6,656,000 |

保管金

| 保管金の種類 | 前年度繰越額 | 受入額 | 払出額 | 翌年度繰越額 |
|-------------------|-----------|------------|------------|-----------|
| 債権等の差押えにより取り立てた金銭 | | 44,000 | 44,000 | |
| 差押えをした金銭 | | 19,000 | 19,000 | |
| 放置違反金仮納付金 | 4,666,000 | 34,055,000 | 35,128,000 | 3,593,000 |
| 計 | 4,666,000 | 34,118,000 | 35,191,000 | 3,593,000 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

滞納者に対しては、文書による催告を行うとともに、計画的な訪問計画を立てて、戸別訪問や電話催促を実施し、居住実態、銀行口座の財産の有無を調査し納付指導に努めた。また、支払能力がありながら任意に履行しない悪質な滞納者に対しては、預貯金の差押、居宅内の搜索及び現金の差押を実施した。

2. 監査の結果

(1) 放置違反金の納付状況について

ア. 結論

放置違反金の納付状況は、良好であり、滞納者に対する管理は適切に行われている。

イ. 内容

無人状態の違法駐車により、駐車違反の黄色の張り紙「放置車両確認標章」が車のフロントガラス等に貼付される。標章には、放置車両であることを確認したこと、放置違反金の納付を命ぜられることがある旨が記載されている。また、なお書きとして、運転し駐車した者が反則金を納付した場合を除くとある。

運転者が警察署に未出頭の場合、使用者（車検証の使用者欄に記載された者）に対して弁明通知書と納入書が送付される。使用者がこの通知に基づき弁明がなく14日以内に仮納付を行えば公示による放置違反金納付命令が掲示されて完了する。不納付の場合、放置違反金納付命令に手続が進み、使用者に納付命令書と納入通知書が送付される。20日以内に納付をすれば完了となるが、不納付の場合は、督促の手続に入り、督促状の送付と年14.5%の延滞金が発生する。その後も不納付の場合は、滞納整理に

移行し、催促状の送付や電話、訪問、財産調査・所在調査等の手続に移る。最終的に滞納処分として財産の差押え、換価等により強制的に放置違反金等を徴収する手続となる。

令和 2 年度の放置違反金の収納状況は、金額及び件数とも 95%弱であり高い割合を確保している。令和 2 年度以前の放置違反金は、382 件、5,962 千円である。そのうち、差押えによる徴収 45 千円（放置違反金分）を含め、33.51%の 128 件、1,991 千円が徴収されている。5 年の消滅時効により不納欠損となる対象は、30 件、456 千円である。

(単位：円)

| 調定年度 | 調定額 | 収納額 | 収納率 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|---------|------------|------------|--------|---------|-----------|
| 令和 2 年度 | 43,070,000 | 40,695,000 | 94.49% | 0 | 2,375,000 |
| 過年度 | 5,962,000 | 1,991,000 | 33.39% | 456,000 | 3,515,000 |
| 合計 | 49,032,000 | 42,686,000 | | 456,000 | 5,890,000 |

(注) 不納欠損は、5 年の消滅時効により回収ができなくなった放置違反金であるが、内容は、滞納者の行方不明、死亡、出国、法人の休眠・解散等である。

(単位：件)

| 調定年度 | 調定件数 | 収納件数 | 収納率 | 不納欠損件数 | 収入未済件数 |
|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 令和 2 年度 | 2,728 | 2,576 | 94.43% | 0 | 152 |
| 過年度 | 382 | 128 | 33.51% | 30 | 224 |
| 合計 | 3,110 | 2,704 | | 30 | 376 |

(2) 政策評価のための統計について

ア. 結論

放置違反金制度導入以降、県内の駐車違反の件数は半減している。交通指導課において制度導入の効果についての検証が適切に行われている。

イ. 内容

放置違反金制度導入前の放置駐車違反に対する取締りは、違反者（運転者）に対する責任の追及であった。警察官は、道路交通法の規則に従って駐車違反が確認された場合、車両に駐車違反の標章を貼付する。運転者は、管轄の警察署に出頭し、反則告知を受け反則金を納付する。また、行政処分に係る運転免許証の違反点数が加算される。反則金は、「交通反則通告制度」に基づく行政上の秩序罰であり、点数制度上 6 点未満の軽微な交通違反をした場合に刑事罰を省略して行政手続き上の処分のみとする特例的な制度である。

しかし、この取締りでは全国的に警察署に出頭しない違反者がおり、運転者に対する責任追及が十分に行えていなかったということである。駐車違反取締りの趣旨や刑事罰の不公平という弊害が生じていたことから平成 18 年 6 月に運転者責任の追及

に加えて使用者責任の追及制度が設けられた。

放置違反金制度は、運転者責任が果たされなかったときに、車両の使用者に対して行政処分としての行政制裁金を課す制度である。義務不履行を防止するために使用者が放置違反金を滞納すると車両の使用制限や車検拒否あるいは滞納処分の行政措置が設けられている。栃木県内では、違法駐車取締りにより運転者が出頭して反則金を納付する事例は約 25%程度であり、放置違反金による使用者責任の追及が 75%となっている。

次の表にあるように平成 18 年 6 月の放置違反金制度の導入以降、駐車違反の取締り件数が減少しており、交通指導課において制度導入の効果についての検証が適切に行われている。違法駐車を排除して道路の安全を確保するという取締りの目的が効果的に確保されていることが根拠付けられている。

栃木県内の駐車違反標章の貼付件数

(単位：件)

| 暦年 | H19 | H20 | H21 | H22 | ・・・ | H30 | R 元 | R2 |
|------|--------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|
| 貼付件数 | 7, 180 | 5, 386 | 6, 369 | 7, 386 | ・・・ | 4, 111 | 3, 712 | 3, 738 |

(3) 放置違反金制度の周知について (意見)

ア. 結論

駐車違反の際に「放置車両確認標章」とともに貼付される「お知らせ」の情報が不十分であり、改善が求められる。

イ. 内容

駐車違反に対する行政上の秩序罰による反則金の納付と放置違反金の納付では、納付する金額は同額である。運転者が出頭して反則告知・通知を受け反則金を納付すると運転免許証の違反点数が加点される。放置違反金の場合は、違反点数の加点はない。

駐車違反の際に「放置車両確認標章」とともに貼付される「お知らせ」は、車の使用者に対する放置違反金制度の説明であり、反則金との比較の上で放置違反金の金額の説明があるのに対し、この制度には免許点数の付加がないことの記載がなく、「お知らせ」として説明が不足している印象を受ける。この事項を記載すれば駐車違反の行政上の秩序罰に対する情報不足は解消するものと考えられる。

第2. 留置人費償還金

担当部課名 警務部留置管理課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

留置人費償還金（被留置人に要する経費）

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 留置人費償還金（諸収入）

令和2年度留置人償還金額

89,193,280円＝日額 1,760円×被留置者 50,678人

(3) 令和2年度の取組と実施状況

- ・ 被留置人に要する経費～警察署内の留置場に拘禁又は留置せられる者の費用に関する法律により、留置場に関する費用は総て、警察費をもって支弁する。
ただし、本来監獄は国の責務であり、法務省令（警察拘禁費用償還規則）により監獄費より償還される。
- ・ 留置人費償還金～毎年度、法務省令は見直しされ、令和2年度の償還金の日額は1,760円で、うち1,216円が食糧費、544円が留置施設管理費となっており、警察庁総務課長より、各道府県警察本部総務（警務）部長宛て示達されている。

2. 監査の結果

(1) 留置人費償還金の事務手続きについて

ア. 結論

留置人費償還金の算定及び請求事務について、質問及び関係書類の閲覧を実施した結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

留置人費償還金は、警察署内の留置場に身柄を拘束された者に対して、警察費で支弁した経費について国費でもって償還されるものである。留置人費償還金の計算は、警察留置から検察官へ送致（引継ぎ）した日から発生し、釈放の日又は移監（拘置支所又は別な警察署）の日の前日までの日数に1日当たりの単価を掛けて算定される。警察署は、身柄拘束後、留置人を48時間以内に検察官へ送致するか否かを決定することになる。警察留置人費のうち、事件が検察官に送致される前の逮捕状による留置（純然たる警察留置）については、償還を受ける経費には該当しないため、償還の対象となる留置人費の起算日を正確に処理する必要がある。

留置人に係る事務手続きは、「被留置者システム」により処理される。各警察署において身柄拘束を行った場合、この「被留置者システム」に登録が行われるが、警務部留置管理課によって、入力事務の検証が必ず行われ、日付の管理は厳しく実施されている。各警察署では、毎月「被留置者システム」より警察署別留置人費明細書及び総括表である留置人費報告書を出し、警務部留置管理課へ提出する。留置管理課は、警察署から提出されたこれらの資料を基に、留置人費請求額及び留置人費償還金調定済

額表を作成し全体を取りまとめた上で、請求書を付けて国の機関である刑務所の所長宛に提出することになる。

第3. 拾得金県帰属

担当部課名 警務部会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

遺失物法第 37 条により拾得物件はすべての遺失者がその有する権利を放棄した場合、公告後 3 ヶ月以内に遺失者が判明しない場合において、その所有権を取得する者がいない場合は当該警察署の属する県に帰属する。

県に帰属する手続きは栃木県警察における遺失物に関する訓令により概ね年 4 回行うことと定められ、所有権が県に帰属された拾得物件は栃木県財務規則に基づき県の歳入に組入れる。

令和 3 年 4 月 1 日訓令改正により県帰属期間を定めた。

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

雑入（拾得金県帰属分、拾得物等物品売払収入）

（単位：千円）

| 区分 | 雑入 | 合計 |
|------|--------|--------|
| 収入実績 | 35,155 | 35,155 |

(3) 令和 2 年度の実績と実施状況

■警察署（19 警察署）

- ・ 拾得金 32,142,511 円
- ・ 拾得物売払金 2,556,286 円

■警察本部

- ・ 有価証券等売払金 456,750 円

各警察署で県に帰属した有価証券、外国紙幣及び印紙類(切手を除く)については、業務の合理化・効率化のため、警察本部において一括売払を実施している。

2. 監査の結果

(1) 拾得物の管理について

ア. 結論

拾得物の扱いについて、届出から返還、処分までの手続を質問し、関係資料を閲覧

したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

拾得物が交番、駐在所へ届出されると、警察官等により遺失物管理システムへの登録が行われる。警察官等は、拾得者から受理日時、拾得場所等の拾得状況や遺失物の状態をシステムに入力し、拾得物件預り書を拾得者へ交付するとともに、拾得物件控書を出力して拾得物に添付して警察署会計課へ送付する。会計課では、拾得物と登録内容を確認して遺失物管理システムの本登録を実行し、拾得物件受払日計表を作成する。警察署に遺失者からの届出があった場合、会計課では遺失の状況を確認し拾得物件控書の記載内容と照合して、聴取した内容と齟齬がなければ受領書と引き換えに返還をする。

次の表は、令和2年分における遺失・拾得物の取扱い状況である。右端の県帰属の欄が県の歳入に組み入れられた拾得物である。拾得日から3か月以内に遺失者に返還されない拾得物は、その後2か月間は拾得者に引き渡すことができると定められているが、拾得者が放棄すれば県に帰属することになる。但し、拾得者に権利が認められるのは、拾得日から1週間以内に届出があった場合に限られる。

県に帰属した拾得物は、現金及び有価証券（商品券、クオカード、図書券等）、印紙類を除き各警察署において売払いの手続をとることになる。売払い手続は、年4回行われるが、拾得物を分類し、栃木県財務規則に基づき見積合わせ等により売却する。売払いの対象とならない拾得物は、廃棄処分とする。

(ア) 遺失物届 (単位：件、千円、点)

| 区分 | 遺失 |
|--------|---------|
| 件数(件) | 32,634 |
| 通貨(千円) | 413,640 |
| 物品(点) | 113,077 |

(イ) 拾得物届 (単位：件、千円、点)

| 区分 | 拾得 | 返還 | 返還率 | 拾得者交付 | 県帰属 |
|--------|---------|---------|-------|--------|--------|
| 件数(件) | 123,097 | 19,733 | 16.0% | 53,287 | 42,730 |
| 通貨(千円) | 220,430 | 158,863 | 72.1% | 32,399 | 30,382 |
| 物品(点) | 253,132 | 136,183 | 53.8% | 59,546 | 47,578 |

第4. 雑入 自賠償保険
担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

自賠責保険解約に伴う保険料返還

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

雑入（自賠責保険）

収入済額 3, 200円

(3) 令和2年度取組と実施状況

原動機付自転車を14台更新し、うち2台について自賠責保険の返還金が生じたものの。

2. 監査の結果

(1) 自賠責保険の返還金の処理について

ア. 結論

関係資料を閲覧した結果、問題はなかった。

イ. 内容

原動機付自転車の更新に当たり、2台分の自賠責保険の未経過期間について返還を受けた。令和2年度の返還金は、1台当たり1,600円の2台分3,200円である。

第5. 雑入 移転補償、火災保険分、住宅防火施設整備補助

担当部課名 警務部会計課（管財）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁舎等施設の維持管理に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

歳入（雑入）

（単位：千円）

| 区分 | 火災保険料相当分 | 住宅防火施設整備補助 | 移転補償費 | 合計 |
|-------|----------|------------|--------|--------|
| 予算額 | 13 | 534 | 34,330 | 34,877 |
| 事業費実績 | 12 | 595 | 36,277 | 36,884 |
| 予算差額 | △1 | 61 | 1,947 | 2,007 |

(3) 令和2年度取組と実施状況

・火災保険料

警察施設の財産管理において、県有財産の使用許可、貸付を行っており、栃木県行政財産使用料条例に基づき家屋使用料、土地使用料等を徴収するとともに、火災保険に加入している建物等を使用許可する場合には、実費負担分の火災保険料相当額を徴収している。

・住宅防火施設整備補助

火災保険に加入している警察管理公舎について、全国公営住宅火災共済機構から防火施設整備補助を受け、消火器、住宅用火災警報器を整備した。

県有財産分は県管財課で補助を受け、警察共済組合の不動産投資事業で建設した公舎分について警察の歳入となっている。

・移転補償費

令和2年度道路拡幅工事に伴い、県有地の削減分及び工作物の移設等が必要な場合の移転補償が発生した。

対象施設は次の4件である。

- ・鹿沼警察署上石川駐在所
- ・鹿沼警察署千渡駐在所
- ・茂木警察署逆川駐在所
- ・茂木警察署

2. 監査の結果

(1) 事務処理について

ア. 結論

拾得金県帰属以外の雑入について、監査を実施したが問題となる事項はなかった。

イ. 内容

雑入のうち拾得金県帰属以外の3つの項目について、監査を実施した。貸付警察施設の火災保険料実費負担分徴収、警察管理公舎の住宅防火施設整備補助、道路拡幅工事に伴う移転補償費について、契約書等の関係資料を閲覧し担当者へ質問を行った結果、問題となる事項はなかった。なお、移転補償の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

| 対象施設 | 内訳 | 契約日 | 契約者 | 金額 |
|--------|--------|-----------|---------|--------|
| 上石川駐在所 | 工作物、土地 | 令和2年9月3日 | 鹿沼市 | 1,903 |
| 千渡駐在所 | 建物・構築物 | 令和2年6月18日 | 鹿沼土木事務所 | 32,028 |
| 逆川駐在所 | 工作物 | | 真岡土木事務所 | 1,091 |
| 茂木警察署 | 土地 | 令和3年3月24日 | 茂木町 | 1,256 |
| 合計 | | | | 36,278 |

第2節 歳出

第1章 公安委員会運営費

第1. 公安委員会報酬等

担当部課名 警務部総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

公安委員の運営に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

○ 単位事業 細事業名 公安委員会費報酬等

(単位：千円)

| 区分 | 報酬 | 旅費 | 合計 |
|-------|-------|-----|-------|
| 予算額 | 7,328 | 174 | 7,502 |
| 事業費実績 | 5,852 | 42 | 5,894 |
| 予算差額 | 1,476 | 132 | 1,608 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

令和2年度は、40回の定例公安委員会と1回の臨時公安委員会を開催した。また、公安委員として11回の行事・視察に出席した。

主な行事・視察は初任科生入校式・卒業式、独身寮視察、地域安全県民のつどい等であるが、同年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来出席していた行事等が中止・縮小開催となった。

2. 監査の結果

(1) 苦情申出制度の活用について（意見）

ア. 結論

県民からの警察職員の職務執行に対する苦情申出制度について、結果を警察組織で共有することは事業の有効性に資すると思われるが、そのための情報となる事業の結果を分析整理（苦情内容の分類、類似事案の集計、苦情傾向の把握、事後対応等の総括・分析及びその結果）するなど事業の評価が十分に行われていない。

イ. 内容

栃木県公安委員会は、栃木県に執行機関として置かれる行政委員会の1つで、3人の委員からなる合議体で構成される行政庁である。県民の意見を警察行政に反映させ、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、警察を管理する役割を果たす。公安委員会は、定例及び臨時委員会において、栃木県警察から各種活動の報告を受け、法令や条例の規定に基づき、自動車運転免許の許可及び取消処分や風俗営業、銃砲刀

剣類所持等の許可及び取消処分等の裁決を行うことや苦情申出制度の指示を行い、警察を管理する。

この中で苦情申出制度は、公安委員会が警察職員の職務執行に対する苦情を文書により受け、公安委員会が文書でもって回答する制度であり、平成 13 年のいわゆる警察改革の際に制度化されたものである。事務は、警察本部警務部の総務課公安委員会補佐室及び県民広報相談課補佐室が対応する。手続の流れは、補佐室が苦情申出書を受領した後、苦情の内容を公安委員会へ報告しその指示を受けてから所属部署へ調査を依頼する。調査の結果を回答案として取りまとめ、補佐室から公安委員会へ報告して裁決を経た上で、苦情申立人へ文書による回答を提出する。

苦情申出の内容は、被害届出の不受理事案や職務質問に対する苦情、警察への相談時における警察官の言動に対するものが主なものである。

<公安委員会宛苦情件数>

| 年度 | 警務 | 生活安全 | 地域 | 刑事 | 交通 | 警備 | 合計 |
|-------|----|------|----|----|----|----|----|
| H28 年 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 6 |
| H29 年 | 2 | 4 | 0 | 4 | 4 | 0 | 14 |
| H30 年 | 0 | 2 | 2 | 3 | 4 | 0 | 11 |
| R 元年 | 2 | 4 | 4 | 17 | 3 | 0 | 30 |
| R2 年 | 2 | 3 | 2 | 4 | 3 | 0 | 14 |

上記の表に示したとおり多い年で年間 30 件程度の苦情申出事案が発生するが、補佐室では件数の集計・部署別分類を行っているものの、苦情を内容別に分類し、警察官に瑕疵がある場合の事後対応や再発防止のための組織全体における情報周知や、同じような事案で苦情申出が起きていないか否か、苦情の傾向等を分析して組織の強化に役立てるための情報としての整理が行われていない。

第2. 公安委員会運営費

担当部課名 警務部総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

公安委員の運営に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

○単位事業 細事業名 公安委員会運営費

(単位：千円)

| 区分 | 報償費 | 旅費 | 交際費 | 消耗品費 | 筆耕翻訳料 | 合計 |
|-------|-----|----|-----|------|-------|-----|
| 予算額 | 9 | 46 | 40 | 6 | 20 | 121 |
| 事業費実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 予算差額 | 9 | 46 | 40 | 6 | 20 | 121 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年開催されていた全国公安委員連絡会議等が中止となった。

2. 監査の結果

(1) 公安委員会運営の旅費について

ア. 結論

事業の内容について質問した結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

予算の内容は、全国公安委員会連絡会議（年2回）や関東管区内公安委員会連絡会議（年1回）の開催に当たり、随行する職員の旅費が主なものであるが、令和2年度は開催中止となったため支出の実績はなかった。

第2章 警察職員費

事業名 警察職員費（警察本部費）

1 事業の概要

警察職員の給料等に要する経費

2 予算の執行状況

| 区分 | 予算額 | 支出額 | | | | 翌年繰越 | 不用額 | 支出済額の説明 |
|---------|----------------|----------------|--------|-------------|----------------|------|------------|---------|
| | | 本課 | 他課 | 公所 | 計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 2 給料 | 14,867,677,000 | 14,865,589,369 | | | 14,865,589,369 | | 2,087,631 | |
| 3 職員手当等 | 11,964,979,000 | 11,721,115,312 | 31,900 | 217,275,000 | 11,938,422,212 | | 26,556,788 | 超過勤務手当等 |
| 4 共済費 | 5,295,782,000 | 5,292,774,686 | | 1,084,175 | 5,293,858,861 | | 1,923,139 | 共済負担金等 |
| 計 | 32,128,438,000 | 31,879,479,367 | 31,900 | 218,359,175 | 32,097,870,442 | | 30,567,558 | |

R2年4月1日時点定数 警察官 3,429人 一般職員 464人

第1. 給与費

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

職員の給与及び手当等（児童手当、退職手当を除く）に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 給与費

（単位：千円）

| 区分 | 給料 | 職員手当等 | 共済費 | 合計 |
|-------|------------|------------|-----------|------------|
| 予算額 | 14,867,677 | 11,964,979 | 5,295,782 | 32,128,438 |
| 事業費実績 | 14,865,590 | 11,938,423 | 5,293,859 | 32,097,872 |
| 予算差額 | 2,087 | 26,556 | 1,923 | 30,566 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

職員の給与に関する条例等の規定に基づき、職員に対し、給与、地域手当、期末勤勉手当のほか、支給要件を満たすことで支給される扶養手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当等、勤務実績により支給される超過勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当、休日給、夜勤手当等の支給を行った。

また、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、警察共済組合栃木県支部に負担金の支払いを行った。

2. 監査の結果

(1) 諸手当の支給手続について

ア. 結論

諸手当のうち、宿日直手当及び特殊勤務手当について支給の手続を監査したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

栃木県警察本部の警察官及び一般職員の給与及び職員手当等は、地方公務員法に基づき全ての県職員と同様に栃木県の「職員の給与に関する条例」に従い算定される。また、給与の支払について、栃木県人事委員会規則「職員の給料等の支給に関する規則」に従う。

①宿日直手当

宿日直手当の支払手続について、警務部警務課の令和2年10月及び11月分の資料の提出を求め監査を実施した。

事務処理の流れは、宿日直命令簿に基づき業務命令があると、当該警察官は宿日直の勤務を当直日誌に記載する。事務担当が、当直日誌により給与システムに入力する。

1 か月単位で給与システムから「宿日直手当情報（一括）登録確認票」を出力し、実行済みの宿日直命令簿と突き合わせし検証することで宿日直手当が確定する。

抽出した事例について、関係資料を突き合わせしたが問題となる事項はなかった。

②特殊勤務手当

特殊勤務手当の支払手続について、警備部警備第二課の令和2年7月及び8月分の資料の提出を求め監査を実施した。

事務処理は、警察官が特殊勤務に該当する業務に従事した場合、各人別月別の「特殊勤務手当業務従事状況報告書」（警護の場合は「警護結果報告書」）にその都度記録して上司の承認を受ける。続いて各課の給与担当者は、それを基に各人別月別に特殊勤務手当（整理簿実績簿）をパソコンで作成し、月単位で給与システムに登録する。給与システムから「特殊勤務手当情報（一括）登録確認票」を出力し、入力の実証を行って確定する。

抽出した事例について、関係資料を突き合わせしたが問題となる事項はなかった。

(2)階級別定員の基準について（意見）

ア. 結論

警察法施行令第7条には、警察官の定員とその階級別定員の基準が定められている。この基準は、平成3年に警察力の一層の高度化、専門化を図り、活力ある警察組織を確立するために改正されたものである。しかし、20年近くにわたり階級別定員の基準が満たされていない。警察庁の通知では、階級別定員の充足のみに重点を置くことは本意ではないとしながらも、実効の上がる教養の充実を求めている。警察の人的資本及びその支出である人件費を効果的に組織・支出する上で最も望ましいとされる階級構成に対して、現状、その基準の充足ができていないことに対し、原因の分析やその原因を除去するための対策について十分な検討が行われていない。

イ. 内容

(ア)階級別定員の基準

警察法施行令第7条では、「法第57条第2項に規定する地方警察職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ別表第二及び別表第三のとおりとする。」と規定している。

別表第二において、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準に、栃木県は3,385人と定められている。また、別表第三では、地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準が定められている。その基準は、次のとおりである。

| 階級別 | 1,000 以下の人員 | 1,001 人 以上 2,000 以下の人員 | 2,001 人 以上 3,000 以下の人員 | 3,001 人以上の人員 |
|---------|-------------|---------------------------|---------------------------|--------------|
| 警視 | 55/1,000 | 35/1,000 | 21/1,000 | 19/1,000 |
| 警部 | 113/1,000 | 70/1,000 | 48/1,000 | 47/1,000 |
| 警部補 (注) | 546/1,000 | 587/1,000 | 611/1,000 | 613/1,000 |

(注) 警部補の人数には、巡査部長を含む。警部補定員と巡査部長定員の比率は、29 対 30 である。

この基準を受け、栃木県地方警察職員定数条例は、第 2 条において職員の定数を定めている。

第 1 項 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

警察官 3,429 人

警察官以外の職員 464 人

前項の警察官の階級別の定数は、次に掲げるとおりとする。

警視 118 人

警部 249 人

警部補 973 人

巡査部長 1,007 人

巡査 (警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。) 1,082 人

(イ) 階級別定員基準の変遷

警察官の階級別定員基準の改正は、平成 3 年に行われている。当時は、警察組織において警部補以上の階級枠が極めて少なく、巡査、巡査部長として長年勤務に精励し高度な専門能力を身に付けていても、なかなか上位の階級に昇任できない状況であった。そこで、警察官の階級構成を警察官の職務実態に即したものに改め、警部補以上の階級比率を拡大する改正を行った。改正の目的は、警察力のより一層の高度化、専門化を図るとともに、活力に満ちあふれた警察組織の確立に資することであり、責任体制の明確化と業務遂行の高度、専門化を図ることを目指した。具体的に警視、警部、警部補の比率を拡大するとともに、巡査部長及び巡査の比率を縮小する改正を行った。

栃木県警察は、この階級別定員基準の改正を受けて段階的に是正を実行し、平成 12 年度には基準をほぼ 100% 充足している。

(単位：人)

| 年度 | 警視 | 警部 | 警部補 | 巡査部長 | 巡査 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|------|-------|-------|
| H3 年度 | 75 | 146 | 374 | 857 | 1,148 | 2,600 |
| H12 年度 | 105 | 216 | 766 | 797 | 841 | 2,725 |
| 増減 | 30 | 70 | 392 | △60 | △307 | 125 |

しかし、その後、平成 13 年の警察改革の際、警察刷新に関する緊急提言において「徹底的な合理化が進められることを前提に、国民のための警察活動を強化するため、当面、警察官一人当たりの負担人口が 500 人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」との提言を受け、警察官の緊急増員を実行した。一方で大量退職の時期が重なったため、組織の若返りが進み警部補及び巡査部長の充足率が大きく低下することになる。平成 14 年度から令和 2 年度までの定年退職者は、累計で 1,063 名（年平均 55.9 名）、平成 12 年度の緊急増員前の管理定数が 2,725 名であるが、令和 3 年度は 3,400 名とその間に 675 名の増員となっており、退職者を補充して更に増員となっている状況であった。

また、平成 13 年頃に警察庁長官官房人事課長名で「職務執行の中核たる警部補の在り方の見直しについて」と題する通知が発出され、適正な昇任管理について階級別定員の充足のみに重点を置いて警察官の階級構成を維持することは適正な昇任管理に支障を来すおそれがある。上位階級の定員を下位階級の定員として用いるなど、所要の措置を講じ、弾力的かつ適正な警察官の定員管理に努めるようにとの通知があった。この通知を受け、栃木県の条例には弾力的運用の規定を設けている。

栃木県地方警察職員定数条例第 2 条第 6 項によると、「第 2 項の警察官の定数について一の階級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内でその定数を下位の階級の定数に流用することができる。」と規定している。

(ウ) 現在の階級別実人員

令和 3 年 4 月 1 日現在の栃木県警察の階級別定員表は、次のとおりである。充足率は、警部補が 85.7%（834 人÷973 人）、巡査部長が 93.7%（944 人÷1,007 人）となっている反面、巡査は 116%（1,255÷1,082 人）となっている。

（単位：人）

| 階級等 | 警視 | 警部 | 警部補 | 巡査部長 | 巡査 | 小計 | 職員 | 合計 |
|-----|------|------|-------|-------|--------|-------|-----|-------|
| 実人員 | 118 | 249 | 834 | 944 | 1,255 | 3,400 | 411 | 3,811 |
| 調整 | | | 139 | 63 | △173 | 29 | 53 | 82 |
| 合計 | 118 | 249 | 973 | 1,007 | 1,082 | 3,429 | 464 | 3,893 |
| 充足率 | 100% | 100% | 85.7% | 93.7% | 116.0% | | | |

警察法施行令第 7 条別表第三の基準に従って栃木県警察の警部補（巡査部長を含む）を算定すると 1,980 人（546+587+611+385×613/1,000）となるが、現在の警部補及び巡査部長の人数は 1,778（834+944）となっており、202 人と大きく不足した状態である。

(エ) 昇任制度との関係

栃木県警察の昇任制度では、年1回昇任試験が行われるが、資格要件と一般昇任試験の平均在級年数は次のとおりである。表の受験資格欄は、高卒者が各階級の昇任試験を受験するために必要とされる下位階級の実務年数を表している。また、各年度の在級年数は昇任試験に合格した時の下位階級在職年数を示しているが、こちらは学歴を分けずに集計を行っている。

(単位：年)

| 職位 | 受験資格 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | 5年平均 |
|------|----------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 警部補 | 実務年数 3.0 | 5.3 | 5.2 | 4.7 | 5.8 | 5.4 | 5.28 |
| 巡査部長 | 実務年数 4.5 | 7.5 | 7.1 | 7.0 | 7.6 | 8.2 | 7.48 |

各階級とも実際の昇任年数(上記表の5年平均の欄)は、受験資格年数に比して巡査部長が1.66倍(7.48年÷4.5年)、警部補が1.76倍(5.28年÷3.0年)となっているが、過去5年間の昇任年数に大きな違いはない。

通知が発出されているとはいえ、もともとの地方警察職員の定員及びその階級別定員の基準を定めた警察法施行令第7条において、弾力的運用を許容する規定は存在していない。通知には、警部補の業務管理能力及び実務能力向上の観点からロールプレイング方式による実践的総合訓練(現場対応指揮訓練)や捜査実務研修を始めとした実務研修等の教養の実施を求めている。通知の有効期間は、令和7年3月31日までとなっているが、最初の通知が出てから20年近く経過してなお基準の達成ができていない。特に警部補の充足率は85.7%と低調であり、上記通知にも警部補及び昇任予定者の教養に努めるよう求めている。警察法施行令第7条の定員及び階級別定員の基準は、警察の人的資本及びその支出である人件費を効果的に組織、支出する上で最も望ましいとされる階級構成を提示したものである。基準を充足するための将来的な解決に向けた計画が明確になっていないことや、何が原因で基準を満たすことができないのか、また、その原因を除去するための方策の検討が十分に行われていない。

人件費の面からは、長期的視野に立ってこの基準を充足して行くとしたら人件費がどのように推移するのか、また、階級別定員の基準を現時点で満たした場合、人件費の水準が現状とどの程度乖離しているのかという分析が行われていない。

(3)一般職員定数の削減について

ア. 結論

一般職員定数の削減が警察官の本来業務に弊害を及ぼしていないか確認したが、警察官の増員と共通業務の移管により対応しており問題はなかった。

イ. 内容

栃木県警察では、行政改革の一環として一般職員の定数を条例の人数464人より47

名削減した 417 人により業務が行われている。運用定数削減は、平成 19 年度から平成 25 年度にかけて実施されてきたものであるが、その間、一般職員が担当していた業務を警察官に移管している。業務の移管に当たり、警察官の本来業務に与える影響や弊害が生じていないかを質問した。回答によると、平成 13 年度から平成 29 年度にかけて警察官の増員を図った時期に当たり、延べ 706 名の警察官が増員されている。そのため、一般職員が担当していた業務の移管において、警察官の本来業務に支障を及ぼす事態は生じていないという結論であった。

主な移管業務・組織改編

| 移管業務 | 対象組織 | 人数 |
|------------------|------|------|
| 生活安全課許認可業務 | 各警察署 | 19 名 |
| 交通課窓口業務 | 各警察署 | 9 名 |
| 警務部情報管理課（照会センター） | 警察本部 | 6 名 |
| 藤岡警察署廃止 | | 5 名 |
| 合計 | | 39 名 |

警察官と一般職員の業務区分

| 部名 | 警察官業務 | 共通業務 | 一般職員業務 |
|-------|---|--|---|
| 警務部 | 術科指導教養 | 組織運営 運営企画 職員の採用 人事管理 警察装備品の管理 犯罪被害者支援 照会業務 | 給与管理 施設管理 物品調達 拾得物の管理 予算編成 システム開発 ネットワーク管理 情報セキュリティ対策 福利厚生・健康管理 |
| 生活安全部 | 防犯活動 犯罪発生情報の提供 DV・ストーカー対策 子ども女性安全対策 行方不明者の捜索 サイバー犯罪対策 悪徳商法・不法投棄対応 | 少年の非行防止 許認可業務 | |

| | | | |
|-----|--|---------------------------------------|------|
| 地域部 | 交番・駐在所勤務 パトロール業務 職務質問 | 電話交換 交番・駐在所の新築等 の企画 | |
| 刑事部 | 犯罪捜査 暴力団の取締り 鑑識業務 | | 鑑定業務 |
| 交通部 | 交通取締り 交通事件・事故捜査 交通安全教室 | 交通課窓口業務（運転 免許業務、道路使用許 可・車庫証明業務） | |
| 警備部 | テロの未然防止 要人の警護 災害時の避難誘導 被災者の救助活動 | | |

しかし、一般行政職員の削減が個別の職員の過重労働につながっていないかについては更に検証する必要がある。次の「(4) 超過勤務手当について」で触れるように、一部の部署において、1か月45時間を超える超過勤務が発生している。この現状分析は令和2年度から開始しており、それ以前の状況は定かでないが、令和2年度の調査によると一般職員業務の多い警務課や会計課に超過勤務が集中していることが確認されている。

(4) 超過勤務手当について

ア. 結論

一定限度以上の超過勤務が、特定の部署や職位に集中している状況が確認されるが、令和2年度からその原因分析が開始され、改善に向けた取組につながっており、問題はなかった。

イ. 内容

栃木県警察本部では、警察官及び一般職員の超過勤務時間について1か月45時間以内又は年間360時間以内を目安として超過勤務を抑制している。超過勤務手当が支給されるのは、警部までの職位にある警察官及び一般職員であり、警視以上の管理職、警察署では警察署長、副署長は対象外となる。

次の表は、所属別の1人当たり月平均超過勤務時間を算定した資料において超過勤務時間の多い所属を全体55課、署の中から抽出したものである。

超過勤務時間所属別 1 人当たり月平均

(単位：時間)

| 所属 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 警務課 | 26 | 26 | 26 | 31 | 35 |
| 会計課 | 25 | 26 | 24 | 26 | 32 |
| 捜査一課 | 21 | 24 | 25 | 23 | 26 |
| 捜査二課 | 25 | 24 | 22 | 19 | 20 |
| 捜査三課 | 24 | 23 | 20 | 24 | 22 |
| 警備第二課 | 22 | 19 | 23 | 32 | 22 |

また、資料としては閲覧のみであったが、半年近く月 45 時間以上の超過勤務となっている状態が警察本部の会計課や刑事部所属の職員、各署の刑事課長に生じている。個人別の超過勤務時間の管理は令和 2 年度から開始したとのことであるため、超過勤務がどのような業務で生じているかは令和 2 年度から詳細な把握が可能になった。会計課の職員では、予算編成や決算時期に発生していることからそれらの業務が関係していると考えられる。また、刑事課長は、被疑者について留置の必要があると判断した場合、逮捕時から 48 時間以内に被疑者を検察官に送致しなければならないが、その際、証拠及び捜査書類を提出しなければならない規則となっており、その業務が超過勤務発生の要因の 1 つとなっているということである。担当課では、超過勤務がどのような業務において生じているのか、毎月各所属の超過勤務状況とその要因となった事案について報告をさせており、監査においてその資料を閲覧した。また、超過勤務が特定の部署や職位に集中している状況を改善するために、所属別配置人員の見直し等の検討材料としているとのことである。

第3章 警察職員退職手当

第1. 警察職員退職手当

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察職員の退職に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | | | | 翌年 繰越 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|---------|---------------|---------------|-----|-----|---------------|----------|------------|---------|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 3 職員手当等 | 1,549,742,000 | 1,529,603,786 | | | 1,529,603,786 | | 20,138,214 | 退職手当 |
| 計 | 1,549,742,000 | 1,529,603,786 | | | 1,529,603,786 | | 20,138,214 | |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

警察官 87名

一般職員 33名

2. 監査の結果

(1) 退職手当の支払手続について

ア. 結論

退職者に対する退職手当の支払手続を確認し、令和2年10月に退職した4名について諸手続を検証した結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

退職に関する人事手続が終了すると、退職者本人から警務課給与係りに「退職手当支給請求書」が提出される。給与係は、それに基づき退職手当の計算を行い手書きの「退職手当計算書」を作成する。1か月分の退職者をまとめて電算処理の入力原票である「退職報告書」を作成し、退職手当システムへ入力を行う。システムから出力する個人別の「退職手当支給台帳」と手書の「退職手当計算書」を照合し、間違いがなければ支払の決裁を受けて支払手続に移行する。

(2) 退職要因について

ア. 結論

労働環境による精神疾患の問題について、休職者の5年間の推移を手掛かりに現状を確認したが、病気や事故による休職者を含めて数名程度の人数であり、問題となる事項は確認されなかった。

また、懲戒免職者が過去5年内で数名出ているが、処分は厳正に行われており問題

となる事項はなかった。

イ. 内容

退職につながるような休職者の状況について、資料の提出を求めたところ、休職者が必ずしも退職に至るわけではないとの前置きの上、次の資料を受領した。

(単位：人)

| 年度 | H28 年度 | | H29 年度 | | H30 年度 | | R 元年度 | | R2 年度 | |
|-------|--------|----|--------|----|--------|----|-------|----|-------|----|
| | 警察官 | 行政 | 警察官 | 行政 | 警察官 | 行政 | 警察官 | 行政 | 警察官 | 行政 |
| 4月1日 | 4 | 1 | 4 | 1 | 6 | 2 | 4 | 1 | 4 | 1 |
| 10月1日 | 2 | 0 | 5 | 2 | 5 | 1 | 6 | 0 | 4 | 3 |

休職の理由は、病気や事故の他、精神疾患による場合があるということであるが、組織全体の人数（令和3年4月1日現在3,893名）からすると休職者は僅かであり（0.1%）、過去5年間の推移をみても特に変動はないことが見て取れる。

パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによる心疾患が退職に至る状況はないか否かを質問したが、所属別に休職者を区分してその要因を分析してはいないとのことである。職場環境や対人関係の悩み事については、相談窓口を設けてメンタル対策やストレスチェックによる対応をしている。

また、犯罪等による懲戒免職となった警察官は、5年間で5名である。飲酒運転が3名、窃盗・横領が2名である。令和2年の全国の警察官の懲戒処分は229名であり、うち懲戒免職は29名である。栃木県警察において懲戒免職の対象者は皆無ではないが、令和2年度の規律違反では懲戒免職は0であった。

過去5年間の懲戒免職の推移

(単位：人)

| 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 |
|----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 人数 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 |

第4章 警察運営費

1 事業概要

警察本部の運営に要する経費

2 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 額 | | | | 翌年度 繰越額 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|----------------|---------------|-------------|-----|-------------|---------------|------------|------------|--|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 1 報 酬 | 249,606,000 | 53,813,626 | | 195,509,626 | 249,323,252 | | 282,748 | 会計年度任用職員報酬等 |
| 3 職員手当等 | 35,673,000 | 6,635,120 | | 28,969,865 | 35,604,985 | | 68,015 | 会計年度任用職員期末手当 |
| 4 共 済 費 | 47,035,000 | 9,562,620 | | 37,317,714 | 46,880,334 | | 154,666 | 報酬等社会保険料 |
| 5 災害補償費 | 7,671,000 | 7,670,780 | | | 7,670,780 | | 220 | 協力援助者遺族給付金等 |
| 8 報 償 費 | 157,468,000 | 5,096,850 | | 152,085,652 | 157,182,502 | | 285,498 | 健康管理室医師謝金等 |
| 9 旅 費 | 68,238,000 | 15,930,559 | | 42,063,133 | 57,993,692 | | 10,244,308 | |
| 普通旅費 | 53,753,000 | 12,766,304 | | 31,365,686 | 44,131,990 | | 9,621,010 | 赴任旅費等 |
| 費用弁償 | 208,000 | 7,056 | | 31,269 | 38,325 | | 169,675 | 留置施設視察委員会旅費 |
| 特別旅費 | 93,000 | 26,043 | | 27,678 | 53,721 | | 39,279 | 訴訟代理人弁護士旅費等 |
| 費用弁償(通勤) | 14,184,000 | 3,131,156 | | 10,638,500 | 13,769,656 | | 414,344 | 会計年度任用職員通勤相当分 |
| 10 交 際 費 | 960,000 | 44,704 | | 218,383 | 263,087 | | 696,913 | 本部長交際費 |
| 11 需 用 費 | 265,511,000 | 196,309,066 | | 67,855,661 | 264,164,727 | | 1,346,273 | 食糧費 8,192,946 円 消耗品費 179,879,969 円 燃料費 56,303 円 印刷製本費 2,753,806 円 修繕料 5,426,042 円 |
| 12 役 務 費 | 103,134,000 | 89,349,238 | | 12,851,822 | 102,201,060 | | 932,940 | 通信運搬費 50,583,926 円 手数料 38,460,894 円 筆耕翻訳料 304,418 円 |
| 13 委 託 料 | 89,444,000 | 58,902,635 | | 29,872,320 | 88,774,955 | | 669,045 | 職員情報システム維持管理業務等 |
| 14 使用料及び賃借料 | 376,097,000 | 367,078,610 | | 675,512 | 367,754,122 | | 8,342,878 | 機器リース料等 |
| 15 工事請負費 | 12,068,000 | 8,624,000 | | 3,135,660 | 11,759,660 | | 308,340 | 留置場改修工事 |
| 18 備品購入費 | 58,468,000 | 18,947,126 | | | 18,947,126 | 39,264,000 | 256,874 | 事務机等購入費 |
| 19 負担金、補助及び交付金 | 42,705,000 | 42,464,330 | | | 42,464,330 | | 240,670 | |
| 負担金 | 16,731,000 | 16,500,330 | | | 16,500,330 | | 230,670 | 内外情勢調査会会費 |
| 補助金 | 25,974,000 | 25,964,000 | | | 25,964,000 | | 10,000 | 栃木県暴力追放県民センター等補助金 |
| 22 補償、補填及び賠償金 | 1,832,000 | 1,821,167 | | | 1,821,167 | | 10,833 | 物的損害賠償金等 |
| 計 | 1,515,910,000 | 882,250,431 | | 570,555,348 | 1,452,805,779 | 39,264,000 | 23,840,221 | |

3 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 重要犯罪等の徹底検挙 | 重要犯罪及び重要窃盗犯の徹底検挙 | 重要犯罪支援システム装置保守点検等委託 | 27,094,000 | 58,070,800 |
| 県民の期待と信頼に応える活動の推進 | 警察機能を最大限に発揮するための施策の推進 | 情報管理推進経費 新情報通信ネットワークシステム機器リース等 | 330,136,800 | 320,361,191 |
| | 〃 | 健康管理経費 カウンセリング業務委託 | 726,000 | 484,000 |

4 事業の実績等

(1) 刑事総務課関係

| | |
|-------|--|
| 事業の実績 | <p>本システムは、県内の主要幹線道路に路上装置を整備し、データを警察本部の中央装置に送信、手配車両情報と照合することにより、盗難車両や行方不明者、重要犯罪の捜査に役立てている。</p> <p>よって、システムの中央装置及び路上装置の保守点検は、システム安定運用のため重要な業務であり、構築業者による定期的な保守点検により、これまで大規模な運用停止が生じることなく、日々の捜査活動に寄与している。</p> |
| 事業の効果 | <p>本システムを運用し業務を効率化することにより他の捜査に人員や時間を振り分けることが可能となり事件の早期解決に貢献している。</p> <p>通信機器搭載柱は、路上装置を設置するため、平成10年、11年、13年度に整備した。主に、主要幹線道路等に整備された搭載柱であり、これまで、業者による点検整備が行われていなかったことから、安全性を確認するため実施した。その結果、ボルトの緩みや部材のずれなどが確認され、増し締め等を行い安全性の向上を図った。</p> |
| 今後の課題 | <p>本業務は、通信部から派遣の職員が担当しており、システムに精通していることから、構築業者に対するチェック機能が働き、これまで以上に機器の性能等が向上している。しかし、今後も同等の能力を有する職員の派遣を受けられるかが懸念される。</p> |

(2) 情報管理課関係…情報管理推進経費

| | |
|-------|---|
| 事業の実績 | 警察が保有する個人情報等を効率的かつ適正に管理するため「新情報通信ネットワークシステムの整備計画」を策定し、平成12年度から26年度までの15年間でネットワーク用パソコン等3,099台を整備した。 |
| 事業の効果 | 公用パソコンが整備されたことにより、情報漏洩に対する技術的な対策が可能となり、個人情報等の保護に寄与している。メール機能をはじめ、ネットワークを活用した遺失物管理システム、交通情報管理システム等の利用により、業務の効率化が図られ、県民への行政サービス及び事件捜査の早期解決に大きく貢献している。 |
| 今後の課題 | 端末数の不足やマイクロソフト製品の値上げ、OSのサポート期間の問題等について、厳しい財政状況を乗り越え整備を進めていかなければならない。 |

(3) 厚生課関係…健康管理経費

| | |
|-------|--|
| 事業の実績 | 心の病は、発症すると回復するまで時間を要し、また気づいた時には重篤になっていることが多い。メンタル不調に陥る前の予防が重要であることから、ストレスチェックの結果により高ストレス職員の希望により、カウンセリングを実施し「心の健康」の保持増進を図っているものである。 |
| 事業の効果 | 令和2年度は、56名の職員に対してカウンセリングを実施した。カウンセリングにより自分の置かれている状況や気持ちを客観的に理解し、寄り添ってもらい問題解決の糸口を導き出す等の助言を得て、ほとんどの職員が問題なく勤務している。また、治療が必要な職員に対しては、診療機関を紹介して治療を継続し、経過観察をしている。 |
| 今後の課題 | 今後も必要な職員に対し、カウンセリングの効果的な活用を推進していく。 |

第1. 警察本部運営費（一般経費 A・投資）

担当部課名 会計課監査指導係

1. 事業概要

(1) 事業の内容

遺失物管理システムの維持管理に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 委託料 | 使用料及び賃借料 |
|-------|-------|----------|
| 予算額 | 7,128 | 12,922 |
| 事業費実績 | 7,128 | 12,922 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

| 年 | 拾得物 | | | 遺失物 | | |
|------|---------|---------|-------------|--------|---------|-------------|
| | 件数(件) | 点数(点) | 金額(円) | 件数(件) | 点数(点) | 金額(円) |
| 令和元年 | 148,716 | 295,699 | 229,898,541 | 38,592 | 134,387 | 463,198,227 |
| 令和2年 | 123,097 | 253,132 | 220,429,897 | 32,634 | 113,077 | 413,639,769 |
| 増減 | ▲25,619 | ▲42,567 | ▲9,468,644 | ▲5,958 | ▲21,310 | ▲49,558,458 |

| | |
|-------|---|
| 事業の効果 | 遺失物管理システムは、拾得物の早期発見・返還をはじめ各種取扱いの適正管理を目的として整備したものであり、各都道府県のシステムで管理された情報は、警察庁の行政情報管理システムを介して集約され、他県警システムの遺失拾得物情報との照会検索を可能にしている。 |
| 今後の課題 | 各都道府県警察独自の現行遺失物管理システムは、令和4年度より順次警察庁で示す統一システムに移行することとなる。本県は、令和8年度に移行する予定であるが、他県の移行状況等を注視しながら各種情報を収集し、速やかな移行及び移行後の円滑な運用に努めたい。 |

2. 監査の結果

(1) 落とし物検索サービスの検索結果について（意見）

ア. 結論

検索結果に表示された情報に誤りがある。

イ. 内容

ヒアリング実施日時点において、落とし物検索サービスにて落とし物を検索した結果、拾得日が1913年8月8日と記載された情報が表示された。落とし物検索サービスでの公表期間は、警察に届けられ公告（落とし物検索サービスによる公表）をした日から3ヶ月（埋蔵物は6ヶ月）を経過する日（保管満期日）までである。従って最大6ヶ月が公表期間であるため、落とし物検索サービスのデータ更新日から6ヶ月以

前の日が拾得物の日付で表示されることはない。担当者に質問したところ、警察署担当者の入力誤りがあり、内容確認を担う警察本部会計課においても入力誤りを発見できず公表してしまったとのことである。落とし物検索サービスでは、「落とした日」を期間で抽出できる機能があるが、拾得日が誤って入力された場合、誤った情報が表示されるため、遺失物を発見することができなくなる可能性がある。ヒューマンエラーを防止することを目的に想定されない拾得日の情報が入力された場合、エラーアラートができるようにシステム改善することが望まれる。

ヒアリング実施日に上記エラーが発見された後、担当課である本部会計課では以下のシステム改修が現行の委託契約の範囲内で実施できることを委託会社に確認し、令和4年1月末を目途に改修を実施するよう依頼済みとのことである。

- (ア) システム登録時に想定されない拾得日が入力された場合、画面上にその旨の注意喚起を表示する。
- (イ) 本部会計課で確認時に使用するリストの拾得日表示を西暦表示とする。

(2) 落とし物検索サービスの画面表示について（意見）

ア. 結論

表示画面の視認性が悪く、操作に支障がある。

イ. 内容

落とし物検索サービスの検索画面及び検索結果がパソコン画面全体に表示されず、一部のみ表示されるため視認性が悪く操作に支障がある。検索結果は1ページあたり10件であるが、表示画面では3件しか表示されないため、スクロールをしなければ10件確認することができない。使用しているOSの問題なのか原因は不明であるが、使い勝手の良いサービスとするため、視認性の良い表示画面となるよう改修が必要である。また、現在スマートフォン利用者が多いことから、スマートフォン専用のHP画面に切り替わるか確認したところ、スマートフォン専用画面はないとのことであった。栃木県警察独自の遺失物管理システムは令和8年度までの使用予定であることから費用対効果を考慮し、システム改修するか検討することが必要である。

(3) 拾得物及び遺失物の返還状況について

令和2年度の拾得物及び遺失物の返還状況は以下のとおりである。

| | 拾 得 物 | | | 遺 失 物 | | |
|-----|---------|---------|-------------|--------|---------|-------------|
| | 件数(件) | 点数(点) | 金 額(円) | 件数(件) | 点数(点) | 金 額(円) |
| 届出 | 123,097 | 253,132 | 220,429,897 | 32,634 | 113,077 | 413,639,769 |
| 返還 | 19,733 | 136,183 | 158,862,721 | 4,992 | 19,882 | 98,480,173 |
| 返還率 | 16.0% | 53.8% | 72.1% | 15.3% | 17.5% | 23.8% |

財布の中に現金、運転免許証、キャッシュカードが入っていた場合、現金は金額、件数は1件、点数は3点とカウントしているため、件数と点数には差が生じる。

第2. 警察本部運営費（一般経費 A・投資）

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察本部の運営に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 委託料 | 使用料 | 合計 |
|-------|-------|--------|--------|
| 予算額 | 7,021 | 22,176 | 29,197 |
| 事業費実績 | 7,007 | 22,176 | 29,183 |
| 予算差額 | 14 | 0 | 14 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

組織定員管理、昇任管理、退職管理、採用管理、異動管理など職員全ての人事記録を網羅した栃木県警察職員情報システムの適正かつ安定した運用を行っていくため、開発業者であるNECに保守管理体制を確立させ、維持・管理を委託した。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

警察独自の階級制度があること等の理由により、栃木県が使用している職員情報システムの利用は適さないため、栃木県警察独自の職員情報システムを構築し、運用しているとのことである。

使用料の内容は、職員情報システムに必要な機器リース料であり、サーバー、パソコン端末及び周辺機器を長期契約（5年）でリース契約を締結している。

第3. 警察本部運営費（一般経費 A・消費）

担当部課名 会計課（監査指導）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

職員が転任や採用に伴う移転のため、旅行する場合や住所又は居所を移転する場合に、その状況に応じて赴任旅費（出頭旅費、移転料、着後手当、扶養親族移転料）が支給され

る旅費。

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区 分 | 旅 費 |
|-------|--------|
| 予算額 | 53,753 |
| 事業費実績 | 44,132 |
| 予算差額 | 9,621 |

(3) 令和 2 年度の実施状況

- ・ 赴任旅費実績 本部所属 12,766,304 円
警察署 31,365,686 円

内訳

| | | |
|------------------|----------|-------|
| 定期異動 …年 3 回 | 赴任旅費支給割合 | 約 33% |
| 初任科配置…一般職含め年 4 回 | 〃 | 約 88% |
| 新規採用等…年 2 回 | 〃 | 100% |

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業は主に引越費用の負担である。転任や新規採用により引越しをする場合、実費を負担するわけではなく、職員等の旅費に関する条例に基づき算定した金額を支給する。具体的には、職務区分、旧在勤地から新在勤地までの移転距離及び扶養親族の人数等に基づき金額を算定する。サンプルチェックとして 2 名分の赴任旅費確認を行った結果、職員等の旅費に関する条例等に基づき適切に算定されていることを確認した。

転任や新規採用により勤務地が変わる場合、引越し先の要件があるか担当者に質問を行ったところ、以下の回答があった。警察官は緊急性の要する事象が発生した場合、早急に駆けつける必要があることから、原則管轄区域内に居住するが、運用により通勤時間が 60 分以内の管轄区域外に住所を有する職員で、あらかじめ所属長の承認を得れば管轄区域外での居住も可能である。なお、出頭旅費とは、辞令を受ける日の旅費（旧在勤地から新在勤地）である。

第4. 警察本部運営費（一般経費 A・消費）

担当部課名 地域部地域課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

駐在所施設に居住し、日常的に警察業務に貢献している駐在所勤務員の家族、又は駐在所勤務員に対する報償費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 報 償 費 |
|-------|---------|
| 予算額 | 141,101 |
| 事業費実績 | 141,082 |
| 予算差額 | 19 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

「駐在所報償費支給要綱」に基づき、駐在所施設に同居する協力家族に対して駐在所家族報償費（71,000 円/月）を支給、地域住民との接遇に要する費用の自己負担分として駐在所公衆接遇報償費（4,000 円/月）を支給した。

令和 2 年度の県内の駐在所数 175 駐在所

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(ア) 支給対象者について

駐在所報償費支給要綱では、駐在所家族報償費の支給対象を駐在所の施設に居住する警察官の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、親族等（18 歳未満の者を除く。）のうち、通勤を伴う職に就いておらず、常態として勤務員に協力する立場にある者（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 2 に基づく育児休業手当金又は同法第 70 条の 3 に基づく介護休業手当金を受給している警察職員を除く。）としている。すなわち、パートタイマーである配偶者、大学生の子供等は支給対象外となる。

(イ) 支給対象者の要件確認について

警察署の地域課長は支給対象者の要件を満たしているかを確認し、駐在所報償費支給対象者認定簿に所定の事項を記載し警察署長へ提出することにより支給対象者として認定を受ける。また、警察署の地域課長は、毎月支給対象者が支給基準を満たしていることを確認し、駐在所報償費支給基準該当者報告書を作成して警察署長に報告することにより、支給対象者へ報償費が支払われる。地域課長が具体的にどのような方法で支給対象者が要件を満たしているのか確認しているか質問したところ、毎月駐在所へ抜き打ちで訪問した際支給対象者が在宅していることや駐在所勤務員との会話を通じ、駐在所に居住していることや通勤を伴う職に就いていないか確認すると回答を得た。従って、支給対象者から通勤を伴う職に就いていないことを確認する誓約書等の書面提出は求められていない。

第5. 警察本部運営費（一般経費 A・消費）

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察官の職務に協力援助した者に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 災害補償費 | 合計 |
|-------|-------|-------|
| 予算額 | 7,671 | 7,671 |
| 事業費実績 | 7,671 | 7,671 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定に基づき、警察官の職務に協力援助して死亡した者の遺族に対し、遺族給付年金の支払を行った。

令和2年4月1日現在受給者数 3名

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当制度は、警察官以外の者が職務によらないで警察官の職務に援助協力し、現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に当たり、又は人命の救助に当たり、そのために負傷し、疾病にかかり、障害となり、又は死亡した場合に、法律に基づき療養給付、障害給付、休業給付若しくは遺族給付等が行われるものである。

令和2年度の支給実績は、過年度協力援助により死亡した者の遺族に対する遺族給付のみで新規の支給対象者はいなかった。遺族給付については、毎年遺族の現況報告書及び戸籍謄本を提出してもらい受給資格の有無の確認を行っている。なお、令和2年度分につき、遺族の現況報告書の提出の有無及び受給資格の確認を行った結果、問題ないことを確認した。

第6. 警察本部運営費（一般経費 A・消費）

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

重要犯罪捜査支援システム関係

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 重要犯罪捜査支援システム中央装置保守委託 (既設分) | 重要犯罪捜査支援システム路上装置保守委託 (既設分) | 合計 |
|-------|-------------------------------|-------------------------------|--------|
| 予算額 | 5,411 | 6,982 | 12,393 |
| 事業費実績 | 5,410 | 6,964 | 12,374 |
| 予算差額 | 1 | 18 | 19 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

重要犯罪捜査支援システムでは、中央装置及び路上装置を回線接続することにより、手配車両の情報と通過車両の情報を照合するため、機器の性能維持に努め、警察活動の効率化を推進した。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特

に指摘すべき事項はなかった。

重要犯罪捜査支援システムとは、県内の主要幹線道路に重要犯罪捜査支援システム路上装置を整備し、データを警察本部へ送信することにより、盗難車両や行方不明者の捜索、重要犯罪の捜査に活用するシステムである。

当事業は、平成 19 年度に設置、運用開始したシステム既設分である。なお、第 7. 警察本部運営費（政策経費 B・消費）に重要犯罪捜査支援システム中央装置保守管理委託（増強分）及び重要犯罪捜査支援システム路上装置保守委託（増強分）があるが、これは平成 24 年度に設置、運用開始したシステム分である。令和 3 年 3 月から新システム（第 8. 警察本部運営費（指定事業・増減大）参照）へ移行予定であったことから、既設分及び増強分とも令和 3 年 2 月までの 11 か月分の保守委託料となっている。

第7. 警察本部運営費（政策経費 B・消費）

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

重要犯罪捜査支援システム（増強分）

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

（単位：千円）

| 区分 | 重要犯罪捜査支援システム中央装置保守管理委託（増強分） | 重要犯罪捜査支援システム路上装置保守委託（増強分） | 搭載柱点検委託 | 合計 |
|-------|-----------------------------|---------------------------|---------|--------|
| 予算額 | 4,819 | 6,219 | 3,773 | 14,811 |
| 事業費実績 | 4,818 | 6,203 | 3,476 | 14,497 |
| 予算差額 | 1 | 16 | 297 | 314 |

(3) 令和 2 年度 of 取組と実施状況

ア 重要犯罪捜査支援システム中央装置・路上装置保守委託

本システムは、中央装置及び路上装置を回線接続することにより、手配車両の情報と通過車両の情報を照合するため、機器の性能維持に努め、警察活動の効率化を推進した。

イ 搭載柱点検委託

通信機器搭載柱は、路上装置を設置するため、平成 10 年、11 年、13 年度に整備した。主に、主要国道等に整備された搭載柱であり、これまで、業者による点検整備が

行われていなかったことから、安全性を確認するため実施した。その結果、ボルトの緩みや部材のずれなどが確認され、増し締め等を行い安全性の向上を図った。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

搭載柱点検委託は、令和元年度から令和3年度の3カ年にわたり実施する予定であり、主に設置年度の古い順から優先して点検を実施していることを確認した。

第8. 警察本部運営費（指定事業・増減大）

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

重要犯罪捜査支援システム等の更新整備

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 重要犯罪捜査支援システムリース料 | 合計 |
|-------|------------------|--------|
| 予算額 | 36,113 | 36,113 |
| 事業費実績 | 0 | 0 |
| 予算差額 | 36,113 | 36,113 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

重要犯罪捜査支援システムを適正な価格で安定運用するためには、一般競争入札により業者を選定することが最善であることから、システムの一括更新を行い、中央装置及び路上装置の保守、点検等も併せて実施することとした。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

県内の主要幹線道路に重要犯罪捜査支援システム路上装置を整備しており、データは警察本部に送信され、盗難車両や行方不明者の捜索、需要犯罪の捜査に役立っている。従前は、中央装置及び路上装置を購入し毎年保守委託料を支払っていたが、予算の平準化等を目的として購入からリース契約へ変更を行っている。当初計画では、令和3年3月1日から新システムでの運用を開始予定であったが、新システム（リース）の納入が遅延し、運用開始は令和3年4月1日からとなった。従って、予算計上された1ヶ月分のリース料36,113千円の支払は行われなかったため、令和3年度の実績額はゼロとなった。なお、令和3年3月1日から3月31日の1か月間は、旧システムを利用し問題なく運用していたとのことである。

第9. 警察本部運営費（一般経費B・消費）

担当部課名 警務部県民広報相談課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

犯罪被害者等に対する経済的支援に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 報償費 | 需用費 | 役務費 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 予算額 | 218 | 145 | 74 | 437 |
| 事業費実績 | 65 | 145 | 54 | 264 |
| 予算差額 | 153 | 0 | 20 | 173 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

犯罪被害者等は、命を奪われる、怪我をするなどの直接的な被害だけではなく、事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮、周囲の人々の無責任なうわさ話等、被害後に生じる様々な問題に苦しめられる。

警察では、一定の犯罪に対する診断書料や初診料等、死体検案書料、カウンセリング費用、司法解剖遺体の搬送経費を公費で負担するとともに、司法解剖遺体を修復するための消耗品を整備し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている。

ア 報償費

- ・精神科医等の支援謝金

犯罪被害者等に対するカウンセリング費用を公費で負担する。令和2年度中 0

件。

イ 需用費

- ・司法解剖時の遺体修復用消耗品
司法解剖遺体を修復するための消耗品（包帯、手袋等）を購入。

ウ 役務費

- ・司法解剖時遺体搬送料
司法解剖遺体をご遺族が希望する搬送先（自宅、斎場等）に搬送する。令和2年度中20件。

エ 報償費及び役務費

- * 診断書料等については、被害者、あるいは、医療機関、それぞれに支払うことができるようにしているため、報償費と役務費に同じ項目がある。
- ・性犯罪被害者診断書料
性犯罪被害者から提出を受けた診断書の費用を公費で負担する。令和2年度中2件。
- ・犯罪被害者死体検案書料
遺族から提出を受けた死体検案書の費用を公費で負担する。令和2年度中0件。
- ・性犯罪被害者初診料等
性犯罪被害者が医療機関を受診した際の初診料等を公費で負担する。令和2年度中6件。
- ・傷害等事件被害者診断書料
被害者から提出を受けた診断書の費用を公費で負担する。令和2年度中12件。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(ア) 精神科医等への支援謝金について

当事業は犯罪被害者等の経済的及び精神的負担を軽減することを目的としている。上記「(3) 令和2年度の取組と実施状況 ア報償費 精神科医等の支援謝金」の実績が令和2年度は0件となっている。これは栃木県警察において犯罪被害者等に対してカウンセリングが一度も実施されていないということを意味するものではない。栃木県警察においては、警務部県民広報相談課（犯罪被害者支援室）に所属する心理士がカウンセリングを実施している。また、被害者の同意を得ることにより（公社）被害者支援センターとちぎへ事件概要を伝達し、同法人にてカウンセリングが実施される

こともある。令和2年度は、警務部県民広報相談課に所属する心理士等が実施したカウンセリングで足りたことから精神科医の利用はなかったとのことである。

(イ) 犯罪被害者死体検案書料について

上記「(3) 令和2年度の実績と実施状況 エ報償費及び役務費 犯罪被害者死体検案書料」の実績も令和2年度の実績が0件となっている。死体検案書は原本ではなく写しでの提出も認めており、遺族が市役所提出用等に取得するため、写しを栃木県警察へ提出していることから実績は0件である。利用制限や周知不十分であったということではないとのことである。

(ウ) 司法解剖時遺体搬送料について

司法解剖時遺体搬送料は、単価契約であり見積り合わせにより業者を選定している。仕様書において、霊きゅう車等業務車両の利用、2名以上での作業、浴衣、納体袋等消耗品は業者負担であることが記載されている。県内の司法解剖は、自治医大又は獨協大学で実施されており、ここから遺族の指定先（県外への搬送の場合には県内の搬送分のみ負担し、県外の搬送分は自己負担となる）へ搬送される。1度の搬送には移動時間、搬送準備時間等を考慮すると数時間要すると思われるが、令和2年度において契約された単価は、仮に移動時間及び作業時間が1時間としても人件費（最低賃金）にも満たない金額であり経済合理性のない価格である。令和2年度では、他に2社見積りをとっているが、他社と比較しても異常な低価格である。他社と比較し異常な低価格であったことから、工事の入札における最低制限価格の有無や特別に検討（相手先の財務数値の確認等）することがあるのか質問を行った。栃木県警察の担当によると、最低制限価格はなく、仕様書に基づき見積り合わせを実施しているため、特別に検討することはないと回答があった。また、ボランティアの要素もあり低価格で見積りを提示してくれたのはではないかとのことである。

第10. 留置人関係経費（一般経費 A・消費）

担当部課名 警務部留置管理課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

被留置人に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 報償費 | 食糧費 | 消耗品費 | 手数料 | 委託料 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|-------|--------|-------|-----|--------|----------|---------|
| 予算額 | 6,980 | 63,592 | 2,604 | 760 | 33,219 | 4,510 | 111,665 |
| 事業費実績 | 6,952 | 63,400 | 2,586 | 742 | 32,980 | 4,495 | 111,155 |
| 予算差額 | 28 | 192 | 18 | 18 | 239 | 15 | 510 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

- ・ 報償費～警察嘱託医謝金、被留置者健康診断謝金、留置主任官等会議講師謝金、外国人被留置者通訳謝金

健康診断は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律並びに警察医の嘱託等に関する訓令に定められており、1回目の健康診断に限り、一人当たり2,500円を支給している。

- ・ 食糧費～被留置者食糧経費

被留置者1食当たりの食事の額は、栃木県警察本部長訓令の中で405円と規定されている。

- ・ 消耗品費～留置施設における応急薬品類、日常生活用品、災害対策用非常食、感染症対策用品等経費

- ・ 手数料～洗濯機等廃棄処分費

- ・ 委託料～被留置者診療費

被留置者に対して行う月2回の健康診断時に診察及び治療行為等の医療行為、診療護送等で受けた診療に要する経費。

- ・ 使用料及び賃借料～被留置者用寝具リース

被留置者用寝具は、敷き布団、掛け布団、枕、毛布、寝具カバーを基本に貸与しており、洗濯又は乾燥は定期的実施している。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特

に指摘すべき事項はなかった。

現在県内の 13 警察署内に常設の留置場、1 警察署内に非常設の留置場を有している。留置場には、留置業専任の警察官の配置が必要であり、留置人が少ない場合費用対効果が低いことから、犯罪件数が少ない警察署においては留置場を設置していない。県内の留置場の最大収用数は約 350 名であり、令和 2 年度において 1 日の平均留置人数は 120 名から 140 名程度であるとのこと。

新聞等で報道されたように県内の留置場においても新型コロナウイルス感染者が発生している。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の対応を担当者に質問を行った。新型コロナウイルス感染症対策、陽性者対策は、保健福祉センターと協議し、指示に従っている。具体的には、留置場内に新型コロナウイルス感染症陽性者専用の部屋を設けた警察署もある。また、陽性者が出た場合、陽性者専用の部屋を設置している警察署に移送することは感染増加リスクを伴うため、留置場間の移送は実施していないとのことである。

第11. 警察行政促進助成費

担当部課名 警務部県民広報相談課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

(公社) 被害者支援センターとちぎの支援事業に対する補助

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 負担金、補助金 及び交付金 | 合計 |
|-------|------------------|-------|
| 予算額 | 4,000 | 4,000 |
| 事業費実績 | 4,000 | 4,000 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

(公社) 被害者支援センターとちぎは、平成 17 年に設立され、平成 21 年に栃木県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた団体であり、平成 22 年に公益社団法人の認定を受けている。

犯罪被害者等早期援助団体とは、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実にを行うことができると認められる営利を目的と

しない法人であって、その事業を行うものとして公安委員会から指定を受けた団体をいい、具体的事業として、犯罪被害者等に関する相談への対応、犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発活動等を実施している。

ア 被害者支援センターとちぎ支援事業費補助金

被害者支援センターとちぎの事業のうち、相談事業、広報・啓発事業、養成・研修等事業について助成をしている。

なお、同団体の収入は、主に、会費や寄附金、補助金、市町村負担金からなっている。

令和2年度決算 収入 21,025,685 円

支出 20,738,133 円

事業費 15,235,934 円（うち補助対象事業 14,948,433 円）

管理費 5,502,199 円

令和2年度相談受理件数 262 件

2. 監査の結果

(1) 実績報告の情報不足について（意見）

ア. 結論

実績報告の際、活動報告に関する情報が不足している。

イ. 内容

（公社）被害者支援センターとちぎは3月決算であることから栃木県警察の都合上実績報告は2度実施される。1度目は令和3年3月31日付で決算作業前の（仮）収支計算書（着地見込）を添付した実績報告書が提出され、2度目は定時総会終了後に確定した収支計算書を添付した実績報告書が令和3年5月31日付で提出された（定時総会の開催は令和3年5月28日）。栃木県警察では実績報告書及び添付資料である収支計算書を回議書にて回覧、承認が行われている。確かに収支計算書において事業費の科目に実績数値があれば交付目的である相談事業、広報・啓発事業及び養成・研修等事業関連の支出があったことを確認できる。しかし、1度目の実績報告時点では収支計算書のみで同センターが1年間に実施した具体的な活動は把握することはできない。金額のみの形式基準だけで活動内容を確認するのは不十分である。警察費補助金交付要領の交付の目的に合致した具体的な活動が実施されていることを確認するため、具体的な活動記録を記載した事業報告書等を添付資料として求め、回覧、承認する体制を整えることを検討することが必要である。

なお、（公社）栃木県防犯協会及び（公財）栃木県暴力追放県民センターに対しても補助金を支給しているが、両法人とも1度目の実績報告の際にも事業報告書も添付されており、栃木県警察では事業報告書により1年間の具体的な活動内容を把握し、回議書の承認を行っている。

第12. 警察行政促進助成費

担当部課名 生活安全企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

公益社団法人栃木県防犯協会の各種事業に対する補助金

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 防犯活動費補助金 | 幼児誘拐防止巡回指導事業費補助金 | 合計 |
|-------|----------|------------------|-------|
| 予算額 | 892 | 6,816 | 7,708 |
| 事業費実績 | 892 | 6,816 | 7,708 |
| 予算差額 | 0 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の実績と実施状況

ア 防犯活動費

県民に身近な犯罪の被害防止対策として、子ども・女性の被害防止、特殊詐欺被害防止をはじめとしたリーフレットやチラシの作成・配布のほか、防犯功労者に対する表彰等を実施。

【令和2年度実績】

- ・各種チラシ・ポスター作製・配布 5種 45,600枚
- ・各種グッズ作成配布 7種 9,100個
- ・表彰 防犯功労者・功労団体 30名、29団体
功労ボランティア団体 48団体
優良防犯連絡所 47箇所
防犯ポスター、地域安全マップ入選者 29名

イ 幼児誘拐防止巡回指導事業費

幼稚園・保育園を対象に、映画・ビデオ・パネルシアター・腹話術・玩具等を利用した誘拐防止巡回指導を実施。

【令和2年実績】

- ・巡回指導幼稚園・保育園等 142か所
- ・対象園児・保護者等 21,383人

2. 監査の結果

(1) 事業費実績額の報告について（指摘事項）

ア. 結論

事業費実績額の報告が適切に行われていない。

イ. 内容

令和3年3月31日付で（仮）実績報告書が提出され、令和3年5月の定時総会後に正式な実績報告書が提出されている。しかし、それぞれで提出された（仮）収支計算書、収支計算書を確認すると各支出項目の実績数字が予算額と全て同額であり、予算と実績額の差額である残額がゼロとなっている。本来実績報告の収支計算書において補助金の金額が適切であったことを確認することが目的の一つと考えるのであれば、事業費の実績額と補助金額を比較することが必要である。従って今後実績額（3月末時点では着地見込）により報告を求めることが必要である。

なお、当事業における2つの補助金の金額は知事が定めるとされており具体的な計算基準はなく、事業計画書及び収支予算書に基づき、事業を審査したうえで決定している。

第13. 警察行政促進助成費

担当部課名 組織犯罪対策第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター補助金

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 補助金 | 合計 |
|-------|--------|--------|
| 予算額 | 14,256 | 14,256 |
| 事業費実績 | 14,256 | 14,256 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の実績と実施状況

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的に設立された公益財団法人栃木県暴力追放県民センターに対し、栃木県補助金等交付規則及び警察費補助金交付要領に基づき、以下の事業全般に対する補助金を交付した。

- 1 犯罪被害者に対する救済事業
ex. 暴力団関係相談受理件数 321件
- 2 暴力団員の排除を行う組織への支援事業
ex. 企業・暴排団体への講師派遣 11回
- 3 少年及び離脱希望者に対する支援事業

ex. 高校卒業生に対する暴力団加入防止リーフレット配布 88校 17,591人

4 広報啓発及び調査研究事業

ex. 企業防衛セミナーの開催 (10/25・約150人参加)

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

平成4年7月に暴力団対策法に基づき栃木県公安委員会から暴力追放運動推進センターに指定され、平成22年10月より公益財団法人栃木県暴力追放県民センター（以下、暴追センター）として活動を行っている。

(ア) 補助金の金額について

暴追センターは、他の公益法人同様基本財産等の運用収益、賛助会員からの会費、寄附金、業務委託により収入を得ているが、これらの自助努力のみの収入では費用を賄えないことから不足相当見込分を栃木県警察が補助金として支給している。当法人は栃木県警察と密接不可分の関係性であることから、不足相当見込分を補助金として支給することは妥当であると考えられる。なお、当然のことながら栃木県警察の予算は限られているため、暴追センターに事業の見直しを依頼し、経費の削減を図っている。よって、設立当初から段階的に補助金の金額は減少している。

(イ) 役割分担について

暴追センターが実施している暴力団関係相談は本来警察が実施すべきと思われることから、暴追センターが相談業務を実施する理由、警察と暴追センターの業務の役割分担について質問を行ったところ、以下の回答があった。

暴追センターは暴対法第32条の3の規定に基づき、暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずる、いわゆる相談事業を行うこととされています。

その背景には、暴力団の資金獲得犯罪が時代とともに多様化し、行政対象暴力、企業対象暴力を始めとした民事介入暴力事案が増加したことにより、警察活動では対応が困難な民事案件への対応のため、弁護士等の専門的知識経験を有する相談員（暴力追放相談委員）を置く民間相談機関が必要とされたことにあります。

この趣旨からすると、刑法犯罪に該当する相談は警察、犯罪に至らない民事案件の相談は暴追センターという住み分けとなりますが、相談受理段階で境目がはっきりしない事案も多々あるため、警察と暴追センター（弁護士を含む）が緊密に連携し、事案によっては、刑事・民事双方で対処（事件検挙と被害回復訴訟等）する場合があります。

なお、相談事業の一類型である暴力団情報の提供は、警察・暴追センターとも、事案に応じて一定の要件を満たした場合において、必要な限度で対応していますが、企業と協力関係が構築されている暴追センターの方が相談頻度が高い実態にあります。

第14. 情報管理推進経費（一般経費 A・投資）

情報管理推進経費（一般経費 B・消費）

情報管理推進経費（政策経費 B・投資）

担当部課名 警務部県民広報相談課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

栃木県警察文書管理システムの機器賃貸借料及び運用・保守業務委託料

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

情報管理推進経費（一般経費 A・投資）

(単位：千円)

| 区分 | 使用料及び賃貸借料 | 合計 |
|-------|-----------|--------|
| 予算額 | 11,178 | 11,178 |
| 事業費実績 | 11,178 | 11,178 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

情報管理推進経費（一般経費 B・消費）

(単位：千円)

| 区分 | 需用費 | 委託料 | 合計 |
|-------|-----|-------|-------|
| 予算額 | 10 | 1,274 | 1,284 |
| 事業費実績 | 4 | 1,274 | 1,278 |
| 予算差額 | 6 | 0 | 6 |

情報管理推進経費（政策経費 B・投資）

(単位：千円)

| 区分 | 使用料及び賃貸借料 | 合計 |
|-------|-----------|--------|
| 予算額 | 12,000 | 12,000 |
| 事業費実績 | 12,000 | 12,000 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

本県警察における文書を電子データとして発出、收受、保存、廃棄までの処理を統合的に管理している。

運用・保守委託業務として計27件依頼、処置。主な内容としては下記のとおり。

- ・ 組織改変や業務替えに付随した基本データ調整
- ・ プログラムエラーの保守
- ・ 人為的誤作動の保守

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

文書管理システムは、通達、事務連絡等所属長が発出する文書を管理するシステムである。発出部署が文書管理システムにより文書を発出し、各部署で收受、紙に出力し部署内で供覧する。データは保管され、保管期限を経過すると破棄を行う。文書管理システムは栃木県警察独自のシステムである。県に類似する文書管理システムがある場合、共同利用した方が栃木県全体ではコストダウンが図れるのではないかと疑問が生じたため、栃木県警察独自の文書管理システムを構築、運用している理由について質問を行った。県と栃木県警察は別組織であることからセキュリティ面で同システムを使用することには問題があること、県と栃木県警察では文書取扱規程が異なるため仕様を同一にはできないことから共同利用は適さない。よって、栃木県警察独自の文書管理システムを構築、運用しているとの回答があった。

第15. 情報管理推進経費（一般経費B・消費）

担当部課名 県民広報相談課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

県警ホームページ更新経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 委託料 |
|-------|-------|
| 予算額 | 1,441 |
| 事業費実績 | 1,441 |
| 予算差額 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

県警ホームページの更新作業には、専門的知識が必要だったため、同作業の業務委託を行っていたもの。

令和3年2月に、県のホームページシステムに県警ホームページを組み込んだため、2月以降の業務委託については不要となったもの。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

令和3年2月に県のホームページに栃木県警察のホームページを組み込んだ理由は以下のとおり。

(ア) HTML形式からCMS形式変更によるセキュリティ向上。

(イ) CMS形式変更により、警察職員が直接HPの更新を行える。

(ウ) 共同利用による栃木県警察側でのランニングコスト減少。

なお、県は平成19年2月にCMS形式を導入、同年7月にCMS形式での公開に切り替えている。平成19年時点では、栃木県警察ホームページは外部委託によるオリジナルサイトであり、デザインの変更ができず、そのままの形でHTML形式からCMS形式への移行が困難であったため、県と同時にCMS形式への移行は実施されなかったとのことである。

第16. 情報管理推進経費(一般経費A・消費)

担当部課名 警務部情報管理課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 項目 | 需用費 | 役務費 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|-----|--------|----------|--------|
| 予算額 | 10 | 22,692 | 8,632 | 31,334 |
| 事業費実績 | 0 | 20,995 | 8,632 | 29,627 |
| 予算差額 | 10 | 1,697 | 0 | 1,707 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

栃木県警察の基盤を支えるネットワークは新型コロナウイルス感染症対策として重要なインフラであり、会議・教養等の映像配信の活用に必要な通信回線の増速化を図る等整備の強化を行った。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(ア) 新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費関係の事業について第16. 情報管理推進経費(一般経費A・消費)、第17. 情報管理推進経費(一般経費A・投資)、第18. 情報管理推進経費(一般経費B・消費)、第19. 情報管理推進経費(政策経費B・投資)及び第20. 情報管理推進経費(政策経費B・消費)では共通事業も多いことから、共通事項に関しては当事業にて記載を行う。

情報管理推進経費の主なものは、ネットワーク専用回線使用料、パソコン及びサーバー等機器リース料、トナーカートリッジ等消耗品である。

(イ) パソコンについて

現在パソコンの台数は特定のシステム専用でリースしているパソコンも含め約3,100台である。職員数は約3,900名(行政職含む)であり、1人に1台支給されていない状況である。3交替制の交番勤務者は1人1台ではなく共有で使用しており、コスト削減を図っている。なお、タブレットは未導入であるが、現在警察庁でタブレットの導入を検討しているとのことである。

(ウ) サーバーについて

サーバーのデータにつき、外部サーバーへのバックアップは行っていないとのことであった。機密性が高いことから警察庁の指示により外部サーバーへのバックアップは許可されていないが、有事の際を考慮し警察庁で閉域網内にバックアップセンターの導入について検討していると聞いているとのことである。

第17. 情報管理推進経費(一般経費A・投資)

担当部課名 警務部情報管理課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 項目 | 需用費 | 役務費 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|-----|-------|----------|---------|
| 予算額 | 82 | 2,049 | 195,848 | 197,979 |
| 事業費実績 | 82 | 2,049 | 194,531 | 196,662 |
| 予算差額 | 0 | 0 | 1,317 | 1,317 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

パソコンの整備は、効率的な業務システム、連絡手段の活用に不可欠であり、迅速な事件・事故への対応、県民への行政サービスにとって最も重要なインフラである。栃木県警察のパソコンはリース契約で整備されており、限られた予算の中で性能を維持しつつ生体認証を導入する等、セキュリティの強化を図った。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

経費削減を目的として、プリンタのトナーカートリッジは、リサイクルカートリッジを購入している。

なお、その他のコメントは第16. 情報管理推進経費(一般経費A・消費)参照。

第18. 情報管理推進経費(一般経費B・消費)

担当部課名 警務部情報管理課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 項目 | 需用費 | 負担金補助及び交付金 | 合計 |
|-------|--------|------------|--------|
| 予算額 | 10,896 | 460 | 11,356 |
| 事業費実績 | 10,846 | 0 | 10,846 |
| 予算差額 | 50 | 460 | 510 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

パソコンを活用する上で必要なプリンタトナー等の調達、破損したパソコン及びその周辺機器の修繕等を迅速に実施するとともに、予算の節約に努めている。負担金では開発技術の向上のために予定していた外部講習等を新型コロナウイルスの影響により受講することができなかった。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、その他のコメントは第16. 情報管理推進経費(一般経費A・消費)参照。

第19. 情報管理推進経費(政策経費B・投資)

担当部課名 警務部情報管理課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 項目 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|----------|--------|
| 予算額 | 72,890 | 72,890 |
| 事業費実績 | 71,219 | 71,219 |
| 予算差額 | 1,671 | 1,671 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

パソコンの整備は、効率的な業務システム、連絡手段の活用に不可欠であり、迅速な事件・事故への対応、県民への行政サービスにとって最も重要なインフラである。栃木県警察のパソコンはリース契約で整備されており、限られた予算の中で性能を維持しつつ生体認証を導入する等、セキュリティの強化を図った。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、その他のコメントは第 16. 情報管理推進経費(一般経費 A・消費)参照。

第20. 情報管理推進経費 (政策経費 B・消費)

担当部課名 警務部情報管理課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 項目 | 役務費 | 合計 |
|-------|--------|--------|
| 予算額 | 29,004 | 29,004 |
| 事業費実績 | 23,439 | 23,439 |
| 予算差額 | 5,565 | 5,565 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

栃木県警察の基盤を支えるネットワークは新型コロナウイルス感染症対策として重要なインフラであり、会議・教養等の映像配信の活用に必要な通信回線の増速化を図る等整備の強化を行った。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、その他のコメントは第 16. 情報管理推進経費(一般経費 A・消費)参照。

第21. 警察本部管理人件費（政策経費 A）

担当部課名 総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察署協議会の運営に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 報酬 | | 合計 |
|-------|-------|--|-------|
| 予算額 | 1,427 | | 1,427 |
| 事業費実績 | 1,336 | | 1,336 |
| 予算差額 | 91 | | 91 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

警察署協議会の開催回数や時期等については、協議会会長が警察署長と協議の上、決定して協議会を招集している。協議会の開催回数については、それぞれの協議会において、警察署の業務運営に支障を及ぼさない程度に実施することとしているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各警察署の実情に応じて開催した。

2. 監査の結果

(1) 警察署協議会の開催方法について（意見）

ア. 結論

集合開催が困難な事態が継続する場合、リモート開催を検討する必要がある。

イ. 内容

警察署協議会は、「警察刷新に関する緊急提言」において、警察は、犯罪予防、関係機関との連携、犯罪被害者支援方策等に関して、住民の生の声を十分に理解しなければならず、また、その活動は住民により支持、協力がなされねばならないとの提言を受けたことにより平成13年に設置された。

栃木県警察では、全19警察署ごとに警察署協議会を設置しており、住民の代表者等で構成される警察署協議会の委員は令和2年12月現在185名となっている。

運営は栃木県警察署協議会条例、栃木県警察署協議会規則及び栃木県警察署協議会規程に基づき実施されるが、最低開催回数は規定されていない。栃木県警察としては、警察署協議会ごとに年3回の開催を目安としている。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数がゼロ又は1回となっている。

協議会をリモートで開催しないのか担当者に質問したところ、セキュリティの問題や、委員は20歳台から80歳台と年齢の幅が大きく機器の準備及び利用環境等の課題

があることから現時点ではリモートでの協議会開催は困難であると回答を得た。世間一般ではリモート会議が普及していることや、当協議会の重要性を考慮し、リモート会議が実施できる環境を整えられるよう検討及び対策を講じることが望まれる。

(2)各警察署協議会の情報共有について（意見）

ア．結論

栃木県警察内において警察署協議会の情報共有をすることが望まれる。

イ．内容

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催回数は減少しているが、従来毎年57回程度開催（19警察署協議会×3回）している。重複している議題もあると推測されるが少なくとも延べ57議題程度協議されていることになる。地域住民から提議された貴重な議題が数多くあることから、各警察署協議会の枠を超え、栃木県警察本部及び栃木県内全警察署に警察署協議会の情報が共有されていることが有益と考えられる。よって、警察署協議会の情報が共有されているのか質問を行った。各警察署長から提出された議事録等は、管理を行っている警察本部警務部総務課を経て警察本部長に回覧されるのみで、ほかの警察署や議題に関係する栃木県警察本部の各部署には回覧されていないと回答があった。同じ課題を抱えている地区もあると推測されることから有益な情報は栃木県警察内において情報共有されることが望まれる。

(3)警察署協議会の情報開示について（意見）

ア．結論

警察署協議会の詳細情報を開示することが望まれる。

イ．内容

警察署協議会にて議論された内容について、栃木県警察のホームページや刊行物にて公表されているか質問を行ったところ、栃木県警察のホームページでは、開催日時、場所、参加者、諮問事項、提言事項等は公表しているが、詳細は公表していないと回答があった。

栃木県警察のホームページでは、警察署協議会設置目的について、「警察署協議会は、警察署長の諮問機関であり、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民を代表する委員から意見を聴くための機関です。つまり、「県民のためにある警察」になるために設けられたものです。」と記載されている。この目的に沿えば、住民を代表する委員の意見及びこれに対する栃木県警察の意見の詳細をホームページ等で公表し、県民に共有することが有益と考える。情報の機密性や個人情報等の問題もあり、公表できる内容は限定的になると思われるが、可能な限り情報公開することが望まれる。

(4) 協議会出席者への報酬について

警察署協議会へ出席した委員には、1回あたり10,350円支給している。警察署協議会委員の報酬は、「非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則」において「上記以外の非常勤職員 日額10,350円以内で任命権者で定める額」に該当するとして、最大額の10,350円支給している。栃木県警察ホームページでは警察署協議会の過去の開催概要が記載されており、基本的に会議は1.5時間から2時間程度である。単純に支給金額を会議時間の2時間で割り返すと時給5,175円となる。会議時間のみで時給換算した場合、高額な時給であることから、「非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則」において定めた最大金額で支給している理由を質問したところ、栃木県警察の担当者から以下の回答があった。

警察署協議会とは、その地域を代表する有識者が警察と住民間で共通の問題意識を共有するために必要な意見や提言を行うものです。会議のほかにも警察本部等への視察を行うなど警察の業務運営への理解と協力を得る活動をしています。また、会議自体は2時間程度であります。委員は何の準備もなく会議に臨んでいるわけではなく、日常生活の場において警察に対する意見や提言の準備であったり、示された諮問事項について調べるなどの取組を行いながら協議会に出席しています。

報酬については、知事部局において一般職の職員の給与改定に準じて非常勤職員の報酬額が見直され、「非常勤職員の報酬及び費用に関する条例」が改正される度に、警察署協議会の規定も所要の改正をその都度実施しており、情勢に応じた適正な報酬額に変動しています。近隣県警の報酬との比較としては、関東管区内（関東+新潟、長野、山梨、静岡）の11都県の平均が11,077円であり、開催回数・開催時間についても本県とは大差がなく、その額と比較しても本県の報酬額は適正であると考えます。なお、時間数による支給基準はなく、日額で支給することとなっています。

第22. 警察本部管理経費（一般経費A・消費）

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁用経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区 分 | 需用費 | 役務費 | | 委託料 |
|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 印刷製本費 | 通信運搬費 | 手数料 | |
| 予算額 | 2,550 | 4,129 | 2,716 | 650 |
| 事業費実績 | 2,547 | 3,960 | 2,248 | 646 |
| 予算差額 | 3 | 169 | 468 | 4 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

- ・ 印刷製本費
拾得届出用紙、拾得用現金収納袋、拾得用荷札、人当分名入り封筒
- ・ 通信運搬費
庁用郵便料、後納郵便料
- ・ 手数料
クリーニング代（応接用）、冷蔵庫リサイクル料、文書裁断手数料
- ・ 委託料
本部不用物品廃棄

2. 監査の結果

ア. 結論

特段問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

（ア）庁用郵便料について

庁用郵便料には、印紙、レターパック及び葉書が含まれる。換金可能性が高い印紙類等は、県の財務規則に従い印紙類管理簿を用い管理を行っている。毎月月末に使用状況及び在庫数を出納員及び所属長（本部では県民広報相談課）が確認し、印紙類管理簿に確認印を押印していることを確認した。

（イ）文書裁断について

文書裁断手数料は、日々の業務で発生する書類の処分費用ではなく、主に保管期限が到来した簿冊の処分費用である。保管書類の多い本部及び免許センターは年2回、警察署等は年1回文書の破棄を行っている。当業務は、本来入札案件の金額規模であるが、地方自治法施行令第167条の2第1項3号に基づき障害者支援施設等へ依頼することから、随意契約となっており、見積り合わせが省略可能となっている。令和2年度の業者が障害者支援施設等であることを栃木県知事の認定書により確認を行った。

なお、簿冊の管理はファイル基準表を作成して行っている。ファイル基準表には部署名、所属課、簿冊名、保存期間等の情報が記載されるが、各簿冊の冊数は管理できない。毎年簿冊を破棄する際、文書管理システムにより保管期限を経過した一覧表を出し、簿冊との付け合わせを行い破棄する簿冊を確認している。年1回又は2回の文書破棄の際は、業者が警察本部等に車で裁断機を運搬し、警察職員自身が破棄書類を裁断機に投入し、情報が漏洩しないよう留意しているとのことである。

第23. 警察本部管理経費（一般経費B・消費）

担当部課名 会計課(予算・出納・調度)

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察が主催又は共催で行う会議、催事等に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区 分 | 食糧費 |
|-------|-----|
| 予算額 | 645 |
| 事業費実績 | 642 |
| 予算差額 | 3 |

(単位：千円)

| 内 訳 | 各種会議等開 催時経費 | 留置人 茶 代 | 取調室 茶 代 | 交番・駐在所 連絡協議会 | 合 計 |
|-------|----------------|------------|------------|-----------------|-----|
| 予算額 | 59 | 422 | 125 | 39 | 645 |
| 事業費実績 | 59 | 421 | 124 | 38 | 642 |
| 予算差額 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

①各種会議等開催時経費

警察官採用口述試験面接官飲料代、県民の警察官選考委員会、警察犬嘱託審査会
実績額 58,774 円＝本部 34,535 円＋警察署 24,239 円

②留置人茶代

被留置者（留置場内）の飲料用お茶

実績額 420,566 円＝本部 43,200 円＋警察署 377,366 円

③取調室茶代

被疑者取り調べ時（取調べ室にて）の飲料用お茶

実績額 124,306 円（警察署）

④交番・駐在所連絡協議会

交番・駐在所勤務員が地域住民と良好な公衆関係を保持し、住民の理解と協力のもとに管内の実態把握及び警察に対する意見要望を的確に把握するため設置された協議会。管轄する交番・駐在所単位に設置されている。

実績額 38,376 円（警察署）

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で多くの会議、研修会等が中止になったことから各種会議等開催時経費の実績額は少額となった。

第24. 警察本部管理経費（一般経費B・消費）

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁用消耗品に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区 分 | 消耗品費 |
|-------|-------|
| 予算額 | 7,725 |
| 事業費実績 | 7,390 |
| 予算差額 | 335 |

| 内 訳 | 印刷用 | 追録・ 定期刊行物等 | 合 計 |
|-------|-----|---------------|-------|
| 予算額 | 825 | 6,900 | 7,725 |
| 事業費実績 | 546 | 6,844 | 7,390 |
| 予算差額 | 279 | 56 | 335 |

(3) 令和2年度の実績と実施状況

- ・ 印刷用
印刷室で使用する用紙類、A4以外の用紙
- ・ その他消耗品
加除式図書(追録)、定期刊行物、新聞等

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業の印刷用消耗品は、印刷室で使用する用紙類（A4 以外の用紙）であり、各部が日常的に使用する用紙類は別事業で予算化されている。なお、A4 用紙は、最も使用枚数が多いためスケールメリットによる単価引き下げ等を目的とし、単価契約（入札案件）としており、別事業で予算化されている。

また、当事業のその他消耗品である加除式図書（追録）、定期刊行物、新聞等は警察本部分のみである。

第25. 警察本部管理経費（一般経費 B・消費）

担当部課名 会計課（監査指導）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交際費は、一定の幹部が警察行政上又は県の利益のために、部外のものとの公の交際を必要とする場合の経費であり、社会通念上妥当とされる範囲内で、かつ最小限の経費をもって支出しているものである。

ア 支出が認められる職員の範囲

- ・公安委員会委員
- ・警察本部長
- ・警察署長

イ 執行にあたっての判断基準

(ア) 警察を代表する職としての支出とする

公私の区別を厳格にし、個人としての支出と考えられるものは除く

(イ) 支出の相手方

- ・県警察の事務事業と直接かつ密接な関係を有する外部の個人又は団体を原則とする。
- ・公務員に対しては、本人及び親族に対する香料、見舞金などで、県警察の事務事業との関連等を十分に勘案し必要最小限の範囲で支出する。
- ・警察職員に対する支出は、対象としない。

(ウ) 支出理由

- ・警察活動上、協力関係や支援関係のある個人又は団体との関係を維持する上で必要がある場合。
 - ・警察活動上密接な関係にある個人又は団体に対し、儀礼を尽くす必要がある場合
- (エ) 儀礼的な範囲内で、社会通念に照らして、交際費の範疇に入るものとする。
- (オ) 必要最小限の適正な金額とする。

ウ 支出項目（使途例）

生花、香料、見舞金、会費（協力団体の総会開催に伴う会費等）、祝金（叙位叙勲祝賀会等）、雑費（名刺、賀状等）

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

（単位：千円）

| 区 分 | 交際費 |
|-------|-----|
| 予算額 | 840 |
| 事業費実績 | 264 |
| 予算差額 | 576 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

| 区分 | 実施基準 | 実施状況 |
|----|---|----------------------------|
| 香料 | 警察協力者等の葬儀、法令等に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内の額（本人、配偶者、一親等）を支出する。 | ・警察協力者葬儀外 合計 50,000 円 |
| 会費 | （地域住民等で組織している団体で、会の設立趣旨・運用方針及び会員構成から）警察活動への協力や円滑な運営のために加入又は参加する必要があると判断されるものについては、その構成員となり会費等（年会費・参加費）支出する。 | ・市防火協会総会会費外 合計 13,000 円 |
| 雑費 | 物品の購入、名刺、賀状の印刷に際し、当該必要な額を支出する。 | ・名刺、年賀状等印刷 合計 200,087 円 |

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

交際費に関しては、栃木県警察で交際費の支出に関する基準を設けており、これに基づき運用している。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、協力団体の総会への出席数が大幅に減少したことから、実績額が予算額と比較し僅少となっている。

第26. 被服調製費

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察職員の被服調製に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 需用費 | 役務費 | 委託料 | 合計 |
|-------|---------|-----|-----|---------|
| 予算額 | 158,530 | 490 | 180 | 159,200 |
| 事業費実績 | 149,079 | 223 | 150 | 149,452 |
| 予算差額 | 9,451 | 267 | 30 | 9,748 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

新規採用者の制服や特殊被服など、警察活動に必要な被服等を整備した。

2. 監査の結果

(1) 着用済みの制服等の再利用について（意見）

ア. 結論

返却された着用済みの制服等につき、再利用を検討することが望まれる。

イ. 内容

退職や異動により返却された制服等のうち未着用の制服等は、急遽交換が必要な際に備え警務課にて保管する。これに対し、着用済みの制服等は全て破棄しているとの

ことである。他県では着用済みの制服等を再利用しているのか担当者に質問したところ、研修等で再利用している県警もあると聞いていると回答があった。制服等のうち着用回数が少なく支障のない制服等については、エコ等の観点から再利用を検討することが望まれる。

(2) 制服等の定期確認について（意見）

ア. 結論

悪用される可能性のある制服等について、定期確認を実施することが望まれる。

イ. 内容

栃木県警察では被服管理システムにて、誰に何を何着付与しているか確認できるが、制服等の定時確認、報告は行っていないとのことである。現状では、仮に紛失していたとしても本人の申告しなければ早期に把握することは困難である。ワッペンが付されている制服等は悪用されると重大な事件につながる可能性もあるため、このような悪用される可能性がある制服等については、定期確認等を実施することが望まれる。なお、制服の内側には名入れしており、手錠や警棒等の重要な物品については個別の番号を付しているとのことである。

第27. 健康管理経費（政策経費 A）

担当部課名 厚生課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

健康診断の実施に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

（単位：千円）

| 区分 | 手数料 | 負担金 | 合計 |
|-------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 29,079 | 16,474 | 45,553 |
| 事業費実績 | 29,079 | 16,372 | 45,451 |
| 予算差額 | 0 | 102 | 102 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

労働安全衛生法に基づき、事業主に義務付けられている定期健康診断と、人間ドック健康診断を実施した。

定期健康診断 2,603 人

人間ドック 1,276 人 計 3,879 人（警察職員の受診率 100%）

2. 監査の結果

(1) 会計年度任用職員の健康診断受診状況について（意見）

ア. 結論

健康診断受診義務のある職員が受診しているか否かを確認することは、事業の管理に当たり網羅性の検証として必要であるが、受診義務のある会計年度任用職員について、受診状況を確認しておらず、有効性の検証が十分に行われていない。

イ. 内容

労働安全衛生法に基づき、事業主は従業員に対し健康診断を受診させる必要がある。共済組合に加入している警察職員（警察職及び行政職）については、共済組合から健康診断の受診結果を受領することから、受診人数を確認することができる。上記(3)令和2年度の取組と実施状況に記載のとおり、警察職員の健康診断等の受診率は100%である。

栃木県警察の職種は、警察職及び行政職以外に会計年度任用職員（旧非常勤職員）がある（約160名）。よって、会計年度任用職員について、健康診断受診の義務があるのか、また、義務がある場合受診状況の結果を確認しているのか、担当者に質問を行った。会計年度任用職員は健康診断受診義務があるが、受診状況まで確認していないとの回答があった。会計年度任用職員は令和2年度から採用された新たな制度であり、従来の非常勤職員制度では健康診断受診義務はない認識であったことから、旧非常勤職員と同様健康診断受診義務はないはずと誤認識し、受診状況を確認していなかったとのことである。

会計年度任用職員に対しても健康診断を受診させる義務があるため、本来栃木県警察では会計年度任用職員の健康診断の受診状況を確認すべきであった。ヒアリング時点で令和2年度の会計年度任用職員の受診状況は把握できていないが、未受診者がいる場合労働安全衛生法違反となる。今後は会計年度任用職員についても健康診断の受診状況を確認し、対象者全員に健康診断を受診させる必要がある。

第28. 健康管理経費（政策経費B）

担当部課名 厚生課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

健康診断実施に要する経費

心の健康の保持増進に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 手数料 | 委託料 | 使用料及び賃料 | 合計 |
|-------|-------|-----|---------|-------|
| 予算額 | 4,584 | 526 | 371 | 5,481 |
| 事業費実績 | 4,558 | 484 | 350 | 5,392 |
| 予算差額 | 26 | 42 | 21 | 89 |

(3) 令和 2 年度を取組と実施状況

労働安全衛生法に基づき事業主に義務付けられている深夜勤務員健康診断を実施した。

実施人数 2,302 人

セルフチェックの結果、メンタル不調の点数の高い職員に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した。

実施人数 20 回 56 人

労働安全衛生法に基づき事業主に義務付けられているストレスチェックを、システムを利用して実施した。

また、システムを利用して所属ごとのストレス度を判定し、職場環境改善を講じた。

実施人数 3,751 人（受診率 100%）

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(ア) 深夜勤務員健康診断について

深夜勤務員健康診断は、深夜勤務が月に 4 回以上又は 6 ヶ月で 24 回以上従事した場合に受診義務が生じる。主に 3 交替制の交番勤務員が該当する。これは定期健康診断とは別途受診するものである。なお、深夜勤務員健康診断実施日時点において、転任等により深夜勤務に従事していなければ受診義務はないため、過去に深夜勤務が月に 4 回以上又は 6 ヶ月で 24 回以上従事した場合でも深夜勤務員健康診断は受診しないとのことである。

3 交替制となる交番勤務及び本部勤務（機動捜査隊、機動警察隊、通信指令課、情報管理課（照会センター））以外の警察官で、当直等により深夜勤務が月 4 回以上又

は6ヶ月で24回以上従事している者が漏れなく深夜勤務員健康診断を受診できているか質問を行った。3 交替制の勤務以外で該当するのは、駐在所勤務及び各警察署の当直実施者である。駐在所勤務は夜間の見回り業務等があるため、駐在所勤務員は全員該当するとのことである。また、各警察署では毎月5日程度当直があるため、当直実施者は全員深夜勤務健康診断を受診しているとのことである。なお、本部でも当直担当はいるが、本部は人数が多く当直は月1回程度であるため、深夜勤務健康診断の受診要件に該当するものはほぼいないとのことである。

(イ) メンタルヘルスについて

毎年メンタルヘルス講習会を実施しており、その際早期発見を目的としてセルフチェックを実施してもらい、メンタル不調の点数の高い職員にカウンセラーによるカウンセリングを実施している。カウンセリングの結果、心療内科の受診を勧めることもある。なお、講習会は毎年全員が受講しているのではなく、各部署に出席依頼を出し数年かけて全員が受講できるように努めている。メンタルヘルスに関連して休職している者は月平均して10人程度のとのことである。

(ウ) ストレスチェックについて

ストレスチェックは法律上労働者が50人以上の事業所に義務付けられているが、栃木県警察では50人未満の警察署等であっても受診してもらい全員が受診している。ストレスチェックの結果に基づき所属ごとに職場環境改善を講じている。具体的には有給休暇の取得促進、所属でのレクリエーションの実施、当直明け後すぐに帰宅できるよう円滑な引継ぎ等を実施しているとのことである。

第29. 健康管理経費（指定事業・法令等）

担当部課名 厚生課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

産業医の報償に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 報償費 | 合計 |
|-------|-------|-------|
| 予算額 | 4,345 | 4,345 |
| 事業費実績 | 4,344 | 4,344 |
| 予算差額 | 1 | 1 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

労働安全衛生法により50名以上の職員がいる職場に置くことが義務付けられている産業医（警察では健康管理医と呼称）を、警察本部に1名、各警察署に1名ずつ19名、合計20名置いている。

産業医の業務として、職場巡視と、健康管理委員会の開催は法律により義務づけられている。

2. 監査の結果

(1) 運転免許センターの産業医選任について（意見）

ア. 結論

産業医の報償費支払いに関連して法令違反が生じているが、事務の執行に当たり事業の根拠となる法令に照らして事業を検証する等の対応が弱く、法令違反が発見できない事務の管理状態に問題がある。

イ. 内容

労働安全衛生法第13条第1項において、「事業者は政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師から産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。」とされており、労働安全衛生法施行令第5条において、「法第13条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。」とされている。

栃木県警察では本部及び全19警察署に産業医（計20名）を選任している。従事者が50名未満の警察署もあるが、健康管理の重要性を考慮し全ての警察署に産業医を選任している。栃木県警察には、運転免許センターや機動センター等の施設があるが、これらの施設について従事者の人数及び産業医の選任について質問を行った。本部（宇都宮市）及び各警察署以外の施設では運転免許センターのみ50人以上の従事者がいるが、運転免許センターは本部管轄であるため運転免許センターには産業医を選任していないとの回答があった。しかしながら、事業場の解釈は、場所的に分散されているものは原則として別個の事業場とされており、本部は宇都宮市、運転免許センターは鹿沼市と場所的に分散されている。よって、本部（宇都宮市）と運転免許センターは別個の事業場であることから、運転免許センター自体に産業医の選任が必要である。本部（宇都宮市）の産業医が、運転免許センターの産業医を兼任し、毎月職場巡視を実施していないことから、現在の状況では労働安全衛生法違反である。早急に関係部署と協議し、改善するよう求めた。

- 第30. 警察本部管理人件費（会計年度任用職員（パート）一般経費A）
警察本部管理人件費（会計年度任用職員（パート）政策経費A）

警察本部管理人件費（会計年度任用職員（パート）指定・一般）

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

会計年度任用職員に係る人件費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位：千円)

| 区分 | 報酬 | 職員手当 | 共済費 | 旅費 | 合計 |
|-------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 予算額 | 248,013 | 35,673 | 47,035 | 14,184 | 344,905 |
| 事業費実績 | 247,823 | 35,605 | 46,881 | 13,770 | 344,079 |
| 予算差額 | 190 | 68 | 154 | 414 | 826 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

交番相談員や警察スクールサポーター等会計年度任用職員（160名）に係る人件費

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(ア) 会計年度任用職員の概要について

会計年度任用職員とは、同一労働同一賃金等を目的として地方公務員法の改正により令和2年4月1日から導入された非常勤職員の制度である。栃木県警察では主に交番相談員、警察スクールサポーター及び各署の清掃員を会計年度任用職員として採用している。

業務の性質上交番相談員や警察スクールサポーターは、主に警察官OBを採用している。

防犯教室、防犯訓練等の実施や安全パトロールを担う警察スクールサポーターは、県内の各警察署の生活安全課に原則1名ずつ勤務しているが、栃木警察署管内は学校数が多いことから2名の勤務となっている。

(イ) 清掃業務について

各警察署では、会計年度任用職員として清掃パートを雇用しているが、本部、各機動センター及び運転免許センターでは、清掃業務を委託している。会計年度任用職員として雇用ではなく委託としている理由を会計課の担当者に質問を行った。

各警察署では1人で清掃を行っているが、本部及び運転免許センターは規模が大きいため複数人で作業が必要である（各機動センターの清掃員の人数は1人/日）。そのため直接雇用では採用に係る時間、経費がかかり、安定的な人数を確保することが困難である。従って安定的な業務を受けることができるよう清掃業者へ委託する選択肢をとっている。

清掃パートを雇用している各警察署の場合、トイレトペーパー等の消耗品は会計課又は警務課が買い出し及び事務処理をその都度実施している。これに対し、委託ではトイレトペーパー等の消耗品は委託料に含まれているため、消耗品購入時の人件費等の内部コストが不要であり、職員は本来業務に集中できるメリットがあるとのことである。

第5章 装備費

1 事業の概要

警察装備品の整備及び維持管理等に要する経費

2 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | | | | 翌年 繰越 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|---------------------------|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|----------|------------|---|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| 11 需 用 費 | 395,773,000 | 205,843,821 | | 171,927,248 | 377,771,069 | | 18,001,931 | 消耗品費 98,049,261 円 燃料費 76,929,597 円 印刷製本費 38,500 円 修繕料 30,826,463 円 |
| 12 役 務 費 | 18,890,000 | 17,618,124 | | 581,299 | 18,199,423 | | 690,577 | 通信運搬費 222,883 円 手数料 3,062,711 円 保険料 14,332,530 円 |
| 13 委 託 料 | 9,147,000 | 9,130,000 | | | 9,130,000 | | 17,000 | 無線通信機器搭 載業務委託 |
| 14 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 2,167,000 | 1,658,950 | | 461,800 | 2,120,750 | | 46,250 | ファックスリー ス料等 |
| 15 工 事 請 負 費 | 169,000 | | | | | | 169,000 | |
| 18 備 品 購 入 費 | 477,033,000 | 476,351,524 | | | 476,351,524 | | 681,476 | 車両購入費等 |
| 19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金 | 191,000 | 190,040 | | | 190,040 | | 960 | |
| 負 担 金 | 191,000 | 190,040 | | | 190,040 | | 960 | 火薬保安教育 講習会等 |
| 27 公 課 費 | 18,820,000 | 18,807,300 | | | 18,807,300 | | 12,700 | 自動車重量税 |
| 計 | 922,190,000 | 729,599,759 | | 172,970,347 | 902,570,106 | | 19,619,894 | |

3 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-------------------|-----------------------|---------|-------------|-------------|
| 県民の期待と信頼に応える活動の推進 | 警察機能を最大限に発揮するための施策の推進 | 警察車両の購入 | 194,630,000 | 171,149,190 |

4 事業の実績等

| 区 分 | 令 和 元 年 度 | | 令 和 2 年 度 | | 増 減 | |
|---|--|--------------|-------------|--------------|-----|-----|
| | 国 有 | 県 有 | 国 有 | 県 有 | 国 有 | 県 有 |
| 四 輪 車 | 705 (70) | 434 (183) | 715 (66) | 433 (184) | 10 | △1 |
| 更 新 台 数 | 目標 | 45 | | 88 | | |
| | 実績 | 57 | 61 | 88 | | |
| | 達成率 | | 100% | 100% | | |
| 二 輪 車 | 71 | 9 | 70 | 7 | △1 | △2 |
| 更 新 台 数 | 目標 | | | 2 | | |
| | 実績 | 1 | | 2 | | |
| | 達成率 | | | 100% | | |
| 計 | 776 | 443 | 785 | 440 | 9 | △3 |
| ※ 四輪車のうち、()は交番・駐在所に配置された小型警ら車の台数で内数である。 ※ 県有車両更新については、当初目標のとおり達成した。 | | | | | | |
| 事 業 の 効 果 | 本年度中は目立った増強整備はないが、現有車両のうち151台を更新したことにより、警察活動における機動力の確保が図られた。 | | | | | |
| 今 後 の 課 題 | 駐車場未整備の馬場通り交番及び泉が丘交番(1%)に警ら車両が配備されていないことから、駐車場の整備と併せ速やかな車両配置ができるよう準備を進める必要がある。 | | | | | |

第1. 原付購入費

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

原動機付自転車及び交番用自転車の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 原付購入費

(単位：千円)

| 区分 | 需用費 | 役務費 | 備品購入費 | 合計 |
|-------|-----|-----|-------|-------|
| 予算額 | 247 | 289 | 4,012 | 4,548 |
| 事業費実績 | 247 | 245 | 4,012 | 4,504 |
| 予算差額 | 0 | 44 | 0 | 44 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

原動機付自転車は減耗更新分と駐在所の統廃合による交番勤務員増員分について、交番用自転車は減耗更新分を整備した。

- ・原動機付自転車 17台
- ・交番用自転車 5台

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

原動機付自転車の調達是一般競争入札となっているが、栃木県警察が定めた仕様書に合致する原動機付自転車を製造しているメーカーは1社のみであるため、応札したのは当該メーカーの1社のみとなっている。また、交番用自転車は随意契約となっており、見積合わせにより契約の相手方を決定している。

役務費は原動機付自転車に係る自賠償保険の保険料である。近年、問題となっている自転車事故による賠償責任に備えた保険については、令和4年度より加入できるよう調整中とのことであった。

第2. 車両維持費

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察車両の維持に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 車両維持費

(単位：千円)

| 区分 | 需用費 | 役務費 | 使用料及び賃借料 | 公課費 | 合計 |
|-------|---------|--------|----------|--------|---------|
| 予算額 | 318,601 | 14,750 | 918 | 16,925 | 351,194 |
| 事業費実績 | 300,778 | 14,545 | 879 | 16,925 | 333,127 |
| 予算差額 | 17,823 | 205 | 39 | 0 | 18,067 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

警察車両の車検時に必要な法定費用、故障時の修繕、燃料の給油、タイヤの更新等の消耗品購入など、警察の機動力を確保するために必要な経費を執行した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す

べき事項はなかった。

イ. 内容

需用費のうち自動車用タイヤやバッテリーは栃木県警察全体でまとめて一般競争入札もしくは随意契約により調達している。また、ガソリンについては警察本部の使用車については栃木県本庁舎の他部局と同じ単価契約を結び、各署ではその単価契約を参考に単価契約を結んでいる。

なお、東日本大震災のような大規模災害に対する備えとして、平成22年11月に県と県石油商業組合との間で「災害時における物資・燃料等の供給協力および帰宅困難者支援に関する協定書」を締結しており、東日本大震災時にも優先供給の実績がある。

第3. 車両購入費

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察車両の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 車両購入費

(単位：千円)

| 区分 | 役務費 | 備品購入費 | 公課費 | 合計 |
|-------|-------|---------|-------|---------|
| 予算額 | 2,368 | 169,767 | 1,895 | 174,030 |
| 事業費実績 | 2,111 | 169,767 | 1,883 | 173,761 |
| 予算差額 | 257 | 0 | 12 | 269 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

警察活動における機動力確保のため、経年劣化した車両の減耗更新を実施した。

更新車両は次のとおり。

| 区 分 | 更新台数 | 備考 |
|-----------|------|----|
| 指揮用車 | 1 | |
| 捜査用車(セダン) | 15 | |
| 捜査用車(ワゴン) | 1 | |
| 無線警ら車 | 1 | |
| 小型警ら車 | 58 | |

| | | |
|------------|----|--|
| 小型警ら車(ジープ) | 4 | |
| 交通取締用車 | 4 | |
| 交通事故処理車 | 3 | |
| 警衛用車(ジープ) | 1 | |
| 白バイ | 2 | |
| 計 | 90 | |

2. 監査の結果

(1) グリーン調達推進方針の取組みについて（意見）

ア. 結論

栃木県警察は、グリーン調達方針に適合しない警察用車両の調達に当たっては、その旨を回議用紙に明示する必要がある。

イ. 内容

県が定めた契約事務マニュアルにおいては、次のような定めがある。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、「栃木県グリーン調達推進方針」が定められています。

調達目標に記載された品目を購入する場合は、入札（見積）条件に明示するなどの方法により、判定基準に適合した物品を優先的に購入することで、グリーン調達の一層の推進を図ります。

県では、栃木県グリーン調達推進方針を定め、その対象品目として自動車等を含めており、その判定基準は国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準拠している。「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」では、内燃機関を有する自動車（ガソリン、軽油及びLPガスを燃料とする車両に限る。）の場合は、排出ガス基準に適合し、かつ、燃費基準値を満たすことが求められているが、調達に当たり栃木県警察が定めた仕様書に合致させるためには、判定基準を満たせない場合もあるとのことであった。しかし、判定基準を満たせない車両の購入であっても回議用紙におけるグリーン調達情報の記載において「適合」との記載があった。

(2) 予定価格の設定について（意見）

ア. 結論

栃木県警察は、適切な予定価格を設定できるようにその設定方法について検討する必要がある。

イ. 内容

県が定めた契約事務マニュアルにおいては、予定価格について次のように定められている。

予定価格とは、県が適正な価格で契約を締結するために、あらかじめ仕様書、設計書等の内容、取引の実勢価格、需給状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期限の長短等を総合的に考慮して定めなければならない価格です。この予定価格は、県が契約の締結に応じるための限度額であり、県が締結する契約の相手方決定の基準となるものです。

本事業のうち白バイの予定価格は、業者1者より見積書を徴取し、前年度の自動車等の平均落札率を乗じて設定されている。

そして、実際の入札においては見積書を提出した業者のみが応札し、落札価格は見積金額の約75%（予定価格の約78%）となっている。

限られた予算の中で安価に調達できた結果は評価できるが、予定価格と落札金額の差が大きいため、栃木県警察が使用する平均落札率に影響を与えて翌年度以降の入札に影響が出る可能性がある。栃木県警察は、適切な予定価格を設定できるように複数業者から見積書を徴取するなど予定価格の設定方法に問題が起きないように取り組む必要がある。

(3) 車両の更新について

ア. 結論

車両の更新について特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

車両を更新する目安について県警察本部担当者に質問したところ、走行距離12万km以上の車両が挙げられるが、実際には警察車両の実働時間は長いため、例えば無線警ら車（セダンタイプのパトロールカー）は年間走行距離が7～8万kmで、5～10年ごとの更新となるとのことであった。

第4. 警察装備費（一般経費A・消費）

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察用装備資機材の消費等に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 警察装備費（一般経費A・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費 | 役務費 | 負担金、補助及び交付金 | 合計 |
|-------|-------|-----|-------------|-------|
| 予算額 | 6,754 | 494 | 21 | 7,269 |
| 事業費実績 | 6,378 | 186 | 21 | 6,585 |
| 予算差額 | 376 | 308 | 0 | 684 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ア. 警察業務及び活動の維持に必要な資機材を整備した。

- ・ 新型インフルエンザへの対応資機材として感染症防護キット 2,000 式
- ・ 拳銃の適正管理に必要な工具類

イ. 装備資機材の継続使用に伴う法定点検を実施した。

- ・ 空気呼吸器用容器（ボンベ）
- ・ レギュレーター（潜水用具）

ウ. 拳銃用実包の適正な保管管理のため、法で定められた取扱責任者の定期講習を受講した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

感染症防護キットの調達是一般競争入札で行われている。在庫管理は随時行われ、5年サイクルで必要数を調達している。使用期限が過ぎたものについては、訓練時に使用するなどして有効利用しているとのことであった。

第5. 警察装備費（一般経費A・消費）

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

新型インフルエンザに要する経費

新型インフルエンザ対策に従事する警察職員に配分する非常用備蓄食料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 警察装備費（一般経費A・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 消耗品費 | | 合計 |
|-------|-------|--|-------|
| 予算額 | 3,033 | | 3,033 |
| 事業費実績 | 2,668 | | 2,668 |
| 予算差額 | 365 | | 365 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

東日本大震災発生時にそれまで警察本部で一括管理していた備蓄食料について、警察署分を増強し、3か年での整備を計画的に順次更新している。令和2年度は3回目整備の最終年である。

- ・ 備蓄食糧(3食入) 1,323セット (@1,700円)
- ・ 保存水(20) 1,323本 (@167円)

2. 監査の結果

(1) 契約方法について(意見)

ア. 結論

栃木県警察は、備蓄食料と保存水の契約方法について検討する必要がある。

イ. 内容

栃木県警察は、非常用備蓄食料の調達において、備蓄食料は一般競争入札、保存水は随意契約とそれぞれ別個の契約で調達している。しかし、備蓄食料と保存水はともに非常事態に備えたものであり、調達手段や方法が変わるものではないため、調達先をわざわざ分ける必要性はないと考えられる。むしろ、備蓄食料と保存水を同一の契約で調達する方がより安価に調達でき、契約事務を軽減できる可能性がある。

第6. 警察装備費(政策経費B・投資)

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察用装備資機材の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名 警察装備費(政策経費B・投資)

(単位: 千円)

| 区分 | 備品購入費 | 合計 |
|-------|-------|-------|
| 予算額 | 1,390 | 1,390 |
| 事業費実績 | 1,390 | 1,390 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

銃器使用犯罪に迅速且つ適確に対応すると共に警察官の安全を確保するため、耐弾

性能を有する車載用防護楯を8枚整備した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

県警察本部全体では600枚の整備が必要であり、平成27年度より不足分59枚を順次配備している。令和2年度における車載用防護楯の調達は随意契約となっており、見積合わせにより契約の相手方を決定している。

第7. 警察装備費（政策経費B・投資）

担当部課名 警備部警備第二課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

図面作図システムリースに要する費用

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 警察装備費（政策経費B・投資）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃借料 | | 合計 |
|-------|----------|--|-----|
| 予算額 | 455 | | 455 |
| 事業費実績 | 455 | | 455 |
| 予算差額 | 0 | | 0 |

(3) 令和2年度の実施状況

皇族の来県時に、警備計画全般を作成するためのシステム
令和2年度 皇族の警備計画策定 4回

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す

べき事項はなかった。

第8. 警察装備費（政策経費B・投資）

担当部課名 警務部情報管理課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警衛警護図面作成システム用電子地図データリースに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 警察装備費 政策経費B・投資
(単位：千円)

| 区分 | 使用料及び賃借料 | | 合計 |
|-------|----------|--|-----|
| 予算額 | 254 | | 254 |
| 事業費実績 | 254 | | 254 |
| 予算差額 | 0 | | 0 |

(3) 令和2年度取組と実施状況

皇室の警衛警備や要人の警護警備の際、御順路や行啓先（行先）での部隊の配置や任務分担を記載した警衛警備計画書や警護警備計画書を策定する際に地図情報を使用するもの。

なお、契約については、当該リース（2ライセンス）、情報管理推進経費に含まれる通信指令システム（59ライセンス）及び安全施設管理システム（68ライセンス）と包括的に契約し、スケールメリットによる予算経費の削減を行っている。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第9. 警察装備費（政策経費B・消費）

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察用装備資機材の消費等に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 警察装備費（政策経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費 | 役務費 | 負担金、補助及び交付金 | 合計 |
|-------|--------|-----|-------------|--------|
| 予算額 | 14,172 | 351 | 99 | 14,622 |
| 事業費実績 | 14,171 | 287 | 99 | 14,557 |
| 予算差額 | 1 | 64 | 0 | 65 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ア. 警察活動に必要な資機材及び貸与品等を整備した。

- ・ 第二機動隊出動用資機材
- ・ 装備品用乾電池
- ・ 山岳警備隊用資機材
- ・ 警察官用貸与品
- ・ 耐刃防護衣

イ. ドローンの運用に必要な通信費及び保険料を執行した。

ウ. ドローンを安全且つ適法に操縦するためのオペレータ育成として、専門業者による講習を受講した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

栃木県警察では、警務課と機動隊にドローンが配備されており、ヘリコプターでは飛行できない山間部での行方不明者の捜索、災害時における偵察などを目的として運用している。

第10. 警察装備費（政策経費B・消費）

担当部課名 警備部警備第二課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

ドローンに係る賠償責任保険・動産総合保険に要する費用
職員緊急連絡安否確認システムリースに要する費用

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 警察装備費（政策経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 保険料 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|-----|----------|-----|
| 予算額 | 259 | 540 | 799 |
| 事業費実績 | 259 | 534 | 793 |
| 予算差額 | 0 | 6 | 6 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ドローンにかかる保険料

大規模警備等で警戒警備のため運用するドローンの賠償責任及び動産総合保険。

令和3年3月28、29日の2日間、本県における東京オリンピック聖火リレー警備において運用した。

職員緊急連絡安否確認システムリース

災害発生時及び気象警報発令時における職員の安否確認及び召集に活用しており27回実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第11. 警察装備費（指定事業・増減大）

担当部課名 通信指令課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

IPR形無線機器等の購入整備

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 警察装備費（指定事業・増減大）

（単位：千円）

| 区分 | 消耗品費 | 委託料 | 指定物品 等購入費 | その他備 品購入費 | 合計 |
|-------|-------|-------|--------------|--------------|---------|
| 予算額 | 7,981 | 9,147 | 11,901 | 278,176 | 307,205 |
| 事業費実績 | 5,015 | 9,130 | 11,901 | 275,762 | 301,808 |
| 予算差額 | 2,966 | 17 | 0 | 2,414 | 5,397 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

平成15年度に整備したAPR形警察移動無線通信システム（APRシステム）についてはシステム全体の老朽化等の問題が顕著化しているため、警察庁がIPR形警察移動無線通信システム（IPRシステム）への更新整備を全国で段階的に実施している。

栃木県は、令和2年度に国費によるIPRシステムへの更新整備が計画され、同システムへの更新整備に伴い、現行のAPRシステムの無線中継設備等は撤去されることから、県費分の無線機器等についても同一規格の物を購入し更新整備を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

本事業は国費による整備で不足する分を県費で調達する事業である。契約の相手方を決定する方法は下記のとおりである。

| 調達品目 | 区分 | 決定方法 |
|-------------|----------|----------------|
| 移動無線機本体 | その他備品購入費 | 一般競争入札（特定調達契約） |
| 移動無線機設置作業 | 委託料 | 一般競争入札 |
| 携帯無線機本体 | その他備品購入費 | 一般競争入札 |
| 白バイ用移動無線機本体 | 指定物品等購入費 | 一般競争入札 |
| パトカー用アンテナ | 消耗品費 | 一般競争入札 |
| 白バイ用アンテナ | その他備品購入費 | 随意契約 |
| 無線機受台 | 消耗品費 | 随意契約 |

第6章 航空機維持費

1 事業の概要

警察航空機の維持管理等に要する経費

2 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | | | | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|---------------------------|-------------|------------|-----|-----|------------|----------------|-----------|--|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| 11 需 用 費 | 9,460,000 | 8,690,998 | | | 8,690,998 | | 769,002 | 消耗品費 2,653,316円 燃料費 5,871,142円 修繕料 166,540円 |
| 12 役 務 費 | 687,000 | 574,302 | | | 574,302 | | 112,698 | 通信運搬費 110,880円 手数料 325,022円 保険料 138,400円 |
| 13 委 託 料 | 4,169,000 | 3,851,100 | | | 3,851,100 | | 317,900 | ヘリテレ伝送システム工事設計 |
| 14 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 1,981,000 | 1,980,000 | | | 1,980,000 | | 1,000 | 代替機 気象情報端末 |
| 15 工 事 請 負 費 | 71,384,000 | 847,000 | | | 847,000 | 68,970,000 | 1,567,000 | ヘリテレ伝送システム改修 |
| 18 備 品 購 入 費 | 24,095,000 | 23,633,625 | | | 23,633,625 | | 461,375 | 航空機維持備品 |
| 19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金 | 30,963,000 | 30,923,130 | | | 30,923,130 | | 39,870 | |
| 負 担 金 | 30,963,000 | 30,923,130 | | | 30,923,130 | | 39,870 | 危険物取扱者保安講習会等 |
| 計 | 142,739,000 | 70,500,155 | | | 70,500,155 | 68,970,000 | 3,268,845 | |

3 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-----------------|-------------------|------------------------------|------------|------------|
| 災害、テロ等緊急事態対策の推進 | 大規模災害等に対する迅速的確な対応 | (警察航空機更新事業費) 航空機気象情報提供リース | 1,909,000 | 1,908,720 |
| 〃 | 〃 | ヘリ操縦士、整備士訓練費 | 32,048,000 | 30,913,300 |
| 〃 | 〃 | ヘリコプターテレビ伝送システム更新工事 | 74,753,000 | 4,698,100 |

4 事業の実績等

| | |
|-------|--|
| 事業の実績 | コロナ禍にあつて警衛警備や大規模災害訓練等の中止、また緊急事態宣言の発令もあるなか、山岳及び水難事故による出動は前年度比とほぼ変わらず、遭難者の発見・救助等の件数は7件8名となった。運用時間の少ないなか、機動隊をはじめとする各署山岳警備隊との合同訓練を実施、地上救助体制の維持・向上に寄与した。令和2年度の飛行回数は208回、飛行時間は261時間であった。 |
| 事業の効果 | ヘリコプターの特殊性と機動性を発揮して、空陸連携による早期検挙、捜索・救助等に寄与し、県民の信頼と期待に応える。 |
| 今後の課題 | 更新機体領収の遅延に伴う警察航空隊活動への影響。 |

第1. 航空機維持費（一般経費A・投資）

担当部課名 警備部警備第二課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

画像伝送装置リースに要する費用

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 航空機維持費（一般経費A・投資）
（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃借料 | | 合計 |
|-------|----------|--|----|
| 予算額 | 72 | | 72 |
| 事業費実績 | 72 | | 72 |
| 予算差額 | 0 | | 0 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

皇族の行幸啓先に設置されているカメラ映像を警備指揮本部と共有することで、適切な警衛警備を実施するもの。

那須御用邸御静養時の警衛予行 1回

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第2. 航空機維持費（一般経費A・消費）

担当部課名 地域部地域課航空隊

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察用回転翼航空機の運航及び維持管理に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 航空機維持費（一般経費A・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 消耗品費 | 燃料費 | 修繕料 | 手数料 | 保険料 |
|-------|----------|-------|--------|-----|-----|
| 予算額 | 2,003 | 6,297 | 350 | 337 | 139 |
| 事業費実績 | 1,930 | 5,872 | 167 | 326 | 139 |
| 予算差額 | 73 | 425 | 183 | 11 | 0 |
| 区分 | 使用料及び賃借料 | 負担金 | 合計 | | |
| 予算額 | 1,909 | 15 | 11,050 | | |
| 事業費実績 | 1,909 | 10 | 10,353 | | |
| 予算差額 | 0 | 5 | 697 | | |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

警察用回転翼航空機の年間計画に基づく警ら飛行及び各種訓練のほか、緊急配備における地上支援、山岳遭難等の捜索及び救助に従事した。

2. 監査の結果

(1) 燃料費の調達方法について

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

燃料費はヘリコプターで使用する航空機燃料であるが、貯蔵量が一定量まで減少した際にその都度調達している。調達方法は随意契約となっており、見積合わせにより契約の相手方を決定している。調達の頻度は限られ、1回当たりの調達数量も毎回同じであるため、「総価契約」の原則に従い単価契約による調達は行われていない。

(2) ヘリコプターの稼働状況について

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

令和2年度におけるヘリコプターの稼働状況は下記のとおりである。

| 内容 | 飛行回数 (単位: 回) | 飛行時間 (単位: 時間) |
|--------------|--------------|---------------|
| 警ら飛行 | 69 | 94.3 |
| 各種訓練 | 62 | 93.5 |
| 緊急配備における地上支援 | 0 | 0 |
| 山岳遭難等の捜索及び救助 | 31 | 31.2 |
| その他 | 36 | 40.0 |

第3. 航空機維持費 (指定事業・増減大)

担当部課名 地域部地域課航空隊

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察用回転翼航空機の運航及び維持管理に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績 (単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名 航空機維持費 (指定事業・増減大)

(単位: 千円)

| 区分 | 工事請負費 | 指定物品等購入費 | その他備品購入費 | 負担金 | 合計 |
|-------|-------|----------|----------|--------|--------|
| 予算額 | 2,414 | 22,789 | 1,306 | 30,948 | 57,457 |
| 事業費実績 | 847 | 22,341 | 1,293 | 30,914 | 55,395 |
| 予算差額 | 1,567 | 448 | 13 | 34 | 2,062 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

次期更新機体 (ベル式 429 型) にかかる運航及び維持管理に必要な整備用資器材であり、機体領収後における安全かつ円滑な運航に備えた。また、更新機体に新規搭載予定のヘリコプターテレビ伝送システムの地上設備を先行整備する。

なお、コロナの影響等により更新機体の領収計画は大幅に遅延している。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す

べき事項はなかった。

イ. 内容

栃木県警察で使用するヘリコプターは国費で調達されるが、次期更新機体は国費で調達されアメリカ製であり、当初は令和3年3月に領収予定であった。しかし、新型コロナウイルスの影響等により令和3年12月に領収予定となっている。次期更新機体の運用に当たっては操縦士と整備士の訓練が必要となるが、訓練は令和3年2月に修了している。

訓練は領収した機体を使用する予定であったが、領収遅延により訓練受入先で保有する同機種による訓練に変更され、追加になった機体使用料による訓練費用の増額等により変更契約が結ばれている。また、訓練終了から次期更新機体の領収まで間隔があいてしまったことにより、再度訓練を実施するかの検討が必要になっている。

第7章 警察施設整備費

1 事業の概要

庁舎等施設の整備に要する経費

2 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | | | | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|------------------------------|---------------|-------------|---------------|---------|---------------|----------------|-----------|------------------------------------|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| 11 需 用 費 | 2,279,000 | 2,270,542 | | | 2,270,542 | | 8,458 | 消耗品費 |
| 12 役 務 費 | 512,000 | 503,320 | | 6,490 | 509,810 | | 2,190 | 広告料 388,300円 手数料 115,020円 |
| 13 委 託 料 | 28,245,893 | 9,248,413 | 18,172,000 | 416,680 | 27,837,093 | | 408,800 | 交番新築工事設 計委託等 |
| 14 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 572,950,000 | 572,086,935 | | | 572,086,935 | | 863,065 | 共済組合警察職 員住宅賃借料等 |
| 15 工 事 請 負 費 | 2,730,261,107 | 396,899,973 | 1,414,148,000 | | 1,811,047,973 | 910,719,000 | 8,494,134 | 旧交番解体工事 等 |
| 19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金 | 143,000 | | | | | | 143,000 | |
| 負 担 金 | 143,000 | | | | | | 143,000 | |
| 計 | 3,334,391,000 | 981,009,183 | 1,432,320,000 | 423,170 | 2,413,752,353 | 910,719,000 | 9,919,647 | |

3 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-------------------|-----------------------|---|-------------|-------------|
| 県民の期待と信頼に応える活動の推進 | 警察機能を最大限に発揮するための施策の推進 | (宇都宮東警察署庁舎整備) 庁舎建設 | 6,211,000 | 2,512,000 |
| 〃 | 〃 | (交番駐在所整備費) 交番・駐在所建替え、リフォーム等(交番2か所、駐在所5か所) | 186,594,000 | 183,742,093 |
| 〃 | 〃 | (職員宿舍整備費) 小山警察署独身寮リフォーム | 223,833,000 | 222,897,400 |

4 事業の実績等

| | |
|-------|---|
| 事業の実績 | 宇都宮東警察署新庁舎については、平成29年から6か年計画で建替えを行っているほか、老朽化した交番・駐在所及び独身寮について、計画的な建替えや改修工事を行った。 |
| 事業の効果 | 宇都宮東警察署新庁舎 宇都宮市中今泉3丁目地内に建築中の新庁舎が令和3年度中に完成となることから、現庁舎の耐震強度不足、老朽狭隘化及び慢性的な駐車場不足の問題が解消される。 交番・駐在所 交番については、1交番を新設(1交番2駐在所を統合)、1交番の建替えを実施した。駐在所については、長寿命化工事を5駐在所実施し、施設の総量最適化を推進するとともに、老朽狭隘化の改善を図った。 小山警察独身寮 昭和57年に建築された老朽化の著しい独身寮であったが、寮室を和室から洋室にするなど住環境の改善を図った。 |
| 今後の課題 | 警察署整備については、宇都宮中央警察署庁舎が耐震基準を満たしていないことから、早期の建替整備を検討しているが、現時点において正式決定には至っていない。 交番・駐在所については、老朽化が進んでいるが、全施設を建替えることは困難であることから、統廃合を見据えた整備を図る必要がある。 |

第1. 警察署庁舎建設費(継続費)

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁舎等施設の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名 警察署庁舎建設費・継続費

(単位:千円)

| 区分 | 委託料 | 工事請負費 | 合計 |
|-------|--------|-----------|-----------|
| 予算額 | 15,796 | 2,264,645 | 2,280,441 |
| 事業費実績 | 15,796 | 1,353,926 | 1,369,722 |
| 予算差額 | 0 | 910,719 | 910,719 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

宇都宮東警察署庁舎整備に伴う建築工事及び工事監理委託を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

宇都宮東警察署の新庁舎建築工事は3億円以上の大型工事であるため、「栃木県建設工事請負業者指名選定取扱方針（以下、「取扱方針」という。）」に基づき、受注機会の拡大を図るために5工事に分割され、それぞれ総合評価一般競争入札（入札価格だけでなく、性能や機能、技術力等の入札価格以外の条件についても落札者決定の要因とする入札方式）により工事業者が決定されている。工事の分割方法については「取扱方針」で定められてはいないが、建築物の構成・配置を考慮して分離・分割がされている。

また、警察署庁舎は、留置場や取調室等が国の基準に基づき設計され、保安上の理由から設計者しか知りえない特殊な事情も含まれるため、設計業務委託に加え設計意図伝達業務委託も本事業に設定されており、設計業務委託の落札者との随意契約となっている。

第2. 警察署庁舎建設費

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁舎等施設の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 警察署庁舎建設費

（単位：千円）

| 区分 | 役務費 | 委託料 | 合計 |
|-------|-----|-------|-------|
| 予算額 | 37 | 2,300 | 2,337 |
| 事業費実績 | 37 | 1,892 | 1,929 |
| 予算差額 | 0 | 408 | 408 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

宇都宮東警察署庁舎整備に伴う外構工事設計委託及び建築物計画通知審査を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第3. 交番・駐在所整備費（指定事業・増減大）

担当部課名 地域課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交番・駐在所整備費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 交番・駐在所整備費（指定事業・増減大）

（単位：千円）

| 区分 | 消耗品費 | 手数料 | 委託料 | 使用料及び賃借料 | 工事請負費 | 合計 |
|-------|-------|-----|-------|----------|---------|---------|
| 予算額 | 2,279 | 79 | 6,994 | 618 | 156,216 | 166,186 |
| 事業費実績 | 2,271 | 79 | 6,994 | 618 | 156,216 | 166,178 |
| 予算差額 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

市民応接室未整備の老朽交番2箇所を建替・移転とともに、施設の保全・長寿命化の観点を取り入れて、駐在所5箇所の補修工事を実施した。

また、上記交番移転に伴い移転先の駐在所建物1箇所及び令和元年度に実施した統廃合に伴い廃止した7駐在所の建物を解体した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す

べき事項はなかった。

イ. 内容

本事業における各工事の請負金額は5千万円に満たないため、指名競争入札により請負業者が決定されていた。また、入札に参加する指名業者については、原則として当該工事が実施される市町を管轄する土木事務所管内の登録業者から選定されていた。なお、請負工事の主な内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

| 執行内容 | 執行額 |
|-----------------|--------|
| 足利署利保町交番庁舎新築工事 | 40,832 |
| 宇都宮東署岡本交番庁舎新築工事 | 40,623 |
| 今市署長畑駐在所庁舎改修工事 | 11,055 |
| 栃木署上田駐在所庁舎改修工事 | 10,824 |

また、これにより市民応接室が未整備となっている交番は2箇所のみである。

第4. 警察庁舎等施設整備費

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁舎等施設の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

○単位事業・細事業名 警察庁舎等施設整備費

(単位：千円)

| 区分 | 広告料 | 委託料 | 使用料及び賃借料 | 工事請負費 | 合計 |
|-------|-----|-------|----------|---------|---------|
| 予算額 | 389 | 2,255 | 571,526 | 217,950 | 792,120 |
| 事業費実績 | 389 | 2,255 | 571,470 | 217,948 | 792,062 |
| 予算差額 | 0 | 0 | 56 | 2 | 58 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

警察共済組合不動産投資事業により整備した施設の建設費等の償還及び昭和57年に建築された老朽化の著しい小山警察署独身寮の大規模改修工事を実施した。

2. 監査の結果

(1) 設計図面の保管について（指摘事項）

ア. 結論

新築時の設計図面の紛失により、細部の状況が確認できていなかった。現地調査及び残されていた図面での設計に問題はないが、新築時の全ての図面が保管されていれば、より精度の高いリフォーム工事の積算が可能であった。栃木県警察は、設計図面の適切な譲受・保管を行うべきであった。

イ. 内容

本事業の一部は、警察共済組合の不動産投資事業により昭和 57 年に建築された小山警察署独身寮のリフォーム工事である。工事の開始に当たって令和元年度に設計委託が行われているが、過去に独身寮を管理する部署が変更となった際に設計図面を紛失してしまったため、設計図面なしで設計業務が委託されている。

リフォーム工事は建物本体の改修と附属設備の改修とに分けて工事契約が結ばれている。それぞれ設計金額（設計委託による見積金額）と設計変更金額とで下記の差額が生じている。

（税抜金額 単位：円 以下同じ）

| 工事内容 | 設計金額 | 設計変更金額 | 差額 |
|----------|-------------|-------------|------------|
| 建築改修工事 | 105,430,000 | 116,380,000 | 10,950,000 |
| 電気設備改修工事 | 32,910,000 | 42,490,000 | 9,580,000 |
| 機械設備改修工事 | 43,740,000 | 52,200,000 | 8,460,000 |

建築改修工事の主な増減内容は下記のとおりである。

| 工事内容 | 設計金額 | 設計変更金額 | 差額 |
|--------|------------|------------|-----------|
| 内部改修工事 | 69,918,925 | 76,354,162 | 6,435,237 |
| 解体撤去工事 | 3,759,986 | 4,711,076 | 951,090 |
| 外構改修工事 | 5,846,067 | 7,571,337 | 1,725,270 |
| 一般管理費等 | 12,298,383 | 13,448,389 | 1,150,006 |

電気設備改修工事の主な増減内容は下記のとおりである。

| | 設計金額 | 設計変更金額 | 差額 |
|--------|------------|------------|-----------|
| 電灯設備 | 12,225,313 | 18,844,285 | 6,618,972 |
| 弱電設備 | 2,264,780 | 1,807,240 | ▲457,540 |
| 避雷針設備 | 0 | 674,110 | 674,110 |
| 受変電設備 | 5,667,100 | 6,232,000 | 564,900 |
| 現場管理費 | 4,360,697 | 5,109,962 | 749,265 |
| 一般管理費等 | 4,093,267 | 5,162,050 | 1,068,783 |

機械設備改修工事の主な増減内容は下記のとおりである。

| | 設計金額 | 設計変更金額 | 差額 |
|--------|-----------|------------|-----------|
| 給水設備 | 6,854,210 | 10,635,100 | 3,780,890 |
| 排水設備 | 2,113,210 | 4,724,010 | 2,610,800 |
| 解体撤去工事 | 0 | 803,420 | 803,420 |
| 発生材処分 | 0 | 361,200 | 361,200 |
| 現場管理費 | 4,870,461 | 5,236,760 | 366,299 |
| 一般管理費等 | 5,133,722 | 6,028,619 | 894,897 |

差額が生じた原因について担当者に質問したところ、当該建物の新築時の設計図面を紛失していること、事前の現場確認時には確認できなかったが、工事時に雨漏り箇所が判明したため等によるものとのことであった。設計をするに当たり現況の調査を十分に行っていれば適切な見積金額を算出できた可能性がある。

第8章 警察施設維持費

1 事業の概要

庁舎等施設の維持管理に要する経費

2 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | | | | 翌年繰越 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|----------------|---------------|-------------|-----------|-------------|---------------|------|------------|--|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| 11 需 用 費 | 395,464,000 | 289,195,425 | 6,297 | 95,431,829 | 384,633,551 | | 10,830,449 | 消耗品費 5,818,803円 光熱水費 245,708,548円 修繕料 37,668,074円 |
| 12 役 務 費 | 18,125,000 | 9,772,746 | | 8,308,039 | 18,080,785 | | 44,215 | 手数料 |
| 13 委 託 料 | 145,597,172 | 127,393,895 | | 17,881,562 | 145,275,457 | | 321,715 | 本部庁舎設備常駐管理者業務委託等 |
| 14 使用料及び賃借料 | 388,306,000 | 298,935,347 | 1,730,080 | 87,140,886 | 387,806,313 | | 499,687 | 敷地借上料等 |
| 15 工事請負費 | 72,031,828 | 64,713,000 | | 7,037,800 | 71,750,800 | | 281,028 | 免許センター蓄電池設備改修等 |
| 19 負担金、補助及び交付金 | 6,013,000 | 3,728,344 | | 2,212,581 | 5,940,925 | | 72,075 | |
| 負 担 金 | 6,013,000 | 3,728,344 | | 2,212,581 | 5,940,925 | | 72,075 | 光熱水費負担金等 |
| 計 | 1,025,537,000 | 793,738,757 | 1,736,377 | 218,012,697 | 1,013,487,831 | | 12,049,169 | |

3 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-------------------|-----------------------|----------------|-------------|-------------|
| 県民の期待と信頼に応える活動の推進 | 警察機能を最大限に発揮するための施策の推進 | 警察施設で使用する電力 | 247,142,476 | 229,619,573 |
| 〃 | 〃 | 交番・駐在所監視カメラリース | 4,690,000 | 3,645,468 |
| 街頭活動等の一層の推進 | 初動警察活動の強化 | 通信指令システム機器リース | 183,698,000 | 183,438,310 |

4 事業の実績等

| 施設名 | 電気使用量 (kWh) | | |
|----------|-------------|-----------|---------|
| | 平成31年度 | 令和2年度 | 増減率 (%) |
| 警察本部 | 4,273,633 | 4,275,797 | 0.1 |
| 警察署等26施設 | 7,209,773 | 7,690,096 | 6.7 |
| 交番・駐在所 | 1,350,583 | 1,452,076 | 7.5 |

| | |
|-------|--|
| 事業の効果 | 警察職員の職場環境を整えることで、警察基盤の充実、強化を図っている。 中でも電力需給契約は、本部庁舎、各執行隊及び警察署庁舎、各署交番・駐在所に分類し、会計課で一括して契約を行い、公正な競争を確保して経費削減を図るとともに、環境に配慮した契約を行うことで、環境負荷の軽減を図り、さらには各所属の事務を軽減し、事務の合理化を図っている。 |
| 今後の課題 | 設備の老朽化に加え、コロナ禍での換気等で空調等電気使用量が増加傾向にあるため、さらなる省エネ対策が求められている。 施設の改修時には、空調設備の高効率機器の導入、庁舎等照明器具のLED化等、省エネ設備を導入して電力使用量の削減を図る必要がある。 |

第1. 施設補修費（政策経費B・投資）

担当部課名 地域課

(1) 事業の内容

令和元年度予算で県内 45 交番と 158 駐在所にリース契約で整備した施設監視カメラシステムのリース費及び交番・駐在所施設の緊急補修費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 施設補修費（政策経費B・投資）

(単位：千円)

| 区分 | 使用料及び賃借料 | 工事請負費 | 合計 |
|-------|----------|-------|-------|
| 予算額 | 3,715 | 1,080 | 4,795 |
| 事業費実績 | 3,646 | 1,080 | 4,726 |
| 予算差額 | 69 | 0 | 69 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

ア. 使用料及び賃借料

交番監視カメラリース 961 千円

駐在所監視カメラリース 2,685 千円

イ. 工事請負費

茂木署逆川駐在所工作物移転改修工事 1,080 千円 (道路拡張に伴う工事)

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第2. 施設補修費 (政策経費B・投資)

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁舎等施設の改修に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績 (単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名 施設補修費 (政策経費B・投資)

(単位：千円)

| 区分 | 委託料 | 工事請負費 | 合計 |
|-------|-------|--------|--------|
| 予算額 | 5,596 | 47,912 | 53,508 |
| 事業費実績 | 5,409 | 47,672 | 53,081 |
| 予算差額 | 187 | 240 | 427 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

未利用財産売払いに向けた土地測量業務及び警察本部が所管する施設における経年劣

化が著しい施設の改修工事、設計委託を実施した。

2. 監査の結果

(1) 土地測量業務委託について

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

県有財産の測量・登記については、県と（公社）栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との間で「登記業務委託基本協定書」が交わされており、本事業の土地測量業務委託についても協定書で定められている基準に従った報酬額で契約が結ばれていた。

(2) 改修工事の請負契約について

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

改修工事は県内各地で行われているが、このうち複数の警察署における監視カメラ新設工事は工事場所や工期等を考慮して県北・県南地域で分けて請負契約を一本化し、契約事務の省力化を図っている。監視カメラ新設工事は指名競争入札となっているが、工事の工種は「電気通信工事」であり、栃木県入札参加資格者名簿ではランク分けされていないため、工事金額にかかわらず指名業者は同じ業者とし（県内の 10 社を指名）、取りぬけ方式で執行している。

第3. 施設補修費（政策経費 B・消費）

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁舎等施設の改修に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 施設補修費（政策経費 B・消費）

(単位：千円)

| 区分 | 需用費 | 合計 |
|-------|---------|---------|
| 予算額 | 105,211 | 105,211 |
| 事業費実績 | 105,207 | 105,207 |
| 予算差額 | 4 | 4 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

警察本部が所管する施設における経年劣化が著しい施設の小破修繕を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第4. 施設補修費（修繕枠）

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁舎等施設の改修等に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 施設補修費（修繕枠）

(単位：千円)

| 区分 | 工事請負費 | 合計 |
|-------|--------|--------|
| 予算額 | 24,120 | 24,120 |
| 事業費実績 | 24,079 | 24,079 |
| 予算差額 | 41 | 41 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

運転免許センター直流電源装置の蓄電池更新及び非常用照明の改修工事を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す

べき事項はなかった。

第5. 施設維持費（一般経費A・投資）

担当部課名 通信指令課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

- ・通信指令システム機器リース料
- ・パトカー動態表示システム車載装置リース料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 施設維持費（一般経費A・投資）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃貸料 |
|-------|----------|
| 予算額 | 185,809 |
| 事業費実績 | 185,549 |
| 予算差額 | 260 |

(3) 令和2年度取組と実施状況

- ・通信指令システム機器リース料

通信指令システムは、通信指令課と警察署等を専用回線で結び、通信指令課で一括受理する110番通報に基づき、管轄警察署等に事案対応を指令し、処理結果を復命するためのシステムで、警察活動の根幹をなすシステムである。

- ・パトカー動態表示システム車載装置リース料 105台分

パトカー動態表示システムは、警察車両に積載する装置で、車両の現在位置情報を送信するほか、モニターに110番事案情報や現場の位置を表示する機能、カーナビ機能等を有し、迅速・的確な初動警察活動を展開するために必要なシステムである。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

通信指令システム機器リース料（長期継続契約）については、特定調達契約に該当し、総合評価競争入札を採用している。但し、新型コロナウイルス感染症予防の観点

から応札者へのヒアリングは行われず、技術提案書の評価のみにより落札者の決定が行われた。

第6. 施設維持費（一般経費A・消費）

担当部課名 会計課（管財）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁舎等施設の維持管理に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 施設維持費（一般経費A・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費 | 役務費 | 委託料 | 使用料及び賃借料 |
|-------|---------|---------|---------|----------|
| 予算額 | 248,400 | 8,710 | 107,584 | 3,200 |
| 事業費実績 | 248,388 | 8,704 | 107,558 | 3,169 |
| 予算差額 | 12 | 6 | 26 | 31 |
| 区分 | 負担金 | 合計 | | |
| 予算額 | 3,800 | 371,694 | | |
| 事業費実績 | 3,728 | 371,547 | | |
| 予算差額 | 72 | 147 | | |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

警察職員の職場環境を整えることで、警察基盤の充実、強化を図り、警察機能を最大限に発揮できるよう、警察施設の適正な維持管理を行った。

需用費：消耗品費 蛍光管、トイレトーパー、ゴミ袋、清掃用品等購入

光熱水費 栃木県警察本部庁舎で使用する電力

栃木県警察本部庁舎で使用するガス 外

役務費：手数料 貯水槽清掃及び点検業務

重油槽法定点検及び清掃業務

宇都宮東警察署元鑑山駐在所敷地不動産鑑定評価手数料 外

委託料： 栃木県警察本部庁舎設備常駐管理等業務委託

栃木県警察本部庁舎昇降機設備保守点検業務委託

使用料及び賃借料：警察本部庁舎、機動センター外下水道使用料 外

負担金： 高速道路交通警察隊光熱水費負担金
鉄道警察隊光熱水費負担金 外

2. 監査の結果

(1) 委託契約の業務の範囲、委託単位の設定について（意見）

ア. 結論

委託契約の業務の範囲、委託単位の設定、契約方法については常に見直す必要がある。

イ. 内容

本事業は栃木県警察が管理する庁舎や施設の維持管理に係る業務委託である。栃木県警察の説明によれば、契約事務の効率化と民間業者の受注機会の確保という相反する要素を考慮して委託契約の業務の範囲、委託単位の設定をしているとのことであった。また、庁舎等の管理業務の委託は長期継続契約を基本とするが、当該庁舎等で改修予定があり仕様の変更が見込まれる場合は単年契約としているとの説明があった。また、契約を統括しすぎると専門ではない業者が受注した場合に再委託となり、各業務を統括する業務が発生してコストが余計にかかる可能性があるため、メリットとデメリットを考慮して契約の整理を行っているとのことであった。

事業の民間委託には、厳しい財政状態を背景として民間ノウハウを活用し経費の削減やサービスの向上を図る目的がある。そのため、近隣施設の管理業務の一括委託などの契約単位の設定、長期継続契約の活用などの契約方法、統括業務コストと契約事務の省力化との比較検討など、契約内容を常に見直して契約金額の引き下げや契約事務の省力化に努める必要がある。

第7. 施設維持費（政策経費A・投資）

担当部課名 通信指令課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

パトカー動態表示システム車載装置リース料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 施設維持費（政策経費A・投資）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃貸料 |
|-------|----------|
| 予算額 | 3,806 |
| 事業費実績 | 3,806 |
| 予算差額 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

パトカー動態表示システム車載装置リース料 65 台分

パトカー動態表示システムは、警察車両に積載する装置で、車両の現在位置情報を送信するほか、モニターに110番事案情報や現場の位置を表示する機能、カーナビ機能等を有し、迅速・的確な初動警察活動を展開するために必要なシステムである。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

県警察本部で使用する通信指令システムは7年おきに更新しており、その更新時に捜査用車や無線警ら車に積載されて7年が経過しているパトカー動態表示システムも合わせて更新されている。

第8. 施設維持費（政策経費B・投資）

担当部課名 通信指令課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

パトカー動態表示システム車載装置リース料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 施設維持費（政策経費B・投資）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃貸料 |
|-------|----------|
| 予算額 | 19,427 |
| 事業費実績 | 17,856 |
| 予算差額 | 1,571 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

パトカー動態表示システム車載装置リース料 121 台分

パトカー動態表示システムは、警察車両に積載する装置で、車両の現在位置情報を送

信するほか、モニターに110番事案情報や現場の位置を表示する機能、カーナビ機能等を有し、迅速・的確な初動警察活動を展開するために必要なシステムである。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

本事業の内容は、「8.2.3 施設維持費（政策経費A・投資）」と同じパトカー動態表示システムのリース料であり、予算編成の都合により細事業が分けられている。

第9. 施設維持費（政策経費B・消費）（指定事業・一定ルール）（指定事業・法令等）

担当部課名 会計課（管財）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

庁舎等施設の維持管理に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

- 単位事業・細事業名
- ①施設維持費（政策経費B・消費）
 - ②施設維持費（指定事業・一定ルール）
 - ③施設維持費（指定事業・法令等）

（単位：千円）

| 区分 | ①需用費(光熱水費) | ②使用料 | ③委託料 | 合計 |
|-------|------------|---------|--------|---------|
| 予算額 | 2,260 | 118,392 | 14,537 | 135,189 |
| 事業費実績 | 2,245 | 118,245 | 14,428 | 134,918 |
| 予算差額 | 15 | 147 | 109 | 271 |

(3) 令和2年度取組と実施状況

警察職員の職場環境を整えることで、警察基盤の充実、強化を図り、警察機能を最大限に発揮できるよう、警察施設の適正な維持管理を行った。

①重要犯罪捜査支援システム電気料

県内の主要幹線道路に重要犯罪捜査支援システム路上装置を整備しており、その運用のための電気料

②敷地借上料

警察施設の庁舎、宿舍等の敷地借り上げ料

③建築物定期点検委託料

建築基準法に基づき、建築物の敷地及び構造、昇降機、昇降機以外の建築設備、防火設備について、一級建築士等の資格を有する者に定期的に損傷、腐食その他の劣化状況を点検させることが義務付けられているため、専門業者に点検業務を委託した委託料

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

建築物定期点検の結果、緊急に対応を要するような検査結果はなかった。

第9章 職員宿舍整備費

1 事業の概要

職員宿舍の整備に関する経費

2 予算の執行状況

| 区分 | 予算額 | 支出済額 | | | | 翌年度繰越額 | 不用額 | 支出済額の説明 |
|----------------|----------------|----------------|---------------|----|----------------|--------|--------------|----------|
| | | 本課 | 他課 | 公所 | 計 | | | |
| 11 需用費 | 円 3,546,000 | 円 3,383,754 | 円 | 円 | 円 3,383,754 | 円 | 円 162,246 | 消耗品費 |
| 12 役務費 | 520,000 | 238,200 | | | 238,200 | | 281,800 | 手数料 |
| 13 委託料 | 15,939,000 | | 15,400,000 | | 15,400,000 | | 539,000 | |
| 15 工事請負費 | 1,309,091,000 | 86,988,000 | 1,110,801,000 | | 1,197,789,000 | | 111,302,000 | 独身寮外構工事等 |
| 18 備品購入費 | 150,000 | 146,960 | | | 146,960 | | 3,040 | 独身寮備品 |
| 19 負担金、補助及び交付金 | 237,000 | | | | | | 237,000 | |
| 負担金 | 237,000 | | | | | | 237,000 | |
| 計 | 1,329,483,000 | 90,756,914 | 1,126,201,000 | | 1,216,957,914 | | 112,525,086 | |

3 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-------------------|-----------------------|------------------------------|------------|------------|
| 県民の期待と信頼に応える活動の推進 | 警察機能を最大限に発揮するための施策の推進 | (宇都宮地区独身寮整備) 宇都宮地区独身寮外構工事 | 81,312,000 | 69,355,000 |

4 事業の実績等

| | |
|-------|---|
| 事業の実績 | 宇都宮地区独身寮は、宇都宮市宝木地区に所在する宝木独身寮の老朽化及び耐震性等の問題を早急に解消する必要性から近接地にある老朽職員住宅を含めた統廃合により、2棟84室の整備を行ったもの。 |
| 事業の効果 | 耐震性等の問題の解消に加え、老朽化した独身寮は若者から敬遠され人材確保を阻害する大きな要因となっていたが、その問題も解消することができた。 |
| 今後の課題 | 警察が所管する職員宿舎は、令和3年4月1日現在で99棟1301戸室となっているが、このうち経年30年以上の老朽宿舎は52棟548戸室で、宿舎全体の42%を占めている。経年に達した宿舎をすべて建替えることは困難であることから、宿舎の入居状況等を踏まえ、宿舎の統廃合を見据えた整備を図る必要がある。 |

第1. 職員宿舎整備費（大規模建設）

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

宇都宮地区独身寮の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 職員宿舎整備費（大規模建設）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費 | 役務費 | 工事請負費 | 備品購入費 | 合計 |
|-------|-------|-----|--------|-------|--------|
| 予算額 | 3,546 | 520 | 69,800 | 150 | 74,016 |
| 事業費実績 | 3,384 | 239 | 69,762 | 147 | 73,532 |
| 予算差額 | 162 | 281 | 38 | 3 | 484 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

宇都宮地区独身寮整備に伴う外構工事、建築物計画通知審査及び初度消耗品等の購入を実施した。

2. 監査の結果

(1) 契約方法について（意見）

ア. 結論

消耗品及び備品の計画的な一括調達により、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約を導入することで、契約事務の省力化や調達価格の引き下げに努める必要がある。

イ. 内容

本事業の一部は、小山警察署独身寮のリフォームと宇都宮地区独身寮の整備に伴う、それぞれの建物の共用スペースで使用するテーブルや椅子であるが、予算の執行（物品購入契約）時期が同じ月となっていた。それぞれの物品購入契約は別々に執行されているが、調達品目は同じであり、見積書を徴取した業者も同一であった。

事業の執行依頼が別々であったため契約が別々になったとの説明であったが、事業の執行は同一の部署で行われており、契約を一つにまとめれば契約事務の省力化を図れると同時に調達数量の増大により契約金額を引き下げられる可能性があった。

(2) 建設残土の処分方法について（意見）

ア. 結論

建設残土の処分方法を適時に見直すことで、処分費の削減に努める必要があった。

イ. 内容

宇都宮地区独身寮の整備工事においては、当初から建設残土の発生が見込まれており、発生した建設残土については県が行う他の公共工事で利用する予定であり、当初の設計金額では建設残土の積込・運搬のみが見積られていた。しかし、その後、発生した建設残土の処分にあたり、利用を見込んでいた他の公共工事の残土受入れは終了していたため、その残土処分については工事落札業者との間で、処分場への運搬（運搬距離の延長）、処分場での処分料の追加等を内容とする変更契約が結ばれた。

発生した建設残土について他の公共工事以外への利用を禁止する規定はなく、民間工事での利用も可能である。工事の進捗に伴って建設残土の発生する時期や量は予想できるため、建設残土の処分先を予め確保して追加の工事費用が発生しないように努めるべきであった。

第2. 職員宿舍整備費（継続費）

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

宇都宮地区独身寮の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 職員宿舍整備費（継続費）

（単位：千円）

| 区分 | 委託料 | 工事請負費 | 合計 |
|-------|--------|-----------|-----------|
| 予算額 | 14,345 | 1,140,453 | 1,154,798 |
| 事業費実績 | 13,806 | 1,029,394 | 1,043,200 |
| 予算差額 | 539 | 111,059 | 111,598 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

宇都宮地区独身寮整備に伴う工事監理委託及び建築工事を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

宇都宮地区独身寮の新庁舎建築工事は3億円以上の大型工事であるため、「栃木県建設工事請負業者指名選定取扱方針（以下、「取扱方針」という。）」に基づき、受注機会の拡大を図るために3工事に分割され、それぞれ総合評価一般競争入札（入札価格だけでなく、性能や機能、技術力等の入札価格以外の条件についても落札者決定の要因とする入札方式）により工事業者が決定されている。工事の分割方法については「取扱方針」で定められてはいないが、建築物ごとに分離・分割がされている。

第10章 交通安全施設整備費

(1) 事業の概要

交通安全施設の整備及び補修に要する経費

(2) 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | | | | 翌年度 繰越額 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----|-----|-----------------|------------|--------------|--|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| 11 需 用 費 | 円 18,438,000 | 円 18,267,633 | 円 | 円 | 円 18,267,633 | 円 | 円 170,367 | 消耗品費 738,853円 修繕料 17,528,780円 |
| 13 委 託 料 | 15,222,000 | 15,136,000 | | | 15,136,000 | | 86,000 | 信号機改良設計 委託等 |
| 14 使用料及び 賃借料 | 33,956,000 | 33,955,200 | | | 33,955,200 | | 800 | 交通情報系中央 装置リース料 |
| 15 工事請負費 | 1,674,855,000 | 1,674,741,200 | | | 1,674,741,200 | | 113,800 | 信号機移設工事 等 |
| 計 | 1,742,471,000 | 1,742,100,033 | | | 1,742,100,033 | | 370,967 | |

(3) 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-----------------------|-------------------|---|---------------|---------------|
| 交通死亡事故 抑止対策の推 進 | 安全で安心な交通環境の 整備 | (交通安全施設整備) 信号機、標識標示の更新及び新 設 | 1,671,664,000 | 1,671,403,033 |
| 〃 | 〃 | (LRT関連交通安全施設整備) 集中制御化信号機設置及び交通 管制センター中央装置等の改修 | 70,807,000 | 70,697,000 |

(4) 事業の実績等

| 区 分 | 令和元年度末 | 令和2年度末 | 増 減 |
|-----------------|----------------|----------------|--------------|
| 信 号 機 | 4,398 (2354) 基 | 4,383 (2560) 基 | △ 15 (206) 基 |
| 一 般 信 号 機 | 3,396 (1740) 基 | 3,377 (1912) 基 | △ 19 (172) 基 |
| 管 制 端 末 信 号 機 | 1,002 (614) 基 | 1,006 (648) 基 | 4 (34) 基 |
| 交 通 監 視 用 カ メ ラ | 29 箇所 | 31 箇所 | 2 (2) |
| 交 通 情 報 板 | 44 基 | 40 基 | △ 4 基 |
| 光 ビ ー コ ン | 805 基 | 805 基 | |

※ () は、LED式信号機の基数で内数である。

| | |
|-------|--|
| 事業の効果 | <p>信号機のLED灯器化は高輝度であることから西日などの逆光においても見やすく、疑似点灯による交通事故を抑止できるほか、消費電力も少ないため環境にも優しく光熱水費の削減にも寄与している。</p> <p>標識標示においては老朽標識や摩耗した道路標示の更新整備を進め、信号機のない交差点や横断歩道などにおける交通事故抑止に寄与している。</p> |
| 今後の課題 | <p>多くの交通安全施設が更新時期を迎えており、老朽化による信号機の誤作動や大型標識の倒壊が懸念されることから、計画的な老朽更新が重要課題となっている。</p> <p>信号機新設については、信号機設置の指針に合致し真に必要な場合に限り整備し、必要性の低くなった信号機を撤去するなどして信号機総数の増加を抑えるとともに、老朽信号機の更新基数を増加させていくことで、安全円滑な交通環境を維持確保していく。</p> |

第1. 交通安全施設整備費

担当部課名 交通規制課、会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通安全施設の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

(単位：千円)

| 区分 | 需用費 | 委託料 | 使用料及び賃借料 | 工事請負費 | 合計 |
|-------|-----|--------|----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 838 | 13,660 | 33,956 | 1,605,610 | 1,654,064 |
| 事業費実績 | 739 | 13,640 | 33,956 | 1,605,541 | 1,653,876 |
| 予算差額 | 99 | 20 | 0 | 69 | 188 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

交通の安全と円滑を確保するため、信号機や道路標識・標示の交通安全施設等に

について、新設・更新などを行い交通環境の整備を推進した。

| | | | |
|-------|----|-------|-------------|
| 交通信号機 | 新設 | 10 基 | |
| | 更新 | 183 基 | |
| | 撤去 | 25 基 | |
| 道路標識 | 新設 | 標識柱 | 497 本 |
| | | 標識板 | 987 枚 |
| | 更新 | 標識柱 | 2,131 本 |
| | | 標識板 | 4,527 枚 |
| 道路標示 | 新設 | 実線 | 1,929.5 m |
| | | 停止線 | 488.6 m |
| | | 図示 | 388 個 |
| | | 横断歩道 | 1,563.9 m |
| | 更新 | 実線 | 158,558.5 m |
| | | 停止線 | 18,236.4 m |
| | | 図示 | 8,449 個 |
| | | 横断歩道 | 109,171.7 m |

2. 監査の結果

(1) 予定価格について（意見）

ア. 結論

予定価格が適切かどうかを検討する必要がある。

イ. 内容

信号機、道路標識、道路標示は設置からの年数や調査を踏まえ、毎年度同程度の予算で計画的に更新を行っている。委託料は信号機設置の設計に係るものである。工事は年度期間中の工期が概ね均等になる単位で指名競争入札または見積合わせによる随意契約により契約されている。

信号機の工事契約書類の一部を閲覧したところ、指名競争入札または随意契約での合い見積もりにおいて、参加業者のほとんどが最低制限価格での入札または見積書を提出し、くじ引きでの落札となっていた。「第2. 交通安全施設整備費（指定事業）」のLR T関連を含む全体の工事執行件数のうち最低制限価格での落札状況について確認したところ、執行件数288件のうち182件が最低制限価格での落札となっており、特に信号機については159件中113件にのぼっていた。予定価格や最低制限価格の設定方法についても質問したが、予定価格の設計は複数の業者見積書をとった際の最低価格を基準にしており、最低制限価格も県の規定に則った設定をしているとのこと

あった。

しかし、最低制限価格での落札率が非常に多い事実を考えると、予定価格が競争入札または見積合わせの趣旨に照らして適切なものになっているか疑問が生じる。

指名業者以外からの見積もりをとるなど、予定価格が適切かどうかの検討が必要である。

第2. 交通安全施設整備費（指定事業）

担当部課名 交通規制課、会計課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

L R T開業に伴い交通安全施設の整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 委託料 | 工事請負費 | 合計 |
|-------|-------|--------|--------|
| 予算額 | 1,562 | 69,245 | 70,807 |
| 事業費実績 | 1,496 | 69,201 | 70,697 |
| 予算差額 | 66 | 44 | 110 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

宇都宮市及び芳賀町が進める次世代型路面電車（L R T）整備事業に伴い、周辺道路における交通信号機の改良等を行い道路における交通安全の確保と交通渋滞の緩和を図った。

交通信号機 改良 5基
管制エリア組入 12基

2. 監査の結果

「第1. 交通安全施設整備費」の監査の結果を参照。

第11章 交通安全施設維持費

(1) 事業の概要

交通安全施設の維持管理に要する経費

(2) 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 額 | | | | 翌年度 繰越額 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|-----------------|------------------|------------------|-----|----------------|------------------|------------|----------------|--|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| 11 需 用 費 | 円 167,381,000 | 円 159,796,601 | 円 | 円 110,356 | 円 159,906,957 | 円 | 円 7,474,043 | 消耗品費 294,874円 燃料費 10,868円 光熱水費 159,490,859円 |
| 12 役 務 費 | 円 178,542,000 | 円 177,006,152 | | 円 1,240,014 | 円 178,246,166 | | 円 295,834 | 通信運搬費 176,584,372円 手数料 81,400円 保険料 340,380円 |
| 13 委 託 料 | 円 83,868,000 | 円 83,764,000 | | | 円 83,764,000 | | 円 104,000 | 交通管制設備保守 管理委託等 |
| 14 使用料及び 賃借料 | 円 8,858,000 | 円 8,772,444 | | | 円 8,772,444 | | 円 85,556 | 交通安全施設管理シ ステムリース料 |
| 計 | 円 438,649,000 | 円 429,339,197 | | 円 1,350,370 | 円 430,689,567 | | 円 7,959,433 | |

(3) 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-----------------------|-------------------|--|------------|------------|
| 交通死亡事故 抑止対策の推 進 | 安全で安心な交通環境の 整備 | 交通管制施設等の保守管理及び道路 交通情報等提供に関する業務委託の 実施 | 83,868,000 | 83,764,000 |

(4) 事業の実績等

| | |
|-------|---|
| 事業の実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通管制施設（上位装置）保守管理業務の委託 ・交通管制施設（中央装置及び端末装置）保守点検の委託 ・道路交通情報等提供に関する業務委託の実施 |
| 事業の効果 | <p>信号機の保守点検により、老朽化した施設を早期に発見でき、信号機の誤作動や倒壊を未然に防止することができる。また、管制施設の保守管理を24時間対応することで、不具合があった場合に早期対応し、円滑な信号運用を継続できる。</p> <p>道路交通情報等の提供においては、交通監視用カメラ等から収集した交通情報を活用し、日本道路交通情報センターから広く広報している。</p> |
| 今後の課題 | <p>多くの交通安全施設が更新時期を迎えており、老朽化による信号機の誤作動や倒壊が懸念されることから、計画的な老朽更新が重要課題となっている。</p> <p>信号機新設については、信号機設置の指針に合致し真に必要な場合に限り整備し、必要性の低くなった信号機を撤去するなどして信号機総数の増加を抑えるとともに、老朽信号機の更新基数を増加させていくことで、安全円滑な交通環境を維持確保していく。</p> |

第1. 交通安全施設維持費（一般経費 A・消費）

担当部課名 交通規制課、会計課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

交通安全施設の維持に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費 | 役員費 | 委託料 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|---------|---------|--------|----------|---------|
| 予算額 | 167,381 | 178,542 | 83,868 | 8,858 | 438,649 |
| 事業費実績 | 159,907 | 178,247 | 83,764 | 8,773 | 430,691 |
| 予算差額 | 7,474 | 295 | 104 | 85 | 7,958 |

(3) 令和2年度の実施状況

信号機等交通安全施設に係わる電気料及び回線料の支払い、保守点検、交通安全施設管理システムの運用等を行った。

| | |
|-----------|---------|
| 交通信号機 | 4,383 基 |
| 交通監視カメラ | 31 箇所 |
| 交通情報板 | 40 基 |
| 可変式速度規制標識 | 15 本 |

2. 監査の結果

(1) 予算の執行状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業の各費目の内訳をみると、需用費は信号機の電気料、役員費は信号機を制御する交通管制システムの専用回線料、委託料は保守点検費用、使用料および賃借料は交通安全施設管理システムの使用料がそれぞれ主な支出となっている。

交通安全施設管理システムは交通規制、道路標識、道路標示の情報をデータベース化し、電子地図上の位置情報と連携して、標識・標示と規制をリンクさせる機能があり、標識の設計などもできる。既存の標識・標示を検索集計して保守に活用されてい

る。

信号機の保守については委託した事業者からの点検報告において判定結果が良好でないものを交通規制課でも現場確認を行い、具体的な対応を行っていることが確認できた。予算執行における管理状況をヒアリングおよび資料の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第12章 運転免許費

(1) 事業の概要

運転免許業務及び運転免許センターの維持に要する経費

(2) 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 額 | | | 翌年度 繰越額 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|--------------------|--------------------|--------------------|----|----|--------------------|-----------------|---|
| | | 本 課 | 他課 | 公所 | | | |
| 11 需 用 費 | 円 315,463,000 | 円 299,561,314 | 円 | 円 | 円 299,561,314 | 円 15,901,686 | 消耗品費 264,049,199 円 燃料費 656,090 円 印刷製本費 6,203,664 円 光熱水費 26,744,714 円 修繕料 1,907,647 円 |
| 12 役 務 費 | 円 9,244,000 | 円 8,892,078 | | | 円 8,892,078 | 円 351,922 | 通信運搬費 6,148,788 円 手数料 2,512,355 円 筆耕翻訳料 14,455 円 保険料 216,480 円 |
| 13 委 託 料 | 円 835,580,000 | 円 834,824,466 | | | 円 834,824,466 | 円 755,534 | 更新時講習業務委託等 |
| 14 使用料及び 賃 借 料 | 円 224,471,000 | 円 223,415,346 | | | 円 223,415,346 | 円 1,055,654 | 機器リース料等 |
| 18 備品購入費 | 円 5,260,000 | 円 5,241,170 | | | 円 5,241,170 | 円 18,830 | 免許機材等購入費 |
| 19 負担金、補助 及び交付金 | 円 263,000 | 円 236,300 | | | 円 236,300 | 円 26,700 | |
| 負 担 金 | 円 263,000 | 円 236,300 | | | 円 236,300 | 円 26,700 | 危険物取扱者保安講習等 |
| 27 公 課 費 | 円 281,000 | 円 280,300 | | | 円 280,300 | 円 700 | 自動車重量税 |
| 計 | 円 1,390,562,000 | 円 1,372,450,974 | | | 円 1,372,450,974 | 円 18,111,026 | |

(3) 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-------------------|-----------------------|-----------|-------------|-------------|
| 県民の期待と信頼に応える活動の推進 | 警察機能を最大限に発揮するための施策の推進 | 高齢者講習業務委託 | 305,519,000 | 341,785,635 |

(4) 事業の実績等

| | |
|-------|---|
| 事業の実績 | 令和2年度に実施された教習所での高齢者講習の内訳 ・高齢者講習 一般 2時間講習：55,247名 ・高齢者講習 一般 3時間講習：8,189名 ・高齢者講習 小特 3時間講習：1名 ・特定任意高齢者講習 一般 2時間講習：45名 ・特定任意高齢者講習 一般 3時間講習：1名 |
| 事業の効果 | 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者は、運転免許証を更新する際、高齢者講習の受講が義務付けられている。 高齢になるほど死亡事故を起こしやすい傾向がみられたことに加え、一般的に自動車等の運転に関する身体機能は、加齢に伴い低下する傾向にあることを踏まえ、高齢者講習において身体機能の低下による運転への影響や、夜間運転時の注意点等について安全運転指導を実施している。 |
| 今後の課題 | 高齢者講習の更なる円滑な実施に向け、受講枠の拡大や円滑な予約の促進、運用の効率化等高齢者の利便性を図る取組が必要である。 |

第1. 運転免許費（一般経費A・投資）

担当部課名 運転免許管理課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

運転免許業務（汎用コンピューターリース料等）

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|----------|---------|
| 予算額 | 157,412 | 157,412 |
| 事業費実績 | 157,156 | 157,156 |
| 予算差額 | 256 | 256 |

(3) 令和2年度取組と実施状況

運転免許管理システムを構成する各種機器のリース等を実施した。

身障者用運転適性検査器を運用し、運動能力の低下した高齢者等を対象に、運動能力の適正な判断かつ効率的な運用を推進した。

2. 監査の結果

(1) 運転免許証作成システム機器の契約について（指摘事項）

ア. 結論

運転免許証作成システム機器については毎年度発生する免許証作成用の材料費を含めた契約が適当であった。

イ. 内容

本事業では運転免許の情報管理や作成等に係る各システム機器のリース等が行われている。運転免許センターおよび19警察署に配備されているIC免許証作成システム機器リース契約もそのうちのひとつである。当機器の令和2年度のリース契約の資料では、年額13円という低額での再リース契約が締結されていた。過年度の契約状況について質問したところ、平成20年度に初回のリース契約を締結しており、その時の契約も一般競争入札により同額で行われていたとのことである。

このような著しく低い価格での契約がなされた背景にはIC免許証作成システムとIC免許証作成に使用される各種消耗品の調達事情があるものと考えられる。

次の「第2. 運転免許費（一般経費A・消費）、（政策経費A・消費）」ではIC免許証の作成に係る材料（カード、インクリボン）が需用費として支出されていて、令和2年度のICカードおよびインクリボンの購入実績は207,717千円である。運転免許証の仕様は厳格に定められており、プリント機械を作成しているメーカーも限られる。栃木県警察が使用しているプリント機器に適合するカードやインクなどは、仕様の都合上、同メーカーからの供給によらざるを得ない状況である。実際に同メーカーの見積りを基にした予定価格の設定および一者応札が常態化していることから、一般競争入札は実施されているものの、毎年継続的に発生するカード作成材料費の契約は実質的に競争が行われていないものと見られる。

競争原理を働かせる意味では免許証作成に係る契約は作成システム機器と毎年度発生する材料費は一体のものとして考えて入札・契約をする方法が適当であったと考えられる。

第2. 運転免許費（一般経費A・消費）、（政策経費A・消費）

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

運転免許業務（IC免許証カード、試験車両保険料・重量税、試験車両リース料等）

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費 消耗品費 | 役務費 保険料 | 使用料及 び賃借料 | 公課費 | 合計 |
|-------|-------------|------------|--------------|-----|---------|
| 予算額 | 228,986 | 217 | 12,756 | 281 | 242,240 |
| 事業費実績 | 228,489 | 217 | 11,980 | 281 | 240,967 |
| 予算差額 | 497 | 0 | 776 | 0 | 1,273 |

(3) 令和2年度の実施状況

ICカード免許証の作成及び運転免許試験用各種車両のリース等実施した。

2. 監査の結果

「第1. 運転免許費（一般経費A・投資）」の監査の結果を参照。

第3. 運転免許費（政策経費B・消費）

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

運転免許業務（高齢者講習委託等に要する経費）

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 委託料 |
|-------|---------|
| 予算額 | 784,300 |
| 事業費実績 | 784,079 |
| 予算差額 | 221 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

高齢者の交通事故防止対策としての高齢者講習等を実施した。更なる受講者の拡大や円滑な予約の促進、運用の効率化等の高齢者の利便性を図る必要がある。

2. 監査の結果

(1) 委託費の設計方法について（意見）

ア. 結論

各委託先での講習の実施状況を考慮した委託料の設計の検討が必要である。

イ. 内容

本事業では、運転免許に関わる警察の業務の多くが含まれているが、免許の更新の際の講習および高齢者の認知機能検査やその検査結果の通知などの周辺業務の委託が主要なものとなっている。免許の更新業務は、通常の新規講習のほか高齢者講習も委託している。更新の受講対象者は多数におよぶため、免許センターだけでなく、県内の教習所でも受講できるように各教習所の事業者と任意契約で業務処理人数あたりの単価契約により委託をしている。高齢化が進む現在では、高齢者講習事業が重要な取組となっているが、令和 2 年度は予測の講習受講者数 62,310 人に対し、教習所での受講者数の実績は 63,436 人とコロナ禍にあっても、業務委託を活用しながら事業を遂行できたといえる。

委託契約は各教習所それぞれと締結しているが、契約関連の書類を閲覧したところ、提出されている見積書と契約単価はすべての教習所で同額となっていた。栃木県警察の説明では、栃木県指定自動車教習所協会および各教習所と協議のうえ一律の単価とすることで合意されたとのことである。

設計書における高齢者講習に係る委託料の内訳をみると、人件費、施設費、講習に使用する映像機器や適性検査機器など固定費と考えられる物件費を含め、すべての経費について各種講習ごとに 1 回あたりの金額を算定し、さらに 1 回あたりの受講人数を 6 名と仮定して 1 名あたりの委託料単価を算定している。

しかし令和 2 年度の講習実施実績をみると、委託先 35 教習所での講習実際回数や受講者数にばらつきがみられる。1 回あたりの受講人数の状況や、固定費である機器等の稼働状況により採算性がかなり異なる可能性があるため、各委託先での業務実施状況を考慮した委託料の設計方法の検討が必要である。

第4. 運転免許センター維持管理費

担当部課名 運転免許管理課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

運転免許センター施設の維持管理

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

(単位：千円)

| 区分 | 消耗品費 | 燃料費 | 光熱水費 | 修繕料 | 通信運搬費 | 手数料 |
|-------|-------|-----|--------|-----|-------|-------|
| 予算額 | 1,046 | 49 | 32,156 | 768 | 1 | 1,758 |
| 事業費実績 | 999 | 0 | 26,745 | 471 | 1 | 1,748 |
| 予算差額 | 47 | 49 | 5,411 | 297 | 0 | 10 |

(単位：千円)

| 区分 | 委託料 | 負担金 | 計 |
|-------|--------|-----|--------|
| 予算額 | 51,280 | 11 | 87,069 |
| 事業費実績 | 50,746 | 11 | 80,721 |
| 予算差額 | 534 | 0 | 6,348 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

運転免許センター施設の維持管理に必要な委託業務等を実施した。

2. 監査の結果

(1) 水道設備の管理状況について(指摘事項)

ア. 結論

運転免許センターでは令和3年2月に、上下水道使用量が増加を理由に、漏水の疑いがあることから調査が行われ、実際に地中の給水管で漏水していたことがわかった。しかし水道使用量の推移についての資料を閲覧したところ、令和2年5月頃からすでに令和3年1月時の水道使用量と同程度に急増している。また令和元年5月時の水道

使用量もかなり多くなっており、理由を確認したところ、これも漏水が原因であった。

運転免許センターの水道使用量および料金の推移

| | | | | | | |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 令和元年 | 5月 | 7月 | 9月 | 11月 | 1月 | 3月 |
| 使用料 m ³ | 3,806 | 1,786 | 1,166 | 944 | 1,023 | 1,734 |
| 金額 千円 | 1,021 | 291 | 322 | 264 | 290 | 481 |
| 令和2年 | 5月 | 7月 | 9月 | 11月 | 1月 | 3月 |
| 使用料 m ³ | 2,565 | 2,982 | 3,166 | 2,720 | 2,557 | 2,630 |
| 金額 千円 | 705 | 818 | 867 | 747 | 703 | 723 |

直近に漏水による使用量の増加があったことを考えると、令和2年度の漏水については、適時にモニタリングすることで早期に可能性を察知して調査を開始すべきだった。

第13章 交通安全教育センター運営費

(1) 事業の概要

交通安全教育センターの運営に要する経費

(2) 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | | | | 翌年度 繰越額 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----|-----|-----------------|------------|--------------|--------------|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| 13 委 託 料 | 円 28,040,000 | 円 27,566,000 | 円 | 円 | 円 27,566,000 | 円 | 円 474,000 | 交通安全教育事業委託等 |
| 15 工 事 請 負 費 | 円 60,181,000 | 円 59,686,000 | | | 円 59,686,000 | | 円 495,000 | 安全運転コース改修工事等 |
| 計 | 円 88,221,000 | 円 87,252,000 | | | 円 87,252,000 | | 円 969,000 | |

(3) 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-----------------------|-------------------|--|------------|------------|
| 交通死亡事故 抑止対策の推 進 | 安全で安心な交通環境 の整備 | (高齢者運転者対策環境整備) 運転サポートセンター及び安全 運転コースの改修 | 64,149,000 | 63,635,000 |
| 〃 | 〃 | 交通安全教育(マロニエ号)事 業委託 | 24,072,000 | 23,617,000 |

(4) 事業の実績等

| | |
|-------|--|
| 事業の実績 | 高齢者講習環境の充実のため、運転サポートセンター及び安全運転コースの改修を行った。 |
| 事業の効果 | より安全な高齢者講習環境を確保するとともに、認知機能検査及び高齢者講習の受け入れ体制を強化することで、受検・受講予約待ち期間の短縮、有効期間満了が迫った高齢者への対策強化が実現され高齢者への利便性向上が図られたもの。 不要物撤去後は、臨時駐車場及び今後の高齢運転者増加に対する講習実施枠拡大時に備えた駐車場等、今後の免許センター全体の運用状況を踏まえた利活用の推進を図っていく。 |
| 今後の課題 | 令和4年度からの道路交通法改正における新高齢者講習制度の運用開始に対応すべく、コースの改修等を検討していく必要がある。 |

第1. 交通安全教育センター運営費（一般経費B・消費）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通安全教育車（マロニエ号）事業委託に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

細事業名 交通安全教育センター運営費（一般経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 委託料 | 合計 |
|-------|--------|--------|
| 予算額 | 23,621 | 23,621 |
| 事業費実績 | 23,617 | 23,617 |
| 予算差額 | 4 | 4 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

交通安全教育の効率的な推進を図るため、県内の幼稚園、保育所、小・中学校、老人クラブ事業所等を対象に、適性検査器や各種視聴覚器材を搭載した交通安全教育車（マロニエ号）による出前方式の安全教育を実施した。

実施回数 297回 7,664人

2. 監査の結果

(1) 委託契約の料金設定について（意見）

ア. 結論

実施量に応じた委託料の設定とすることを検討すべきである。

イ. 内容

本事業の実施にあたり、交通安全教育車2台を利用し、それぞれに対し担当者2名を配置している。活動は県内の幼稚園や老人クラブ等の要請に応じて実施している。過去3年度の実績を見ると、平成30年度は380回22,927人、令和元年度は291回15,692人、令和2年度297回7,664人となっている。令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により実施回数に影響があり、令和2年度は特に1回あたり人数規模が縮小されたとみられる。委託料の設計書では、実施担当者の年間人件費と交通安全教育車の年間燃料や維持管理費を積算したものを委託の予定価格としている。一方で委託事業の仕様書を見ると、業務の実施日は定められているが、具体的な実施回数などの目安は設けられておらず、令和2年度のように実施回数や参加人数が少なかったとしても委託料金は変わらない。

委託費事業の人件費については、時間や日数単価により計算する考え方もある。仕様書に実施量について定めたうえで、これに応じた、委託料とするかを検討すべきである。

第2. 交通安全教育センター運営費（指定事業・増減大）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

高齢運転者への支援体制の充実・強化及び交通安全教育の推進のための環境整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 委託料 | 工事請負費 | 合計 |
|-------|-------|--------|--------|
| 予算額 | 4,419 | 59,730 | 64,149 |
| 事業費実績 | 3,949 | 59,686 | 63,635 |
| 予算差額 | 470 | 44 | 514 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

より安全な高齢者講習環境を確保すべく、安全運転コースに残存する不要建築物等を解体・撤去し、臨時駐車場や令和4年度運転技能検査課題コース等として利活用を図っていく。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

交通安全教育センター（現 運転者サポートセンター）は老朽化して使用していない設備も多く、令和元年度から2か年計画で不要設備の撤去を行っている。

安全運転コースの設備もその一部で、高齢者の運転免許更新や更新のための検査件数の増加が見込まれることから、本事業では臨時駐車場や高齢者運転技能検査課題コースを整備することを前提に令和2年度に解体工事を実施している（新コースの整備は令和3年度末完成予定）。また運転者サポートセンター建物の修繕工事も実施している。

工事の内容および工事請負契約に関する各種資料を閲覧しヒアリングを行ったところ、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第14章 恩給及び退職年金費

第1. 恩給及び退職年金費

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

退職警察職員の恩給等に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 額 | | | 翌年繰越 | 不用額 | 支出済額の説明 |
|------------|------------|------------|-----|-----|------------|---------|-----------|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 6 恩給及び退職年金 | 26,765,000 | 25,791,282 | | | 25,791,282 | 973,718 | 普通恩給及び扶助料 |
| 計 | 26,765,000 | 25,791,282 | | | 25,791,282 | 973,718 | |

2. 監査の結果

(1) 恩給及び扶助料の支払手続について

ア. 結論

恩給及び扶助料の支払手続について、担当者への質問及び資料の閲覧を実施した結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

恩給は、昭和37年11月30日までに退職した警察官に対する退職年金であり、扶助料は恩給の受給者が死亡した場合にその配偶者へ支給する遺族年金である。

恩給及び扶助料は、四半期ごとに年4回支払手続が実施される。恩給受給者及び扶助料受給者の情報は、恩給システムにおいて管理されている。恩給マスター一覧により個人別の台帳を出力し、支払手続が行われる四半期（4月、7月、10月、1月）ごとに受給者の確認を市町村のシステムである住基ネットを利用して行っている。また、

2年に一度現況確認として、受給者本人へ書類を郵送し受給権存否の調査を実施している。令和2年度の恩給受給者4名及び扶助料受給者24名に対する各手続は適切に実施されており問題となる事項はなかった。

第15章 一般警察活動費

1 事業の概要

地域警察活動、警察電話専用料及び教育訓練等に要する経費

2 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 額 | | | | 翌年繰越 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|--------------------|-------------|-------------|---------|-------------|-------------|------|------------|---|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 8 報 償 費 | 430,000 | 236,800 | | | 236,800 | | 193,200 | 講師謝金等 |
| 9 旅 費 | 36,773,000 | 15,460,981 | | 17,440,463 | 32,901,444 | | 3,871,556 | |
| — 普通旅費 | 33,009,000 | 15,276,999 | | 13,995,670 | 29,272,669 | | 3,736,331 | 職員の出張旅費 |
| — 特別旅費 | 3,764,000 | 183,982 | | 3,444,793 | 3,628,775 | | 135,225 | 通訳人旅費等 |
| 11 需 用 費 | 108,645,200 | 63,196,266 | 144,254 | 45,000,764 | 108,341,284 | | 303,916 | 消耗品費 61,818,333円 印刷製本費 1,338,788円 修繕料 39,145円 |
| 12 役 務 費 | 235,357,800 | 189,721,897 | | 37,853,708 | 227,575,605 | | 7,782,195 | 通信運搬費 186,106,061円 広告料 2,569,688円 手数料 1,028,988円 保険料 17,160円 |
| 13 委 託 料 | 6,344,000 | 5,569,091 | 550,000 | | 6,119,091 | | 224,909 | 警察官募集広報パンフレット制作等 |
| 14 使用料及び 賃借料 | 8,909,000 | 8,687,377 | | | 8,687,377 | | 221,623 | ファックス等 リース料 |
| 19 負担金、補助 及び交付金 | 1,466,000 | 1,203,280 | | 197,700 | 1,400,980 | | 65,020 | |
| — 負担金 | 1,466,000 | 1,203,280 | | 197,700 | 1,400,980 | | 65,020 | 合同企業説明会 参加等 |
| 27 公 課 費 | 8,000 | 1,800 | | 5,400 | 7,200 | | 800 | 免許登録税 |
| 計 | 397,933,000 | 284,077,492 | 694,254 | 100,498,035 | 385,269,781 | | 12,663,219 | |

3 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-------------|-----------|--|------------|------------|
| 街頭活動等の一層の推進 | 初動警察活動の強化 | (車載通信系無線システム等) 高度警察情報通信基盤システム (PⅢ等) 端末通信料等 | 17,122,000 | 13,595,438 |

4 事業の実績等

| | |
|-------|--|
| 事業の実績 | 高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリプルアイ）は、サーバやデータ端末から構成され、警察電話、映像伝送及び配信等を備えた警察電話のネットワークを活用した警察版のスマートフォンやタブレットです。本県警察には785台が配分され、警察本部各部・各隊や各警察署にて運用している。 |
| 事業の効果 | 高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリプルアイ）の機能については、通常の電話として使用できるほか、映像送信及び配信、位置・地図表示、音声翻訳機能等が付加されていることから、各種機能を有効に活用しながら、数多くの事件等を解決し、県民の安全で安心な日常生活の確保に取り組んでいる。 |
| 今後の課題 | 追加配分として107台が予定されているため、更なる機能の習熟に努めるとともに、各種機能を有効に活用しながら、県民の体感治安の向上に努める。 |

第1. 活動経費 旅費

担当部課名 警務部会計課（予算・出納・監査指導）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

職員が公務のために行った旅行及び職員又は職員以外の者が県の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するために行った旅行に対して旅費を支給するもの。

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

○単位事業・細事業名

一般警察活動費 活動経費

（単位：千円）

| 区分 | 旅費 |
|-------|--------|
| 予算額 | 36,773 |
| 事業費実績 | 32,902 |
| 予算差額 | 3,871 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

・普通旅費（職員に支給する旅費）

…捜査活動、会議出席、入校等に係る旅費

実績額 29,272,669円＝本部15,276,999円＋警察署13,995,670円

・特別旅費（職員及び職員以外の者に支給する旅費）

…参考人・通訳人等に係る旅費

…講演会・講習会・研修会等の講師に係る旅費

…被疑者身柄輸送費に係る旅費

実績額 3,628,775円＝本部183,982円＋警察署3,444,793円

2. 監査の結果

(1) 旅費の支払手続について

ア. 結論

旅費の支払手続において、特に問題となる事項はなかった。

イ. 内容

公務のため警察職員が旅行する場合において、栃木県経費をもって支弁する旅費取扱は、「職員等の旅費に関する条例」（栃木県条例第49号）及び「職員等の旅費に関する規則」（栃木県規則第55号）に定めるもののほか、「栃木県警察職員等の旅費に関する訓令」及び「参考人等及び犯罪の被害者等に対する旅費の支給について（例規通達）」等に従う。

旅費の支給の手続は、現課（警察署、警察本部各課）において所属長の発する旅行命令書によりはじまり、旅費請求書及び所定の領収書の提出と支出決議書の決裁及び出納員（出納係）による財務システムの確定により完了する。

旅費の支払は、公務の終了により精算することが通常であるが、一部に概算払の方法がある。概算払の場合、精算時に零精算の状態であれば財務システムの旅費システムによる登録手続を行う。旅費システムの画面に精算処理の帳票が表示されるのを確認し、旅費請求書にその旨の記載を行って事務処理が完了する。概算払の零精算では、精算書の紙面での出力を省略し事務処理を簡略化している。

概算払の未精算が、財務システムにより確認できるか否かを質問したところ、「栃木県業務ポータル」の画面により未精算の抽出が可能であり、その確認を行っているとの回答を得た。

第2. 活動経費 高速通行料

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察車両の高速道路通行に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 活動経費

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|----------|-------|
| 予算額 | 2,793 | 2,793 |
| 事業費実績 | 2,698 | 2,698 |
| 予算差額 | 95 | 95 |

(3) 令和2年度の実績と実施状況

警察車両が使用した高速道路の通行料（捜査用務等を除く）を執行した。

2. 監査の結果

(1) 管理の状況について

ア. 結論

警察車両の高速道路利用に関して、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

警察車両の高速道路の通行料は、無料の使用と有料の使用とがある。無料の使用は、捜査、警衛・警護、警邏、災害の際に高速道路を利用する場合である。有料の使用は、上記以外の場合で原則2区間（35Km以上）の移動において、会議等の行政目的に際して高速道路を利用する場合である。

各所属では、有料となる高速道路使用に際して「ETCカード管理簿」を付けており、使用の状況、使用の決裁、ETCカードの受け渡し及び返納の記録を付けて管理している。月単位で「ETCカード使用一覧表」を作成し、警務課へFAXで提出している。警務課では、東日本Nexcからの請求書と各署・各課から送られてくる「ETCカード使用一覧表」を突き合わせて、請求内容の検証を行っている。

各署、各課におけるETC手持ち枚数は、1枚から2枚程であり、警務課の保管が4枚となっているが、使用頻度は高くないため枚数として足りているとのことである。有料による高速道路使用は、全てETCカードを使用しており、現金による立替は禁止している。

無料使用の際は、事前に各署・各課において「公務従事車両証明書」を発行し、料金所を通過する際に提示する必要があるため、料金所において混乱は生じない。

第3. 教養訓練費（一般経費 A・投資）

担当部課名 警務部教養課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

拳銃使用判断能力向上のための映像射撃シミュレーター訓練装置 2 台の賃借に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 教養訓練費（一般経費 A・投資）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|----------|-----|
| 予算額 | 962 | 962 |
| 事業費実績 | 962 | 962 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

ア. 取組

2 台の訓練装置を県内全警察署（19 署）及び警察本部執行隊に順次貸出し、当該所属警察官に訓練を実施させた。また、実施状況が低調な所属に対して再配置の上、訓練を実施させた。

イ. 実施状況

令和 2 年度中、訓練装置を使用した訓練を全訓練対象者 3,191 名のうち 2,380 名が実施（実施率約 74.58%）した。

2. 監査の結果

(1) 訓練状況の管理について

ア. 結論

映像射撃シミュレーター訓練について、訓練対象者が訓練を確実に実施するような適切な管理が行われており、問題はなかった。

イ. 内容

映像射撃シミュレーター訓練装置は、警察官の拳銃使用の判断能力の向上及び射撃操作に熟練することを目的に実施されるものであり、訓練実施基準に従って年間計画が策定されている。令和 2 年度の対象は、県内全警察官 3,191 名である。映像射撃シミュレーター訓練装置は、5 年間のリース契約（保守込み）となっている。装置は民

間事業者が開発したものであるが、装置に収録される訓練想定は警察庁の監修を受ける。

適正な拳銃使用の判断能力を向上させるために訓練は必須となっているが、教養課では実施状況の把握を行い確実な実施を進めている。

訓練対象者が確実に訓練を実施していることをどのような方法で管理しているかという点について確認した。訓練の状況は以前から管理システムに入力していたが、令和2年度からは管理システムのデータをエクセルに移行して情報の加工が可能となり、未実施の状況を簡単に把握できるようになった。その情報に基づき、実施状況が低調な所属に対して再配置の上、訓練を実施させているとのことである。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、計画とおりに訓練は実施できなかった。

第4. 教養訓練費（一般経費B・消費）

担当部課名 警務部教養課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察官の教養訓練に必要な物品の調達及び修繕、並びに警察術科大会開催に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 教養訓練費（一般経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|-------|----------|-------|
| 予算額 | 2,895 | 54 | 2,949 |
| 事業費実績 | 2,871 | 0 | 2,871 |
| 予算差額 | 24 | 54 | 78 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ア. 消耗品費

(ア) 取組

警察官に必要とされる訓練を実施するため、物品の調達を行うこととした。

(イ) 実施状況

必要な訓練用具を調達し、訓練を実施した。

イ. 修繕料

取組

術科訓練により劣化した防具類の修繕し、再使用することとした。

実施状況

劣化の状況から、剣道防具の修繕を実施した。

ウ. 使用料及び賃借料

取組

逮捕術、柔道及び剣道大会会場として栃木県武道館、駅伝大会として真岡市内井頭公園を借用することとした。

実施状況

感染症の感染状況を考慮し、上記大会を全て中止とした。

2. 監査の結果

(1) 訓練実施基準の履行状況の管理について（意見）

ア. 結論

拳銃訓練及び術科訓練の管理状況を確認した。訓練状況の把握は適切に行われているが、参加状況が必ずしも高くなく原因究明や対策等が限られており事業の効果を上げるための検証が十分に行われていない。

イ. 内容

(ア) 拳銃訓練

拳銃訓練は、警察学校及び栃木警察署の訓練所において実施されている。実射訓練は、訓練実施基準に基づき行われているが、教養課では訓練実施時に実施者から個票の提出を求めるとともに、訓練の実施状況を管理システムに登録している。

実射訓練の対象者は、映像射撃シミュレーター訓練の対象者と同じ3,191名（令和2年度）である。

教養課では、令和2年度から管理システムの実射データをエクセルに移管し、実射訓練状況を管理している。実射訓練の実績を確認するため、管理システム及びエクセルから未実施の職員情報の出力を依頼し、実射訓練の対象となる警察官の訓練の管理状況を確認した。

実射訓練の未実施者及び低調者の把握及び解消のため、教養課では実施状況を適切に管理していることが確認できた。しかし、拳銃訓練の達成状況は全国平均並みであり、拳銃訓練の達成状況は十分であるとは言えない。

(イ) 術科訓練

柔道訓練及び剣道訓練は、基礎的な武術である柔道及び剣道を学ぶ教養であり、逮捕術の動作の基礎を学ぶ訓練となる。逮捕術、柔道及び剣道の訓練対象者は、全警察官である。

所属長は、訓練結果の取りまとめを行い、月ごとに教養課へ提出している。システムによる対応はできていないが、手書きにより個人名簿の訓練状況表を付けており、

月単位で教養課にその集計結果を提出する。教養課は、提出を受けた訓練状況表をエクセル様式としてデータ化し、それに基づき実施状況の芳しくない警察官を対象に各所属が実施する訓練の補完・補強として巡回教養を行い、実施率の引き上げを図っている。

監査において、未実施の警察官の選出手続きが分かる資料の提出を求め、その巡回教養の状況を確認した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により一時全ての術科訓練が中断となる等大きな制約があった。教養課では、各所属の訓練状況を把握し、巡回教養として12回9所属延べ174名を対象として指導教養を実施しており、コロナ禍ではあるが適切な訓練実施の管理状況が確認できた。

しかし、術科訓練は概して実施状況が低調である。特に、柔道、剣道の訓練状況は対象者の1割強であり、対象者の範囲が適切なのか検討する必要がある。警察庁は、訓練実施基準について柔道・剣道に関して県独自の基準を認めているとのことであり、本当に必要とする立場の警察官が訓練を受けているのか検証が必要である。逮捕術でも訓練を妨げている要因を把握する必要がある。

第5. 教養訓練費（一般経費B・消費） 女性警察官研修関係

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

女性警察官対象の講演会

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 教養訓練費

(単位：千円)

| 区分 | 報償費 | 旅費 | 委託料 | 合計 |
|-------|-----|----|-----|----|
| 予算額 | 40 | 11 | 22 | 73 |
| 事業費実績 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 予算差額 | 40 | 11 | 22 | 73 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

新型コロナウイルス感染症の情勢を踏まえ、講演会を中止した。

2. 監査の結果

(1) 講演会の評価について（意見）

ア. 結論

講演会のアンケート調査を実施しているとのことであるが、その総括を行い組織内における認識の共有を図る過程が見られない。

イ. 内容

警務課では、年1回女性警察官を対象に講演会を企画・開催している。女性警察官は、360名（令和3年4月1日現在、育児休業者を含む）在籍しているが、毎年100名程度の参加者を募集している。

講演内容であるが、栃木県警察には現在警視の階級の女性警察官がいないこともあり、女性警察官の昇任意欲の向上やキャリアアップの方法等、女性活躍のための課題や方法をテーマとしている。講師は、他県警の警察職員や警視庁の女性警視（管理官）及び外部講師等である。講演時間は2時間程であり、その後に質疑応答の時間と聴講者にアンケートの記入提出を求めている。

アンケートは、匿名により聴講者全員に提出を求めている。講演会を開催した趣旨について、どのような反応があったのか、新たな視点による問題提起や企画側が予期していない反応等、企画した目的について達成状況を評価することが必要と考えるが、アンケートの取りまとめと講演内容の評価を提供するまでに至っていない。

第6. 地域活動費（一般経費B・消費）

担当部課名 地域部地域課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

地域警察活動の遂行に要する経費

- ・ 報償費～ 現金遺失、盗難被害の旅行者等に対し、現金を貸与した際の警察官個人の金銭的負担を軽減し、良好な公衆関係を推進するための経費
- ・ 旅 費～ 地域警察官の職務質問技能向上のため、警察庁指定の広域技能指導官を招聘するための旅費
- ・ 需用費～ 地域警察活動を円滑に遂行するための物品の購入及び印刷に要する経費
- ・ 役務費、負担金、補助及び交付金、公課費
 - ～ 水難事故発生時における迅速な救助活動のため、小型船舶免許の取得に要する受験講習料、登録免許税、申請手数料等

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 地域活動費（一般経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 報償費 | 旅費 | 需用費 | 役務費 | 負担金、 補助及び 交付金 | 公課費 | 合計 |
|-------|-----|----|-------|-----|---------------------|-----|-------|
| 予算額 | 10 | 21 | 2,996 | 18 | 231 | 6 | 3,282 |
| 事業費実績 | 0 | 0 | 2,989 | 13 | 198 | 6 | 3,206 |
| 予算差額 | 10 | 21 | 7 | 5 | 33 | 0 | 76 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

- ・ 報償費と旅費の執行はなし。
- ・ 地域警察活動を円滑に遂行するための物品の購入及び印刷を行った。
- ・ 船外機を配備している3警察署（栃木、今市、那須烏山警察署）で各1人に小型船舶免許を取得させた。

2. 監査の結果

(1) 小型船舶免許の取得について（意見）

ア. 結論

水難事故の救助活動のために3警察署（栃木、今市、那須烏山警察署）では、毎年各1名に小型船舶免許を取得させている。しかし、各警察署の地域課に配属されている警察官の中で、小型船舶免許の資格取得者が何名いるのか総数の把握がされておらず、事業の経済性を検証することができない。

イ. 内容

河川や渡良瀬遊水地における川遊び、魚釣り等で水難事故が発生する危険のある3警察署（栃木、今市、那須烏山警察署）では、水難事故発生時に迅速に救助活動を行うため地域課配属の警察官に小型船舶免許の取得を進めている。自然災害による人命救助は、警備部の職務であり、この事業は水難事故に限定したものである。

毎年各1名を3警察署に選抜してもらい、ボートのスクリーン操作の実技受講と小型船舶免許の試験を受けてもらう。警察署の訓練は、年1回、夏場に向けて行われている。水難事故による人命救助について、市町の消防署にも同様の職務があり、3警察署の地域警察官が出動した事例は過去にないとのことである。

小型船舶免許の有効期間は5年であるが、小型船舶免許が必要となる事例は3警察署の地域警察官任務以外にも警備部の水害における人命救助の職務もあり、小型船舶免許が有効に活用できる機会はある。配備の目安として3警察署に平時数名の資格取

得者がいる状態となるよう、毎年各1名（主に配属1年目の警察官）に小型船舶免許を取得させているとのことであるが、3警察署の地域課に配属されている警察官の中に小型船舶免許の資格取得者が何名いるのか把握できていない。

(2)職務質問技能の伝承について

ア. 結論

教養における職務質問技能の伝承について、事業内容の質問及び関係書類の閲覧をした結果、特に問題となる事項はなかった。

イ. 内容

令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため実施していないが、毎年、警察庁指定の広域技能指導官（令和3年度は16名）の中から1又は2名を招聘し、地域警察官の職務質問技能の向上を目的に講義を受けている。講義は、若手警察官の部、女性警察官の部、県技能指導官（準指導員、技能指導員）の部など受講する警察官のレベルに応じてクラス分けをしている。

県技能指導官は、そこからさらに警察学校での講義や一線の地域警察官に同行指導を行うなどして職務質問技能の伝承に努めており、県警全体の技能向上を図っている。

第7. 電話維持費（一般経費A） 通信回線

担当部課名 地域部通信指令課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察電話等専用電話料、加入電話料、地域警察デジタル無線システム等の回線料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 電話維持費（一般経費A）

（単位：千円）

| 区分 | 通信運搬費 |
|-------|---------|
| 予算額 | 146,600 |
| 事業費実績 | 146,319 |
| 予算差額 | 281 |

| 内容 | 事業費実績 |
|------------------------|---------|
| 1. 専用線 | |
| (1) 4.5 級線（警察電話） | 56,900 |
| (2) 臨時回線 | 19 |
| (3) 110 番専用回線 | 4,139 |
| (4) 通信指令システム | |
| ア パトカー動態表示 イ 110 番指令回線 | 19,749 |
| 2. 加入電話回線 | |
| (1) 本部、署、交番、駐在所 | 41,659 |
| (2) 臨時電話（捜査本部設置） | 78 |
| (3) 多機能電話回線付加分 | 2,746 |
| 3. 地域警察デジタル無線システム回線料 | |
| 移動通信システム（PSW） | 21,029 |
| 合計 | 146,319 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

栃木県警察の警察電話等専用電話料、加入電話料、パトカーや交番、駐在所の警察官が使用する地域警察デジタル無線システム等の回線使用料の支払い。

2. 監査の結果

(1) 110 番の回線数について

ア. 結論

通信指令室の 110 番回線数について質問したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

110 番通報の近年の状況は、次の表のとおりであり、一日平均 360 件程度となっている。令和 2 年度の 1 日最大受理件数は、8 月 11 日の 411 件、最少は 4 月 29 日の 200 件であった。令和元年度の最大受理件数は、10 月 13 日の 643 件、最少は 5 月 6 日の 243 件であった。令和元年 10 月 13 日は、東日本台風（台風第 19 号）が関東に上陸し、栃木県内でも各地で大雨による水害が多発した日である。

<110 番受理状況>

| 項目 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総受理件数 | 133,254 | 130,398 | 133,875 | 133,665 | 120,042 |
| 有効受理件数 | 112,930 | 114,346 | 117,108 | 116,290 | 103,695 |
| 無効受理件数 | 20,324 | 16,052 | 16,767 | 17,375 | 16,347 |
| 一日平均 | 364 | 357 | 367 | 366 | 328 |

栃木県内の110番通報は、すべて警察本部の通信指令室で受け付けているが、その回線は6回線（島）であり、通報後にパトカーや警察署に出動の指令を行うデスクは3つである。監査において、6回線の同時使用の状況を把握する方法について質問をしたところ、各回線（島）のデスク上にあるランプが回線使用時に点灯することから、目視によって使用状況が確認できるとのことであった。また、現在の回線数が、適切な回線数であることはどのように検証しているのか、110番通報がつかないいわゆる滞留状態の発生頻度について、「通信指令システム」のデータから把握できるのかを質問した。担当者がメーカーに確認したところ、現在のシステムは通報を受理して件数を数えることが可能となるため滞留状態でつかない電話が何件発生しているのかは不明であるとの回答であった。現状、6回線が同時使用となるランプ点灯は、記録を残しているわけではないが年に僅かであり、現在の回線数で問題ないと判断しているとのことである。

滞留状態とは反対に、交通事故の多い朝夕の通勤・通学の時間帯を除いた日中や夜間の時間帯に6回線が常時必要なのか否かについて、その使用状況をどのように検証し分析しているのかについて質問した。

通信指令課では、通報件数を分析して通信指令室の勤務体制を組んでいるとのことである。日中は、最大受理5名、指令3名の6名～8名体制であるが、夜間9時30分から午前2時までは4名、午前2時から午前9時30分まで3人体制となっており、必要な人員を適切に配置しているとの回答であった。

(2) 無効受理件数について（意見）

ア. 結論

110番と本来関係のない無効な通報が年間17,000件ほどあるが、有効な対策が見当たらない。市町の119番通報も同様の問題が想定されるため、消防署との連絡会議等において解決策を模索してはどうか。

イ. 内容

通信指令室では、110番通報を内容別に分類し集計している。次の表は、110番通報のうち有効受理件数の内訳を集計したものである。交通関係の通報が全体の4割弱を占めている。110番通報は、通信指令室の回線が滞留状態にならない限り、全て受け付けられる。しかし、その中には、毎年無効受理件数が17,000件程度発生している。事件や事故等の緊急性のある通報に対して、関係のない不必要な110番通報を排除したいところであるが、それは県民へのお願い事項であってそれ以上の解決策はない。中には、定期的に110番通報を行う110番マニアもおり、最寄りの警察署から本人宅へ訪問しお願い及び注意をするが、その後も繰り返されており訪問の効果はほとんどないとのことである。

この問題は、市町管轄の消防署に対する119番通報と同様の問題であるため、消防

署との連絡会議等において解決策を模索することが考えられる。

<110 番有効受理件数の内訳>

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|---------|---------|
| 刑法犯関係 | 5,756 | 4,750 |
| 交通関係 | 45,070 | 38,386 |
| 喧嘩・口論 | 5,132 | 4,773 |
| 保護・救護 | 6,172 | 5,844 |
| 各種情報 | 12,450 | 12,306 |
| 各種照会（注1） | 5,102 | 4,232 |
| 続報 | 13,657 | 12,019 |
| その他（注2） | 22,951 | 21,385 |
| 小計：有効受理件数 | 116,290 | 103,695 |
| 無効受理件数 | 17,375 | 16,347 |
| 合計 | 133,665 | 120,042 |

（注1） 電話番号、業務内容照会、免許更新照会、地理案内、遺失・拾得物問合せ

（注2） 災害、変死、要望・相談、苦情

第8. 電話維持費（一般経費A）携帯電話リース

担当部課名 警務部会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

携帯電話機の賃貸借に要する経費

事件・事故の指揮連絡を目的として職員に貸与している

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名

電話維持費（一般経費A）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|----------|-------|
| 予算額 | 4,213 | 4,213 |
| 事業費実績 | 4,205 | 4,205 |
| 予算差額 | 8 | 8 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

契約の内容

| | |
|----------|---|
| 携帯電話機賃貸借 | 1,300 台 |
| 契約期間 | 平成 30(2018)年 7 月 1 日～令和 5(2023)年 6 月 30 日 |
| 契約金額 | 4,204,200 円(令和 2 年度) |
| 賃貸額(月額) | 350,350 円 |

2. 監査の結果

(1) 携帯電話の設定時間の検証について（意見）

ア. 結論

リース契約の通話時間の料金設定が総枠で決められているが、現状の使用方法が過不足ない状態なのか検証が行われていない。

イ. 内容

事件等において緊急の呼出のある警察本部及び警察署の警察幹部職員に対して、携帯電話機を公用携帯として貸与するために必要とする事業費である。

事業費は、5 年間のリース契約による年間分であり、1,300 台を貸与している。各署及び各課において、毎年必要とする台数を会計課に申請してもらい、配分検討資料を作成して年度開始前に配分を決定する。予備の保有は、会計課の管理とし、21 台（令和 3 年度）を保管して緊急の要請に対応できるように管理している。

通話による電源の維持時間が重要な機能となるため、従来型の携帯電話を利用しているが、通話の料金体系はリース契約により定まっている。

現在のリース契約では、1 台当たり毎月 250 分まで通話無料となっている。通話料が有料となるのはリース契約の総数 1,300 台の累積をもって判定するため、仮に月 250 分を超える使用があった携帯電話があっても、他の携帯電話の枠内で全体が納まれば通話料はかからないため、有料となる通話を確認された月は今までないとのことである。また、1 月の通話料が 6,300 円を超える端末について、超過月が連続するようであれば「公用携帯電話機管理簿」から端末使用者の所属に連絡を取って、使用目的、捜査方法を聴取して適正な使用方法か否かを検証している。

現在のリース契約の設定が、十分な通話時間を確保できていることは確認できるが、余剰分がどの程度発生しているのかは現状認識していない。利用明細には、無料の範囲（月額 1 台 6,300 円）であっても通話料の金額が記載されるため、通話料金から使用した時間を逆算して全体の通話時間がどのくらい発生しているのかを把握することは可能である。

次回のリース契約更新において、料金設定や使用可能時間、パケット（インターネット回線使用時の容量）等の価格や性能等の面から検討を行うことになる。一つの要素として最少の経費で必要十分な通話時間のプランを選択することが要求されるが、現在はそのための通話時間の実績集計が行われていない。

第9. 電話維持費（一般経費 A） 負担金

担当部課名 警備部警備第二課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

画像伝送装置臨時回線使用に要する費用

画像伝送装置臨時回線設置に要する費用

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 電話維持費（一般経費 A）

（単位：千円）

| 区分 | 通信運搬費 | 負担金 | 合計 |
|-------|-------|-----|-----|
| 予算額 | 665 | 4 | 669 |
| 事業費実績 | 59 | 0 | 59 |
| 予算差額 | 606 | 4 | 610 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

皇族の行幸啓先に設置されているカメラ映像を警備指揮本部に転送する通信費

那須御用邸御静養時の警衛予行 1回

回線使用にかかる設置作業は不要であったため、支出実績は無し

2. 監査の結果

(1) 事務処理について

ア. 結論

遠隔操作型カメラの回線使用にかかる費用について、事業の内容について質問し関係書類の閲覧をした結果、特に問題となる事項はなかった。

イ. 内容

当該予算は、天皇ご一家、上皇・上皇后の那須御用邸への行幸、行啓において、新幹線的那須塩原駅駐車場に設置された遠隔操作型カメラの映像を警備指揮本部へ転送するための通信費である。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため行事が中止となり、リハーサルによる広域イーサネット回線使用料及び特定区間の臨時電話回線使用料が僅かに生じただけである。

第10. 電話維持費（政策経費 B） 捜査支援システム

担当部課名 刑事部刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

- ア 重要犯罪捜査支援システム用回線使用料
- イ 捜査用カメラシステム回線使用料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 電話維持費（政策経費 B）

（単位：千円）

| 区分 | 重要犯罪捜査支援システム増強分 | 既設捜査用カメラシステム | 増設分捜査用カメラシステム | 合計 |
|-------|-----------------|--------------|---------------|--------|
| 予算額 | 18,971 | 1,782 | 740 | 21,493 |
| 事業費実績 | 18,971 | 1,782 | 740 | 21,493 |
| 予算差額 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ア 重要犯罪捜査支援システム

同システムは、中央装置と路上装置を回線接続することにより、各種手配車両の早期発見に寄与した。

イ 捜査用カメラシステム（既設・増強分）

捜査員の代わりに捜査用カメラシステムを使用して遠隔地の張り込み場所でも、通信回線を利用することで、捜査員の効率的な運用に活用している。

2. 監査の結果

(1) 重要犯罪捜査システムについて

ア. 結論

監査の結果、通信料の事務処理に問題となる事項はなかった。

イ. 内容

予算は、重要犯罪捜査支援システム（増強分）の通信料に対するものであるが、契約先の通信事業者と同システムの既設分及び他システムの通信料と合わせて一括して契約をすることで、1回線当たりの価格を下げる努力をしている。

回線の通信状態について、異常が発生した場合、契約先の通信事業者へ連絡し対応してもらい、反対に通信事業者によって異常を検知した場合には栃木県警察への連絡がある。

中央装置と路上装置の回線接続が正常に作動しているか否かについて確認したと

ころ、定期的に一定の方法で点検を実施しているとのことである。重要犯罪捜査システムの稼働状況について、適切な管理が行われていることを質問によって確認した。

(2) 捜査用カメラシステムについて（意見）

ア. 結論

捜査用カメラの使用状況の分析が十分に行われていない。

イ. 内容

捜査用カメラは、設置性、操作性、データ解像度、価格等の要素を考慮して選定しているが、メーカー推奨の回線を使用することになるため、電話回線使用料は機器価格（リース料）と合わせて選定されている。

令和2年中の捜査用カメラの稼働日数は、延べ6,935日となっている。捜査用カメラの画像が直接証拠となって検挙につながった事例があり、令和2年度から捜査用カメラの稼働状況を管理し、使用部署及び使用実績の把握を行っており、事務作業において稼働の実績をとらえている。

しかし、年間延べ6,935日の稼働であるが、必ずしも検挙に直接結びつかない使用があるため、捜査用カメラの使用実態を分析する必要がある。

第11. 電話維持費（指定事業・増減大）

担当部課名 地域部通信指令課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）端末通信料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 電話維持費（指定事業・増減大）

（単位：千円）

| 区分 | 通信運搬費 |
|-------|--------|
| 予算額 | 13,635 |
| 事業費実績 | 13,596 |
| 予算差額 | 39 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリプルアイ）は、現在データ端末785台を整備し運用している。

機能については、110 番事案情報の受信、位置情報の発信、照会機能、映像の送受信、音声翻訳機能、電話機能等が付加されていることから、各種機能を有効に活用しながら、県民の安全で安心な日常生活の確保に取り組んでいる。

2. 監査の結果

(1) 端末の使い分けについて

ア. 結論

スマホ型端末 PⅢ及び携帯無線機 PSW 並びに警察車両の IPR 無線機について、その機能の説明を受け各機種 of 役割を確認したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

高度警察情報通信基盤システムは、PSD が令和 3 年 2 月末で運用を停止し、その後継として PⅢと呼ばれるシステムに移行している。PⅢのデータ端末は、現場の制服警察官に配布される端末である。交番、駐在所の警察官（地域課員）にデータ端末を配布し、業務に必要な様々な情報のやり取りを行っている。端末は、スマホ型（データ端末 A 型、C 型）とタブレット型（データ端末 B 型）がある。また、各警察署及び本部執行隊には、管理装置として動態管理装置ノート型 PC が配置されている。これらはすべて警察庁からの支給品であり、警察本部の予算はその使用による回線使用料としての通信費である。1 台当たりの固定料金プランとして、回線数に応じた月額料金が設定されている。

現場の制服警察官は、PⅢ以外に PSW と呼ばれる携帯無線機を所持している。通称署活系と呼ばれるもので、各署と警察官（勤務員）との通信手段であり、機能として各署からの指令を複数の警察官が同時に受信できる利便性がある。また、緊急位置情報の機能が付いており、装置の緊急ボタンを押すだけで応援要請ができる特殊な機能がある。機能の違いから現場の警察官は PⅢ及び PSW の両機種を携帯する必要がある。PSW も警察庁からの支給品であるため、システム及び機種を選択する余地はない。

さらに警察車両には、IPR 無線機と呼ばれる装置が搭載されているが、この無線機は電波の弱い不感地帯において PⅢと組み合わせることにより通話エリアを拡大できる機能が備わっている。IPR 無線機も警察庁からの支給品である。

装置の技術的な問題ではあるが、将来的には制服警察官の業務の簡略化、効率化のために、操作性の高い無線機及び情報端末の一体化が望まれる。

第12. 警察活動強化費（一般経費 B）

担当部課名 警務部県民広報相談課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

- ・ 警察広報に要する経費
- ・ 栃木県警察音楽隊の運営に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 警察活動強化費（一般経費B）

（単位：千円）

| 区分 | 報償費 | 需用費 | 役務費 | 委託料 | 使用料及び賃借料 |
|-------|-----|-------|-------|-----|----------|
| 予算額 | 60 | 3,750 | 1,710 | 420 | 397 |
| 事業費実績 | 30 | 3,746 | 1,710 | 420 | 384 |
| 予算差額 | 30 | 4 | 0 | 0 | 13 |

| 区分 | 負担金、補助及び交付金 | 合計 |
|-------|-------------|-------|
| 予算額 | 25 | 6,362 |
| 事業費実績 | 0 | 6,290 |
| 予算差額 | 25 | 72 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

栃木県警察音楽隊は、昭和47年4月に発足し、警察広報の顔として、音楽を通じソフトな広報活動を展開し、年間約50回の演奏活動を行っている。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動が減少し、演奏件数は14件（県内小中学校、交通安全運動、定期演奏会など）となったほか、毎年千葉県で開催されている全国警察音楽隊研修会も中止となった。

また、毎年2月に開催している定期演奏会についても、新型コロナ感染拡大防止のため無観客開催となり、その様子をYouTubeにてライブ配信した。

- ・ 報償費 警察音楽隊定期演奏会司会者謝金
フリーアナウンサーに対し謝金30,000円を支出
- ・ 報償費 警察音楽隊定期演奏会賛助出演校謝金
出演団体無しのため未支出
- ・ 消耗品費 音楽隊楽譜
音楽隊で使用する楽譜及び木管楽器のリードを購入

- ・ 印刷製本費 警察音楽隊定期演奏会
定期演奏会パンフレット 800 部作成
- ・ 修繕費 警察音楽隊楽器修理代
トロンボーン及びバリトンサックスを修理
- ・ 委託料 警察音楽隊定期演奏会照明委託
定期演奏会での音響・照明業務委託
- ・ 委託料 定期演奏会映像配信業務委託
ユーチューブによる定期演奏会のライブ映像配信
- ・ 使用料及び賃貸料 警察音楽隊定期演奏会会場借上料
定期演奏会会場栃木県総合文化センターメインホールの借上料及び付属設備の使用料
- ・ 負担金 全国警察音楽隊研修会受講料
令和 2 年度開催せず

警察広報に関して、

- ・ 需用費 各警察署が発行する「けいさつだより」の増刷補助
各警察署から年間 2、3 回、年間合計約 100 万部発行
- ・ 需用費 警察業務紹介パンフレットを製作
警察本部の庁舎見学者等に配布するもの
- ・ 役務費 ラジオ放送による警察情報の発信
ラジオ放送局は、エフエム栃木（FM）、栃木放送（AM）の 2 局で平日約 5 時間の放送

2. 監査の結果

(1) 警察広報活動について

ア. 結論

警察広報活動及び警察音楽隊について、事業費の内容及び活動実績について質問し資料を閲覧したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

栃木県警察音楽隊は、定期演奏会、栃木県警察県民ふれあい展の自主主催による演奏活動の他、春や秋に行われる交通安全運動の開始式、警察学校の入校・卒業式、小中学校からの音楽鑑賞会や地域・自治体のイベント要請によって年間約 50 回の演奏活動を行っている。小中学校や自治体からの要請が多い年は年間 60 回に及ぶこともある。

音楽隊の隊員は、警察本部の 3 つの部署から構成されているが、専属の隊員はなく職務を兼務している。現在は、県民広報相談課 5 名、地域部機動警察隊約 10 名、交

通部交通機動隊約 10 名が所属している。年間の活動日数は、実演が 50 日、訓練日 50 日程度となっている。配属が 10 年以上の長期となっている隊員もいるが、人事異動や昇任あるいは本人の希望によって音楽隊を外れることになるため、隊員は変遷している。

第13. 警察活動強化費（政策経費 B） カラーガード関係

担当部課名 警務部県民広報相談課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

栃木県警察カラーガード隊の運営に要する費用

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 警察活動強化費(政策経費 B)

(単位：千円)

| 区分 | 報償費 | 旅費 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|
| 予算額 | 295 | 127 | 422 |
| 事業費実績 | 207 | 114 | 321 |
| 予算差額 | 88 | 13 | 101 |

(3) 令和 2 年度 of 取組と実施状況

栃木県警察カラーガード隊は、昭和 54 年に発足し、女性警察職員 7 名が警察音楽隊と共に警察広報の顔として、フラッグを使用した演技やダンスにより、音楽隊の演奏をより効果的に演出している。

通常は年間 30 件程度活動しているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、演技件数は 10 件(県内小中学校、定期演奏会など)であった。

カラーガード隊部外講師は、東京都在住の藤田奈緒美氏(日本マーチングバンド公認指導員)に委託し、年間 11 回(1 回 4 時間)の指導を受けている。

2. 監査の結果

(1) 予算執行について

ア. 結論

カラーガード隊の予算の執行について、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

カラーガード隊は、現在 7 名おり全て女性で編成されている。その内訳は警察官 6 名及び一般職員 1 名から成り、所属は警務部県民広報相談課 3 名、地域部機動警

察隊 2 名、交通部交通機動隊 2 名である。「県民と警察を結ぶ音のかけ橋」である音楽隊とともに、華麗なフラッグ演技やダンスで音楽隊の演奏に華を添える役割をしている。

第14. 警察活動強化費（政策経費 B）大型自動車等各種免許取得

担当部課名 警備部警備第二課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

大型自動車第一種免許取得に要する費用

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 警察活動強化費（政策経費 B）

（単位：千円）

| 区分 | 手数料 | 委託料 | 合計 |
|-------|-----|-------|-------|
| 予算額 | 142 | 2,033 | 2,175 |
| 事業費実績 | 139 | 1,864 | 2,003 |
| 予算差額 | 3 | 169 | 172 |

(3) 令和 2 年度取組と実施状況

管区機動隊及び県機動隊は、任務地への部隊員や資機材を輸送するための大型輸送車や資材運搬車を保有しており、これらの車両を運転するための大型自動車第一種免許取得費用の一部を公費負担している。

令和 2 年度取得実績

管区機動隊員 15 名

県機動隊員 7 名

2. 監査の結果

(1) 公費負担の割合について（意見）

ア. 結論

管区機動隊及び県機動隊が業務において必要となる大型自動車第一種免許取得費用の公費負担は約 3 割となっているが、全額公費負担している他の免許や資格取得との負担割合の差について、明確な根拠が示されていない。

イ. 内容

管区機動隊は、全国的な大規模警備が必要となる行事（国民体育大会、サミット、

オリンピック・パラリンピック等) や規模の大きな災害における救助活動の際、警察庁の要請により一定人数及び派遣期間において出動する部隊である。隊員は、兼務職であり、刑事部機動捜査隊 35 名、地域部機動警察隊 35 名、幹部警備部警備第 2 課の 2 名、総勢 72 名から成る。部隊は、4 小隊に編成されており、任期は 2 年間で 1 年毎に半数が交代となる。

県機動隊は、常設部隊であり警備部機動隊に所属している。隊員は 44 名であり、任期は 5~6 年となっている。県機動隊は、専門部隊単位で活動し、爆発物対策部隊、NBC (化学物質、放射能等) 対策部隊、銃器対策部隊、水難救助部隊等がある。

管区機動隊及び県機動隊では、任務地への部隊員の輸送のための大型バスや資機材の輸送のための大型トラック (資材運搬車)、あるいは小部隊の移動に際して使用するマイクロバス、救助のためのレスキュー車等を保有している。そのため一定人数の機動隊員は、車両を運転するために大型自動車第一種免許を取得することが業務上必要となる。

大型免許試験の改正前は、実技試験を受けることで試験に合格することができたため免許取得費用は少額で済んだ。しかし、改正後は自動車教習所における教習が必須となったため、免許取得のための費用が掛かるようになった。そのため、平成 29 年から免許取得費用の一部 (8.5 万円) を公費で負担することになっている。教習所の費用は、約 27 万円であるため、約 3 割の公費負担となっている。

業務上必要となる特殊技能について、免許や資格制度が伴っているものに関してその取得のための費用負担はどのようになっているのかを確認したところ、水難救助のための潜水士の資格、ヘリコプターの操縦免許、バックホー重機免許等について、免許等の取得のために要する費用は、全額公費負担となっている。大型自動車第一種免許を別扱いにする根拠は明確でなく、警察官の配属先において業務に不可欠な免許を取得するための扱いが異なることは処遇の均衡を欠くことになる。

(2) 免許取得者の総数管理について

ア. 結論

大型自動車第一種免許の取得者総数は、適正な人数を維持しており、問題はなかった。

イ. 内容

管区機動隊は、遠距離を移動するため大型バス 4 台 (小部隊 4 班)、資材運搬車 1 台の運転者 1 名とそれぞれの車両に交代要員 2 名を必要とするため、総勢 15 名を確保することが求められる。任期が 2 年であることから、1 年目に免許を取得し、2 年目の隊員が運転に従事できる体制を敷いている。

県機動隊は、専門部隊単位で活動するため、その数に対応する運転者が必要であるが、任期が 4 年~5 年となるため、毎年 7 名の予算枠を確保していることから各専門

部隊の免許者は充足している。

管区機動隊の任期後であっても、各署の大型バスの運転や第2機動隊(連合機動隊)の要請時に一定数の大型自動車第一種免許の人員が必要となるため、一定の免許取得者を維持する必要がある。平成29年度から始まった事業であり、管区機動隊員の免許取得者は、令和2年度までに60名となっている。将来的な維持水準をどのように考えるかを検討する必要があるが、現状、管区機動隊の免許取得者が2年任期の体制において飽和状態になっていることはない。

第15. 警察官採用経費

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察官採用に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

○単位事業 細事業名

(単位：千円)

| 区分 | 報償費 | 旅費 | 需用費 | 役務費 |
|-------|-----|----|-------|-------|
| 予算額 | 15 | 2 | 1,629 | 1,737 |
| 事業費実績 | 0 | 0 | 1,503 | 1,659 |
| 予算差額 | 15 | 2 | 126 | 78 |

| 区分 | 委託料 | 使用賃借料 | 負担金 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 2,413 | 479 | 1,012 | 7,287 |
| 事業費実績 | 2,352 | 429 | 1,006 | 6,949 |
| 予算差額 | 61 | 50 | 6 | 338 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

採用募集ポスターを大学卒業者向け(第1回試験用)と高校卒業者向け(第2回試験用)の2種類を製作した。

また、これまでの採用広報用パンフレットに加えて、警察官と共に働く警察行政職員の業務や福利厚生の内容に特化した専用パンフレットを製作した。

2. 監査の結果

(1) 競争倍率低下について

ア. 結論

警察官の採用試験の状況を確認したところ、競争倍率は低下傾向にあるが他県と比較して問題のある事態とは評価しておらず、特段の事項はなかった。

イ. 内容

栃木県警察官及び警察行政職員等の採用試験実施結果は、次のとおりである。

| 警察官 試験区分 | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|-------------|-------|------|------|-------|------|------|
| | 受験者数 | 合格者数 | 競争倍率 | 受験者数 | 合格者数 | 競争倍率 |
| 大卒(男性)第1回 | 174 | 57 | 3.1 | 157 | 56 | 2.8 |
| 大卒(女性)第1回 | 48 | 15 | 3.2 | 43 | 9 | 4.8 |
| 大卒(男性)第2回 | 43 | 5 | 8.6 | 37 | 3 | 12.3 |
| 高卒者等(男性)第1回 | 76 | 6 | 12.7 | 71 | 8 | 8.9 |
| 高卒者等(男性)第2回 | 111 | 30 | 3.7 | 97 | 31 | 3.1 |
| 高卒者等(女性)第2回 | 54 | 10 | 5.4 | 38 | 5 | 7.6 |
| 特別区分 | 3 | 1 | | 5 | 4 | |
| 合計 | 509 | 124 | 4.1 | 448 | 116 | 3.9 |

(注) 試験区分の第1回は5月に、第2回は9月に行われる。

特別区分は、柔道・剣道の武道指導や国際、サイバー犯罪の特殊技能を別枠で採用する制度である。

| 警察行政等 試験区分 | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|---------------|-------|------|------|-------|------|------|
| | 受験者数 | 合格者数 | 競争倍率 | 受験者数 | 合格者数 | 競争倍率 |
| 警察行政(大卒程度) | 38 | 9 | 4.2 | 29 | 6 | 4.8 |
| 警察行政(高卒程度) | 44 | 4 | 11.0 | 37 | 5 | 7.4 |
| その他 | 37 | 3 | | 25 | 4 | |
| 合計 | 119 | 16 | 7.4 | 91 | 15 | 6.1 |

警察官採用は、年2回であり、在学生は4月1日であり、既卒者は10月1日である。試験は、第1次試験が教養試験と作文であり、第2次試験が個別面接及び集団面接となる。受験資格は、満33歳までとなるが受験回数の制限は設けていない。

次の表は、栃木県警察官の採用試験について過去10年間の推移を示したものである。合格者の人数が徐々に減っていくにつれ、受験者数及び競争倍率が低下している状況がみられる。低下傾向に歯止めがかかったのかは不明であるが、同規模県警察の警察官採用試験の状況をみると、栃木県警察の競争倍率は中位であり、危惧する状況ではないと考えられる。

警察官採用試験の推移（特別区分を除く）

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 受験者 | 1,491 | 1,461 | 1,341 | 1,121 | 1,091 | 1,224 | 790 | 699 | 506 | 443 |
| 最終合格者 | 231 | 237 | 210 | 262 | 248 | 225 | 170 | 135 | 123 | 112 |
| 競争倍率 | 6.5 | 6.2 | 6.4 | 4.3 | 4.4 | 5.4 | 4.6 | 5.2 | 4.1 | 4.0 |

同規模県警察の警察官採用試験実施結果（令和2年）

| 県名 | 宮城 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 長野 | 岐阜 | 三重 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 採用予定者 | 152 | 150 | 255 | 91 | 126 | 160 | 105 | 83 |
| 最終合格者 | 176 | 151 | 214 | 112 | 141 | 178 | 107 | 96 |
| 受験倍率 | 4.3 | 3.0 | 4.4 | 4.0 | 6.0 | 4.7 | 5.5 | 3.9 |

| 県名 | 岡山 | 山口 | 長崎 | 熊本 | 鹿児島 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 採用予定者 | 84 | 139 | 104 | 122 | 126 |
| 最終合格者 | 118 | 161 | 142 | 126 | 128 |
| 受験倍率 | 5.7 | 3.2 | 4.0 | 5.3 | 3.4 |

(2)採用後間もない警察官離職者の要因分析について

ア. 結論

退職予定者に対して、採用時の結果、初任科成績を確認し、退職理由を詳細に聞き取って分析し、新規採用に反映させており、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

次の表は、過去5年間の警察官採用者数と採用後1年以内に離職した警察官の人数及び離職率並びに離職率の学歴別、男女別の内訳である。5年間の推移をみると令和元年度及び2年度は、採用後1年以内の離職率がそれぞれ2.88%、3.26%とそれ以前の10%前後の数値から大きく低下している。採用者数が減少していることも影響していると考えられるが、離職率の低下は採用に当たって適切な人選が行われていることの1つの指標であると考えられる。

採用後1年以内の離職者数

| 区分 | 性別 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
|-----|----|-------|-------|-------|------|------|
| 大卒 | 男性 | 5 | 5 | 4 | 1 | 0 |
| | 女性 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 高卒 | 男性 | 14 | 7 | 3 | 2 | 3 |
| | 女性 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 男性 | 19 | 12 | 7 | 3 | 3 |
| | 女性 | 3 | 6 | 2 | 0 | 0 |
| 総合計 | | 22 | 18 | 9 | 3 | 3 |

離職理由

| 離職理由 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
|------------|-------|-------|-------|------|------|
| 続けていく自信がない | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 他職希望・面白くない | 10 | 6 | 1 | 0 | 0 |
| 集団生活になじめない | 1 | 6 | 3 | 0 | 1 |
| その他 | 8 | 4 | 3 | 1 | 0 |
| 合計 | 22 | 18 | 9 | 3 | 3 |

過去5年の警察官採用者推移と1年内離職率

| 年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 採用者数 | 186 | 154 | 123 | 104 | 92 |
| 1年内離職率 | 11.83% | 11.69% | 7.32% | 2.88% | 3.26% |

1年内離職率の内訳

(単位：%)

| 区分 | 性別 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
|----|----|-------|-------|-------|------|------|
| 大卒 | 男性 | 7.04 | 8.47 | 8.00 | 2.08 | 0 |
| | 女性 | 5.56 | 14.29 | 7.69 | 0 | 0 |
| 高卒 | 男性 | 19.18 | 12.07 | 6.00 | 4.65 | 8.11 |
| | 女性 | 8.33 | 18.75 | 10.00 | 0 | 0 |

更に3年以内の離職者数を調査した結果は、次のとおりである。令和2年度は、平成30年度採用又は令和元年度採用の高卒男性が5名離職している。

採用後3年以内の離職者数（1年以内を含まず）

| 区分 | 性別 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
|-----|----|-------|-------|-------|------|------|
| 大卒 | 男性 | 1 | 3 | 5 | 1 | 1 |
| | 女性 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 高卒 | 男性 | 4 | 3 | 6 | 2 | 5 |
| | 女性 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 合計 | 男性 | 5 | 6 | 11 | 3 | 6 |
| | 女性 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 総合計 | | 6 | 7 | 12 | 5 | 7 |

令和2年度離職者（7名）の離職理由

| 離職理由 | 令和2年度 |
|--------------|-------|
| 他職希望 | 3 |
| 仕事が面白くない | 2 |
| 続けていく自信がない | 1 |
| 人間関係がうまくいかない | 1 |
| 合計 | 7 |

厚生労働省が公表している令和2年度の「新規学卒就職者の事業所規模別就職後3年以内離職率」の1,000人以上の事業所をみると、高校卒25.6%、大学卒24.7%となっている。栃木県警察の平成30年度採用の123名について3年以内離職者の人数をみてみると、平成30年度離職者が9名である。令和元年度、2年度の3年以内離職者数（1年以内を含まず）が5名、7名となっている。この人数は、必ずしも平成30年度採用者とは限らないが、最大でも合計の離職率は17.1%（21÷123）である。民間の離職率の数値と公務員のそれとでは、一概に比較することはできないとしても栃木県警察の新規学卒就職者の離職率は高い状態にはないと考えられる。

その中で、「続けていく自信がない」という理由で離職していく警察官が1年以内の離職者を含めて3名いる。組織及び離職者本人にとって損失であるが、能力の問題や体力の問題等、どのような要因が関係しているのかの調査、あるいは配置転換の試みや警察学校教官等相談員制度の運用により事案解決の取組を行っている。また、退職予定者に退職理由を詳細に聞き取り、採用の段階において適正性を見る場合の参考とする事項がないか等分析が行われており問題はなかった。

第16章 刑事警察費

1 事業の概要

犯罪捜査、鑑識及び地域安全活動等に要する経費

2 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | | | | 翌年度 繰越額 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|--------------------|-------------|-------------|-----|------------|-------------|------------|------------|---|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 8 報 償 費 | 57,936,000 | 9,813,504 | | 40,649,015 | 50,462,519 | | 7,473,481 | 捜査報償費等 |
| 9 旅 費 | 404,000 | 182,831 | | | 182,831 | | 221,169 | |
| — 特別旅費 | 404,000 | 182,831 | | | 182,831 | | 221,169 | 少年指導委員研修会 出席旅費等 |
| 11 需 用 費 | 40,617,000 | 38,664,624 | | 904,847 | 39,569,471 | | 1,047,529 | 消耗品費 34,172,307円 印刷製本費 2,807,781円 光熱水費 618,867円 修繕料 1,065,669円 |
| 12 役 務 費 | 14,964,000 | 7,482,563 | | 6,836,788 | 14,319,351 | | 644,649 | 通信運搬費 4,521,996円 手数料 2,664,927円 保険料 295,640円 |
| 13 委 託 料 | 77,285,000 | 72,571,565 | | 143,000 | 72,714,565 | | 4,570,435 | コールセンター事 業委託等 |
| 14 使用料及び 賃借料 | 133,437,000 | 132,366,866 | | 757,760 | 133,124,626 | | 312,374 | 鑑定機材リース料 等 |
| 15 工事請負費 | 1,320,000 | 1,089,000 | | | 1,089,000 | | 231,000 | 緊急通報装置撤去 工事 |
| 18 備品購入費 | 6,120,000 | 6,049,780 | | | 6,049,780 | | 70,220 | 捜査活動用機材 等購入費 |
| 19 負担金、補助 及び交付金 | 2,299,000 | 2,052,760 | | 12,000 | 2,064,760 | | 234,240 | |
| — 負担金 | 2,299,000 | 2,052,760 | | 12,000 | 2,064,760 | | 234,240 | 日本分析科学会参 加等 |
| 計 | 334,382,000 | 270,273,493 | | 49,303,410 | 319,576,903 | | 14,805,097 | AH11:AR45 |

3 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額（円） | 執行済額（円） |
|-------------|-----------------------|----------------------------------|------------|------------|
| 犯罪防止総合対策の推進 | 特殊詐欺被害防止対策の推進 | （ストーカー・DV対策） 携帯型緊急通報装置整備 | 595,000 | 594,000 |
| 〃 | 人身の安全を確保するための取組み推進 | （特殊詐欺対策費） 特殊詐欺被害防止コールセンター事業委託 | 52,139,000 | 51,612,000 |
| 〃 | サイバーセキュリティ対策の推進 | スマートフォン・電磁的記録解析用資機材整備 | 2,545,290 | 2,520,540 |
| 重要犯罪の徹底検挙 | 重要犯罪及び重要窃盗犯の徹底検挙 | （客観的証拠収集資機材整備） 画像収集装置等機器リース | 5,341,000 | 5,337,576 |
| 組織犯罪総合対策の推進 | 暴力団犯罪の徹底検挙と暴力団排除活動の推進 | 組織犯罪情報管理システムリース | 13,861,000 | 13,860,720 |

4 事業の実績等

| 種別 | 区分 | 認知件数 | | | 検挙件数 | | |
|---------|----|--------|-------|--------|-------|-------|-----|
| | | 令和元年 | 令和2年 | 比較 | 令和元年 | 令和2年 | 比較 |
| | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 凶悪犯 | | 60 | 60 | | 49 | 56 | 7 |
| 粗暴犯 | | 588 | 475 | △113 | 464 | 449 | △15 |
| 窃盗犯 | | 8,458 | 6,820 | △1,638 | 3,437 | 3,622 | 185 |
| 知能犯 | | 501 | 415 | △86 | 289 | 265 | △24 |
| 風俗犯 | | 60 | 57 | △3 | 57 | 48 | △9 |
| その他の刑法犯 | | 1,488 | 1,232 | △256 | 408 | 347 | △61 |
| 計 | | 11,155 | 9,059 | △2,096 | 4,704 | 4,787 | 83 |

| | |
|-------|---|
| 事業の効果 | <p>犯罪の未然防止や検挙、犯罪が発生しにくい社会づくりを重点に取組んだ結果、令和2年中の刑法犯認知件数は9,059件で、前年比△2,096件(△18.8%)と17年連続で減少した。</p> <p>また、依然として社会問題となっている特殊詐欺の認知件数は204件で、前年比-35件、被害金額は約3億947万円で、前年比△1億5,099万円であった。一方、検挙件数は373件で前年比+61件、検挙人員87人で前年比+10人であった。</p> |
| 今後の課題 | <p>県民に大きな不安を与える重要犯罪や重要窃盗犯罪、特殊詐欺事件を早期に検挙するとともに、公判では客観証拠を重視する傾向が一層強まっていることに鑑み、防犯カメラ画像の早期収集や情報分析等、犯人の絞り込みに効果的な先進技術を活用した捜査力の強化が必要である。</p> |

第1. 活動経費（一般経費）

担当部課名 警務部会計課監査係

1. 事業概要

(1) 事業の内容

犯罪の捜査に関する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 活動経費

（単位：千円）

| 区分 | 活動経費（報償費） | | 合計 |
|-------|-----------|--|--------|
| 予算額 | 14,000 | | 14,000 |
| 事業費実績 | 9,133 | | 9,133 |
| 予算差額 | 4,867 | | 4,867 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

活動経費（報償費）は、犯罪捜査の諸経費及び捜査に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費で、緊急性又は秘匿性を要し、正規の支出手続では警察活動上支障をきたすため、資金前渡を受け必要に応じて現金執行し、捜査活用しているもので捜査費と呼ばれている。

捜査費取扱所属は、警察本部内12所属と警察署19所属の合計31所属であり、警務部会計課監査係において捜査費の予算管理等を行っている。

2. 監査の結果

(1) 捜査報償費の使用に関する検証について（意見）

ア. 結論

栃木県警察において捜査報償費の使用につき厳正な各手続を構築しているが、引き続き不正使用を予防するための工夫を凝らし適正経理を推進されたい。

イ. 内容

捜査報償費（捜査費）とは、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費で、緊急を要し、又は秘密を要するため、正規の支払手続によっては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費として、現金経理が認められているものを言う。

捜査報償費を支出するための要件は、①緊急性（通常の口座振込等の正規の支出手続では警察活動上支障を来す場合にあたり取り急ぎ必要なものか）又は②秘匿性（協力者の保護や協力を得るため等の観点から用途を秘密にする必要があるものか）とされている。

捜査報償費の具体例としては、ひき逃げ人身交通事故の目撃者から、交通事故の発生状況や犯人の車の特徴などの情報提供が得られた際に、情報提供及び捜査協力してくれたことから目撃者に謝礼を渡す場合などがある（但し、全ての案件で該当するものではない。）。

以上の捜査報償費の種別は、一般捜査費と、捜査諸雑費に分けられる。前者の一般捜査費は、取扱者（所属長）の判断に基づき執行する経費であり、捜査員が執行の都度、所属長等の承認を受けた上で、現金交付を受け（一時的に私費で立替もある）、執行後は速やかに精算報告を行う。後者の捜査諸雑費は、捜査員の判断に基づき執行できる少額な経費（概ね3,000円）であり、月初め等又は精算の都度（一時的に私費で立替）に中間交付者（課長等）から現金交付を受ける。執行後、速やかに中間交付者に精算報告した上で精算を行う。

令和2年度の捜査報償費執行状況は、次のとおりである。

| 予算額 | 資金前渡額（現金化） | 支払額 | 残額 |
|-------------|-------------|------------|------------|
| 14,000,000円 | 12,314,000円 | 9,133,356円 | 4,866,644円 |
| | （うち警察本部） | （うち警察本部） | |
| | 4,099,000円 | 2,845,657円 | |
| | （うち警察署） | （うち警察署） | |
| | 8,215,000円 | 6,287,699円 | |

捜査費執行の際に作成する書類としては、予算執行伺、現金出納簿、捜査費証拠書類（報告書、支払精算書）などがある。

このような捜査報償費に関しては、捜査員が実際に謝礼を対象者に交付していないという事態が懸念される。不正防止のための手段を質問したところ、次の手続等を踏んでいるとの回答を得た。

① 捜査報償費を使用する際の複数勤務員での対応

捜査報償費を使用するにあたり可能な場合は複数勤務員で対応しており、捜査費証拠書類にも同行者氏名の記載欄を設けている。

② 捜査報償費を使用する事前申請及び事前連絡

捜査報償費のうち、一般捜査費を使用する場合は所属長の承認を受けるため事前申請し、捜査諸雑費を使用する場合は捜査主任管（警察本部であれば課長補佐等、警察署であれば各課長等）への連絡で使用する相手方や目的について事前にチェックされている。

③ 捜査報償費を使用した場合の支払い証明の収集

捜査報償費を使用した際には、レシートなどの支払証明を徴取し、支払証明を添付した証拠書類を作成している。

④ 捜査報償費を使用した場合の対面報告

捜査報償費を使用した際には、支払証明を添付した証拠書類とともに、一般捜査費であれば所属長まで対面で報告し、捜査諸雑費であれば前記主任官に対して対面での報告をしている。

⑤ 会計担当者による点検確認

捜査報償費を使用した所属では、会計担当者による証拠書類の点検も行っており、捜査報償費を使用した捜査員の使用状況と勤務実態や出張などの業務内容を突合している。

⑥ 書面監査の実施

警察本部会計課では、捜査報償費を使用した所属から証拠書類の送付を受けて毎月の書面監査を行っている。

⑦ 対面監査の実施

警察本部では、捜査報償費の使用があった所属において適宜、捜査員や幹部（所属長や前記主任官など）に対する対面監査を行い、捜査報償費の使用実績がある捜査員と対面報告を受ける幹部から使用状況に関する聞き取りをしている。

⑧ 警察庁における会計実地監査及び指導

警察庁では定期的に、本県警察に対する会計実地監査又は会計経理指導を行っている。警察庁では、捜査報償費の証拠書類を確認するとともに、捜査報償費の使用があった捜査員や幹部職員から対面での聞き取りを行い、捜査報償費の使用状況に不審点はないか確認している。また、会計検査院の検査においても同様の確認がなされている。

しかしながら、上記⑧を除き、警察内部における手続であり、引き続き、捜査報償費の不正使用を予防するための工夫を凝らし適正経理を推進されたい。例えば、特殊事案を除き、①捜査協力者に「菓子折り」を手渡す場合、理論的には捜査協力者に手渡していないといった事態が想定される。菓子折りを手渡す際に捜査協力者から受領書を徴求する方法も考えられるが、これは、社会儀礼上、相当ではない。他の方法としては、後日、捜査協力者に対し、受領したか否かの確認をとることが考えられる。この方法が捜査協力者に対する非礼に当たる余地もあるが、このような手続を準備しておくこと自体、不正に対する抑止力として期待することができる。また、同じく特殊事案を除き、②捜査協力者に「現金」を手渡す場合、領収書を徴求しているとのことだが、理論的には捜査員が仮名を記入し、実際には現金を手渡していないという事態も考えらえるところである。この場合にも、後日、捜査協力者に対し、受領したか否かの確認をとることが考えられる。この方法が捜査協力者に対する非礼に当たる余地もあるが、このような手続を準備しておくこと自体、不正に対する抑止力として期待することができる。

以上のとおり、栃木県警察において捜査報償費の使用につき厳正な各手続を構築しているが、引き続き、不正使用を予防するための工夫を凝らし適正経理を推進されたい。

第2. 捜査活動費（一般経費A・消費）

担当部課名 組織犯罪対策第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

外国人・ろうあ者通訳謝金に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 捜査活動費（一般経費A・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 報償費 | | 合計 |
|-------|--------|--|--------|
| 予算額 | 31,939 | | 31,939 |
| 事業費実績 | 31,939 | | 31,939 |
| 予算差額 | 0 | | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

○取組

捜査上の必要により、部外通訳人を運用した。

○実施状況

執行額 31,939（千円）

※通訳謝金単価（1時間あたり）

| 言語 | 単価 |
|---------------------------------------|--------|
| 英語・手話 | 6,076円 |
| 中国語・韓国語・ドイツ語 フランス語・スペイン語 ポルトガル語 | 6,914円 |
| その他の言語 | 7,333円 |

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

被疑者を逮捕した場合等に、対象者が外国人等であれば、通訳を要することがある。なお、担当が組織犯罪対策第一課とされているが、捜査部門すべての通訳謝金を取り扱っている。部外の通訳人は、168人43言語の名簿が準備されている。なお、部内の通訳人は、33人10言語である。

部外通訳人に対する謝金は、物価指数や他県との比較、検察庁や裁判所での通訳単

価との比較から設定している。具体的には、上記のとおり時給制としており、言語によって単価が若干異なる（少数言語の場合、若干高い）。令和2年度における通訳時間はおよそ9000時間に及んだ。

なお、上記予算額と事業費実績が同一の理由は、当初予算配分額では不足となり、随時予算要求をしたためである。

第3. 捜査活動費（一般経費B・消費）

担当部課名 捜査第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

捜査活動に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 捜査活動費・捜査活動費（一般経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 行政検視謝金 | 合計 |
|-------|--------|-------|
| 予算額 | 4,983 | 4,983 |
| 事業費実績 | 4,818 | 4,818 |
| 予算差額 | 165 | 165 |

単位事業・細事業名 捜査活動管理経費・捜査活動管理経費（一般経費B）

（単位：千円）

| 区分 | 消耗品費 （検視用） | 合計 |
|-------|---------------|--------|
| 予算額 | 11,106 | 11,106 |
| 事業費実績 | 9,804 | 9,804 |
| 予算差額 | 1,302 | 1,302 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

- 行政検視謝金については、例規通達「検視等立会医師に対する謝金支給について」に基づき、検視に立ち会った医師に対して1件当たり3,000円を支払いしている。

令和2年度の実績 1,606件

- 検視用消耗品については、勤務員の感染事故防止及び犯罪死見逃し防止のため、検視で使用する手袋、マスク等の消耗品の購入及び薬物検査キットや新型コロナウイルス抗原検査キットの購入に使用している。

令和2年中の検視取扱い件数 3,074件

2. 監査の結果

(1) 行政検視謝金の基準について（意見）

ア. 結論

医師に対する行政検視謝金は、その金額そのものを増額したり、一律の金額に設定しないなどの工夫をすべきである。

イ. 内容

検視とは、死体を検分することを言う。検視には行政検視と司法検視があり、通常は前者のみが実施されるが、犯罪性が疑われる場合などには後者が実施される。根拠法令は、前者が「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」であるのに対し、後者は「刑事訴訟法」や「検視規則」であるという違いがある。

例えば、医療機関以外の場所である自宅で死亡した者がある場合、警察において、家族から事情聴取、現場の状況の確認、遺体の状況の確認等がされる。その際、警察官においても、カテーテルによる採尿（睡眠薬や覚せい剤の利用の有無等）等の簡易な検査を実施することが可能であるが、血液や髄液の採取、負傷箇所の触診、眼瞼睫毛等の実施や医学的見地から意見を求める場合等、医師の協力を得る。

このような場合に死亡者の自宅などで医師の協力を得るときは、医師に謝金を交付する。法的根拠は、例規通達である（最新のものは令和2年3月公布）。

当該謝金の金額を質問したところ、1件あたり3000円とのことであった。これは、時間や作業内容、移動距離などにかかわらず、一律の金額である。他県の運用状況を調査してみたところ、例えば、香川県警察では、1体当たり3000円を基準額とした上で、①高度腐敗死体等で心身に著しい負担を与えた場合、②長時間（2時間以上）を要した場合、③医師の勤務時間外の場合には、1体当たり2000円を加算することができるとして増額事由を規定している。また、熊本県警察では、同じく1体当たり3000円を基準額とした上で、①深夜時間帯（午後10時～午前5時）に検案を開始した場合、②休診日に検案を実施した場合、③遠路、山中等で検案を実施した場合（往復の移動が3時間以上の場合に限る。）、④暴風雨等の困難な条件下で検案を実施した場合、⑤著しい腐乱死体、損傷死体、焼死体等の検案を実施した場合には、1体につき2000円を加給金として加算するものとしている。

医師に協力を依頼し、一定程度の時間を拘束することから考えると、低額と言わざるを得ない。加えて、協力医の選定方法を質問したところ、警察署ごとに定員を定めた（県36名）上で、名簿を作成するなどしているとのことであったが、実際には欠員が生じている警察署もあるようである。名簿に登載されている医師の平均年齢は68歳であり、現在の警察医や、県や市の医師会からの推薦など、個別的に紹介してもらっていることが殆どであるという。このように成り手が不足しかねない状況にあることから考えると、謝金の金額を増やす、一律の金額にしない、などの工夫がされて然るべきであると考えられる。

なお、検視用消耗品費は、検視の際の消耗品であり、グローブ、スリッパ、ヘアークャップ、マスク、担架、ガーゼ等である。在庫状況の把握できているか質問したところ、警察本部で購入品一覧を作成して簿冊をつけており、各署では使用した分をその都度補給する。四半期に一度、警察本部が各署の保管状況等を確認しているとのことで、特に問題は見当たらなかった。

第4. 捜査活動費（一般経費B・消費）

担当部課名 生活安全部人身安全少年課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

監視カメラレンタル料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 捜査活動費（一般経費B・消費）
（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃貸借料 | 合 計 |
|-------|-----------|-------|
| 予算額 | 1,167 | 1,167 |
| 事業費実績 | 978 | 978 |
| 予算差額 | 189 | 189 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

女性を暴力から守る施策の一環として、平成12年11月24日にストーカー規制法が施行。次いで平成13年10月13日にはDV防止法がそれぞれ施行された。

警察では、被害者である女性を守るための各種対策を推進している。ストーカー行為は、行為者が不明ということもあり、行為者の特定、また被害者保護及び禁止命令と保護命令の適正かつ適法な運用、命令期間延長にかかる重要な判断要素と事件化に必要な証拠を収集する上で必要なことを考慮し、監視カメラの運用をしている。

ア ストーカー事案

加害者を逮捕し、禁止命令を発出したが、その後もストーカー行為をし、再逮捕した事案もあり、罰金刑確定後、さらに、被害者自宅の車両を損壊した事案が発生し、防犯カメラ映像による継続的事案の行為の立証が得られ、現在も禁止命令を延長するなどしたという適切な対応が図られている。

禁止命令については、令和2年中41件発生しており、前年比+19件と増加している。その判断基準が「自発的な行為の終息の可能性が認められない者」であることから、怨恨を持った行為者による殺人への発展、被害防止のために、防犯カメラが必要かつ重要視されてい

る。

【令和2年度レンタル実施回数：7件13台】

イ DV事案

平成26年、同棲中の加害者から暴力を受けた旨の被害者からの届出により逮捕した。加害者は、更に被害者への接近禁止等の裁判官の命令を受けたが、釈放後に被害者方に押掛ける違反行為をしたもので、被害者方に設置した防犯カメラの映像から加害者の行為の立証が図られ、防犯カメラが必要かつ重要視されている。

【令和2年度レンタル実施回数：0件】

2. 監査の結果

(1) 防犯カメラの設置件数について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

ストーカー・DV犯罪などの恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、加害者の被害者に対する支配意識が非常に強く、事態が急変して殺人事件などの重大犯罪に発展するおそれが大きいことから、被害者の安全を速やかに確保することが重要である。

なお、ストーカー事案・DV事案等の相談等件数の推移は次のとおりである。

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ストーカー事案 | 22,737 | 23,079 | 21,556 | 20,912 | 20,189 |
| DV事案 | 69,908 | 72,455 | 77,482 | 82,207 | 82,643 |

(令和3年度版警察白書より引用)

※ストーカー事案には、執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。DV事案は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

これらの保護対策としては、話し合いの場所として警察施設の提供、被害防止交渉を行う際の心構えの助言、住民基本台帳閲覧制限に関する援助、保護命令制度の教示、一時避難施設（とちぎ男女共同参画センターなど）への避難のアドバイスや関係機関への引継ぎのほか、緊急時に備えた対策として、110番通報時に事案の概要を分かりやすくする特定番号登録や通報者の位置が分かる携帯型緊急通報装置（GPS）の貸出し、防犯カメラの設置等がある。

これらのうち、被害者方への防犯カメラ設置は、ストーカー・DV行為者に対する犯罪抑止効果が期待できるほか、加害者が被害者方へ押しかけてきた際の証拠資料として利用できるなど、極めて有効な手段である。

栃木県警察では、平成 17 年度から運用を開始しており、レンタル実施件数は次のとおりである。

| | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ストーカー | 6 件、12 台 | 6 件、12 台 | 8 件、15 台 | 6 件、10 台 | 7 件、13 台 |
| DV | 2 件、6 台 | 2 件、6 台 | なし | なし | なし |
| 合計 | 8 件、18 台 | 8 件、18 台 | 8 件、15 台 | 6 件、10 台 | 7 件、13 台 |

ストーカー事案や DV 事案が増加傾向にあり、かつ、防犯カメラの設置による加害者への犯罪抑止効果が大きいことから考えると、運用件数が極めて少ないと言える。栃木県警としては、ストーカー・DV 事案等の相談を受理した際、相談者に監視カメラの有効性を説明のうえ、相談者に自費での設置を促しており、費用や手間等の問題から設置をためらうケースが多くあるとのことである。限られた予算の中で、相談内容を検討して危険性が高く、再被害に遭うおそれのある事案を優先に、被害者の協力を得て積極的に監視カメラを設置しているとのことであるが、防犯カメラの設置件数を増加させるべく具体的な方策を検討すべきである。

第5. 捜査活動費（政策経費 B・投資）

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

- ① 証拠品管理システムリース料
- ② 防犯カメラ画像鮮明化装置リース料
- ③ 捜査用カメラシステムリース料
- ④ 客観証拠収集機材リース料

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 捜査活動費（政策経費 B・投資）

（単位：千円）

| 区分 | 証拠品管理システムリース料 | 防犯カメラ画像鮮明化装置リース料 | 捜査用カメラシステムリース料 | 客観証拠収集機材リース料 | 使用料及び賃借料 (合計) |
|-------|---------------|------------------|----------------|--------------|------------------|
| 予算額 | 4,921 | 1,361 | 5,334 | 5,341 | 16,957 |
| 事業費実績 | 4,920 | 1,361 | 5,334 | 5,338 | 16,952 |
| 予算差額 | 1 | 0 | 0 | 3 | 5 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

① 証拠品管理システム

事件情報に加え、捜査の過程で押収した証拠品を管理するため、本県で自主開発したシステムによりハンディーターミナルを使用して、定期点検を実施するなどし、証拠品の押収や状態等の管理に活用している。

② 防犯カメラ鮮明化装置

防犯カメラ普及に伴い、犯罪捜査に画像鮮明化処理の高度化が必要不可欠であるため、防犯カメラ鮮明化装置を整備し運用している。令和 2 年中は、80 件の依頼を受け、映像を鮮明化し捜査に還元している。

③ 捜査用カメラシステム

捜査用カメラシステムは、事件や張り込み等を行う際、通信機能を利用して遠隔地でも実効性のある採集活動を行うことができるものである。

④ 客観証拠収集機材

客観証拠重視の捜査基盤を整備するため、多様な防犯カメラ画像レコーダーに対応する収集装置を用いて迅速的確な映像収集が必要であることから、本部所属及び各警察署に整備し捜査に活用した。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

上記①につき、捜査の過程で押収した証拠品は、上記証拠品管理システムにより、全件、3 か月に一度の頻度で定期的に点検している。なお、本システムは、警察本部に設置されている。

上記②は、例えば、連続窃盗犯が撮影されていると思われる個人宅に個人が設置した防犯カメラ映像を鮮明化させるなどの場面で利用される。上記 80 件の依頼というのは、各署からの依頼を指す。なお、警察本部に 1 台設置されている。

上記③は、例えば、犯罪多発地点において道路に向けて設置することで、被疑者の風貌を捉えるなどの場面で利用される。遠隔操作が可能な点が特徴である。捜査用カメラシステムは、令和 2 年度実績で運用日数延べ 6935 日に及び、被疑者の検挙等に一定程度寄与している。なお、上記実績費は、カメラ等の機器のリース料のみであり、別途通信費等を要している。

上記④は、例えば、証拠品であるパソコンから取り出すことができない映像データを他の媒体に映像として記録して残す場合などに利用される機材である。具体的には、画像収集解析装置 27 台、画像分析装置 5 台、全方位画像撮影装置 1 台である。警察

本部と各署に設置されている。

上記①から④のいずれも、ソフトウェアやシステム等のアップデートや、予算との関連から、購入ではなく、リースを選択している。

第6. 捜査活動費（政策経費B・消費）

担当部課名 捜査第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

捜査活動に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 捜査活動費（政策経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 死亡時 CT 画像診断検査手数料 | 新法解剖委託料 | 合計 |
|-------|------------------|---------|-------|
| 予算額 | 1,939 | 6,953 | 8,892 |
| 事業費実績 | 1,840 | 6,946 | 8,786 |
| 予算差額 | 99 | 7 | 106 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

・死亡時 CT 画像診断検査手数料については、若年者や外傷のある死体等について、死者が発見となった場所から近く、死亡時画像診断を行うのに必要な設備が設置されている病院に CT 検査を依頼し、検査を実施した際に執行している。

令和2年度の実績 115 件

・調査解剖委託料（新法解剖委託料）については、当県では壬生町にある獨協医科大学及び下野市にある自治医科大学と随意契約を結び、死因・身元調査法に基づく解剖を実施している。

令和2年度の解剖実施件数 獨協医大 33 件

自治医大 17 件

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

① 死亡時 CT 画像診断検査手数料

死亡時 CT 画像診断検査は、犯罪死の見逃し防止の観点から非常に有用とされる。

死亡時 CT 画像診断検査は、主に、検視をしたものの、解剖まではしない場合等に実施される。特に頭部を撮影すべき必要性がある場合に実施されることが多い。

死因・身元調査法第 5 条に基づき、平成 25 年から実施されている。令和 2 年度は 115 件が実施されており、多い年度では 200 件程度に至る。なお、令和 2 年度における行政検視が実施された件数が 1606 件であることからすると、行政検視において、CT 画像診断検査まで実施する事案は少ないといえる。

なお、以前は 1 件あたりの検査手数料が 4 万円を超える病院があった。これは、部位ごとに別の撮影で別費用との請求であったが、2～3 年前から、検査手数料 1 件 1 万 5000 円から 2 万円程度と適正な金額に改められた。

② 新法解剖委託料

死因・身元調査法 6 条 1 項に基づき、平成 25 年から実施されている調査解剖と呼ばれるものである。調査解剖は、事件性が低いものの、次の場合に実施されることが多い。すなわち、①既往症がなく（又は既往症が不明のため）、死因が不明の場合、②腐敗が進行して外見上からは外傷は認められないものの、既往症がなく（又は既往症が不明のため）死因が特定できない場合、③若年性（60 歳未満が目安）等で死因が不明の場合、④遺族から解剖の承諾が得られない場合に実施される。

なお、事件性がある場合には、司法解剖が実施され、国費で賄われる。例えば、①事件性が疑われる死体（焼死、溺死、中毒死、損傷等）、②白骨化した死体、③屋外で発見され、捜査の過程で事件性が判断できない死体、④事件性が疑われる死因が特定できない児童、幼児、乳児の死体、⑤腐敗が高度に進行し、外傷の有無が確認できないなど、事件性の判断が困難な死体、⑥医療過誤の疑いがあるなどである。

調査解剖は、検視又は検査では死因を明らかにすることができず、犯罪死の見逃し防止及び被害の拡大・再発防止の観点から、実施される。

実施件数は令和 2 年で 50 件、多いときで 170 件程度とのことである。

第7. 防犯活動費（一般経費 A・消費）

担当部課名 生活安全部 人身安全少年課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

少年指導委員謝金

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 防犯活動費（一般経費 A・消費）

(単位：千円)

| 区分 | 報償費 | | 合計 |
|---------|-------|--|-------|
| 予 算 額 | 3,515 | | 3,515 |
| 事業費実績 | 3,285 | | 3,285 |
| 予 算 差 額 | 230 | | 230 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ア 少年指導委員制度

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条に基づき、栃木県公安委員会から委嘱を受けた少年警察ボランティアをいう。

(ア) 少年指導委員の活動

- ・ 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊 営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所若しくは第2条第7項第1号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている18歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行っている少年の補導を行うこと。
- ・ 風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。
- ・ 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。
- ・ 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力を行うこと。
- ・ 前号に掲げるもののほか、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

(イ) 定員

703名

(ウ) 謝金（1名分）

年 5,000円

イ 少年指導委員の活動状況

| | 街頭補導 | 警戒活動 | 声掛け活動 | 協力要請活動 | 学校連絡 | その他(会議等) | 合計 |
|------|------|-------|-------|--------|------|----------|-------|
| 活動回数 | 245 | 278 | 99 | 7 | 6 | 72 | 707 |
| 延べ時間 | 290 | 301.5 | 116 | 8.5 | 23 | 108.5 | 847.5 |
| 活動人員 | 1169 | 1237 | 339 | 14 | 25 | 280 | 3064 |

2. 監査の結果

(1) 少年指導委員に対する謝金の支払基準について（指摘事項）

ア. 結論

少年指導委員に対する謝金の支払基準を改正すべきである。改正しないとしても、活動をしなかった少年指導委員に対する謝金を支払うべきでない。

イ. 内容

少年指導委員とは上記の少年警察ボランティアのことを言い、行政における少年指導員とは異なる。

少年指導委員は、各警察署長が推薦し警察本部に上申して、選任される。名簿があり、任期は2年である。実際の少年指導委員は、総数645名（定員は703名）のうち、地元の情報に長けている自営業者が最多で192名、次いで、農業79名、会社員93名、無職60名が多い（以上は令和3年データ）。定員数は、各地域に少年指導委員が存在するよう、交番、駐在所、署在地（交番や駐在所がない場所）単位で、定められている。

少年指導委員に対しては謝金が支払われる。令和2年度は、672名に対し謝金が支払われた。金額は、年で一律5000円である。

ただし、半年が経過するよりも前に少年指導委員が辞任等すると、謝金は支給されないものとされている。つまり、半年以上継続すると、謝金が支給される。これらは、本部通達で規定されている。

しかしながら、少年指導委員として活動していない者に対しても謝金が支給されている可能性が高い。担当者に質問してみたところ、規則上、活動の有無は支給の要件とされていないとのことであった。少年指導委員の活動状況は、警察官によって作成される少年指導委員活動記録簿や該当者報告書等により容易に明らかにすることができるし、実際に活動してこそその少年指導委員なのであるから、活動したことを支給の要件と改正すべきである。改正しない場合であっても、活動しなかった少年指導委員に対して謝金受給を辞退するよう促すなどすべきである。

第8. 防犯活動費（一般経費A・消費）

担当部課名 サイバー犯罪対策課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

サイバー犯罪捜査技術研修会負担金

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 防犯活動費（一般経費A・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 負担金 | | 合計 |
|-------|-------|--|-------|
| 予算額 | 1,056 | | 1,056 |
| 事業費実績 | 1,056 | | 1,056 |
| 予算差額 | 0 | | 0 |

(3) 令和2年度の実施状況

サイバー犯罪捜査に必要な知識・技術を習得するため、民間事業者（3事業者）が実施するトレーニングプログラムに捜査員計9名を派遣し、その知識・技術の習得に努めた。

- ① 株式会社ワイ・イー・シー「X-way s トレーニング基礎コース」
【100,000円×4人×1.1(税) = 440,000円】
フォレンジックツールを効果的に運用するためのトレーニングプログラム
- ② セコムトラストシステムズ株式会社「セコムサイバー道場」
【60,000円×3人×1.1(税) = 198,000円】
サイバー攻撃の実態を実機により体験(ハンズオン)し、調査分析(デジタルフォレンジック)技術を習得するためのプログラム
- ③ 株式会社サイバーディフェンス研究所
「ハッキング・Webアプリケーション」
【190,000円×1人×1.1(税) = 209,000円】
「ハッキング・ネットワーク」
【190,000円×1人×1.1(税) = 209,000円】
攻撃者の視点・指向を学ぶハンズオンセミナーで、Webアプリケーションやネットワークに対する実際の攻撃を体験し、その対処能力を習得するためのプログラム

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

サイバー犯罪が多発化しているほか、サイバーテロやサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が世界的規模で頻発するなど、サイバー空間における脅威は深刻化している状況にある。

全国におけるサイバー犯罪の検挙状況(件数)は、次のとおりである。

| | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|----------------------|---------|---------|---------|-------|--------|
| 不正アクセス禁止 法違反 | 502 | 648 | 564 | 816 | 609 |
| コンピュータ・電 磁的記録対象犯罪 | 374 | 355 | 349 | 436 | 563 |
| 児童買春・児童ポ ルノ禁止法違反 | 2,002 | 2,225 | 2,057 | 2,281 | 2,015 |
| 詐欺 | 828 | 1,084 | 972 | 977 | 1,297 |
| 著作権法違反 | 586 | 398 | 691 | 451 | 363 |
| 上記以外の罪種 | 4,032 | 4,304 | 4,407 | 4,558 | 5,028 |
| 合計 | 8,324 | 9,014 | 9,040 | 9,519 | 9,875 |

(令和3年度版警察白書より)

県内においても、サイバー犯罪（不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、ネットワーク利用犯罪等）は、次のとおり摘発されている。

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-----|-------|-------|-------|------|------|
| 人数 | 79人 | 84人 | 89人 | 68人 | 76人 |
| 事件数 | 203件 | 185件 | 215件 | 140件 | 168件 |

平成30年7月27日、政府において新たなサイバーセキュリティ戦略が閣議決定されたこと等を踏まえ、栃木県警察においてもサイバーセキュリティ戦略が改定された。この一環として、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等を有する人材の育成を推進し、人的基盤を強化するための事業の一つが本事業である。

人的基盤の強化としては、職員の採用・登用、情報技術解析部門及び民間事業者の知見等を活用した教養・研修、サイバー捜査の適性及び能力を有する人材に関するキャリアパスの管理等を部門横断的かつ体系的に実施し、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等のレベルごとの育成数の目標及び達成年度を定めた計画的な人材育成の推進が図られている。

民間事業者が実施するトレーニングプログラムに捜査員を派遣する本事業は、毎年実施されている。

①株式会社ワイ・イー・シー「X-way s トレーニング基礎コース」は、令和2年度に導入された、犯罪捜査に必要なデータ解析を行うソフトウェアを習得するために、4名が派遣された。当該ソフトウェアは、従前から存在しているソフトウェアとは異なる特徴を有するものとして導入されたものである。警察本部の4名が派遣され、1日間のトレーニングを受講した。

②セコムトラストシステムズ株式会社「セコムサイバー道場」は、サイバー攻撃をする側の実態を把握し、実際にPCを触りながらの講習であり、レベルとしては初級である。平成26年度から派遣されている。警察本部の3名が派遣され、1日間のプログラムを受講した。

③株式会社サイバーディフェンス研究所「ハッキング・Webアプリケーション」及び「ハッキング・ネットワーク」は、平成29年度から派遣されており、内容は上級レベルである。上級者において各自に不足しているコースを選択させ、それぞれに2日間受講させている。

栃木県警察では、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等を有する人材の育成を推進するため、栃木県警察サイバー人材育成計画を策定した上で、全職員を対象とするサイバー検定を年複数回実施し、希望者に受験させている。

サイバー人材育成計画では、上級サイバー犯罪捜査官レベル、サイバー犯罪捜査官レベル、サイバー検定中級レベル、サイバー検定初級レベル、未取得者に分け、このうち、中級レベルを増やしていく取組をしており、実際に、中級レベルの検定合格者は増加している。さらに、本事業におけるプログラム受講者等から、警察職員を対象とする講習を年18回実施し、更なる知識及び技術の向上に努めている。

なお、本事業における上記①から③のプログラムは、民間事業者が実施するプログラムを有償で受講させるものであるが、これら以外にも、警察庁を介して民間事業者が実施する研修を受講させるものなど多数の制度が存在する。

第9. 防犯活動費（政策経費A・投資）

担当部課名 生活安全部人身安全少年課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察スクールサポーター安全活動車のリース

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 防犯活動費（政策経費A・投資）

（単位：千円）

| 区分 | 賃貸料 | | 合計 |
|-------|-------|--|-------|
| 予算額 | 2,931 | | 2,931 |
| 事業費実績 | 2,931 | | 2,931 |
| 予算差額 | 0 | | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ア 警察スクールサポーターの活動

平成18年度から全警察署に配置した警察スクールサポーターは、毎日勤務であり、その任務は、署外における子どもの安全確保を重点とした活動である。

主な活動内容は、

- ・ 管内の小・中学校等からの要請に基づく防犯教室及び防犯訓練等の実施
- ・ 小学校が実施する地域安全マップ作成への支援
- ・ 小・中学校等と警察との連携が必要となる問題への一時的な支援
- ・ 子どもの安全確保に必要な情報の収集と提供
- ・ スクールガードリーダー等との情報交換
- ・ 放課後児童クラブ等に対する防犯指導
- ・ 通学路等における安全パトロールの実施

など「青色回転灯」を備え付けた「スクール安全活動車」により取り組んでいる。

イ 警察スクールサポーターの活動状況（令和2年度）

| 活 動 内 容 | | | | | | | | | 活 動 合 計 |
|--------------|---------------------|-------------------|------------------------------|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------|-------------------------|---------|
| 防犯教室 防犯訓練 | 地域安全 マップ作成 支援 | 問題への 一時的 支援 | 安全確保 に必要な 情報の提 供と収集 | スクールサ ポーターだ よ作 成 | スクールカ ーディー等 との情報 交 換 | 放課後児 童クラブ等 に対する 防犯指導 | 安 全 パトロール (日数) | その他署 長の命 ずる事 項 | |
| 526 | 520 | 61 | 2,996 | 73 | 2,375 | 4,906 | 4,346 | 40 | 15,843 |

2. 監査の結果

(1) 警察スクールサポーターの活動状況の統計について（指摘事項）

ア. 結論

警察スクールサポーター安全活動車のリース料の支払に関連して、当該事業の事業実績あるいは事業の成果を図る指標である「活動内容」の数値を監査したところ、同じ基準で集計されていないため、適切に事業を評価することができない状況である。

イ. 内容

警察スクールサポーターは、学校、地域、防犯ボランティア団体等との連携により、子どもの安全確保を図るため、平成17年度に発生した今市事件を契機として、本県では平成18年度から運用開始された制度である。全国レベルで見ると、平成19年度時点において21都道府県で運用されており、本県での運用開始は比較的早期であると言える。

警察スクールサポーターは、令和2年度時点において、県内の各警察署（19署）の生活安全課に1人ずつ（栃木署には2名）の合計20人が配置されている。1人頭の担当校等の数は、多い所で63箇所、少ない所で2箇所と偏りがある。

警察スクールサポーターは、全員が元警察官で、非常勤職員（会計年度任用職員）として選任される。勤務時間は、一日6時間、週30時間程度である。

警察スクールサポーターは、警察署以外の小学校や中学校、放課後児童クラブ等において活動すること、安全パトロールを実施すること等から、青色回転灯を備え付けたサポーター安全活動車を利用して活動している。

サポーター安全活動車は、本県では平成19年度から運用が開始され、令和2年度時点において、サポーター安全活動車は合計20台が配置されている。サポーター安全活動車は、一般競争入札に基づき、7年間のリース契約（19台で月額約24万円）が締結されている。念のため、サポーター安全活動車の任意保険に加入していることを確認した（警務部）。

警察スクールサポーターの活動状況に関する報告は、勤務日誌、月報、活動事例報告書によりされる。生活安全部では、警察スクールサポーターによる活動状況を把握

するため、上記「活動状況」を集計している。そのうち、「安全確保に必要な情報の提供と収集」は、通学路付近住民、教職員、生徒等から声かけ等の不審者（車）等に関する情報を収集し、学校関係者に対し、警察から入手した不審者情報を提供する活動を指す。この活動に関する令和2年度2996件の警察スクールサポーターごとの内訳をみると、例えば、大田原署1462件、那須塩原署673件であるのに対し、今市署、さくら署、日光署、那須烏山署、茂木署は0件である。各地域の特性等が影響している可能性もあるが、警察スクールサポーターから報告される月報に記載されている件数に基づいて統計をとっていることから、警察スクールサポーターによる件数のカウント方法に偏りがあると考えるのが素直である。警察スクールサポーターの活動状況をより正しく把握し分析していくためには、警察スクールサポーターによるカウント方法の偏りを是正する必要がある。栃木県警察としては、1件としてカウントする基準や、重複事案のカウント方法等について、指針を示すなどして、同じ基準で集計されるよう、統一性を確保すべきである。

第10. 防犯活動費（政策経費A・消費）

担当部課名 生活安全企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

特殊詐欺被害防止コールセンター

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 防犯活動費（政策経費A・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 委託料 | | 合計 |
|-------|--------|--|--------|
| 予算額 | 51,829 | | 51,829 |
| 事業費実績 | 51,612 | | 51,612 |
| 予算差額 | 217 | | 217 |

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

| | 架電 日数 | 架電 件数 (相手方と話せ なかった場合 を含む) | 注意喚起総数 (相手方に注意喚起できた件数) | | 注意喚起率 (注意喚起 総数÷架電 件数) | 1日平均 注意喚起件 数 | 「コールセンターからの 注意喚起のお陰で騙され ずに済んだ」 旨の謝辞(未然 防止) | 1日平均 架電件数 | |
|-----|----------|---------------------------------------|---------------------------|--------|--------------------------------|--------------------|--|--------------|------|
| | | | 一般 | 集中 | | | | | |
| 4月 | 21 | 32148 | 18090 | 14447 | 3643 | 56.3% | 861 | 58 | 1531 |
| 5月 | 18 | 27029 | 15185 | 12925 | 2260 | 56.2% | 844 | 50 | 1502 |
| 6月 | 22 | 32607 | 18785 | 18001 | 784 | 57.6% | 854 | 24 | 1482 |
| 7月 | 21 | 29599 | 17203 | 15049 | 2154 | 58.1% | 819 | 25 | 1409 |
| 8月 | 20 | 29490 | 17227 | 16384 | 843 | 58.4% | 861 | 27 | 1475 |
| 9月 | 20 | 31821 | 17114 | 16285 | 829 | 53.8% | 856 | 23 | 1591 |
| 10月 | 22 | 31892 | 16770 | 13177 | 3593 | 52.6% | 762 | 33 | 1450 |
| 11月 | 19 | 29610 | 15483 | 13560 | 1923 | 52.3% | 815 | 23 | 1558 |
| 12月 | 20 | 31311 | 17583 | 14241 | 3342 | 56.2% | 879 | 29 | 1566 |
| 1月 | 19 | 29797 | 17291 | 16264 | 1027 | 58.0% | 910 | 28 | 1568 |
| 2月 | 18 | 27704 | 15835 | 13532 | 2303 | 57.2% | 880 | 51 | 1539 |
| 3月 | 23 | 35158 | 18935 | 15115 | 3820 | 53.9% | 823 | 50 | 1529 |
| 合計 | 243 | 368166 | 205501 | 178980 | 26521 | 55.8% | 846 | 421 | 1515 |

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

特殊詐欺とは、被害者に電話を架けたりメールやハガキなどを送りつけ、対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金などをだまし取る犯罪の総称である。

特殊詐欺は、①オレオレ詐欺、②預貯金詐欺、③架空料金請求詐欺、④融資保証金詐欺、⑤還付金詐欺、⑥金融商品詐欺、⑦ギャンブル詐欺、⑧交際あっせん詐欺、⑨その他の詐欺及び⑩キャッシュカード詐欺盗の10類型に分類される。

①オレオレ詐欺とは、息子や孫、警察官などを装い、親族が当事者となった事故・事件などのトラブルの補填を名目として金員をだまし取るもので、家族を思う親心を利用した悪質な手口を特徴とする。

②預貯金詐欺とは、警察官、銀行協会職員、家電量販店店員などを装い、口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードやクレジットカード、預貯金通帳等をだまし取るもので、個人の預貯金が不正に引き出されてしまうなど不安をあおる手口を特徴とする。

③架空料金請求詐欺とは、メールやハガキ(封書等)で、未払いの料金があるなど架空の事実を口実にして金員や電子マネーをだまし取るもので、このままでは裁判になり、強制的に資産を差し押さえられるなどと不安をあおる手口を特徴とする。

④融資保証金詐欺とは、実際には融資する意思がないのに、簡単審査や低金利をうたい、融資を申し込んできた人に対して、保証金や保険料の名目で犯人側の口座に現金を振り込ませ、金員をだまし取るもので、会社のFAXに融資の書類を送りつけて

くる手口を特徴とする。

⑤還付金詐欺とは、税金や保険料の還付金があると信じさせ、受給のための必要な手続だと装って、被害者にATMを操作させ、犯人側の口座に現金を振り込ませて金員をだまし取るもので、手続できるのは今日までですなどと慌てさせる手口を特徴とする。

⑥金融商品詐欺とは、架空又は価値の乏しい未公開株や社債等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば必ずもうかると信用させ、その購入費用名目で金員をだまし取るもので、特別に案内しているなどと購入をあおってくる手口を特徴とする。

⑦ギャンブル詐欺とは、雑誌に「パチンコ打ち子募集」などと掲載したり、不特定多数の人に同様のメールを送りつけ、これに応募してきた人に対して会員登録料や情報量などの名目で金員をだまし取るもので、初めに少額の配当金を振り込むなどして信用させる手口を特徴とする。

⑧交際あっせん詐欺とは、雑誌に「女性紹介」などと掲載したり、不特定多数の人に同様のメールを送りつけ、これに応募してきた人に対して会員登録料や情報料などの名目でお金をだまし取るもので、女性が交際したがつているなどと信用させる手口を特徴とする。

⑨その他の特殊詐欺とは、上記の詐欺に該当しない特殊詐欺をいう。

⑩キャッシュカード詐欺盗とは、警察官や銀行協会、大手百貨店などの職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」などと言って、キャッシュカードを準備させ、そのカードを犯人が用意した封筒に入れさせて、すきを見て封筒ごとすり替えて盗み取るもので、相手方から「封筒を封印するので印鑑を持ってきて」などと、印鑑を取りに行っている際に、封筒をすり替える手口を特徴とする。

栃木県における特殊詐欺被害は、依然として高齢者を中心に高水準で推移しており、その犯行手口は日々巧妙化している。特に、在宅中の高齢者が自宅の固定電話に出て被害に遭うことが多いことから、高齢者に直接架電し、特殊詐欺の手口等について個別・具体的に注意喚起を行うことで、被害防止を図るものである。

被害状況（令和3年7月時点，年累計）

| | 件数 | 被害額 |
|----------|----|------------|
| オレオレ詐欺 | 24 | 約 6,808 万円 |
| 預貯金詐欺 | 14 | 890 万円 |
| 架空料金請求詐欺 | 11 | 約 3,715 万円 |
| 融資保証金詐欺 | 0 | 0 円 |
| 還付金詐欺 | 2 | 約 300 万円 |
| 金融商品詐欺 | 0 | 0 円 |

| | | |
|-------------|----|-------------|
| ギャンブル詐欺 | 0 | 0 円 |
| 交際あっせん詐欺 | 0 | 0 円 |
| その他 | 0 | 0 円 |
| キャッシュカード詐欺盗 | 39 | 約 4,759 万円 |
| 総数 | 90 | 約 16,472 万円 |

このような甚大な被害の拡大を防止する観点から、栃木県警察では、コールセンターを設置している。外部に委託し、20 名程度を確保し、15 名で稼働させている。具体的には、通常時は電話帳に基づいて架電することにより、特定の被害が発生した際には当該被害の特性（地域や属性等）に応じた方法により集中的に架電することにより、被害に関する注意喚起をしている。架電件数は1日1500件（1人あたり100件）に及んでおり、上記(3)の表における「注意喚起件数」は、会話ができたり、留守電に入れられた件数を指す。「1日平均注意喚起件数」は、注意喚起件数を日数で除した件数である。「謝辞（未然防止）」は、当該電話で、単なるお礼にとどまらず、注意喚起の電話のお陰で騙されずに済んだといった報告があった件数である。

栃木県警察では、1件あたり150万円程度の被害防止ができたものとして、これに「謝辞（未然防止）」件数を乗じた金額につき、被害防止ができたと効果測定をしているとのことであった。

なお、上記予算額は、人件費、賃料、備品、通信費等である。

第11. 防犯活動費（政策経費B・消費）

担当部課名 生活安全部 人身安全少年課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

ストーカー・DV対策緊急通報装置レンタル料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 防犯活動費（政策経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃貸借料 | | 合計 |
|-------|-----------|--|-----|
| 予算額 | 238 | | 238 |
| 事業費実績 | 238 | | 238 |
| 予算差額 | 0 | | 0 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

DV・ストーカー事案は、夫婦や元夫婦、交際者や元交際者という近接した関係性があることから、その特性上、殺人や重大な傷害などの凶悪事件に発展する蓋然性があり、迅速的確な対応が求められている。

令和 2 年中のDV認知数は 721 件、ストーカー認知数は 217 件であり、そのうちDVに関して 109 件、ストーカーに関して 38 件をそれぞれ事件化している。

なお、被害者が事件化を望まない事案にあっても、加害者に対する警告や裁判所による保護命令、被害者一時保護施設への避難措置などにより再被害を防止している。

このような中で、被害者の保護対策として活用している携帯型緊急通報装置は、平成 21 年 7 月から運用を開始しているが、運用件数の増加に伴い、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 27 年度に増強し、現在 50 台を運用している。

事案の内容から危険性が高いと判断される被害者に携帯型緊急通報装置を貸し出すことにより、被害者が加害者に接近されて付きまとわれたり、携帯電話を取り上げ又は破壊等されて 110 番通報ができないような緊迫した状況下での救助の要請等に絶大な効果がある。

また、緊急通報装置の発報は、同装置がGPS機能を有していることから、外出していても位置が瞬時に把握することが可能であり、加害者から狙われても、被害者の自由で平穏な生活を制限することなく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反やストーカー行為等の規制等に関する法律違反等の被害者保護及び加害者に対する迅速な対応（逮捕等）に役立たせることが可能と考える。

【令和 2 年度レンタル実施回数：50 台】

2. 監査の結果

(1) 携帯型緊急通報装置の台数について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業は、ボタンを押すだけで警備会社を経由して 110 番通報される GPS 機能を有する携帯型の通報端末を貸し出すもので、平成 21 年 7 月から、身体に対する危害の危険性が高いと思われる被害者や関係者に対し貸し出しが実施されている。当該通報を契機として、捜査官が現場臨場し、加害者の逮捕に至ることもある。GPS 機能による効果が大きいとのことである。

貸出対象者は、被害者、すなわち、ストーカー・配偶者暴力事案等により、被害を受け又は受けるおそれのある者である。

原則として通報装置の借用を希望する被害者等のうち、貸し出すことが適当と警察署長が認める者（運用対象者）とする。ただし、上記貸出対象には当たらないが、何

らかの犯罪により被害を受けるおそれのある者から貸出要請を受け、警察署長が必要と認めた場合は、これに準じて運用できるものとされている。

栃木県警察では、50台が存在しており、各警察署に数台を、本部に8台を設置している。これまでに不足が生じたことはないとのことである。

貸出件数としては、令和2年度において、令和元年12月からの継続案件が14件14人、令和2年からは55件55人であった。

費用は無償で、原則3か月以内とされているが、警察署長が必要と認めた場合は6か月を超えない範囲で延長が可能とされている。

なお、発報があると、集中管理センターを経由して、通信司令部に情報が届き、発報場所は、県外でも可能である。

以上のとおり、携帯型緊急通報装置はストーカー・配偶者暴力事案等における被害防止に役立っている事業であるが、そもそも栃木県警察全体で50台というのは少ないはずである。栃木県警察においては、より多くの台数を確保し、より多くの対象者に貸し出すことができるよう見直しをされたい。

第12. 防犯活動費（政策経費B・消費）

担当部課名 生活安全部人身安全少年課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

ストーカー・DV被害者一時避難場所確保経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 防犯活動費（政策経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃貸借料 （政策経費B・消費） | | 合計 |
|-------|-------------------------|--|-----|
| 予算額 | 980 | | 980 |
| 事業費実績 | 758 | | 758 |
| 予算差額 | 222 | | 222 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

ストーカー・DV事案は、事案関係者が、元夫婦・現夫婦、元同棲者、現同棲者等密接関係者により敢行されるものが多く、好意の感情が憎悪の感情に変遷し、殺人事件などの凶悪事件に発展する傾向が高いため、迅速な対応が求められる。事案は、全国的に年々増加傾向にあり、本県では令和2年中のストーカー事案217件（前年比+2件）と微増し、DV事案は721件（前年比-62件）と減少したものの、高止まりの傾向にある。特に、DV事案の全国

数値は過去最高となっている。

被害者の保護対策としては、特定番号登録（通称 110 番登録）、緊急通報装置、防犯カメラの設置、パトロール活動を実施しているが、事態が進行形であり、急変する特性があるストーカー・DV 事案において、その危険を回避する手段として公的一時保護施設への入所を働きかけているところである。一時保護所については、県内には 1 か所、最大 32 名の県の収容施設があるが、心身の疾病、年齢、同伴者の年齢や性別に制限があったり、仕事や通学の制限等があったりし、相談者が入所を躊躇する場合が少なくない。

また、公共住宅への入所についても、手続きに相当の時間を要すことから、即時の避難入居が難しく、緊急性、切迫性の高い被害者を一時的に即時避難させる必要がある。

【令和 2 年度実施回数：15 件 41 人】

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本制度は、被害の未然防止・拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い被害者等に対する安全確保を目的として、一時避難施設等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費負担で対応するものである。

対象者は、被害者、被害防止を図るために避難を要すると認められる親族、密接関係者である。

要件は、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案のうち、危険性・切迫性が高い場合であって、公的機関の施設、親類・知人等に避難することが困難であると認められる被害者等（被害者のみならず、被害防止を図るために避難を要すると認められる親族、密接関係者を含む。）とされている。

期間は、原則 4 泊であるが、警察署長が継続の必要があると認めるときは、人身安全少年課長と協議して、その宿泊数を延長することができる。

活用件数は、令和 2 年度で、15 件 41 人であり、内訳としては、ストーカーが 8 件、DV が 7 件、うち未成年の子ども同伴が 10 件であった。

流れとしては、警察署長が宿泊施設を選定し、宿泊料金を確認し、支出対象事案報告書を人身安全少年課長に報告する。人身安全少年課長は、避難の必要性を判断して、可否を警察署長に通知する。担当課長が宿泊施設から請求の提出を受け、各警察署の会計課長に引き継ぐ。最終的に会計課長が支払う。

第13. 鑑識活動費（一般経費A・投資）

担当部課名 刑事部鑑識課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

指紋情報管理システムリース料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 鑑識活動費（一般経費A・投資）

（単位：千円）

| 区 分 | 使用料及び賃借料 | 合 計 |
|-------|----------|--------|
| 予算額 | 69,815 | 69,815 |
| 事業費実績 | 69,815 | 69,815 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

栃木県指紋情報管理システムのサーバ、端末等一式リース料である。被疑者指紋の登録や遺留指紋の照会を行っている。また、本システムは警察庁指掌紋情報管理システムと繋がっており、全国の被疑者指掌紋との照会も行うことができる。

令和2年中、システムを使用した遺留指掌紋からの被疑者割り出し件数が199件あった。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

指紋情報管理システムとは、被疑者の指紋や現場に残された遺留指紋を迅速かつ大量に照会するもので、平成12年3月から導入されたものである。それまでは、被疑者が押印した指紋や現場で採取された指掌紋は、県警本部で照会したり、場合によっては紙媒体で警察庁に郵送して照会したりしていた。本システムの導入により、被疑者の身元確認が1か月程度から1日程度に、現場の遺留指紋と登録済みの指紋との照会が3週間程度から最短で数時間に短縮されるなど、被疑者の割り出し件数が飛躍的に伸びるなどの効果を得ている。指紋は、県警本部や警察庁に送り、データベースで照会することができ、その結果、指紋の特徴から近似値が付けられた状態での情報が得られる。これに基づき、県警本部の鑑識課が実際に指紋を見比べて最終的に鑑定する。被疑者不明の場合に本システムを利用することが多い。鑑識活動に要する経費の

うち「イ 指紋用」に記載されている確認件数(指紋により容疑者等が判明した件数) 507 件のうち、199 件が、現場で採取された指紋(現場指紋)のほかに犯人の情報が一切なく、現場指紋を指紋自動識別システムに照会することで容疑者を特定された(「積極割り出し」と呼称されている。)。なお、308 件は、鑑定官が目で指紋を照合したもの(「指名照会(さしなしょうかい)」と呼称されている。)で、被疑者の裏付け捜査の一環として指名照会が行われている。本システムは、5 年ごとのリース契約としており、リース料金はメンテナンスや保守料金を含む金額であるため、予算額と事業費実績が完全に一致している。費用は高額であるが、本システムによる確認件数の多さからすると、相当な金額と言える。

第14. 鑑識活動費(一般経費A・投資)

担当部課名 科学捜査研究所

1. 事業概要

(1) 事業の内容

覚せい剤等薬物事犯検挙用質量分析装置リースに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名 鑑識活動費(一般経費A・投資)

(単位:千円)

| 区分 | 使用料 (覚せい剤等薬物事犯検挙 用質量分析装置リース料) | 合計 |
|-------|-------------------------------------|-------|
| 予算額 | 3,627 | 3,627 |
| 事業費実績 | 3,627 | 3,627 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

平成29年8月1日より7年リースで契約しており、尿、毛髪中覚醒剤分析、血液中毒物分析等に使用した。

年間分析件数 422 件

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見され

なかった。

イ. 内容

覚醒剤等薬物事犯を検挙するための質量分析装置である。例えば、覚醒剤使用事犯であれば、全件、尿鑑定を実施し、科学捜査研究所において、その質量を分析する。装置自体は、一般競争入札による7年リースである。なお、購入ではなくリースである理由は、装置自体が随時進化するのと、リースのほうが予算を組みやすいという点による。

第15. 保安関係許可経費（政策経費B・消費）

担当部課名 生活環境課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

許可事務に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 保安関係許可経費（政策経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 委託料 | 合計 |
|-------|-------|-------|
| 予算額 | 3,112 | 3,112 |
| 事業費実績 | 2,893 | 2,893 |
| 予算差額 | 219 | 219 |

(3) 令和2年度の実施状況

猟銃所持者からの技能講習受講申込に基づき、各指定射撃場において技能講習業務を委託した。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

猟銃を所持するには、次のとおり公安委員会による許可を受ける必要がある。すなわち、銃砲の所持については、危害防止上の必要性からその所持が禁止されているが、社会生活上必要があると認められる場合に限り、公安委員会により許可がされる。公安委員会による許可は、狩猟、有害鳥獣の駆除、スポーツとして確立されている標的射撃に使用するものに限り、一定の条件を満たしている者にのみ与えられる。なお、

狩猟目的でライフル銃を所持しようとする場合は、猟銃を所持して継続 10 年以上の経験が必要とされている。

そして、その許可の更新を受けようとする者は、原則として公安委員会が行う技能講習を受け、技能講習修了証明書の交付を受けなければならない（銃刀法第 5 条の 2 第 3 項第 1 号・第 5 条の 5）。なお、技能講習のほか、猟銃等講習会を受講しその講習修了証明書の交付を受ける必要もあるが、本事業は、技能講習に関する部分を対象とする。

技能講習には、自らが所持許可を受けている銃を使用して行い、公安委員会の修了認定（ライフル銃とライフル銃以外の猟銃に区分）を受けた者に技能講習修了証明書が交付される。

この技能講習修了証明書は、許可の更新時において交付の日から起算して 3 年以内のものでなければ更新を受けることができない。なお、更新を受けようとする種類の猟銃に係る射撃指導員等は、技能講習の受講が免除される。

技能講習は、公安委員会の指定する射撃場で実施され、①銃の操作と、②射撃の技能に関する講習を内容とする。①銃の操作は、猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い、猟銃の点検、実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い、射撃の姿勢及び動作を内容とする。②射撃の技能は、散弾銃による場合にあつては、標的に対する射撃、散弾銃以外の猟銃による場合にあつては固定されている標的に対する射撃の実技を内容とする。

このような技能講習は、随意契約により、県内外の 8 か所の射撃場に委託されている。県外の射撃場 2 か所にも委託されている理由は、銃の種類によっては射撃場が対応できない場合があるからである。なお、当然のことではあるが、修了証明書交付等は、委託ではなく、公安委員会によりされている。

委託先での技能講習は、年間およそ 300 件が実施されており、その委託料は、警察庁が指定している計算式（人件費、物件費印刷費、射撃場借上料から算定される）に基づき、1 件（1 人）あたり 1 万円とされている。実際、技能講習の受講者が 1 人だけである事例が散見されており、委託料の定め方が適切か検討する必要がある。

この点に関しては、受講者の頭数で算定する方法ではなく、講習の実施回数に基づき算定する方法なども考えられるところではあるが、自動車運転免許と同様、免許の有効期限が人ごとに区々であること、申請者の利便性、講習の実施回数に基づき委託料を算定するよりも受講者の頭数により算定するほうが栃木県警察の負担としては小さくなること等を考慮すると、受講者の頭数により委託料を算定する方法には一定の合理性が認められると考えられる。

第16. 暴力団対策強化経費（一般経費B・消費）

担当部課名 組織犯罪対策第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

事業者責任者講習

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

○単位事業、細事業名 暴力団対策強化経費（一般経費B・消費）

（単位：千円）

| 区分 | 委託料 | 合計 |
|-------|-------|-------|
| 予算額 | 1,688 | 1,688 |
| 事業費実績 | 1,688 | 1,688 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、県内行政機関・事業者が選任した責任者に対し、暴力団員等による不当要求被害を防止するために必要な知識の習得や対応方法を指導するため公安委員会が行う責任者講習について、同法規定に基づき、その業務を公益財団法人栃木県暴力追放県民センターへ委託した。

責任者講習開催回数 23回（受講人数 864人）

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

暴力団は、覚せい剤の密売や賭博などの不法利益のほか、組織の威力を示して飲食店などからみかじめ料や用心棒代の徴収、民事問題や経済取引に介入して、一般県民や企業から不当な利益を獲得する活動を行っている。

そこで、暴力団の不当な要求による被害を防止するためには、暴力団の活動実態や不当要求の手口などを知り、その対応方法を習得する必要がある。

暴力団対策法では、事業者が選任した責任者に対し、不当要求に対する応対方法などについて指導を行うため、各種資料の提供や、指導・助言等の援助を行うことを定めており、その一環として、不当要求防止責任者講習制度がある。

平成3年に暴力団対策法が施行されたことに伴い、平成5年度から公安委員会より県暴力追放県民センターに本事業が委託されている。

責任者を選任する事業所の範囲は、企業、個人事業所、官公庁、協同組合など従業員を雇用する事業所であれば、事業者の大小を問わない。事業所、営業所ごとに責任

者を選任することも可能である。令和2年度時点では、責任者は県内で約4000名に至る。暴力団等から不当要求を受けやすい業種の事業所（公務員、銀行業等、建設業及び不動産業、風俗営業及び飲食店営業、卸・小売業等）もあることから、公安委員会から責任者講習を行う旨の通知を受けた事業者には、責任者に講習を受けさせる努力義務が定められている（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第3項）。令和2年度末時点での業種別責任者の内訳は次のとおりである。

| 分類 | 責任者数 |
|--------|------|
| 農林漁業 | 0 |
| 鉱業製造業 | 172 |
| 建設不動産業 | 292 |
| 通信運輸業 | 93 |
| 小売業 | 419 |
| 飲食業 | 48 |
| 金融業 | 578 |
| サービス業 | 319 |
| 娯楽業 | 137 |
| 公務 | 1447 |
| その他 | 21 |
| 合計 | 3526 |

責任者の業務は、事業所における対応体制の設備、従業員に対する指導教育の実施、不当要求を受けた時の被害状況等の調査及び警察への連絡、暴力団排除組織との連絡、その他不当要求による被害防止に必要な業務などに及ぶ。

責任者講習には、①選任時講習、②定期講習、③臨時講習がある。①選任時講習は、責任者選任届を提出後、概ね1年以内の受講となり、②定期講習は、選任時講習を受講後、概ね3年に一度受講となる。③臨時講習は、特別の事情がある場合に必要の都度、実施される。責任者講習は、毎年23回（①選任時講習9回、②定期講習14回）が実施されている。

特に不当要求を受けやすい業種の事業所における責任者が不在とならないよう、どのような配慮をしているか質問したところ、責任者が転職や異動した場合には新規責任者を選任するよう促す、責任者をデータベースで名簿として管理し、3年に一度の受講となる定期講習の際に葉書で案内を出す、その他、ホームページや機関誌等で周知するなどしているとのことである。

第17. 暴力団対策強化経費

担当部課名 組織犯罪対策第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

栃木県組織犯罪対策情報管理システムのリースに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 暴力団対策強化経費（政策経費B・投資）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|----------|-------|
| 予算額 | 9,000 | 9,000 |
| 事業費実績 | 9,000 | 9,000 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

栃木県組織犯罪対策情報管理システム機器等のリースに要する経費

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

暴力団や来日外国人犯罪組織等の犯罪組織は、ますます、その活動領域を拡大するとともに、凶悪犯、窃盗犯、薬物犯、銃器犯罪等多岐にわたる犯罪に関与するようになっている。また、金融ブローカー等と結託した債権回収等さまざまな方法により、不正な資金を獲得しようとする動向を強めている。

そこで、警察庁では、犯罪組織に関する情報をデータベース化して全国的に共有する組織犯罪対策情報管理システムの整備を進め、犯罪組織の活動実態の解明と個別事件における内偵捜査の効率化・検挙の推進を図っている。本システムは、これに基づくものである。システムの詳細は、機密性の高い情報ばかりであり、監査対象とすることができなかったが、5年ごとのリース契約であり、一般競争入札によるものである。なお、予算の本システムのリース全体に係る費用は、年額約1386万円である。

第18. 捜査活動管理経費（一般経費B）

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

取調べ録音・録画用（記憶媒体）

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 捜査活動管理経費（一般経費B）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費（消耗品費） | 合計 |
|-------|-----------|-----|
| 予算額 | 600 | 600 |
| 事業費実績 | 460 | 460 |
| 予算差額 | 140 | 140 |

(3) 令和2年度取組と実施状況

刑事訴訟法改正により義務化された取調べの録音・録画制度に対応するため、各警察署に録音・録画装置を配備し、同制度に基づいた適切・確実な取調べ可視化の実現を推進している。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

わが国の刑事裁判は捜査段階において作成される自白調書を重視する側面がある。しかし、自白調書が警察署の密室で作成され、取調べの過程で何が行われたかを客観的に検証することができないという問題点があった。そこで、取調べの過程で強制や誘導が行われることを誘発したり、ひいては虚偽の自白がなされる危険を未然に防止する必要がある。ここで、被疑者の取調べ過程を録音・録画することが重要とされる。平成21年4月、全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件について、取調べの録音・録画の試行が開始され、その後、その対象が拡大されてきた。そして、令和元年6月1日から開始された取調べの録音・録画制度は、逮捕又は勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件及び検察の独自捜査（検察官自ら検挙摘発して行う捜査のことで、警察等の第一次捜査機関が捜査し、検察庁に送致する事件とは異なり、検察庁で、事件を認知し、一から証拠を収集して事件として立件する捜査で、東京・大阪・名古屋の各地検特別捜査部や、中規模地検の特別刑事部をはじめ、全国の地検で行われており、政治家や公務員による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を要する企業犯罪等がその典型例である。）。事件について取り調べる場合

に、原則として、その全過程を録音・録画することを義務付けた上で、録音・録画がない場合には、供述調書を証拠として提出することができなくなるとされた。これが取調べの可視化と言われる件である。なお、取調べの録音・録画の対象とされる事件が未だ限定されているという点については監査対象外である。(以上については、日本弁護士連合会意見書、会長声明等参照)

本事業は、取調べを可視化するため、録音・録画をする際のブルーレイディスクを購入する費用である。年 4300 枚とのことである。当該ブルーレイディスクは上書きができない書き切りタイプの物であり、複数社から見積書を取りつけた上での購入となっている。在庫については警察本部においてシートや帳簿により管理しており、不足が生じることはないとのことであるから、この意味において特に問題はなかったと言える。

第19. 捜査活動管理経費（一般経費 B）

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

司法書類

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 捜査活動管理経費（一般経費 B）

（単位：千円）

| 区分 | 刑総課予算 | 生安部予算 | 合計 (需用費・印刷製本費) |
|-------|-------|-------|-------------------|
| 予算額 | 817 | 287 | 1,104 |
| 事業費実績 | 618 | 287 | 905 |
| 予算差額 | 199 | 0 | 199 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

適切な刑事手続のため必要な捜査書類及び捜査書類作成用の用紙を、刑事部に限らず交通部・生活安全部・警備部の各捜査を担当する本部捜査主管課及び警察署に配分している。

配分に際しては昨年の使用実績に基づき、年頭に各警察署の消費量及び警察本部での消費量から必要数を計上し配分を行った。

また年度途中での不足に対応して、令和 3 年 1 月に不足分の発注・配分を行った。

令和2年度の執行・配分状況

| 6月配分 | 発注 | 配分 | |
|------|----------|----------|---------------|
| 仕切り書 | 3種 86千枚 | 3種 87千枚 | 1千枚は昨年在庫から持出し |
| 捜査書類 | 5種 214千枚 | 5種 204千枚 | |
| 照会書 | 3種 78千枚 | 3種 72千枚 | |

| 1月配分 | 発注 | 配分 | |
|------|---------|---------|--|
| 仕切り書 | 3種 10千枚 | 3種 8千枚 | |
| 捜査書類 | 5種 40千枚 | 5種 30千枚 | |
| 照会書 | 3種 20千枚 | 3種 1千枚 | |

2. 監査の結果

(1)印刷製本費の経費削減について、その1（意見）

ア. 結論

無駄な印刷製本費がかかっている可能性があり、警察内部において経費削減の観点から再考を要する。

イ. 内容

捜査活動を実施するには、被疑者の供述調書や捜査報告書など大量の捜査書類が作成される必要がある。これらの用紙は定型書式のものが購入されており、これが本事業における印刷製本費である。

捜査の過程においては捜査書類を手書きで作成しなければならない緊急の状況もあるから、定型書式を購入しておき、一定数をあらかじめ確保しておく必要性はある。これに対して、もともと取調べが予定されていた場合や、時間をかけて起案することができる捜査報告書などは、捜査官のパソコン内に定型書式のデータを保存しておき、当該データに文字等を入力して出力すれば足りるはずである。ところが、担当者によると、①業者に発注して購入した定型書式をプリンターに挿入し、②これをパソコンから出力しているとのことであった。すなわち、いわば二度手間であり、①に関して無駄な印刷製本費がかかっている可能性がある。現場で捜査にあたる捜査官が実際にそのような無駄な作業をしているのか、監査の過程において明確とならなかったこともあるが、栃木県警察において実態を調査し、無駄があれば改めるべきである。

(2)印刷製本費の経費削減について、その2（意見）

ア. 結論

無駄な印刷製本費がかかっている可能性があり、警察内部において経費削減の観点

から再考を要する。

イ. 内容

規則上、用紙の右縁下部に、おおむね縦 40mm、幅 5mm の大きさの表示を設けることが定められており、証拠品関係書類に関しては「赤表示」、供述調書及び弁解録取書に関しては「黒表示」を設けるものとされている。これらは、訴訟記録に各書類を綴り込んだ際に、当該書類の所在を明瞭にする趣旨である。

ところが、担当者によると、「赤表示」は、警察署のプリンターで印刷すると、同じ色や同じ大きさに印刷できなかつたり、フチなし印刷ができず、用紙の隅まで綺麗に印刷ができない場合があるようで、そのために全て定型書式を外注により購入しているとのことであった。上記規則は平成 12 年 3 月 30 日に定められた「司法警察職員捜査書類基本書式例」というものであるが、当該規則ですら「おおむね」上記の大きさの表示を求めているにすぎない。現代での印刷技術によれば、一定程度、明瞭に赤表示を印刷することは十分に可能と思われ、全て外注により購入しているという点で、経費が無駄になっている可能性がある。

(3)印刷製本費の経費削減について、その 3 (意見)

ア. 結論

無駄な印刷製本費がかかっている可能性があり、警察内部において経費削減の観点から再考を要する。

イ. 内容

上記規則上、2 枚目以降の継続用紙における「黒表示」は省略しても差し支えないものとされている。

しかし、担当者によると、平成 12 年当時、継続用紙においても黒表示を省略しないこととする旨検察庁と申し合わせをしたとのことであった。上記規則制定から 20 年が経過した現時点において、継続用紙において黒表示を省略してもよいのではないかなど、栃木県警察内部で調査し検証する必要がある。

第20. 捜査活動管理経費 (一般経費 B)

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

レッカー移動 (197 台)

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績 (単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名 捜査活動管理経費 (一般経費 B)

(単位：千円)

| 区分 | 役務費・通信運搬費 | 合計 |
|-------|-----------|-------|
| 予算額 | 3,537 | 3,537 |
| 事業費実績 | 3,523 | 3,523 |
| 予算差額 | 14 | 14 |

(3) 令和2年度の実施状況

証拠物件の適切な保管・管理のため、証拠品として領置した車両は警察署等の適切な保管場所で保管する必要がある。領置場所からの輸送は事故・破損防止等の観点から適切な輸送手段により行う必要があり、原則として全件、レッカー移動作業を取り扱う業者に依頼して輸送を行っている。

令和2年度の執行状況

180件 3,522,601円

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

例えば、被疑者を現行犯人逮捕した場合、被疑者が犯行の際に使用していた車両をレッカー移動させ、警察署において、車両内部を捜索する必要がある場合などが本事業に関するレッカー移動である。レッカー移動をさせる業者に関して偏りがあるのではないかと懸念から、資料を閲覧したが、刑事課では長距離移動などがほぼ無く、そのため10万円を超えることがなく、相見積りなどは省略されている。

なお、当該車両は、警察署内等で保管することが殆どであり、保管料はかからない。

第21. 鑑識活動管理経費（一般経費B）

担当部課名 刑事部鑑識課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

鑑識活動に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 鑑識活動管理経費（一般経費B）

（単位：千円）

| 区 分 | 需用費 | 合 計 |
|-------|-------|-------|
| 予算額 | 8,078 | 8,078 |
| 事業費実績 | 7,698 | 7,698 |
| 予算差額 | 380 | 380 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

ア 写真用

犯罪現場等の状況を撮影、印画するための資器材を主に購入し、警察署へ配分した。

イ 指紋用

従来、主に使用してきた粉末（アルミニウム混合粉末、SPブラック（黒色粉末））を、近年開発された、より検出力のある粉末（C2（シースクエア）粉末）に更新すべく、平成30年度から順次、警察署へ配分し導入している。

実績については、年間採取事件数（犯罪認知事件中、現場鑑識活動が実施され現場資料の採取報告のあるもの）が減少傾向にあるのに対し、確認件数（指掌紋により容疑者等判明、裏付けした事件数）は比較的維持ないし増加傾向にあることから、使用粉末の更新等による効果が現れている。

平成30年中 採取事件数 3,960 件(前年比+184)、確認件数 473 件(前年比+48)

令和元年中 採取事件数 3,924 件(前年比-36)、確認件数 444 件(前年比-29)

令和2年中 採取事件数 3,459 件(前年比-465)、確認件数 507 件(前年比+63)

ウ 足こん跡用

犯罪現場等において、足痕跡資料を採取するための資器材を購入し、警察署へ配分した。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

鑑識活動に要する写真、指紋、足こん跡用の消耗品としては、その内容が多岐に及ぶことから、在庫が適切に管理等されているかという視点で監査を実施した。

各種消耗品は、栃木県警察本部鑑識課で購入し、各署へ随時配分する。

まず、写真用の消耗品であるが、事業費実績が約300万円であり、内訳は概要次の

とおりである。書ききり型撮影媒体 43 万 4500 円、写真糊 52 万 3600 円、デジタルカメラ 65 万 5160 円、液晶保護紙 6160 円、プリントパック 79 万 8600 円、ストラップ 1 万 2100 円、バッテリー 3 万 0294 円と 8 万 0656 円、レシート紙 4 万 4275 円、ペーパー 53 万 8560 円。写真には、主に被疑者写真と現場写真等があり、撮影枚数は年間およそ 100 万枚に、印画枚数も約 77 万枚に及ぶ。各消耗品は、栃木県警察本部鑑識課で在庫状況を管理しており、不足が生じないように、各署での印画数を管理した上で、月報で必要数を見積もる、随時不足分を補充するなどしている。撮影媒体などは、破損があった場合に買い替えている。

次に、指紋用の消耗品であるが、事業費実績が約 289 万円であり、粉末、刷毛、試薬、鑑識用シートなどが主な品目である。年間の採取指紋件数は約 4 万 4000 個（1 件当たりの平均採取個数は 12.7 である。）に及ぶ。指紋採取は、身元不明の場合における身元確認のために実施する割合が多く、日数が経過すると遺体からの指紋採取が困難になるケースが多く、シリコンラバー等の特殊な品目が必要とされる。在庫管理については、納品があった際にプラス表記を、各署へ配分する際にマイナス表記をシートに記入することで把握している。十分な在庫を常時維持しておくことは予算の関係上難しいようであるが、在庫状況を管理することで、在庫不足に陥る状況は回避できている。なお、写真用の消耗品と異なり、指紋用の消耗品については、感熱紙用指紋検出液など使用期限が短い品目もあるが、在庫棚の前方に古いものから並べるなどの工夫をすることで、使用期限を経過してしまうといった事態も回避できている。

最後に、足こん跡用の消耗品であるが、厳密には、足痕のほか、タイヤ痕、工具痕、その他（手袋跡等）を含む。事業費実績は約 167 万円であり、転写シート、石膏、シリコンラバーなどが主な品目である。足痕採取は、例えば、侵入盗が現場に残した足跡と、被疑者使用の靴を比較することで被疑者を割り出したり、被疑者が否認している場合に、犯人性の裏付け証拠として使用したりする。年間の採取個数は、およそ 1 万 1000 個に及ぶ。在庫管理については、前年度を参考に、多めに購入しておき、在庫が減ると都度購入している。指紋用の消耗品と比べると、数が少なく、格別な在庫管理は不要であり、各署から配分の要望があった場合には直ちに対応できているとのことである。

第22. 鑑識活動管理経費（一般経費 B）

担当部課名 科学捜査研究所

1. 事業概要

(1) 事業の内容

DNA 鑑定用消耗品購入に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 鑑識活動管理経費費（一般経費 B）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費 (DNA 型鑑定 用交換部品等) | 合計 |
|-------|----------------------------|-------|
| 予算額 | 1,660 | 1,660 |
| 事業費実績 | 1,651 | 1,651 |
| 予算差額 | 9 | 9 |

(3) 令和 2 年度 of 取組と実施状況

被疑者等事件関係者の口腔内細胞や事件現場から採取した血痕等の資料について DNA 型鑑定を行った。

年間 DNA 型鑑定件数 3503 件

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

DNA 鑑定用消耗品には、口腔内細胞を採取するキット (EasiCollect) や、検査試薬 (グローバルファイラーキット The GlobalFiler PCR Amplification Kit) などがあ

る。
DNA 型鑑定は平成元年から実施されているところ、改良が進み、DNA 型一致の確率は格段に上昇している。グローバルファイラーキットは平成 31 年度に採用されたもので、従来の試薬による同じ DNA 型の出現頻度が 4 兆 7 千億人に 1 人であったのに対し、565 京人に 1 人となり、より精密な個人識別が可能となった。DNA 型鑑定は、人の血液、汗、皮脂から検出される DNA の塩基配列の繰り返し回数が個人によって異なることを利用するものであるが、従来の 4 個の塩基配列を基本単位とする STR 型が繰り返される回数を染色体上の 15 部位で調べる方法から、新試薬により染色体上の検査部位を 21 に拡大することが可能となり、個人識別率が兆から京に 1 人となった。

鑑定資料は、血痕や血液、唾液、精液、尿・尿班、汗 (垢)、毛髪、骨などであり、これらのうち、唾液や汗 (垢) が最も多い。

鑑定結果は、①被疑者の特定、②被疑者ではない者の除外、③同一被疑者による連

続犯行であることの証明、④犯罪に巻き込まれたおそれのある身元不明死体の身元確認等に利用される。

科学捜査研究所による統計は、次のとおりである。

表 栃木県警察本部刑事部科学捜査研究所におけるDNA型鑑定実施状況(令和2年)

| 罪名 区分 | 殺人 | 強盗 | 放火 | 強制 性交等 | 略取・ 誘拐 | 強制わ いせつ 等 | 侵入盗 | その他 窃盗 | 傷害 | 暴行 | 住居侵 入・建造 物侵入 | 器物 損壊 | 公然わい せつ | 覚取法 | その他 | 計 |
|----------|-----|-----|----|-----------|-----------|-----------------|-----|-----------|-----|----|--------------------|----------|------------|-----|-----|------|
| 被疑者資料数 | 8 | 19 | 5 | 13 | 1 | 11 | 13 | 98 | 41 | 22 | 11 | 10 | 1 | 74 | 211 | 538 |
| 現場資料等数 | 195 | 177 | 13 | 107 | 3 | 87 | 105 | 310 | 220 | 52 | 42 | 47 | 4 | 200 | 712 | 2274 |
| 関係者等資料数 | 30 | 19 | | 22 | 2 | 19 | 21 | 43 | 38 | 23 | 3 | 6 | | 2 | 89 | 317 |

| | |
|---------------|-----|
| 変死者・取扱死体関係資料数 | 374 |
|---------------|-----|

| | |
|--------------|------|
| DNA型鑑定実施資料総数 | 3503 |
|--------------|------|

このようにDNA型鑑定の重要性が極めて高まっているところ、年間のDNA型鑑定件数は3503件と多数に及ぶ。試薬等の使用期限は半年から1年程度と長期間に及ぶわけではなく、余剰が生じることはほぼないとのことである。

そこで、在庫に不足が生じる事態がないか、管理状況を確認した。在庫はエクセル表で一括して管理しており、搬入時に個数を入力し、未開封の在庫が確認できるようQRコードでロット番号等を読み取っておく。使用した者が開封日と使用日、管理番号を入力する。その入力の際、不足見込みを確認しており、不足見込みがある場合には発注管理者に伝える。大きな事件があり100件程度のDNA鑑定を実施する必要がある場合などには不足が生じうるが、早急に発注するなどして対応している。エクセル表による管理というやや古典的な管理方法を採用しているものの、特段問題は無いようである。

第17章 交通指導取締費

(1) 事業の概要

交通指導取締りに要する経費

(2) 予算の執行状況

| 区 分 | 予 算 額 | 支 出 額 | | | | 翌年度 繰越額 | 不 用 額 | 支出済額の説明 |
|--------------------|----------------|-------------|-----------|----------------|----------------|------------|--------------|--|
| | | 本 課 | 他 課 | 公 所 | 計 | | | |
| 8 報 償 費 | 円 4,196,000 | 円 | 円 | 円 4,050,142 | 円 4,050,142 | 円 | 円 145,858 | 高齢者交通安全アド バタイザ謝金等 |
| 11 需 用 費 | 26,516,000 | 24,878,375 | | | 24,878,375 | | 1,637,625 | 消耗品費 9,027,497円 印刷製本費 15,221,189円 修繕料 629,689円 |
| 12 役 務 費 | 46,359,000 | 33,409,055 | 85,779 | 10,855,439 | 44,350,273 | | 2,008,727 | 通信運搬費 18,861,866円 広告料 3,227,400円 手数料 11,114,729円 保険料 205,060円 |
| 13 委 託 料 | 352,121,000 | 331,907,155 | | | 331,907,155 | | 20,213,845 | 交通安全教育委託 等 |
| 14 使用料及び 賃借料 | 178,567,000 | 176,991,358 | 1,357,786 | 65,930 | 178,415,074 | | 151,926 | 放置駐車違反管理シ ステム機器リース料等 |
| 15 工事請負費 | 3,200,000 | 3,146,000 | | | 3,146,000 | | 54,000 | 速度違反取締装置 改修 |
| 18 備品購入費 | 6,971,000 | 6,856,080 | | | 6,856,080 | | 114,920 | 交通指導取締用機 材等購入費 |
| 19 負担金、補助 及び交付金 | 30,939,000 | 30,732,212 | | | 30,732,212 | | 206,788 | |
| 負 担 金 | 30,939,000 | 30,732,212 | | | 30,732,212 | | 206,788 | 緊急自動車運転技 能研修等 |
| 23 償還金、利子及 び割引料 | 177,000 | 18,340 | 70,740 | | 89,080 | | 87,920 | |
| 計 | 649,046,000 | 607,938,575 | 1,514,305 | 14,971,511 | 624,424,391 | | 24,621,609 | |

(3) 重点目標と主な取組内容と事業名

| 重点目標 | 主な取組内容 | 事業名 | 予算額(円) | 執行済額(円) |
|-----------------------|------------------------|--|------------|------------|
| 交通死亡事故 抑止対策の推 進 | 交通情勢に対応した交通 安全対策の推進 | (高齢者交通安全教育推進事業) スケアードストレイト方式による 交通安全教育事業委託 | 7,781,000 | 7,780,300 |
| 〃 | 〃 | (歩行者保護意識向上対策事業) テレビCM, 新聞広告等 | 8,398,000 | 8,397,400 |
| 〃 | 〃 | 新交通管理システムリース | 87,635,000 | 87,634,800 |

(4) 事業の実績等

○ 交通事故発生状況

| 種 別 | 年 別 | 平 成 31 年 | 令 和 2 年 | 増 減 |
|-------------|-----|----------|---------|---------|
| 発 生 件 数 | | 4,553 件 | 3,939 件 | △ 614 件 |
| 死 亡 事 故 件 数 | | 77 | 59 | △ 18 |
| 死 者 数 | | 82 人 | 60 人 | △ 22 人 |
| 負 傷 者 数 | | 5,621 | 4,665 | △ 956 |

| | |
|-------|---|
| 事業の効果 | 令和2年中の発生件数及び負傷者数は、前年と比較して発生件数は13.5%減、負傷者数は17.0%減となり、17年連続で減少させることができた。 また死者数は、前年と比較して22人減少し、昭和27年以降で最少となり、年間の抑止目標である死者数90人以下を3年連続で達成することができた。 |
| 今後の課題 | 依然として、死者数の半数以上を高齢者が占めており、特に、夜間歩行中の高齢者が車にはねられる事故が多く発生していることから、「原則ハイビームの徹底」・早めの前照灯を呼びかける「ライト4（フォー）運動」・「横断歩行の歩行者優先ルールの周知徹底」など歩行者保護意識の向上につながる諸対策を推進していく必要がある。 |

第1. 交通企画（一般経費 A 投資）1

担当部課名 交通規制課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

自動車 OSS の運営に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費 | 役務費 | 使用料及び 賃借料 | 負担金補助 及び交付金 | 合計 |
|-------|-----|-------|--------------|----------------|--------|
| 予算額 | 83 | 4,414 | 47,812 | 23,310 | 75,619 |
| 事業費実績 | 0 | 4,172 | 47,280 | 23,310 | 74,762 |
| 予算差額 | 83 | 242 | 532 | 0 | 857 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

自動車保有に必要となる自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車OSS）のオンライン申請に要するシステム貸借借や通信回線料の支出を行った。

2. 監査の結果

(1) OSS システムの活用状況について（意見）

ア. 結論

業務効率化に資するため民間での OSS 利用を促す取組を積極的に行うことが望ま

しい。

イ. 内容

自動車 OSS システムは自動車を保有するための手続きを、インターネット上で行うことができるシステムである。従前は自動車を保有するためには、自動車保管場所証明の申請、検査・登録の申請、自動車税の申告等を警察署や運輸支局、都道府県税事務所などの各機関の窓口にて、書面による手続きが必要だったが、OSS を利用することで、インターネット上でこれらの手続きが一括して可能となる。申請者はもちろんのこと、警察にとっても窓口混雑の解消や手続き負担の減少などメリットが大きい。OSS システムはシステムの賃借料のほか、全国の警察でシステムが共同利用されていることから、全国警察で組織される OSS 推進協議会への利用状況に応じた負担金も支払っている。

効率化のメリットが大きい OSS システムだが、栃木県の令和 2 年度の利用率は次のようになっている。

| | 全体の件数 | うち OSS 申請件数 | OSS 申請率 |
|----------|---------|-------------|---------|
| 保管場所申請件数 | 161,896 | 21,953 | 13.6% |
| 新車新規登録件数 | 48,465 | 21,839 | 45.0% |

全体の保管場所申請件数のうち OSS の利用率は 13.6%と芳しくない。これは行政書士法上、新車登録については一般社団法人日本自動車販売協会連合会の代行による OSS 申請ができるのに対し、中古車の場合はこのような規制緩和がされていないことが一因であるとみられ、現に保管場所申請件数に含まれる OSS 申請は新車に係るものがほとんどである。ただし新車の申請についても利用率は半分に満たない（全国平均は 53.1%）。警察では OSS 普及にあたり、利用者に不便をかけないように心掛けているとのことであるが、特別に広報活動などは行っていない。システムが有効に活用されるための方策には、法規制に関わる部分もあるが、現状の範囲内で利用率が向上するような取組を積極的に実施することが望ましい。

第2. 交通企画（一般経費 A 投資）2

担当課名 交通指導課（駐車対策）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締に要する経費のうち、道路交通法第 51 条の 4 の規定に基づく放置違反金制度の運用等に要する経費。

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区 分 | 予算額 | 事業費実績 | 予算差額 |
|----------|--------|--------|------|
| 使用料及び賃借料 | 32,296 | 32,170 | 126 |
| 合 計 | 32,296 | 32,170 | 126 |

(3) 令和 2 年度 of 取組と実施状況

リース契約で賃借している放置駐車違反管理システム機器等の運用や維持管理に努めた。

2. 監査の結果

(1) 契約や予算執行事務について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

放置駐車違反管理システムでは、放置車両に係る事務を遂行するにあたり、違反事実および使用者への手続情報等を電子データで一元的に管理することが可能である。当システムは平成 28 年 3 月から 5 年間、更に令和 3 年 3 月から 5 年間のリース契約により運用している。システムの内容に係るヒアリングの他、令和 2 年度における予算の執行状況に係る書類のほか、当初契約時の見積書や設計書、入札経過調書等の書類を閲覧したところ、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第3. 交通企画（一般経費 A・消費）

担当部課名 交通指導課（駐車対策）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締に要する経費のうち、道路交通法第 51 条の 4 の規定に基づく放置違反金制度の運用及び同法第 51 条の 8 に基づく放置車両確認事務の民間委託等に要する経費。

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

(単位：千円)

| 区 分 | 予算額 | 事業費実績 | 予算差額 |
|------------------------|--------|--------|------|
| 需用費 消耗品費 | 537 | 519 | 18 |
| 印刷製本費 | 771 | 701 | 70 |
| 修繕料 | 30 | 22 | 8 |
| 役務費 通信運搬費 | 551 | 452 | 99 |
| 手数料 | 21 | 0 | 21 |
| 委託料 | 30,823 | 30,822 | 1 |
| 償還金、利子及び割引料 その他償還金等 | 27 | 0 | 27 |
| 合 計 | 32,760 | 32,517 | 243 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

違法駐車取締りについては、地域住民の意見・要望等を踏まえてガイドラインを策定・公表し、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて実施している。

また、放置車両の確認事務については、警察署長から委託を受けた法人の駐車監視員や警察官により適正に運用されるように努めた。更に、車両使用者に対する放置違反金制度についても、法令に基づき適正に運用されるよう努めた。

2. 監査の結果

(1) 事業の管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業の主要な内容は、駐車監視員の委託業務であり、公安委員会に登録された法人との3年の長期継続契約で運用されている。委託先の駐車監視員が1ユニット2名で宇都宮中央警察署、宇都宮東警察署および小山警察署がそれぞれガイドラインで定めた各管内のエリアを巡回し、放置車両を確認した場合、確認標章を取り付ける。

監査では、ヒアリング及び資料の閲覧を実施し、業務内容や契約の経過、予算の執行手続の実施状況を確認した。委託業務の実績管理方法についても質問し、業務実績

については日報と監視員の PDA データ、所定の月間報告書により業務内容の実施状況がモニタリングされ、通報や事故件数に応じて巡回エリアの見直しも検討など効果的な駐車対策の取組もなされていることを確認した。

第4. 交通企画（一般経費 B・消費）1

担当部課名 交通企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

安管事務に関する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 需用費 | 役務費 | 負担金 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-------|
| 予算額 | 49 | 956 | 84 | 1,089 |
| 事業費実績 | 49 | 949 | 84 | 1,082 |
| 予算差額 | 0 | 7 | 0 | 7 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

ア 安管解任届出書用紙購入

栃木県道路交通法施行細則に定められた「安全運転管理者に関する届出書」、「副安全運転管理者に関する届出書」を作成し、事務処理上の負担軽減を図っている。

○令和 2 年中の選解任状況

正安管…選任 1,181 件、解任 1,209 件 副安管…選任 347 件、解任 333 件

イ 安全運転管理者等講習通知書郵送

栃木県安全運転管理者協議会が、令和 2 年度の受講対象 8,378 名（内訳正 7,081 名副 1,297 名）に対し、講習通知書を郵送するための切手を購入した。

ウ 安全運転管理者届出手数料

道交法の定めにより、所属毎に安全運転管理者等を選任しているが、異動や新規選任の手続きのため、自動車安全運転センターから運転記録証明書を取得する必要があるため、1 名あたり 670 円の手数料がかかる。（令和 2 年度新規、選任替え計 37 名）

エ 安全運転中央研修所負担金

安全運転管理者、副安全運転管理者、もしくは安全運転管理について事業所を指導あるいは事務を担当している警察職員が、必要な指導管理的技術と管理者自身の運転に関する高い知識を習得することを目的とした研修である。令和2年度研修は、交通企画課員1名。

2. 監査の結果

(1) 事業の管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

道路交通法では、一定台数以上の自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、安全運転管理者を選任しなければならないとされている。本事業では主に安全運転管理者の届出や、毎年実施される法定講習に係る通知等の、事務に必要な消耗品や通信に係る経費を支出している。また警察に所属する安全運転管理者に係る諸経費も含まれている。

安全運転管理者制度に係る必要経費の内容についてヒアリングを行ったところ、取組と実施状況に照らして適切な内容であった。また予算の執行手続に係る各種書類を閲覧し、問題なく手続きが行われたことを確認した。

第5. 交通企画費(一般経費B・消費)2

担当部課名 交通企画課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

交通事故防止啓発に関する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

(単位：千円)

| 区 分 | 需用費 | 役務費 | 合 計 |
|-------|-------|-----|-------|
| 予算額 | 2,287 | 32 | 2,319 |
| 事業費実績 | 2,287 | 32 | 2,319 |
| 予算差額 | 0 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の実取組と実施状況

需用費

横断歩行者保護の広報啓発を目的としたポスター・チラシや、緊急事態宣言解除後の交通事故の増加を防止するための緊急広報用チラシなどを作成し、各警察署や関係機関・団体等に配分し、街頭活動の際に歩行者や自転車、車両の運転者に配付した。

作成数 ポスター4,000枚 チラシ170,000枚

横断歩行者保護の広報啓発を目的としたグッズを作製し、各警察署に配分し、強化日を設定して街頭活動の際に車両運転者に配付したほか、協力を得られた企業等が管理する車両に貼り付けた。

作成数 9,000枚

県内の交通事故等の統計データをまとめた「交通年鑑」及び「とちぎの交通事故」を作成し、広報活動や取り締まりなどに活用している。

「交通年鑑」は交通に関するデータ、「とちぎの交通事故」は交通事故に関するデータをまとめたもので、県警内だけでなく、他県警や県庁各課、協力団体などにも配布している。

作成数 交通年鑑 200部
とちぎの交通事故 1,100部

役務費

広報用FAX回線使用料

県警HPにも「交通事故日報」のページを設け、交通事故発生件数や負傷者数等の県内の交通事故発生状況を掲載しているが、インターネット環境が整っていない高齢者や零細事業者向けに、ポーリング通信（送信元に登録されている情報をFAX受信側の操作で取り出す機能）により交通事故日報の入手を可能としている。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

交通事故防止を啓発するポスターに係る契約および発注、支払までの各執行に係る資料を閲覧し、適切に管理がなされていることを確認した。また作成したポスターや冊子などの活用状況についても質問をおこなった。啓発ポスターはその時の社会情勢に合うように企画して作成しており、令和2年度は横断歩道に歩行者がいるときの車両の停車や、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の反動への注意喚起といった内容となっている。また「交通年鑑」や「とちぎの交通事故」は交通事故情報システムをもとに作成され、各警察署や交通安全協会、安全運転者協会、記者クラブなどに

配布し、各種交通安全講習や事業の企画のための資料として活用されている。

第6. 交通企画費（一般経費B・消費）3

担当部課名 運転免許管理課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

自動車安全運転センター負担金

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 負担金 | 合計 |
|-------|-----|-----|
| 予算額 | 789 | 789 |
| 事業費実績 | 789 | 789 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

自動車安全運転センターが行っている累積点数通知業務は、交通事故防止に一定の役割を果たしていることから、栃木県の負担金として経費の一部を補助する。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

自動車安全運転センターは、自動車安全運転法により設立され、安全運転研修の実施、累積点数の通知などを行っている組織である。

累積点数の通知は、警察庁のデータと連携して交通違反や交通事故により点数が累積すると累積点数通知ハガキを発出するものである。この通知は運転者に注意を促し交通違反、事故を防止する意義があり、栃木県警もセンターの運営に一定の負担を行っている。毎年度、安全運転センターから負担金の交付申請があり、これを栃木県警察で内容を確認したうえで、予算要求が行われている。

第7. 交通企画費（政策経費B・消費）1

担当部課名 交通企画課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

高齢者の交通事故防止対策に関する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区 分 | 報 償 費 | 需 用 費 | 役 務 費 | 合 計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予 算 額 | 4,000 | 391 | 819 | 5,210 |
| 事業費実績 | 3,994 | 139 | 793 | 4,926 |
| 予算差額 | 6 | 252 | 26 | 284 |

(3) 令和2年度の実施状況

委嘱している「高齢者交通安全等アドバイザー」200名に高齢者宅への訪問指導や事故防止を呼び掛けるパンフレット等の配布を依頼した。また、「高齢者自転車免許教室」を開催するなどして、高齢者の交通事故防止を図る活動を実施した。

令和2年度 5,018世帯を訪問

「高齢者自転車教室」は、年8回開催・120人参加

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業では、各警察署で適切な人材を選定し、200人に委嘱者を絞って、アドバイザーとして活動を依頼している。訪問先の高齢者について名簿は作成していないため、各アドバイザーの裁量で高齢者を訪問している。そのため土地勘や地域の高齢者の状

況に詳しいものが適任とされている。交通企画課でも訪問の際に個人情報収集していないため、訪問先までを特定できるものはないが、毎月活動報告は各警察署に行われ、交通企画課にも報告がなされているとのことである。

事業に関する資料の閲覧およびヒアリングの結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第8. 交通企画（政策経費 B・消費）2

担当部課名 交通企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

とちぎ学生交通安全リーダー委嘱・安管法定講習に関する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区 分 | 需用費 | 役務費 | 委託料 | 合 計 |
|---------|-----|-----|--------|--------|
| 予 算 額 | 28 | 127 | 29,095 | 29,250 |
| 事業費実績 | 28 | 120 | 28,846 | 28,994 |
| 予 算 差 額 | 0 | 7 | 249 | 256 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ア とちぎ学生交通安全リーダーの活動等

- ・県内に本拠地をおく大学、専門学校等 19 団体（322 名）に委嘱し、交通安全活動に資するボランティア活動を推進することで、交通安全ボランティア活動団体の活性化を図るとともに、同世代の交通安全意識の向上を図るもの。
- ・令和2年度、交通安全ボランティア 322 人に対し、死亡保障 1,000 万円等（保険料人当たり 370 円）のボランティア活動保険を契約した。
- ・とちぎ学生交通安全リーダーの活動用として着用している統一の帽子 50 個を補充整備（各署に調査して経年劣化したものを新調）した。

イ 安管法定講習

- ・公安委員会は、内閣府令の定めにより講習を実施しなければならない。
- ・安全運転管理者等講習は、各事業所が選定した安全運転管理者等に対し、

自動車及び道路の交通に関する法令の知識、その他自動車の安全な運転に必要な知識、自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識及び技能、安全運転管理に必要な知識及び技能に関する講習を実施するもの。

年度内、県内 7,081 事業所に対し実施。

講習 39 回実施

対象 安全運転管理者 7,081 名

副安全運転管理者 1,297 名

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業は、学生ボランティアによる交通安全活動に関する経費と安全運転管理者の法定講習の委託である。交通安全ボランティアは街頭での活動になるため、委嘱団体構成員に対する保険を契約し、一人当たり 370 円の保険料を負担している。また帽子といった一部の被服も負担している。委嘱している活動団体 19 団体 (322 名) であるが、令和 2 年度は 1 団体 40 名のみの活動実績となったが、これは新型コロナウイルス感染症により活動自粛された影響による。

年 1 回の安全運転管理者の法定講習の実施は一般社団法人栃木県安全運転管理者協議会に委託されている (一般競争入札)。講習は県内各所で年間 40 回以上を実施するとされ、令和 2 年度は補充講習を含め 39 回で対象となる受講者全員が受講を完了している。

事業に関する資料の閲覧およびヒアリングの結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第9. 交通企画 (政策経費 B・消費) 3

担当部課名 交通規制課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

自動車保管場所申請や道路使用許可に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 委託料 |
|-------|---------|
| 予算額 | 259,128 |
| 事業費実績 | 245,825 |
| 予算差額 | 13,303 |

(3) 令和 2 年度を取組と実施状況

自動車保管場所や道路使用の許可にあたり、現地調査業務や電算管理業務を外部に委託したもの。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業では、自動車保管場所現地調査、道路使用許可現地確認および電算管理業務を実施しており、いずれも交通安全協会に実施 1 件あたりの単価契約による委託を行っている。関連する資料の閲覧およびヒアリングを実施した結果、特に問題となる事項は発見されなかった。なお、電算管理業務は書面による自動車保管場所証明申請等を OSS システムに入力する業務であり、令和 2 年度の委託料実績は 35,262 千円である。当業務はインターネットを通じた OSS 申請の場合は発生しない業務であるため、経済性の観点から、「第 2. 交通企画（一般経費 A 投資）1」で述べたように OSS 申請の利用促進の取組をすることが望ましい。

第10. 交通企画（政策経費 B・投資）

担当部課名 交通企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通事故情報掲載委託および事故情報システム・高齢者への教育装置のリースに関する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

(単位：千円)

| 区 分 | 委 託 料 | 使用料及び賃借料 | 合 計 |
|-------|--------|----------|--------|
| 予算額 | 13,425 | 40,194 | 53,619 |
| 事業費実績 | 13,425 | 40,194 | 53,619 |
| 予算差額 | 0 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

○地図情報発信サービス

県内で発生した交通事故や犯罪発生場所・日時等を電子地図上に表示し、県民に発生状況の情報を提供する「ルリちゃんパトロールマップ」を業者に委託し発信している。その委託料である。

令和2年中のアクセス数 259,582回

○交通情報管理システムリース

栃木県警察が取り扱った全交通事故及び交通違反のデータを入力・管理し、交通事故統計の作成および分析、携帯端末による交通反則切符作成、交通事故事件捜査の監理等に使用するシステムをリースしている。

○地図分析システムサーバリース

交通情報管理システムに集約された交通事故及び交通違反データにより、交通事故・違反場所を電子地図上に表示させ、地理分析により交通事故の傾向や交通取締りを要する場所の洗い出し等を行うシステム(G I S)をリースしている。

○模擬横断教育装置リース

道路横断の危険性を安全に体験することができる「歩行者模擬横断教育装置」を導入し、高齢者に対し参加体験型の交通安全教育を実施した。

年間8回開催 502人参加

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業の各取組に関し、ヒアリングおよび契約図書や業務の結果に関する書類を閲覧し、事業の内容や目的、事業の管理手続の実施状況の確認を行った。交通情報管理システムや地図分析システムで作成された統計や分析された情報は、交通安全に関する講習のための資料や、交通安全に関する事業を企画するうえでの資料として活用されている。

なお令和 2 年度における模擬横断教育装置を用いた交通安全教育の実施回数は新型コロナウイルス感染症の影響で例年よりも大幅に少なくなっている。

第11. 交通企画（知事指定枠・消費）

担当部課名 交通企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

「止まってくれない栃木県からの脱却」のための歩行者保護意識向上の広告・CMに関する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 役 務 費 | 委 託 料 | 合 計 |
|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 3,228 | 5,170 | 8,398 |
| 事業費実績 | 3,228 | 5,170 | 8,398 |
| 予算差額 | 0 | 0 | 0 |

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

役務費

歩行者保護意識向上新聞広告

下野新聞 1 面に 3 段フルカラーで 6 回啓発広告を掲載した。

4 月～6 月 「横断歩道の交通ルール」 遵守に関する内容のもの

10 月～12 月 「夜間は原則ハイビーム」に関する内容のもの

委託料

歩行者保護意識向上のテレビCM制作・放送

とちぎテレビに「歩行者保護意識向上」に向けたスポットCMを作製委託し、年間を通じて毎日2回放送した。

CM時間 30秒

18:00と21:00のニュースの間に放送

2. 監査の結果

(1) 契約内容と実績数量の把握について（意見）

ア. 結論

契約で定められた業務数量と実績数量の管理を正確に行うべきである。

イ. 内容

本事業は、ドライバーの歩行者保護意識向上のためのテレビCM制作・放送および新聞広告を行うものである。広告内容は、信号機のない横断歩道での一時停止率について栃木県が全国ワースト1位になったことがあることや、夜間のハイビーム使用率が低く、夜間歩行中の死亡事故では、ほとんどの加害車両がロービームであることなどから、これらを題材として歩行者保護意識を向上させることを意図したものとなっている。

とちぎテレビでのCM放送の委託契約に係る仕様書によれば、放送回数は令和2年度で毎週土曜・日曜を除く平日2回とされていたが、放送実績を見ると、土曜および日曜も含めて毎日放送されている。放送回数が契約と異なる件について、質問したところ経緯については把握されていなかった。

請求額および支出額については、契約額から特に変更されておらず、放送回数のみが増えた結果であるが、契約している内容から変更があったのならば、適切に把握し記録を残すべきである。

第12. 交通企画（指定事業・一定ルール）

担当部課名 交通企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

スケアード・ストレイト実施に関する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

(単位：千円)

| 区 分 | 委 託 料 | 合 計 |
|-------|-------|-------|
| 予 算 額 | 7,781 | 7,781 |
| 事業費実績 | 7,781 | 7,781 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

高齢者スケアード・ストレイト

高齢者の交通事故防止のため、スタントマンが交通事故を実演し、事故の衝撃や恐ろしさを実感させる交通安全教室を実施した。

年間6回開催 896人受講

2. 監査の結果

(1) 交通安全教室の映像化について（意見）

ア. 結論

交通安全教室の映像化業務について、映像の活用状況の把握と費用対効果の検討が必要である。

イ. 内容

本事業ではスタントマンの実演を交えた交通安全教室を委託により実施している。委託業務には実施した交通安全教室1回分を、10～15分程度の映像DVDとして作成する業務が含まれている。このDVDの活用状況について質問したところ、交通安全教室等に活用するために各警察署に配布されているとのことだが、警察本部では具体的な利用状況について把握していなかった。

映像化は毎年度、交通安全教室の実施と併せて委託しており、積算上も少額とはいえない金額が含まれている。作成された映像がどのような活用されているかを把握し、内容として毎年度新しく映像化すべきものなのか等、事業の費用対効果の検討が必要である。

第13. 交通取締費（一般経費B 投資）

担当部課名 交通指導課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締りに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区 分 | 備品購入費 指定物品等購入費 | 合 計 |
|-----------|-------------------|-------|
| 予 算 額 | 5,192 | 5,192 |
| 事 業 費 実 績 | 5,192 | 5,192 |
| 予 算 差 額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度の実施状況

本機は、定置式の速度違反取締装置であり、車両の走行速度を計測し、速度超過の場合速度違反として検挙するものである。令和2年度は、2警察署に更新整備し、速度違反取締りに活用して交通事故抑止に努めた。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

定置式の速度違反取締装置の更新の考え方や、管理の方法などについてヒアリングおよび資料の閲覧をして内容を確認した。県内各署に配備されているものを、保守の結果や経過年数および予算を見て更新を決定している。電波法改正により令和4年12月以降、新規格（新スプリアス基準）に適合する機器のみ使用可能になるため、段階的に適合機器を配備する予定である。適合機器の配備状況や各機器の年式等については、管理表を用いて更新の計画を行っている。

第14. 交通取締費（一般経費B 消費）

担当部課名 交通指導課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

交通指導取締りに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区 分 | 予 算 額 | 事業費実績 | 予算差額 |
|------------|--------|--------|------|
| 報 償 費 | 87 | 58 | 29 |
| 需 用 費 | | | |
| 消耗品費 | 2,180 | 2,173 | 7 |
| 修 繕 料 | 698 | 609 | 89 |
| 役 務 費 | | | |
| 通信運搬費 | 11,185 | 11,139 | 46 |
| 手 数 料 | 950 | 917 | 33 |
| 委 託 料 | 24 | 0 | 24 |
| 備品購入費 | | | |
| その他備品購入費 | 1,665 | 1,665 | 0 |
| 負担金補助及び交付金 | | | |
| 負 担 金 | 98 | 0 | 98 |
| 合 計 | 16,887 | 16,561 | 326 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

交通事故抑止対策の柱は交通指導取締りであり、警察では無免許、酒気帯び、著しい速度超過、信号無視、過積載運転等交通事故に直結する悪質危険性の高い違反に対し、県内各警察署等において指導取締りを実施、交通事故抑止に努めた。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業では交通指導取締りに係る諸経費を支出している。上記事業費実績の各区分の内容および支出における執行手続きの状況について、ヒアリングおよび資料の閲覧により確認した。事業費のうち消耗品費やその他備品購入費は、デジタルカメラや呼気中アルコール測定器などの交通取締現場で使用する器具機器類である。また最も支出が多い通信運搬費は証拠品となる車両のレッカー移動に係る支出である。

第15. 交通取締費（指定事業 法令等）

担当部課名 交通指導課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締りに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区 分 | 予 算 額 | 事業費実績 | 予算差額 |
|-------------------|--------|--------|------|
| 手 数 料 | 11,080 | 11,059 | 21 |
| (内訳) | | | |
| 1 速度測定器 | 858 | 858 | 0 |
| 2 移動オービス | 1,100 | 1,100 | 0 |
| 3 飲酒検知器 | 535 | 535 | 0 |
| 4 重量測定器 | 1,446 | 1,446 | 0 |
| 5 オービスⅢ | 4,842 | 4,842 | 0 |
| 6 自動解析図化機 | 880 | 880 | 0 |
| 7 可視光線透過率測定器 | 264 | 264 | 0 |
| 8 車間距離測定装置保守点検 | 598 | 598 | 0 |
| 9 取締用速度測定器検査調整手数料 | 117 | 96 | 21 |
| 10 ステレオカメラ | 440 | 440 | 0 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

交通指導取締りで使用する取締り機器等、道路交通法の規定に違反する事実立証に使用する取締り機材を、定期的に点検を実施するなど保守管理を適正に行い、公判維持に努めた。

2. 監査の結果

(1) 故障した取締り機器に関する対応について（指摘事項）

ア. 結論

故障をした取締り機器が長期間にわたり修理が行われず、動作しないままとなっている。

イ. 内容

本事業では、各種道路交通法違反を取締る機材について運用要領等を定め、年1回以上の定期点検を実施している。取締り機器の定期点検の執行状況について確認したところ、故障のため点検対象となっていない機器が複数あったため、これらの故障した機器に関する対応状況についても確認を行った。

故障した機器のうち1台は令和2年3月の点検により故障が判明したが、修繕が実施されたのは令和3年になってからだった。残りの機器については平成28年3月から平成29年3月の間には点検により故障が判明していたが、いずれも修繕がなされず長期間にわたり正常に動作しない状態であった。

このように修繕対応が遅くなった、または修繕がなされていない理由について質問したところ、必要性について認識はしているものの、予算要求の優先順位の関係で、入札差金等の執行残額での対応となり、令和2年度の1台の修繕は、残額が分かる年度末に、可能な分を実施したとのことであった。

不具合の有無を確認し、問題があれば改善できるようにすることも、定期点検の目的である。予算の制約があるとはいえ、発見した故障の対応が長期間なされていないのは適切ではない。必要な交通取締り機器の不具合等については速やかに修繕すべきである。

第16. 交通取締費（政策経費B 投資）

担当部課名 交通指導課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締りに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区分 | 使用料及び賃借料 | 合計 |
|-------|----------|-------|
| 予算額 | 4,257 | 4,257 |
| 事業費実績 | 4,257 | 4,257 |
| 予算差額 | 0 | 0 |

(3) 令和2年度を取組と実施状況

社会的反響の大きい悪質・重大事故の現場において、実況見分終了後に3Dレーザースキャナを使用し、撮影を実施した。

2. 監査の結果

(1) 機器の有効活用について（意見）

ア. 結論

導入した機器の使用実績が少ないため、活用の幅を広げていく取組が望まれる。

イ. 内容

従来から事故現場の記録は、手作業による測定とステレオカメラで撮影した画像から作図することで行っているが、事故現場での長時間の交通規制や人員の確保を要し、作図についても、専門技術を持つ者による日数をかけた処理が必要であった。本事業で賃借している3Dレーザースキャナは最先端技術により事故現場を速やかに計測し、デジタルデータから簡単に図面化できる機械である。栃木県警でも裁判員裁判や公判等を見据えた体制の整備を図るため当機器を導入している。

事故現場で要する時間が短くてすみ、専門的な技能を持つものがなくても扱いやすいといったメリットがある当機器であるが、令和2年度の実際の事故現場での使用実績は2回のみである。使用回数が少ないのは、当機器の使用に係る要領に基づき、社会的反響の大きい悪質・重大事故現場のみに使用されているからとのことである。当機器の賃借料は決して安いものではなく、使用することによるメリットも大きいため、交通量の多い場所においては優先的に使用するなど、柔軟に活用の幅を広げていくことが望ましい。

第17. 交通取締費（指定事業 増減大）

担当部課名 交通指導課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締りに要する経費

交通情報管理システム機器に係る諸費用

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

| 区 分 | 役 務 費 通信運搬費 | 使用料及び賃借料 | 合 計 |
|-----------|----------------|----------|--------|
| 予 算 額 | 9,500 | 48,369 | 57,869 |
| 事 業 費 実 績 | 9,491 | 48,349 | 57,840 |
| 予 算 差 額 | 9 | 20 | 29 |

(3) 令和2年度の取組と実施状況

本システムは交通事故管理、交通違反管理をはじめ各種機能を搭載し、更に、連携する交通携帯端末を用いて交通反則切符の作成等が行われるものである。

県内で発生した全ての交通事故情報及び交通違反情報を蓄積・分析し、交通事故抑止対策の基礎とするほか、交通携帯端末の使用により切符処理時間を短縮するなど、業務の効率化を実現している。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

ヒアリング及び資料の閲覧により、本システムの概要、端末の配備状況、使用の効果、予算の執行手続等について確認を行った。本システムは従来の事故管理システムに取締管理機能を追加し、携帯端末による現場の写真撮影などの情報収集から切符の出力まで可能としている。端末を利用した切符発行や情報入力が可能となったことで、現場での所要時間が14～15分程度短くなり、端末入力情報が管理システムに連携することで紙の切符のシステム入力作業がなくなり、帰所してからの所要時間も22分程度短縮されたとのことである。現在の違反切符のシステム発行率は8割程度であるが、今後さらなる利用率の向上と効率化の促進が期待される。

IV その他所見

栃木県警察の各事業に対する監査の結果は、以上のとおりであるが、監査の対象とした事業の中に課題は認識されているが、解決のできない状況のものや、包括外部監査の範囲を超える提言について、その事実及び内容を所見として記載する。

第1. 代替収容制度の経費負担等について

「Ⅲ 監査の結果 第1節第3章第2」において留置人費償還金を監査の対象としたが、代替収容制度の経費負担等の問題は未解決の状態であり、国による解決が求められる。

(ア) 代替収容制度

留置人は、逮捕後、48 時間以内に検察官へ送致するか否かが決定され、送致された場合にはそれから 24 時間以内に勾留請求の判断が検察官により裁判所に対して行われる。検察官は、勾留請求を行ってから 10 日以内に起訴すべきか否かを判断するが、延長は更に 10 日間認められており、最長 20 日間の勾留期間がある。

被疑者を勾留する裁判官は、その勾留場所を法務省の所管となる刑事施設（拘置所）とすることが刑事訴訟法において決められている。ただし、刑事収容施設法において、勾留されるものを刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができることから、いずれを勾留場所とするかは裁判官の判断となる。さらに、勾留施設の不足によって警察署の留置施設において裁判官の判事勾留として 2 か月が認められ、その後更新が可能となっている。被疑者の検察官送致から最長 20 日間の勾留期間内の起訴を経て刑事施設（拘置所）へ移送するまでの警察留置が可能となるが、この取扱いが代替収容制度といわれるものである。ただし、長期間の警察留置は、被疑者が起訴後も捜査機関である警察署内の留置所に勾留されることを可能とし、留置人の人権の問題に係ることになる。

次の表は、過去 5 年間の留置人の平均留置日数を算定したものであるが、5 年間で 6 日間も警察留置が伸びていることが分かる。

(単位：人、日)

| 項目 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 実人員 | 1,841 | 1,852 | 1,642 | 1,656 | 1,580 |
| 延べ人員 | 52,661 | 58,498 | 56,710 | 54,598 | 54,632 |
| 平均収容日数 | 28.6 | 31.6 | 34.5 | 33.0 | 34.6 |

(イ) 経費負担

代替収容制度には、国と県警の運営費の負担の問題がある。留置人の経費の実績は償還金を上回っているため警察本部の持ち出しとなっているのが実態である。令和 2 年度で見ると、留置人に掛かる経費は 111,155 千円であるのに対し、留置人費償還金は 89,193 千円であり 21,962 千円の県費の持ち出しとなっている。

(単位：千円)

| 区分 | 報償費 | 食糧費 | 消耗品費 | 手数料 | 委託料 (診療費) | 使用料 | 合計 |
|--------|-------|--------|-------|-----|--------------|-------|---------|
| 留置人償還金 | | | | | | | 89,193 |
| 事業費実績 | 6,952 | 63,400 | 2,586 | 742 | 32,980 | 4,495 | 111,155 |
| 実質事業費 | | | | | | | △21,962 |

令和2年度の償還金の日額は、1,760円であり、内訳は食糧費が1,216円、留置施設管理費が544円である。留置人費償還金の日額は、毎年度見直しされているが、その額の推移は次のとおりであり、値上げは僅かであって実費を下回る状況である。

| 項目 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 日額 | 1,710円 | 1,740円 | 1,760円 | 1,780円 |

食糧費をとっても、この額は3食分であり1食当たり405円であることから厳しい日額であることが分かる。特に留置人の病気の際発生する医療費について、医師の負担を考慮して自由診療扱いとなっている。現状、健康保険診療に準じた医療費計算となっているが、医師の精神的な負担を考えるとその確保が難しくなる懸念があり、別途医療費の手当が必要な実態がある。代替収容制度の財源及び留置人の人権の問題、共に国の制度及び予算措置の問題であり、国による解決が求められる。

第2. 警察署協議会委員の多様性について

「Ⅲ 監査の結果 第2節第4章第21」において監査の対象とした警察署協議会の運営に要する経費について、警察署協議会名簿を閲覧したところ、全員が日本人であった。栃木県外国人住民数現況調査結果（令和2年12月31日現在）では、令和2年12月31日現在県内市町の住民基本台帳に基づく外国人住民数は42,828人、県人口に占める割合は2.19%と記載されている。なお、市町別人口に占める在住外国人数の割合は、真岡市が4.29%、小山市が4.25%と県平均の2倍程度となっている。外国人との共生は必要不可欠であり、外国人の存在は地域社会における重要な部分を担っている。従って、住民の生の声を十分に理解するという警察署協議会制度の設置趣旨に基づき県内居住の外国人を警察署協議会の委員に登用し意見を聴衆することが望まれる。

第3. 遠隔操作型カメラの更新費用について

「Ⅲ 監査の結果 第2節第15章第9」において監査の対象とした電話維持費は、天皇

ご一家、上皇・上皇后の那須御用邸への行幸、行啓において、新幹線の那須塩原駅駐車場に設置された遠隔操作型カメラの映像を警備指揮本部へ転送するための通信費である。

本体のカメラは、平成 17 年度にリース契約により設置されているが、その後再リースを繰返して現在に至っている。機種が古く画像の精度も落ちるため本体の更新を実施する時期にあると考えているが、実現していない。警察本部費で負担するには限界があり、警察任務の性格から施設の更新は国費で賄う経費であるとする。